

福島市中心市街地活性化基本計画



福島県 福島市
令和3年4月

令和3年3月30日	認定
令和4年3月8日	変更
令和5年3月13日	変更
令和6年3月7日	変更
令和6年8月20日	変更
令和7年3月5日	変更

福島市中心市街地活性化基本計画 目次

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
(1) 地域の概況	1
(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析	5
(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析	3 9
(4) これまでの中心市街地活性化に関する取り組みの検証	5 5
(5) 中心市街地活性化の課題	7 1
(6) 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）	7 2
2. 中心市街地の位置及び区域	7 7
(1) 位置	7 7
(2) 区域	7 8
(3) 中心市街地の要件に適合していることの説明	7 9
3. 中心市街地の活性化の目標	8 2
(1) 中心市街地活性化の目標	8 2
(2) 計画期間の考え方	8 2
(3) 目標指標の設定の考え方	8 3
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備 その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	9 8
(1) 市街地の整備改善の必要性	9 8
(2) 具体的事業の内容	9 9
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	1 0 3
(1) 都市福利施設の整備の必要性	1 0 3
(2) 具体的事業の内容	1 0 4
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び 当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項	1 0 7
(1) 街なか居住の推進の必要性	1 0 7
(2) 具体的事業の内容	1 0 8
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の 経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項	1 1 1
(1) 経済活力の向上の必要性	1 1 1
(2) 具体的事業の内容	1 1 2
8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	1 3 4
(1) 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性	1 3 4
(2) 具体的事業の内容	1 3 4

9. 4 から 8 ままでに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	1 4 2
(1) 市町村の推進体制の整備等	1 4 2
(2) 中心市街地活性化協議会に関する事項	1 4 7
(3) 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等	1 6 6
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	1 6 7
(1) 都市機能の集積の促進の考え方	1 6 7
(2) 都市計画手法の活用	1 6 8
(3) 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	1 6 9
(4) 都市機能の集積のための事業等	1 7 4
11. その他中心市街地の活性化に資する事項	1 7 5
(1) 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	1 7 5
(2) 都市計画等との調和	1 7 6
(3) その他の事項	1 7 8
12. 認定基準に適合していることの説明	1 8 1

様式第4 [基本計画標準様式]

○基本計画の名称：福島市中心市街地活性化基本計画

○作成主体：福島県福島市

○計画期間：令和3年4月から令和9年1月まで（5年10か月）

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

（1）地域の概況

①福島市の位置、地勢・気候

本市は、福島県中通り地方の北部に位置し、西に磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中に開け、市域を南北に流れる阿武隈川を主流として荒川、松川、摺上川などの河川が注いでいる。市域の中央には信夫山が位置しており、四方に広がる市街地のシンボリックな存在となっている。

気候は、奥羽山脈と阿武隈山地に囲まれた盆地特有の内陸性気候で、最近30年間の年間平均気温は13.0度で、各季節間の気温差は比較的大きく、また年間降水量は1,166ミリメートルである。

市域の中央部の周辺には肥沃な土地が広がっており、温暖な気候でできる「モモ・ナシ・ブドウ」と、寒冷な気候でできる「リンゴ・サクランボ」などのくだものの両方が生産され、市の特産品として全国に知られている。また、飯坂・土湯・高湯の3つの温泉や、「桃源郷」と称される花見山に代表される花の名所など魅力的な観光資源を複数有している。

令和元年度の県内観光客入込数56,344千人/年のうち、市内観光客入込数6,022千人/年となっている。

交通網については、東北新幹線が縦貫し、更に山形新幹線の起点となっている。また、東北縦貫自動車道を始め、国道4号などの主要道路が東西南北に延びており、首都圏と東北圏を結ぶ交通の結節点として重要な位置にある。

平成29年の東北中央自動車道（福島大笹生IC～米沢北IC間）の開通により、本市が南東北の道路交通ネットワークの結節点となり、広域的な観光交流や物流効率化による地域産業の活性化など幅広い効果が期待される。

江戸時代には、年貢米を江戸へ運ぶために阿武隈川を利用した舟運が行われており、兩岸には人や荷物を上げ下ろしする所（河岸「かし」）が設けられ、福島河岸は福島城の南に隣接し、福島藩・幕府・米沢藩の米蔵があった。福島河岸があった所は、現在、御倉邸（旧日本銀行福島支店長役宅）と一体的に整備され、船着場の姿を再現し、市民の文化活動や観光施設として利用されている。また、養蚕や生糸作りが盛んな地域として全国的にもその名が知られ、その製品の集散地として発展し商業のまちとして繁栄し、東北初の日本銀行出張所が設置されるなど、政治・経済・文化・教育の中心地として現在に至っている。

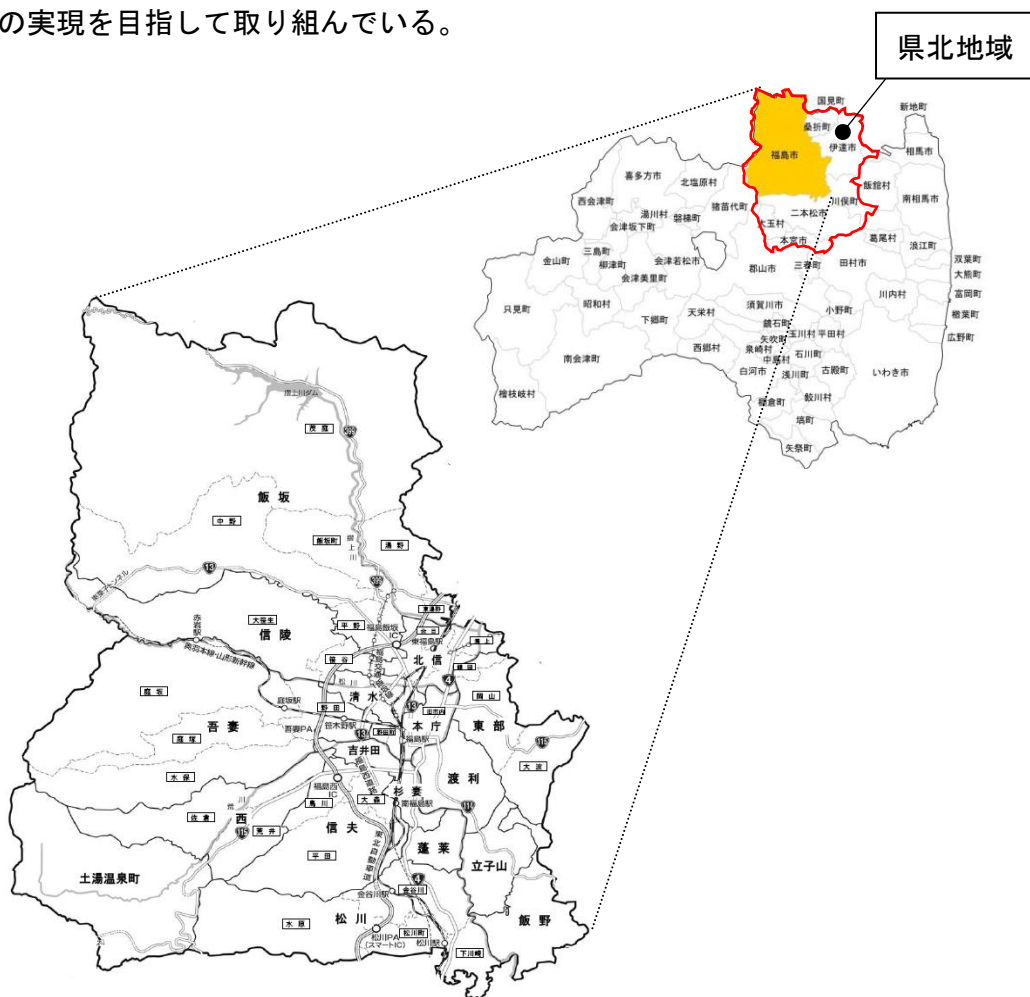
る。

明治4年（1871年）の廃藩置県により福島県の県庁所在地となり、明治40年に県内で2番目の市として人口3万余人で市制施行されてから、周辺の町・村との合併を繰り返して市域が形成され、平成20年7月に市町村合併の特例等に関する法律に基づき、飯野町と合併した。平成29年4月に市制施行110周年を迎え、現在の市域面積は767.7km²、市人口は277,133人（令和元年12月末現在、住民基本台帳）となっている。

県庁所在地かつ県北地域の拠点都市として、行政、産業、医療等の諸機能が集積し、福島大学や福島県立医科大学など教育環境にも恵まれ、県内の政治・経済・教育・文化をけん引し、農業・工業・商業・観光などの産業バランスが良く、持続的に発展している田園と文化が共存する都市であるとともに、県北地区8市町村で構成される地域の中核ゾーンとして、高次都市機能を集積する地区として位置付けられている。

震災から10年目を迎え、7月には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の野球・ソフトボール競技が本市で開催されるとともに先導的共生社会ホストタウンとして、パラリンピアンとの交流をきっかけとした共生社会の実現を目指すため、先導的かつ先進的なユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリー推進に取り組んでいる。

まちを清潔で明るく住みよい環境にするため、ポイ捨てのない美しいまちづくり運動の推進や福島駅周辺を受動喫煙防止重点区域の指定をするなど、健康にも配慮した地域社会の実現を目指して取り組んでいる。



②福島市及び中心市街地の沿革

福島市には縄文中期以降の遺跡・遺物がきわめて多く、数千年前から縄文時代の人々が住んでいたと考えられている。平安後期には平泉政権下で信夫庄は佐藤庄司一族が治めていたが、源頼朝の奥州征伐で中村氏（伊達氏）が中世の信夫・伊達を治めた。その後、蒲生氏郷の客将木村吉清（文禄年間1593）が福島城を居城とし、やがて上杉景勝（慶長3年1598）の領地を経て、寛文4年（1664）に信達地方は全て幕府の領地となり、本多忠国の福島15万石時代（1679～82）、堀田正仲・正虎の福島10万石時代（1686～1700）を経て、板倉氏の福島3万石（1702～幕末）と続いた。こうした中で養蚕業が栄え、安永元年（1773）には、幕府から「奥州蚕種本場」銘を与えられ、城下町福島は養蚕・生糸・織物が中心の商業のまちとして栄えた。

城下町は、戦国時代以後の築造された町並みがそのままに拡大し明治時代を迎えた。明治4年（1871）廃藩置県により福島県が誕生、福島町は県庁所在地となり、明治9年（1876）の福島県、磐前県、若松県の合併の際に三県統一の県庁が置かれ、県政・文教の中心としての基礎がかたち造られた。明治32年には東北初の日本銀行福島出張所（福島支店）や師範学校が設置され、政治、経済、教育、文化の中心として来訪者によって賑わい、商店街が形成されていき、明治40年（1907）4月には、全国で59番目の市制を施行、人口3万人余の福島市が誕生した。その後、中心市街地には、行政・司法・交通・教育・文化などの中核管理機能が集中・集積し、人、物、情報、文化などの出会いを生み出し、県都として、また広域的拠点としての役割を担っている。

昭和48年（1973）からは、福島駅前第1地区市街地再開発事業（昭和48年）、栄町地区第一種市街地再開発事業（昭和54年）、福島駅前B-II南地区第一種市街地再開発事業（昭和62年）、福島駅前B-II北地区第一種市街地再開発事業（平成6年）、福島駅西口広場（平成2年）、福島駅東口広場（平成3年）などの市街地の整備や基盤整備を進め、多様な機能が集積する市民生活に欠くことのできない場所となっている。

近年、レクリエーション・市民ニーズの多様化やモータリゼーションの進展と生活圏の拡大に伴う中心市街地の商店街離れ、また、福島商業高校（昭和45年）、福島大学（昭和54年）、福島医科大学・付属病院（昭和62、63年）などの郊外移転や、エンドーチェーン（平成3年）、長崎屋（平成11年）、さくら野百貨店（平成17年）の閉店等による人通りの減少と商店数の減少が次第に進行し、中心市街地の魅力の低下につながってきたと考えられる。

しかし現在でも、多様な都市機能が集積し、多くの市民が生活している上に、夏の風物詩「わらじまつり」や歴史のある「福島稲荷神社例大祭」が開催されるなど伝統文化が息づいている。また、市民が中心となり開催される「パセオ470 光のしずくプロジェクト」など、新たな文化の息吹も見られ、中心市街地は本市のアイデンティティを形成している場所であり、市民生活の拠り所であることには変わりがない。

今後も伝統文化の継承、新たな文化の創造、都市機能の維持や活力の再生が必要となっている。

③福島市における中心市街地の歴史的・文化的役割

a. 主な歴史的資源

福島城を北西に囲むように奥州街道が整備され、戦国時代以降江戸時代末期まで城下町として拡大しながら、また明治以降には県都として街を形成してきた。

中心市街地には、旧福島城の二の丸庭園跡の紅葉山公園、その一隅にある藩祖板倉重昌と二代目藩主重矩が祀られた板倉神社がある。また、旧奥州街道には明治初期に建てられた店舗が当時の雰囲気を残しており、昔の米の中継基地あと（御倉町）にある昭和2年に建てられた旧日本銀行支店長役宅、福島鎮守様として1000年の歴史がある福島稲荷神社など歴史的資源が点在している。

b. 主な文化的資源

福島市のシンボル信夫山に鎮座する羽黒神社の例祭で、厳寒の中、災疫防除、五穀豊穡を願う日本一の大わらじが奉納され、終夜老若男女の参拝客で賑わう「信夫三山暁まいり」がある。

また、阿武隈川隈畔で福島の暑い夏の夜に行われる灯籠流しと花火大会を始め、「パセオ470」と「文化通り」で行われる個性的な七夕飾りに彩られた七夕まつり、大勢の市民によるわらじ踊りが繰り広げられる「わらじまつり」が開催されており、収穫を祝う秋祭りとして町内会の鮮やかな提灯山車が繰り出す「連山車」など四季折々に多彩な文化的資源がある。

c. 景観資源

本市は西に磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰、東は丘陵状の阿武隈高地に囲まれた福島盆地の中心に開けており、南北に阿武隈川が流れ、中央に位置する信夫山を取り巻く様に市街地が広がった自然豊かな街である。市街地の周辺には果物などの一大生産地を形成し農業が盛んで、田園風景にも恵まれている。

中心市街地の背後にそびえる信夫山は、風致地区に指定され、信夫三山の信仰拠点の一つである。また中心市街地を囲むように流れている阿武隈川や東北屈指の水質を誇る荒川には、白鳥やカモ、白鷺、鮭の遡上が見られ、市街地間近で市民が自然に接することができる。

また春先に現れる吾妻連峰の吾妻小富士の種まきうさぎは「雪うさぎ」として親しまれ、シーズンに25万人を超える観光客が訪れる花見山とともに、市街地景観形成の重要な資源となっている。

中心市街地においては、景観に配慮した建築誘導や電線地中化等により街並み景観の整備を進めている。

d. 社会資本・産業資源

中心市街地は、道路、上水道、公共下水道などのインフラが充実し、中心市街地活性化基本計画（以下、「前計画」という。）において地域医療を支える大原総合病院の移転新築や福島県立医科大学保健科学部の新設や国や県の行政施設や司法施設、教育施設、郵便局、病院などの公共公益施設、商業の集積が見られる。

(2) 地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析

①福島市全体、D I D地区、中心市街地ごとに分けた人口動態等

○人口・世帯

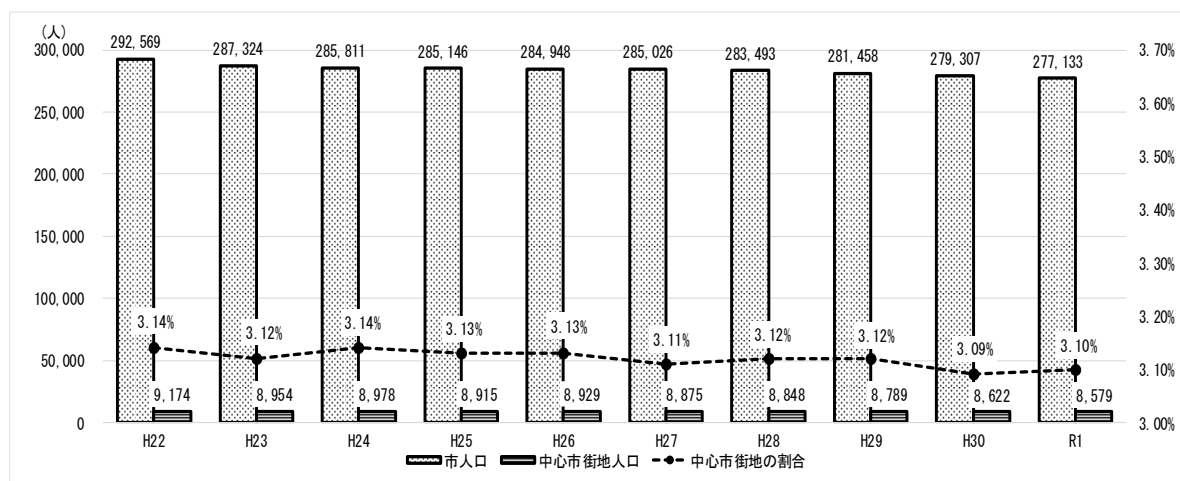
市全体の居住人口は、292,569人(平成22年)から284,948人(平成26年)、更には277,133人(令和元年)と減少している。

中心市街地の居住人口は9,174人(平成22年)から8,929人(平成26年)、更には8,579人(令和元年)に減少している。

市全体人口に占める中心市街地人口の割合としては、3.14%(平成22年)から3.13%(平成26年)、更には3.10%(令和元年)と減少している。

人口の伸び率は、市全体では0.974(平成22～平成26年)に対し、0.973(平成26～令和元年)、中心市街地では0.973(平成22～平成26年)に対し、0.961(平成26～令和元年)と市全体、中心市街地どちらとも横ばいである。

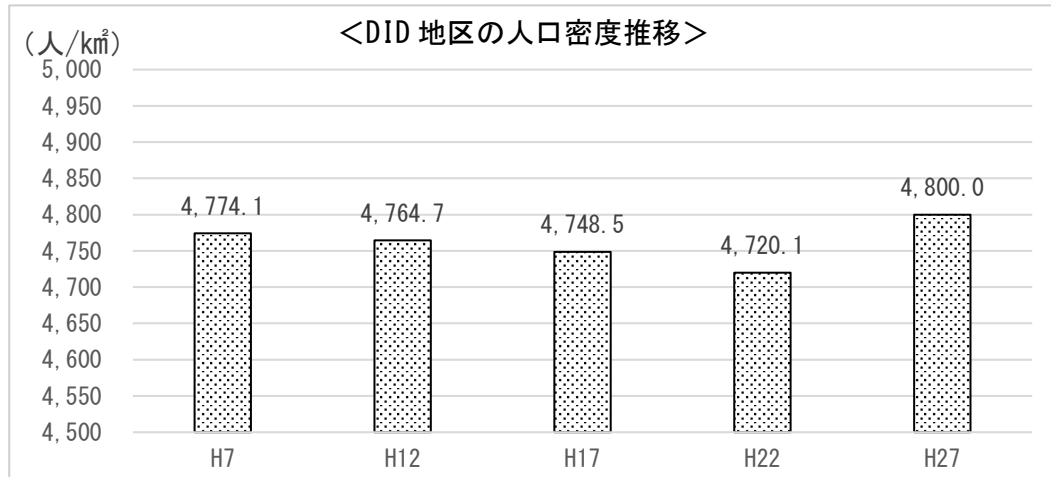
＜市全体人口と中心市街地人口の推移＞



出典：住民基本台帳（各年12月末時点）

D I D地区の人口密度は平成7年から平成22年にかけて徐々に減少しているが、平成27年に回復している。

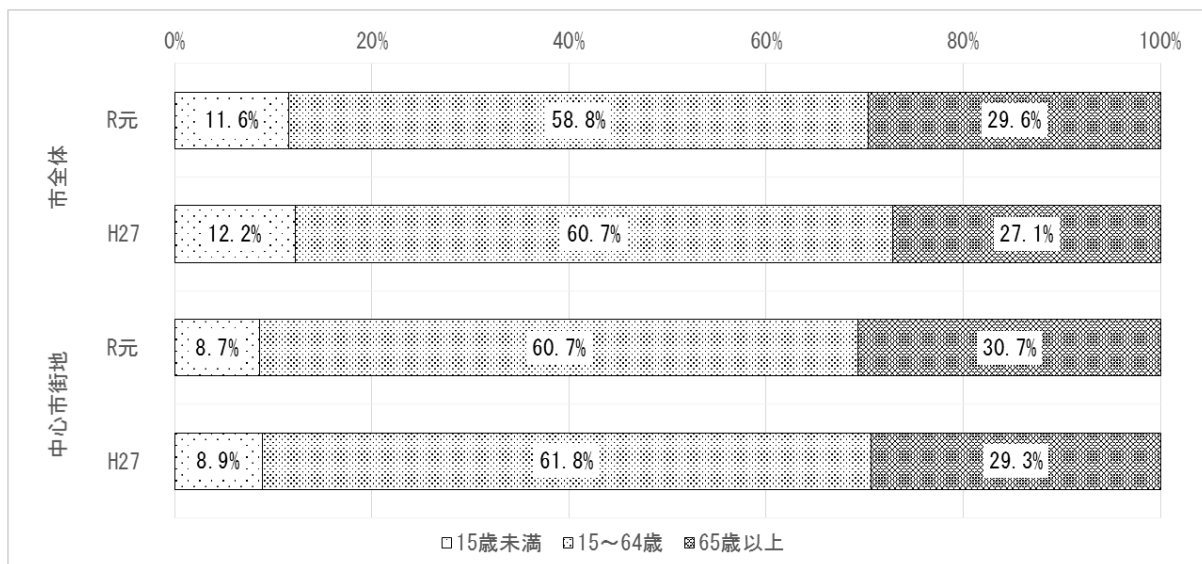
＜D I D地区の人口密度推移＞



出典：平成27年国勢調査

中心市街地の15歳未満人口割合は8.9%（平成27年）から8.7%（令和元年）へと減少し、65歳以上人口割合は29.3%（平成27年）から30.7%（令和元年）へと増加、少子・高齢化と、若者の流出が進行している（市全体も同傾向である）。

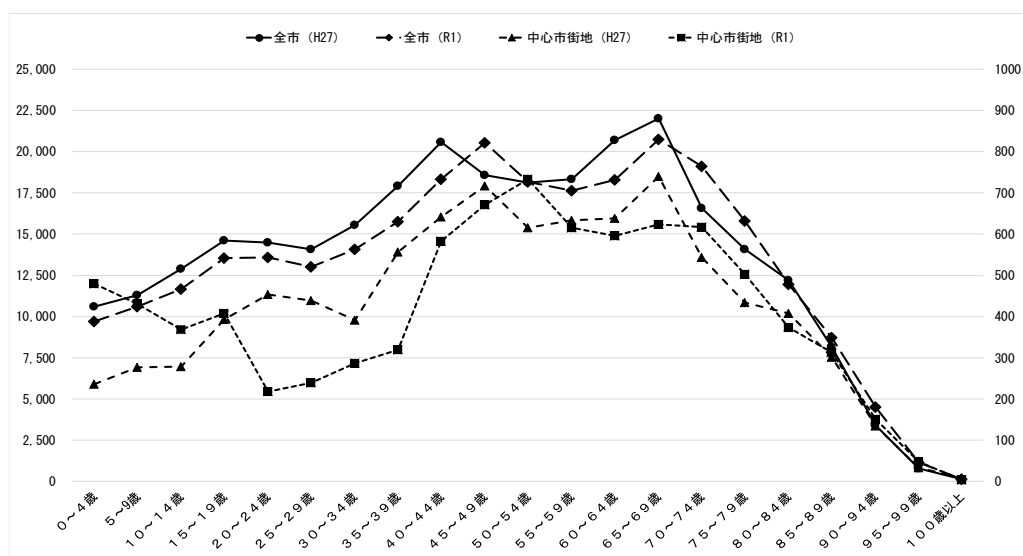
＜市全体・中心市街地の年齢3区分人口の割合＞



出典：住民基本台帳（各年12月末時点）

令和元年における5歳区分年齢別人口のピークは市全体45～49歳、中心市街地50～54歳となっている。また、平成27年から令和元年にかけての5歳区分の年齢別人口の推移をみると、市全体では45～49歳、70～79歳、85歳以上の年齢層が増加しているが、それ以外の年齢層は減少している。中心市街地は、0～19歳、50～54歳、70～79歳、85～99歳の年齢層が増加しているがそれ以外の年齢層は減少している。

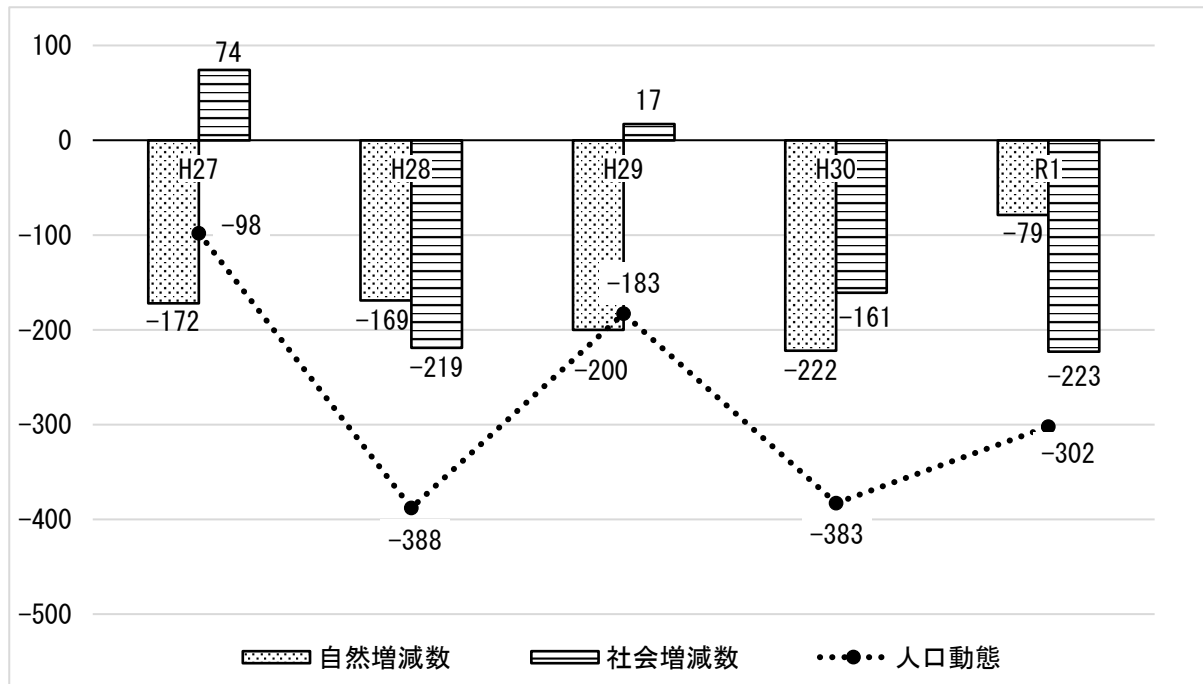
＜市全体・中心市街地の年齢5区分人口の割合＞



出典：住民基本台帳（各年12月末時点）

平成 27 年から令和元年度にかけて自然増減数は 93 人増加しているが、社会増減数は 297 人減少している

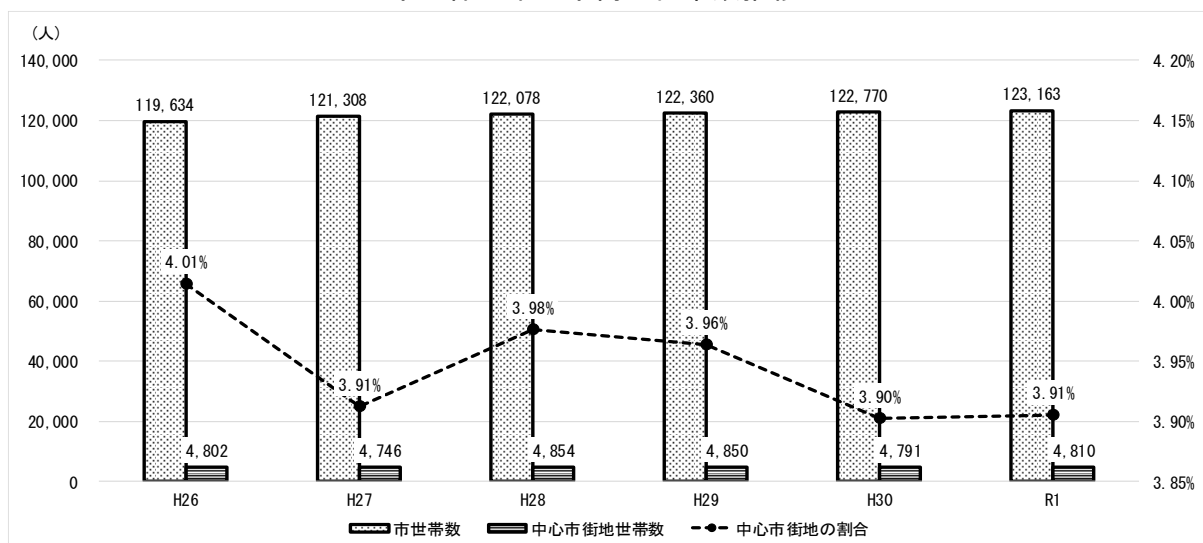
＜人口動態（推計人口（中央地区））＞



出典：住民基本台帳（各年 12 月末時点）

世帯数は市全体で 119,634 世帯（平成 26 年）から 123,163 世帯（令和元年）と増加傾向であり、中心市街地では 4,800 世帯前後で推移している。また、市全体の世帯数に占める中心市街地の世帯数の割合は 4.01%（平成 26 年）から 3.91%（令和元年）と減少している。

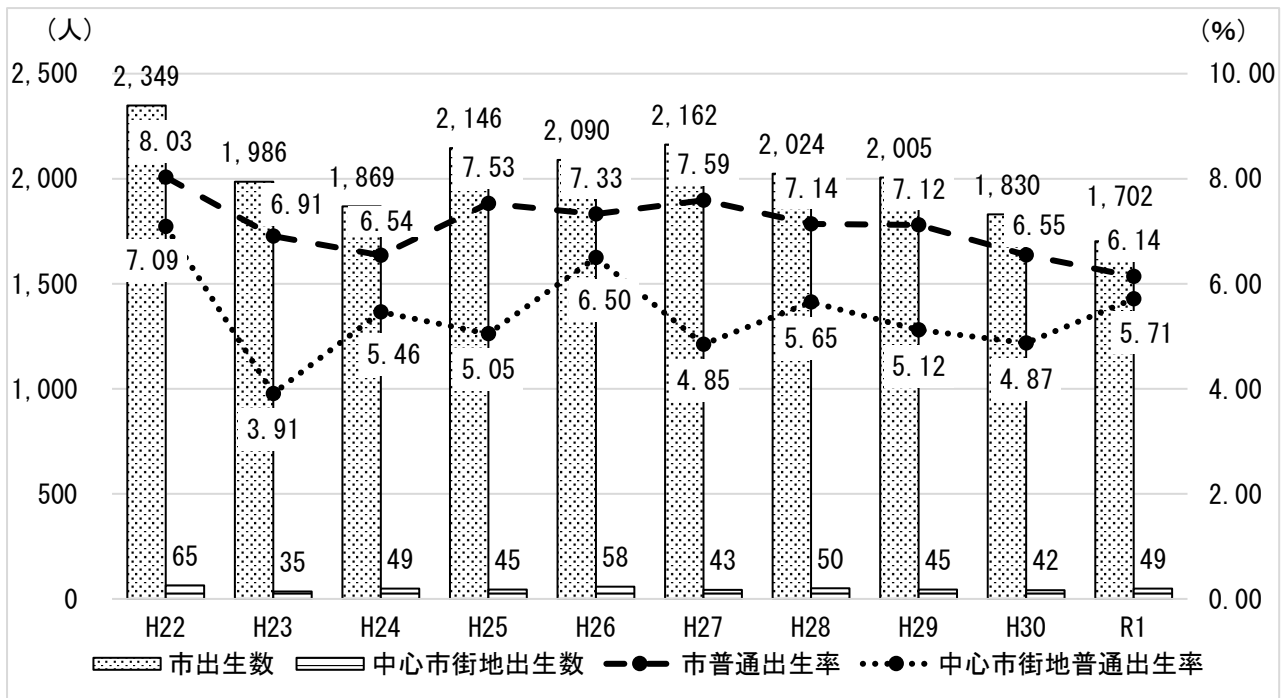
＜市全体・中心市街地世帯数推移＞



出典：住民基本台帳（各年 12 月末時点）

市全体の出生数及び出生率は平成 23 年と平成 24 年で急激に減少し、平成 25 年では増加したが、その後、全体的に減少している。中心市街地の出生数及び出生率は平成 23 年で減少し、その後増減を繰り返しているが、平成 22 年の値を上回る年がないまま推移している。

＜市全体・中心市街地普通出生率＞



出典：住民基本台帳（各年 12 月末時点）

②経済活力関係

○小売商業・対消費者サービス業・飲食業関係

【事業所数、売場面積、従業者数、年間販売額】

小売業事業所数は減少傾向にあり、市全体では2,666事業所(平成19年)から2,488事業所(平成28年)と10年間で178事業所減少している。また、中央地区では、828事業所(平成19年)から729事業所(平成28年)と10年間で99事業所減少している。

市全体の小売業事業所数に占める中央地区の小売業事業所数の割合は、31.1%(平成19年)から29.3%(平成28年)と減少している。

小売業売場面積は、市全体では389,152㎡(平成19年)から351,326㎡(平成24年)と減少したが、その後は増加傾向にあり、373,944㎡(平成28年)となっている。また、中央地区でも同様に、100,999㎡(平成19年)から93,835㎡(平成24年)と減少したが、その後は増加傾向にあり、98,240㎡(平成28年)となっている。

市全体の小売業売場面積に占める中央地区の小売業売場面積の割合は、26.0%(平成19年)から27.7%(平成26年)と増加したが、その後26.3%(平成28年)と減少している。

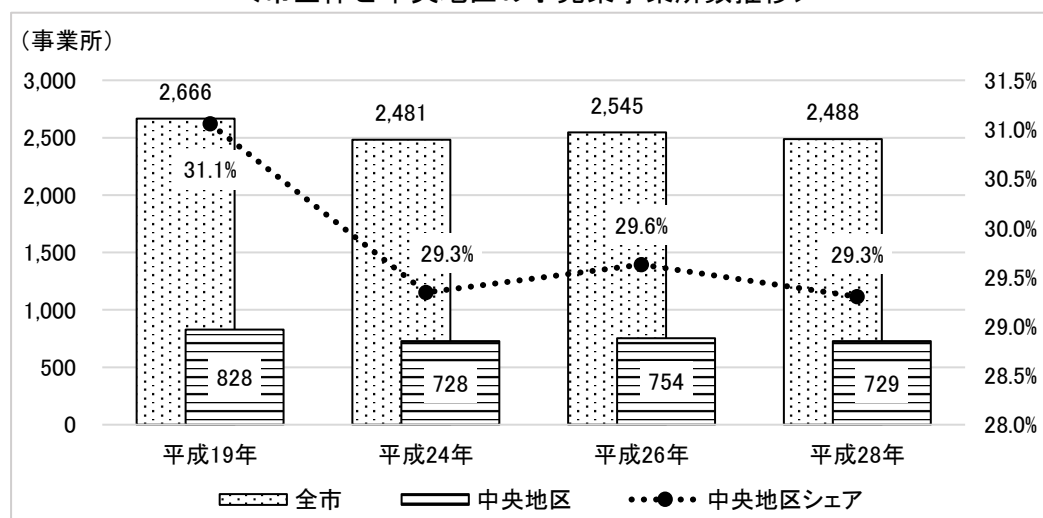
小売業従業者数は、市全体では18,767人(平成19年)から17,283人(平成24年)と減少したが、その後は増加傾向にあり、18,421人(平成28年)となっている。また、中央地区でも同様に、4,858人(平成19年)から4,130人(平成24年)と減少したが、その後はやや増加し、4,380人(平成28年)となっている。

市全体の小売業従業者数に占める中央地区の小売業従業者数の割合は、25.9%(平成19年)から23.8%(平成28年)と減少傾向にある。

小売業年間販売額は、市全体では319,311百万円(平成19年)から272,056百万円(平成24年)と減少したが、その後は増加傾向にあり、364,460百万円(平成28年)となっている。また、中央地区でも同様に、76,405百万円(平成19年)から58,017百万円(平成24年)と減少したが、その後は増加傾向にあり、75,543百万円(平成28年)となっている。

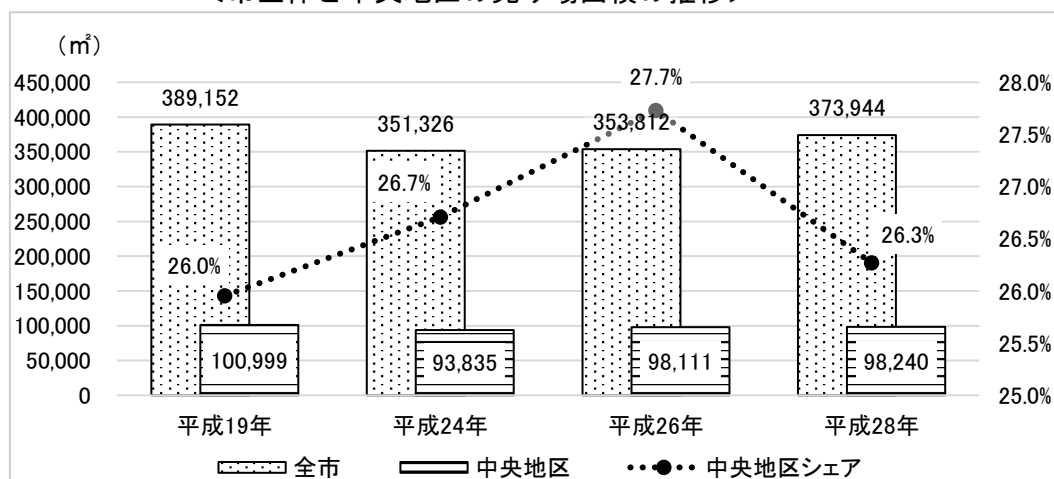
市全体の小売業年間販売額に占める中央地区の小売業年間販売額の割合は、23.9%(平成19年)から20.7%(平成28年)と年々減少傾向にある。

＜市全体と中央地区の小売業事業所数推移＞



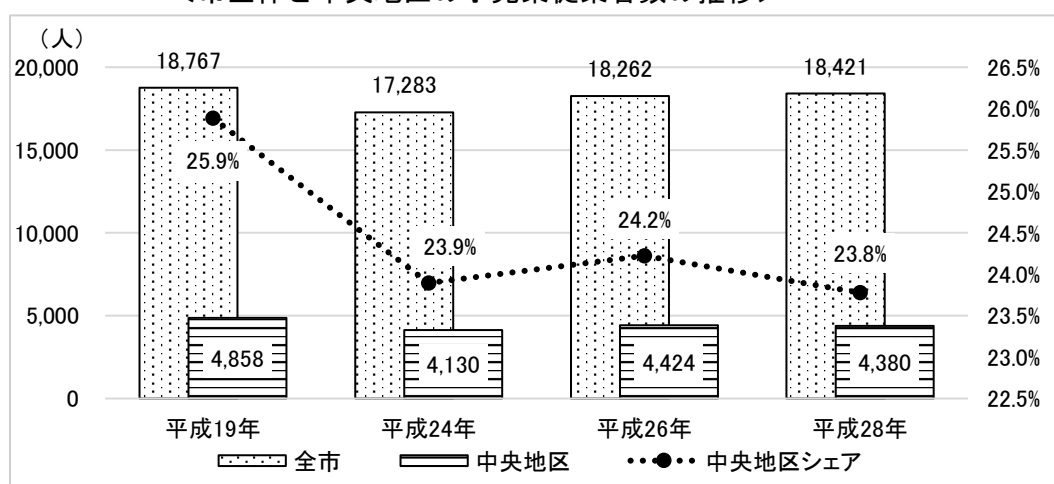
出典：経済サンセス活動調査(平成19、平成26年)、商業統計調査(平成24年、平成28年)

＜市全体と中央地区の売り場面積の推移＞



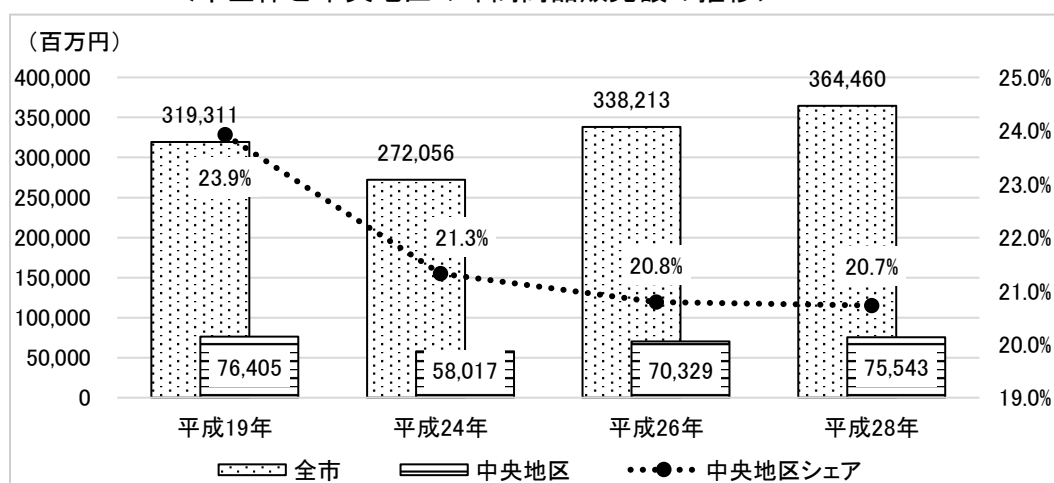
出典：経済サンセス活動調査(平成 19、平成 26 年)、商業統計調査(平成 24 年、平成 28 年)

＜市全体と中央地区の小売業従業者数の推移＞



出典：経済サンセス活動調査(平成 19、平成 26 年)、商業統計調査(平成 24 年、平成 28 年)

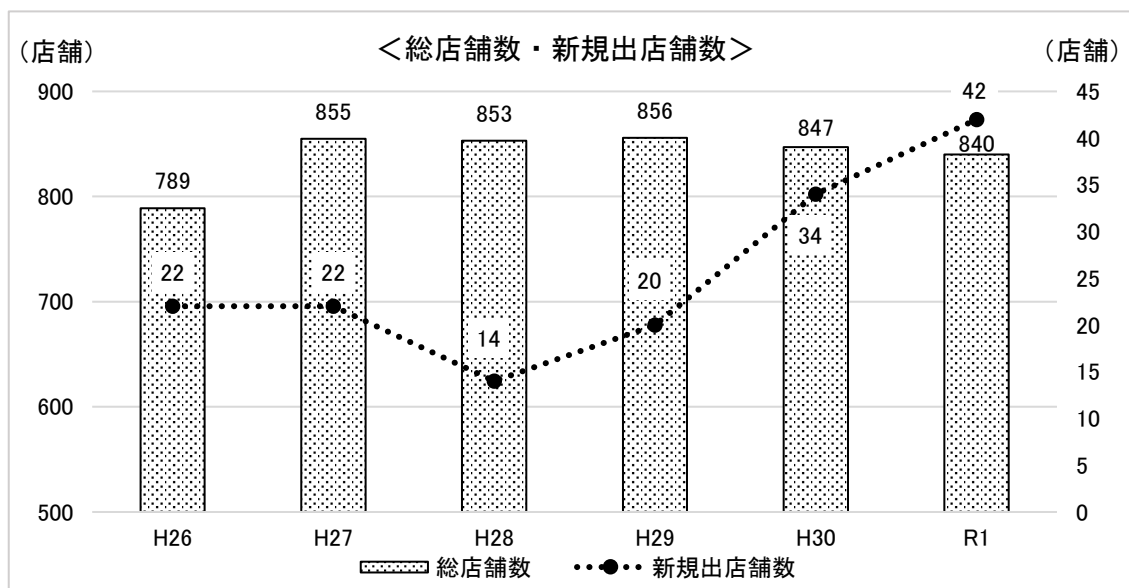
＜市全体と中央地区の年間商品販売額の推移＞



出典：経済サンセス活動調査(平成 19、平成 26 年)、商業統計調査(平成 24 年、平成 28 年)

【新規出店店舗数】

中心市街地の総店舗数は850店舗前後で概ね横ばい、新規出店舗数は毎年増加傾向である。



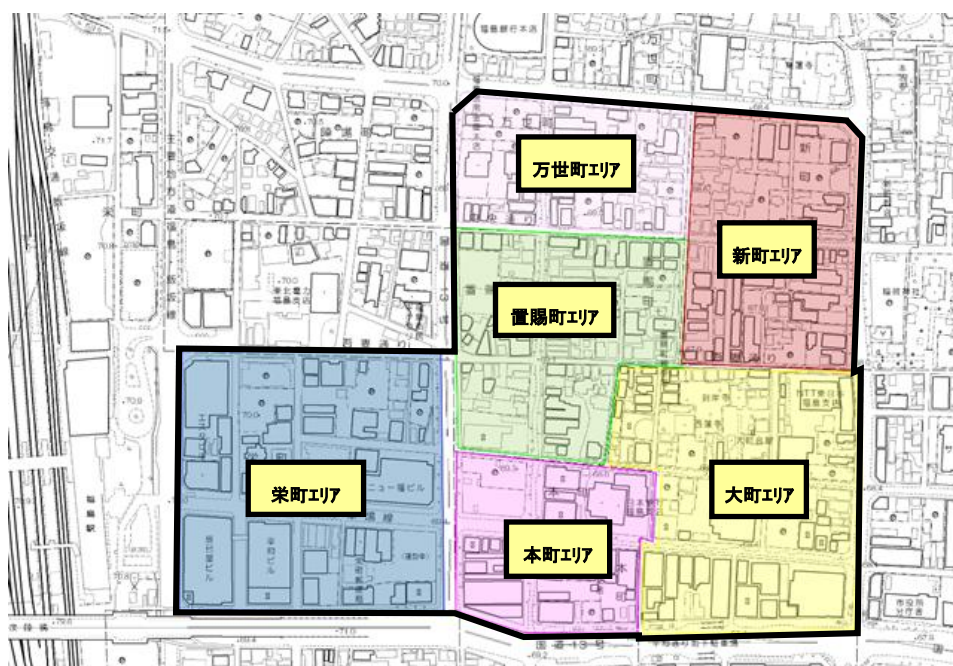
出典：福島市都市計画課

【空き店舗】

空き店舗数は 69 店舗(平成 27 年)から 76 店舗(平成 30 年)と毎年概ね横ばいで推移し、87 店舗(令和元年)と増加している。

空き店舗調査地区において、平成 27 年～令和元年までの空き店舗総数は平均 74 店舗あり、貸出可能空き店舗数は平均 23 店舗ある。空き店舗総数に対する貸出し可能空き店舗数の割合は 29.0%(平成 27 年)に対し、28.7%(令和元年)である。

＜空き店舗調査地区（エリア価値向上地区）＞



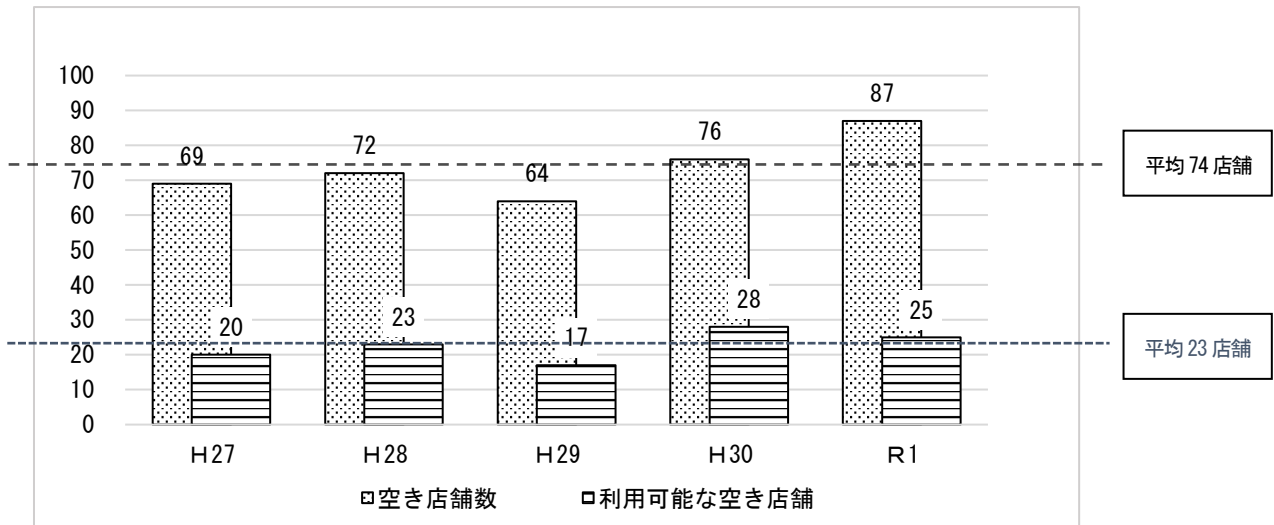
＜空き店舗数の推移＞

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本 町	空き店舗総数	4	1	1	5	7
	貸出可能空き店舗数	3	1	1	3	3
大 町	空き店舗総数	15	13	12	18	21
	貸出可能空き店舗数	6	4	3	5	5
置 賜 町	空き店舗総数	14	12	8	7	10
	貸出可能空き店舗数	5	4	3	4	8
新 町	空き店舗総数	16	19	25	26	26
	貸出可能空き店舗数	3	5	5	8	5
万 世 町	空き店舗総数	15	19	12	16	15
	貸出可能空き店舗数	2	6	3	6	3
栄 町	空き店舗総数	5	8	6	4	8
	貸出可能空き店舗数	1	3	2	2	1
合 計	空き店舗総数	69	72	64	76	87
	貸出可能空き店舗数	20	23	17	28	25

出典：福島市都市計画課

※上段：空き店舗総数、下段：利用可能な空き店舗数

＜空き店舗数の推移（駅周辺 6 地区）＞

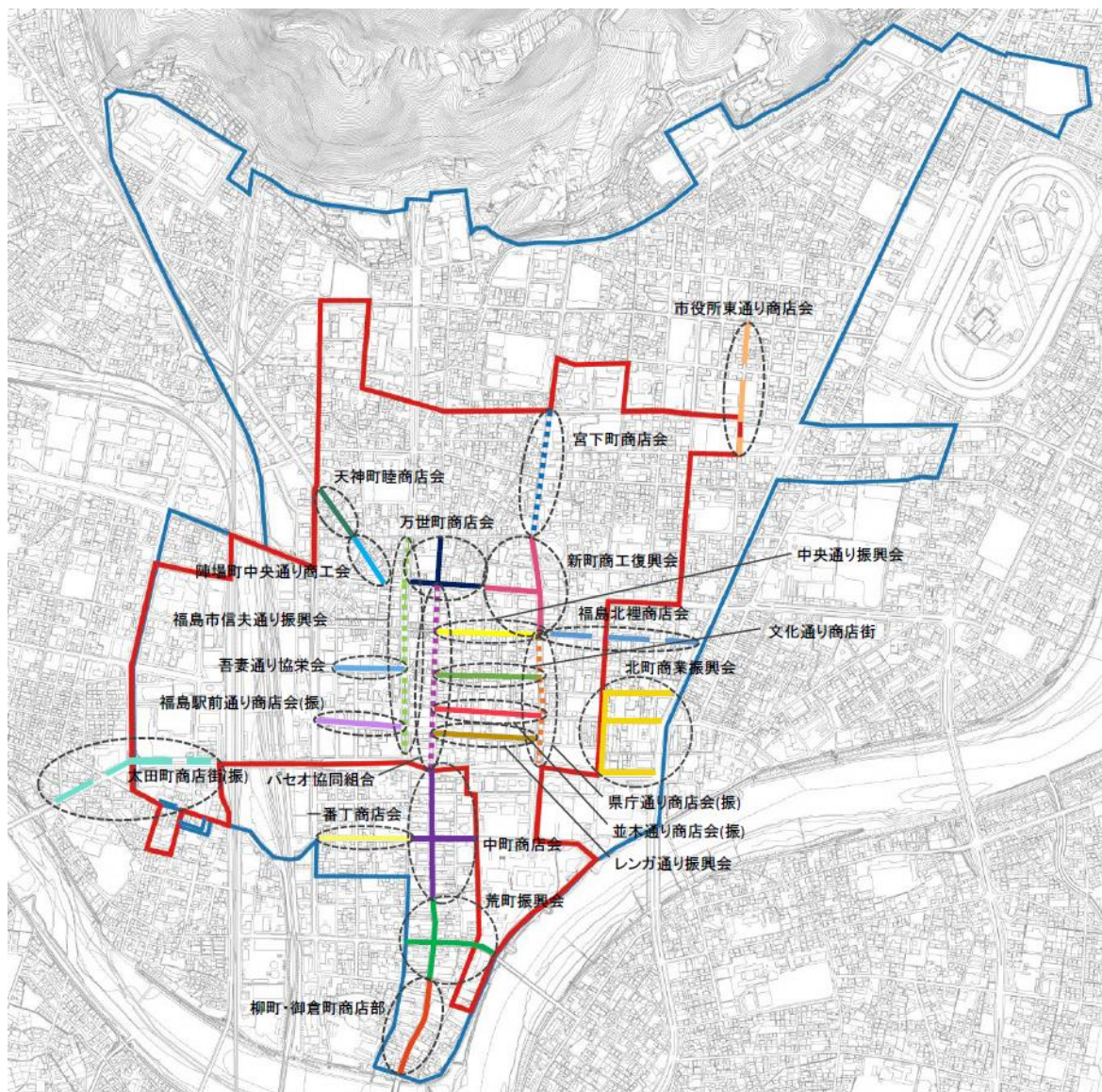


出典：福島市都市計画課

【商店街組合情報】

中心市街地周辺の商店街組合については以下の団体が活動しています。

＜商店街組合状況＞



※太田町商店会は平成 27 年に商店街振興組合を解散し、任意組織として活動中

【大規模小売店舗】

店舗面積が 3,000 m²以上の大規模小売店舗は、令和 2 年 5 月時点では市全体で 30 店舗あり、中心市街地内には 4 店舗（13.3%）ある。店舗面積は 31,665 m²が市中心部にあり、市全体 170,394 m²の 18.6%を占める。

＜中心市街地内外の大規模小売店舗一覧（店舗面積 3,000 m²以上）令和 2 年 5 月＞

	大規模小売店の名称	店舗面積 (m ²)	所在地	用途面積	小売業者	業態	開店日	業態	開店日
					主な小売業者名	店舗面積 (m ²)	店舗数		
中心市街地内	福島ショッピングセンター	8,752	太田町 13-4	商業	㈱イトーヨーカ堂	7,788	5	スーパー	S60.1.10
	新福島駅ビル	6,176	栄町 1-1	商業	㈱マツモトキヨシ	288	86	駅ビル	S63.6.10
	福島駅西口ショッピングセンター	7,335	公事田 6-7	工業	㈱岩瀬書店	615	19	寄百	H9.4.18
	A X C	9,402	栄町 11-25	商業	生産者直売のれん会福島栄町店		25	寄百	H20.4.26
	合計 4 店舗	31,665							
中心市街地外	イオン福島店	21,862	南矢野目字西荒田 50-7	近隣商業	イオンリテール㈱	12,316	27	スーパー	H10.10.9
	曾根田ショッピングセンター	11,233	曾根田 12-1	準工業	㈱ダイユーエイト	11,233	5	寄百	H22.11.25
	東京インテリア家具福島店	7,259	鳥谷野字岩田	近隣商業	㈱東京インテリア家具	7,259	1	専門	H7.3.3
	合計 26 店舗（他 23 店舗含）	138,729							

出典：福島市商工業振興課

【商圈】

令和元年度の前年比について福島市の商圈人口、地元購買人口が減少しており、吸引人口は増加しているが平成 18 年度比で大幅に減少している。

買い物頻度は、最寄性の高い品目（食料品）と買回性の高い品目（セーター・ブラウス）共に中心部商業地と郊外へ出掛ける割合が同程度となっている。

居住地別に最寄性の高い品目（食料品）の買い物場所を見ると、中心部の商業地居住者の 83.8%が中心部商業地であるのに対し、中心部の商業地以外居住者の 46.9%と郊外居住者の 82.3%が郊外を利用している。

買い物に利用する交通手段は、最寄性の高い品目と買回性の高い品目共に中心商業地や郊外利用を問わず、自家用車利用がほとんどである。

中心市街地へ買い物以外に出掛ける主な理由としては、「娯楽施設・映画館など」が 55.0%、次いで「食事」が 54.3%となっている。中合福島店が閉店、売り場面積が減少することで、商業の低迷化が懸念される。

＜福島市の商圈人口（10 品目平均）＞ 単位：千人

	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 28 年度	令和元年度
商圈人口	366.4	351.8	339.1	328.6	322.3
地元購買人口	280.0	272.7	263.4	263.3	255.2
吸引人口	86.4	79.1	75.7	65.3	67.1

10 品目：

①背広・スーツ、②セーター・ブラウス、③下着、④靴・バッグ、⑤本・CD、⑥家電製品、⑦日用品、⑧医薬品・化粧品、⑨食料品、⑩家族連れの外食

出典：第 17 回消費購買動向調査結果報告書 令和元年度（福島県商工労働部）

＜買い物頻度（福島市）＞

上段：実数、下段：%

		ほぼ毎日	週 3～4 回	週 1～2 回	月 1 回	半年に数回	年一回	数年に一回	計
最寄性 (食料品)	中心部	181	254	160	7	3	0	0	605
	商業地	29.9%	42.0%	26.4%	1.2%	0.5%	0.0%	0.0%	100.0%
	郊外	247	334	241	4	1	0	0	827
		29.9%	40.4%	29.1%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%	100.0%
買回性 (セーター・ブラウス)	中心部	0	3	13	168	386	207	94	871
	商業地	0.0%	0.3%	1.5%	19.3%	44.3%	23.8%	10.8%	100.0%
	郊外	0	0	9	158	431	247	108	953
		0.0%	0.0%	0.9%	16.6%	45.2%	25.9%	11.3%	100.0%

出典：第 17 回消費購買動向調査結果報告書 令和元年度（福島県商工労働部）

＜最寄性の高い品目の買物場所（福島市）＞ 上段：実数、下段：％

居住地		買い物場所（食料品）		
		中心部商業地	郊外	計
中心部	商業地	269	52	321
		83. 8%	16. 2%	100. 0%
	その他	228	201	429
		53. 1%	46. 9%	100. 0%
郊外		153	713	866
		17. 7%	82. 3%	100. 0%

出典：第17回消費購買動向調査結果報告書 令和元年度（福島県商工労働部）

＜買い物に利用する交通手段（福島市）＞

上段：実数、下段：％

		徒歩	自家用車	バス	電車	自転車	計
最寄性 （食料品）	中心部	34	539	1	0	30	604
	商業地	5.6%	89.2%	0.2%	0.0%	5.0%	100.0%
	郊外	22	798	0	0	16	836
		2.6%	95.5%	0.0%	0.0%	1.9%	100.0%
買回性 （セーター・ブラウス）	中心部	10	837	0	7	17	871
	商業地	1.1%	96.1%	0.0%	0.8%	2.0%	100.0%
	郊外	4	947	0	1	8	960
		0.4%	98.6%	0.0%	0.1%	0.8%	100.0%

出典：第17回消費購買動向調査結果報告書 令和元年度（福島県商工労働部）

＜中心部商業地へ買い物以外に出かける主な理由（福島市）＞

上段：実数、中段：％、下段：前回調査比％

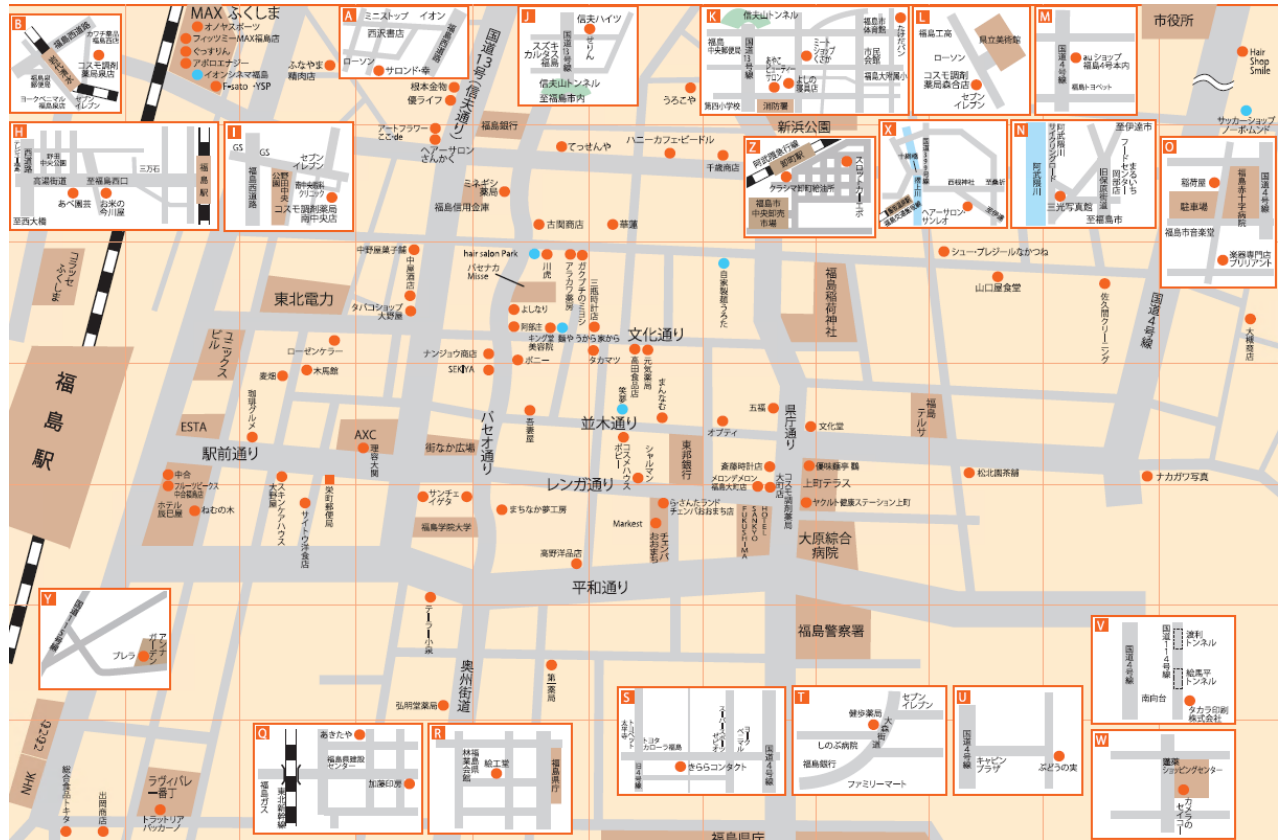
通勤	食事	病院	文化施設・ 図書館など	娯楽施設・ 映画館など	市民・ボラン ティア活動	市役所・ 役場	銀行・ 郵便局	イベント	居住して いる	全体
394	1,025	498	191	1,037	13	222	272	575	110	1,886
20.9%	54.3%	26.4%	10.1%	55.0%	0.7%	11.8%	14.4%	30.5%	5.8%	100.0%
-0.7%	4.9%	5.4%	0.7%	-0.1%	0.2%	-0.7%	0.3%	-5.5%	-0.9%	

出典：第17回消費購買動向調査結果報告書 令和元年度（福島県商工労働部）

【共通ポイントカード】

福島市では共通ポイントカードシステムを導入しており、令和元年7月1日時点で全109店舗が点在している。

ももりんカード加盟マップ



○ 中心市街地に存在するその他の産業関係

「福島県観光客入込状況」（令和元年分）によると、県北圏域への観光客入込数は 13,784 千人（全県の 24.4%）で、前年比 10.3%の減少となっている。

他圏域への観光客入込数は、県中が 8,878 千人（15.8%）、県南が 3,018 千人（5.4%）、磐梯・猪苗代が 6,278 千人（11.1%）、会津西北部が 3,194 千人（5.7%）、会津中央が 7,244 千人（12.9%）、南会津が 2,718 千人（4.8%）、相双が 3,677 千人（6.5%）、いわきが 7,533 千人（13.4%）と、磐梯・猪苗代や各会津圏域の合計が全県の 29.7%を占め、県内観光の中心になっている。

県北圏域の観光客入込数の内、福島市が 6,022 千人（43.7%）、二本松市が 3,699 千人（26.8%）を占め、県北圏域の中では福島市の観光吸引力が高い。

市中心部における観光の吸引資源としては、福島県観光物産館、わらじまつりが中心になっており、市中心部への来街者の誘致と賑わいを創出している。

市中心部外には、集客力が高いあづま総合運動公園を始め、四季の里、アンナガーデン、磐梯吾妻スカイライン、花見山、飯坂・土湯・高湯温泉などの観光資源がある。しかし、公共交通を利用し来福する多くの観光客が駅前で乗降はしているが、その足が商店街等へ向くことは少なく、現状では、観光客の増加が直接、市中心部の賑わいと繋がってはいないため、まちなかの魅力を向上させ、市中心部への回遊性を促す必要がある。

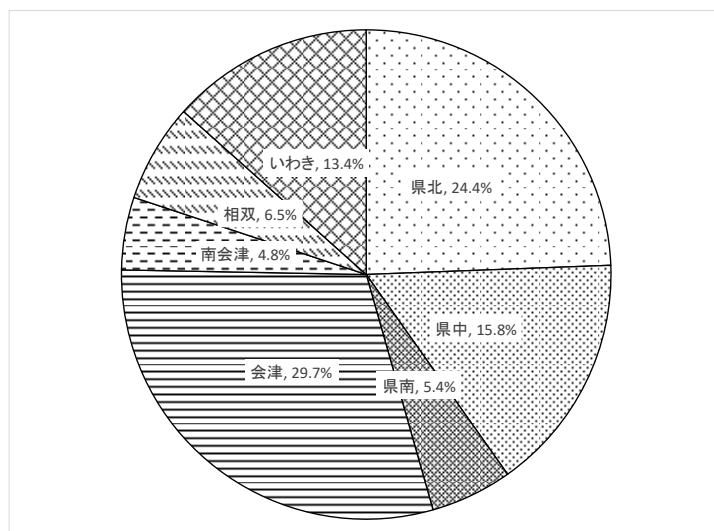
街なか広場年間使用回数は 50～60 回（平成 26 年～令和元年）で推移しており、街なか広場年間来場者数は 40 万人前後（平成 26 年～令和元年）で推移している。

市中心部観光入込客数前年比（平成 30 年～令和元年）では 0.71%減少しているため、まちなかの魅力を向上させ、市中心部への回遊性を促す必要がある。

<観光圏域別入込数>

圏域	R1			H30	H29	H28	H27	H26	H25	H24	H23	H22	伸び率	
	人数	構成比	地点数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	対年比	対H22年
県北	13,784	24.4	84	14,218	13,134	11,647	10,530	10,121	9,997	9,406	7,850	10,923	△3.1	26.2
県中	8,878	15.8	83	8,501	8,266	8,153	7,090	7,043	6,789	6,354	5,131	8,253	4.4	7.6
県南	3,018	5.4	42	3,032	2,861	3,212	3,021	2,946	2,792	2,698	1,985	3,014	△0.4	0.1
会津	16,716	29.7	102	16,727	16,392	16,168	15,968	14,315	16,293	14,386	13,030	15,147	△0.1	10.4
	磐梯・猪苗代	11.1	36	6,280	6,060	5,664	5,610	5,380	5,499	5,585	4,997	5,484	△0.0	14.5
	会津西北部	5.7	22	3,144	3,101	2,978	2,879	2,622	2,801	2,710	2,529	2,952	1.6	8.2
	会津中央	12.9	44	7,303	7,231	7,527	7,479	6,313	7,993	6,090	5,504	6,711	△0.8	7.9
南会津	2,718	4.8	25	2,790	2,834	2,907	2,927	2,987	3,271	3,021	2,354	3,691	△2.6	△26.4
相双	3,677	6.5	31	2,980	2,782	2,943	2,659	1,663	1,483	1,395	1,153	5,384	23.4	△31.7
いわき	7,553	13.4	29	8,088	8,226	7,734	8,118	7,819	7,690	7,199	3,708	10,767	△6.6	△29.8
計	56,344	100.0	396	56,336	54,494	52,764	50,313	46,893	48,315	44,459	35,211	57,179	0.0	△1.5

＜観光圏域別入込数の構成比＞

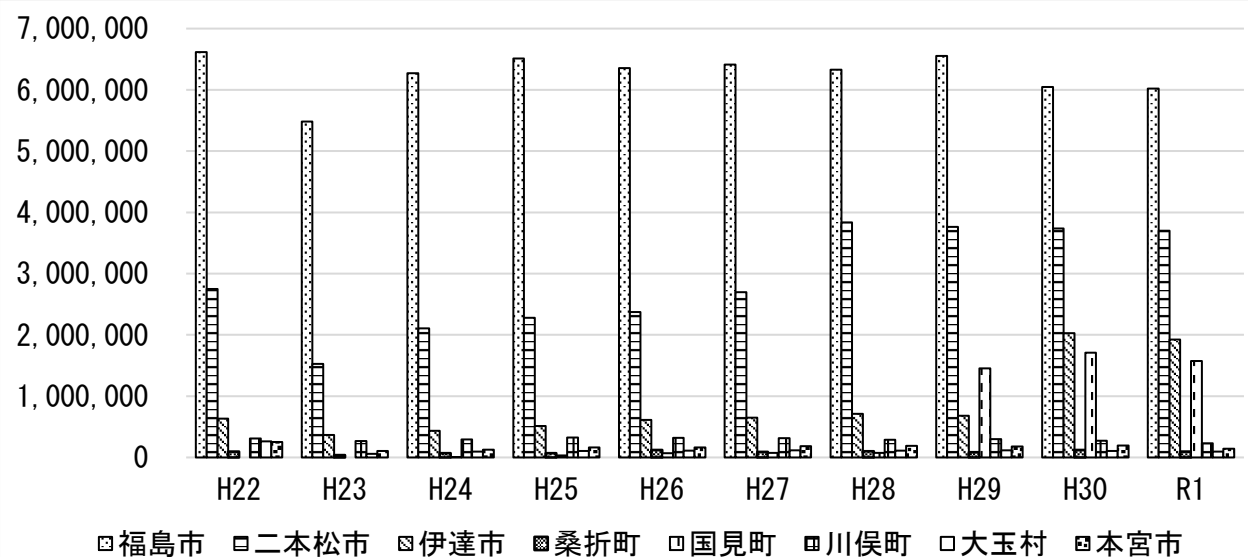


＜市町村別入込数＞

単位：人

エリア	市町村	地点数	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
県北	福島市	25	6,616,609	5,482,055	6,272,214	6,513,927	6,353,129	6,411,657	6,330,452	6,553,071	6,049,311	6,022,318
	二本松市	26	2,750,543	1,528,166	2,105,184	2,278,020	2,371,870	2,699,233	3,834,798	3,765,943	3,735,410	3,699,840
	伊達市	11	633,805	364,922	434,139	513,907	611,566	648,502	713,985	680,091	2,027,569	1,924,361
	桑折町	4	96,959	39,317	69,391	71,242	120,226	89,587	99,198	87,287	123,466	92,753
	国見町	1	0	0	8,000	30,000	67,000	72,000	75,000	1,454,000	1,711,000	1,576,000
	川俣町	5	311,360	268,652	295,298	322,833	321,560	313,458	289,302	298,812	271,461	231,989
	大玉村	2	261,125	59,988	94,855	105,681	110,367	114,028	113,394	117,952	105,838	96,412
	本宮市	5	252,359	107,166	126,853	161,299	165,317	181,913	190,775	176,473	194,368	140,021
	合計	79	10,922,760	7,850,266	9,405,934	9,996,909	10,121,035	10,530,378	11,646,904	13,133,629	14,218,423	13,783,694

単位：人

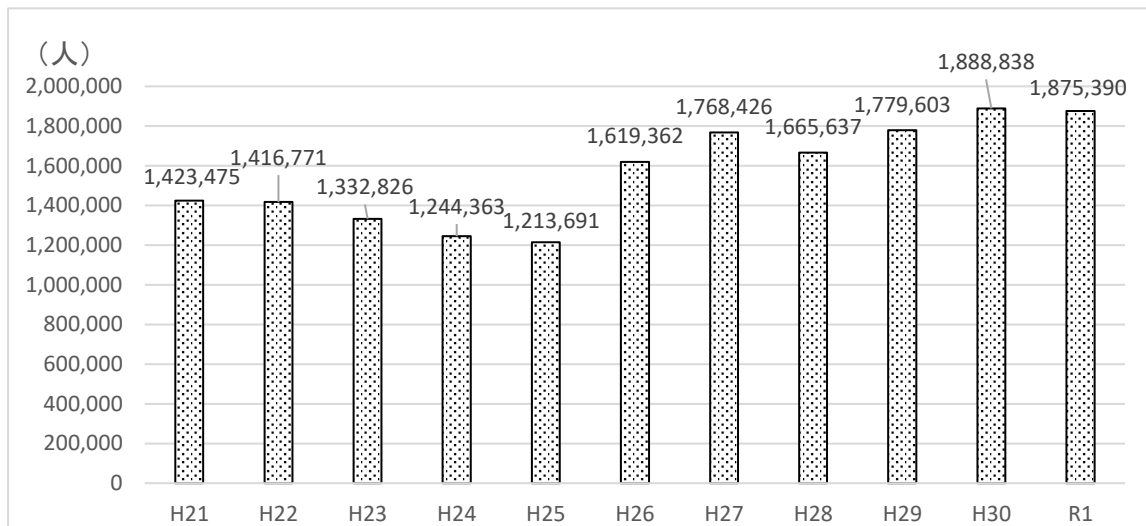


<観光施設・主なイベント入込客数>

単位：人

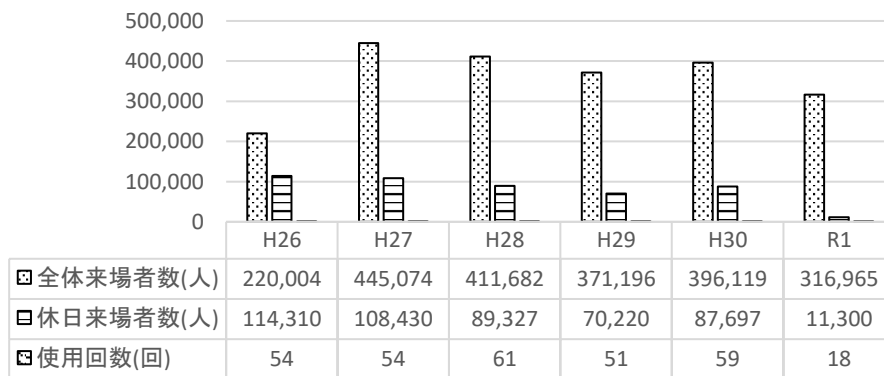
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	備考
中心市街地														
施設	福島県観光物産館	287,631	291,475	283,771	244,826	101,363	117,977	103,624	133,382	96,625	133,195	221,130	282,868	
	福島わらしまつり	270,000	260,000	280,000	230,000	250,000	240,000	250,000	255,000	255,000	280,000	293,000	302,000	8月
	ふくしま花火大会	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	※	160,000	180,000	180,000	170,000	180,000	180,000	7月
	イルミネーション	590,000	532,000	523,000	538,000	538,000	157,857	182,869	207,522	179,506	193,204	185,854	164,261	12～2月
	山車フェスタ	20,000	30,000	40,000	※	250,000	※	15,000	25,000	20,000	30,000	25,000	60,000	8月
	稲荷神社例大祭(連山車)	130,000	130,000	110,000	140,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	90,000	10月
小計		1,190,000	1,132,000	1,133,000	1,088,000	1,368,000	547,857	757,869	817,522	784,506	823,204	833,854	796,261	
合計		1,477,631	1,423,475	1,416,771	1,332,826	1,469,363	665,834	861,493	950,904	881,131	956,399	1,054,984	1,079,129	
中心市街地外														
施設	あづま総合運動公園	1,597,077	1,397,398	1,415,913	1,139,247	1,807,716	1,555,132	1,693,678	1,865,511	1,769,579	1,978,922	1,793,577	1,670,146	
	四季の里	473,915	457,788	439,541	248,662	316,318	327,327	328,160	345,299	334,154	313,373	314,181	277,875	
	アンナガーデン	342,803	335,755	335,764	298,622	300,427	297,634	295,749	316,066	257,239	276,524	248,612	249,947	
	磐梯吾妻スカイライン	548,516	573,718	590,013	735,638	920,798	904,051	809,443	557,101	644,744	806,327	466,362	210,215	
	花見山	260,000	287,000	338,000	101,000	101,000	245,000	270,000	265,900	254,000	238,600	189,400	248,200	
	小計	3,222,311	3,051,659	3,119,231	2,523,169	3,446,259	3,329,144	3,397,030	3,349,877	3,259,716	3,613,746	3,012,132	2,656,383	
温泉	飯坂温泉	887,304	819,448	811,848	948,276	856,231	918,147	956,695	924,634	874,479	854,397	823,394	767,434	
	土湯温泉	477,201	461,324	416,283	296,918	227,728	247,865	260,422	274,388	261,054	253,777	283,800	264,194	
	高湯温泉	201,691	212,855	208,013	151,091	180,424	179,758	175,584	170,072	158,814	175,455	159,349	164,730	
小計		1,566,196	1,493,627	1,436,144	1,396,285	1,264,383	1,345,770	1,392,701	1,369,094	1,294,347	1,283,629	1,266,543	1,196,358	
合計		4,788,507	4,545,286	4,555,375	3,919,454	4,710,642	4,674,914	4,789,731	4,718,971	4,554,063	4,897,375	4,278,675	3,852,741	

<市中心部観光入込客数>



出典：福島県観光客入込状況調査・福島市都市計画課

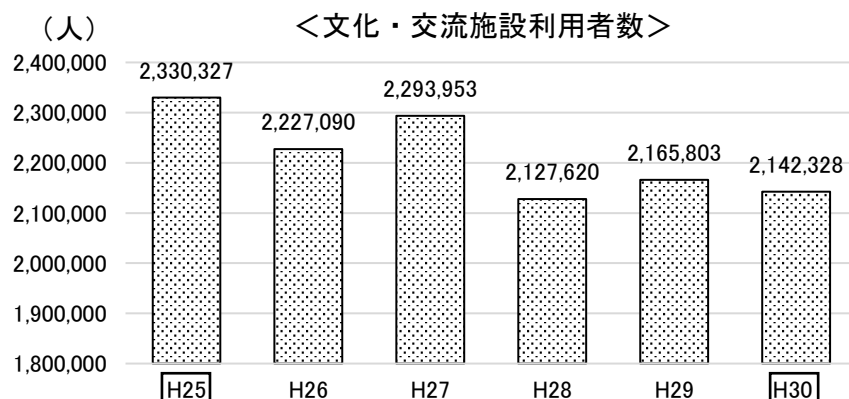
<街なか広場来場者数・使用回数>



■ 全体来場者数(人) □ 休日来場者数(人) ▨ 使用回数(回)

出典：福島市都市計画課

市中心部の文化・交流施設利用者数では東日本大震災による大型復興イベントが開催された2,330,327人(平成25年)から2,142,328(平成30年)と減少しており、公会堂の休館や高齢化に伴うイベント会期短縮、施設利用者数減少が影響として考えられる。



出典：福島市都市計画課

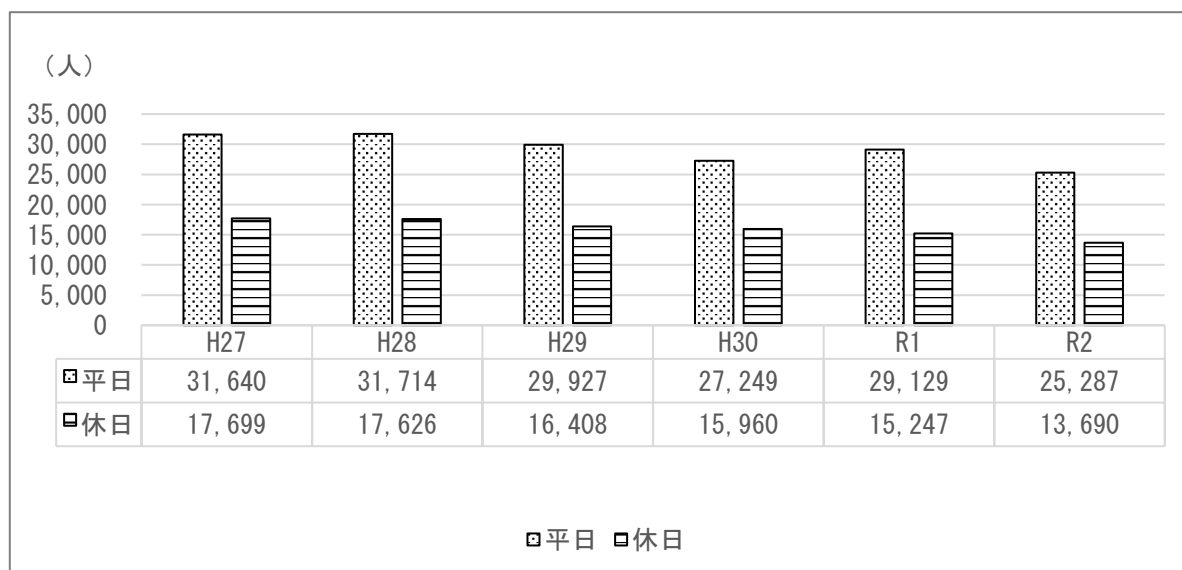
○都市機能関係

【歩行者・自転車通行量】

歩行者・自転車通行量は、休日は17,699人(平成27年)から13,690人(令和2年)と4,009人減少しており、平日も31,640人(平成27年)から25,287人(令和2年)と6,353人減少している。

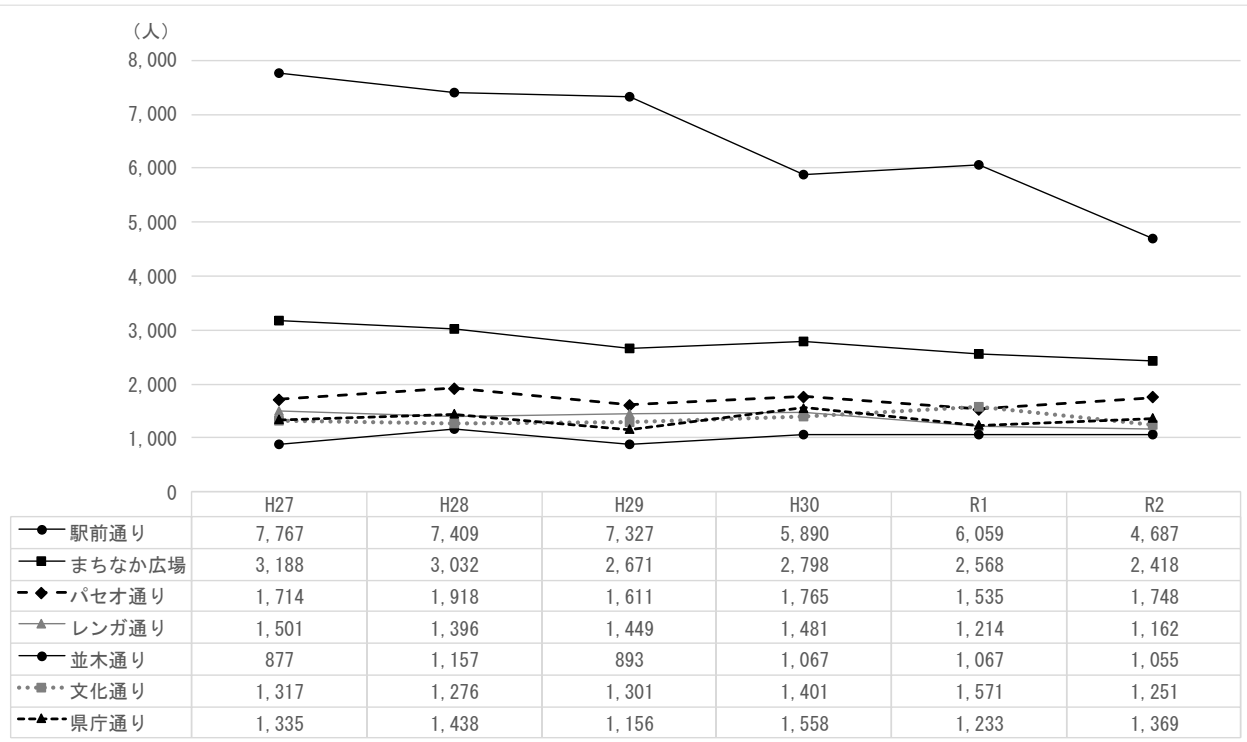
各年とも、休日の通行量が少なく、特に、駅前通りと街なか広場及びレンガ通りの調査地点では大幅に減少している。

<歩行者・自転車通行量調査の推移>



出典：福島市都市計画課

＜休日の調査地点ごと歩行者・自転車通行量＞



出典：福島市都市計画課

＜歩行者・自転車通行量調査地点＞



出典：福島市都市計画課

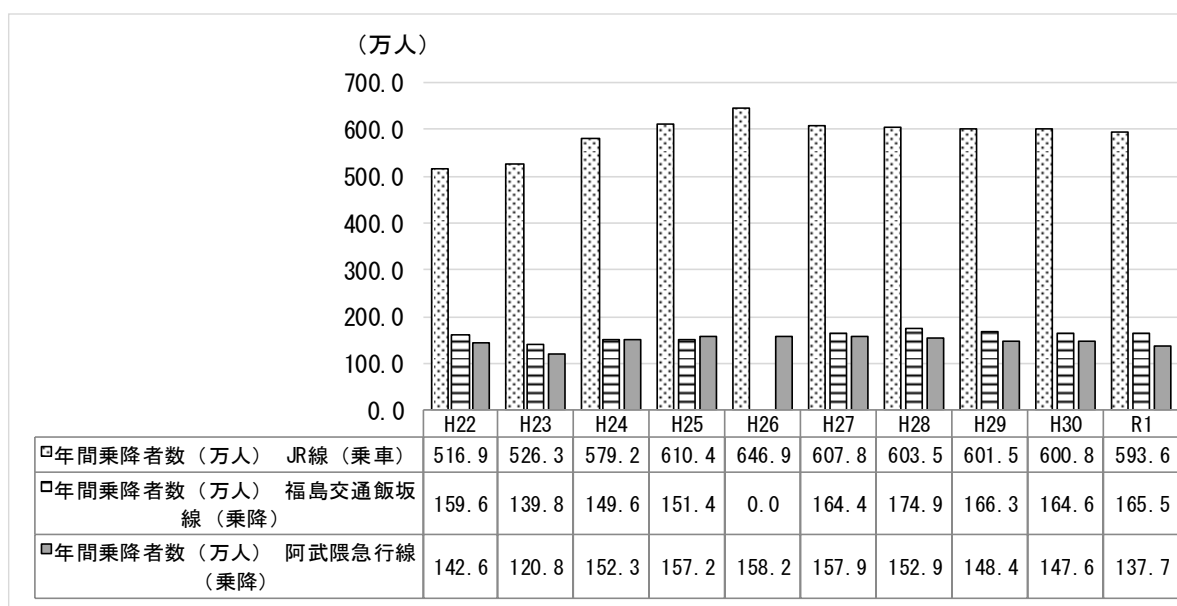
【公共交通】

公共交通としてＪＲ線の年間乗車数、阿武隈急行線の年間乗降客数は、令和元年までの間、平成 26 年をピークに減少傾向であり、福島交通飯坂線は 165 万人前後で横ばいである。

ＪＲ線の年間乗車数、阿武隈急行線の一日平均乗降客数においても令和元年までの間、平成 26 年をピークに減少傾向であり、福島交通飯坂線は 4,500 人前後で横ばいである。

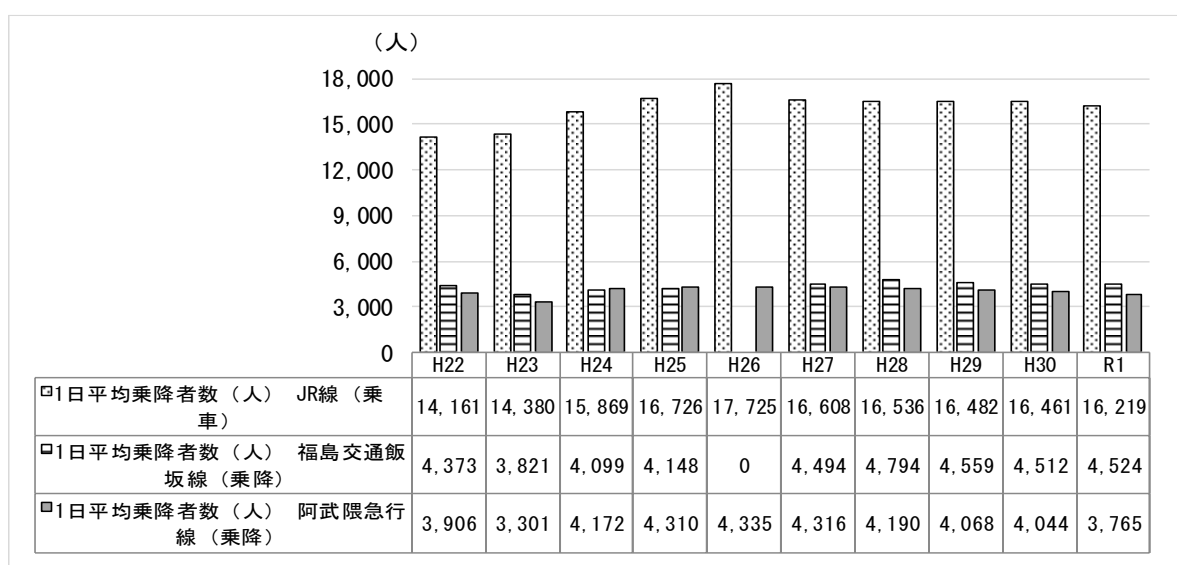
乗合・高速バスの年間乗降客数及び一日平均乗客数は平成 22 年から令和元年までの間、概ね横ばいである。市内循環バスの年間乗降客数の前年比について、定期利用は増加、定期外利用は減少傾向である。

＜鉄道年間乗降客数＞



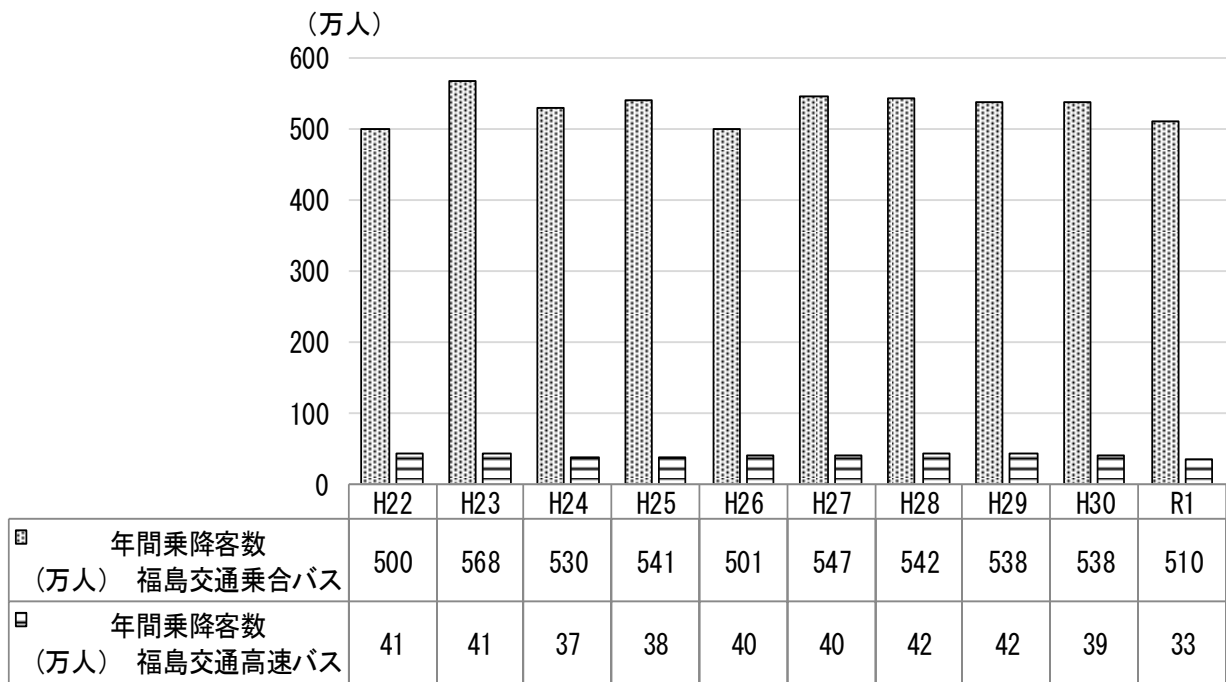
出典：福島市交通政策課

＜鉄道一日平均乗降客数＞



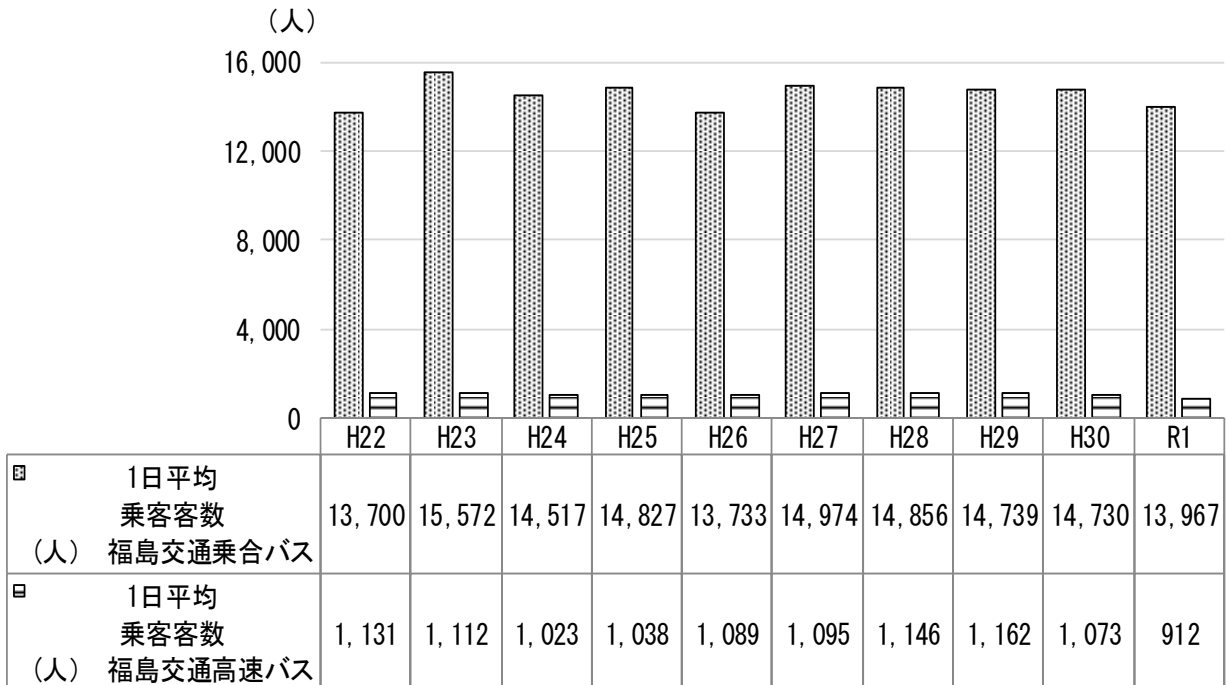
出典：福島市交通政策課

＜バス年間乗降客数＞



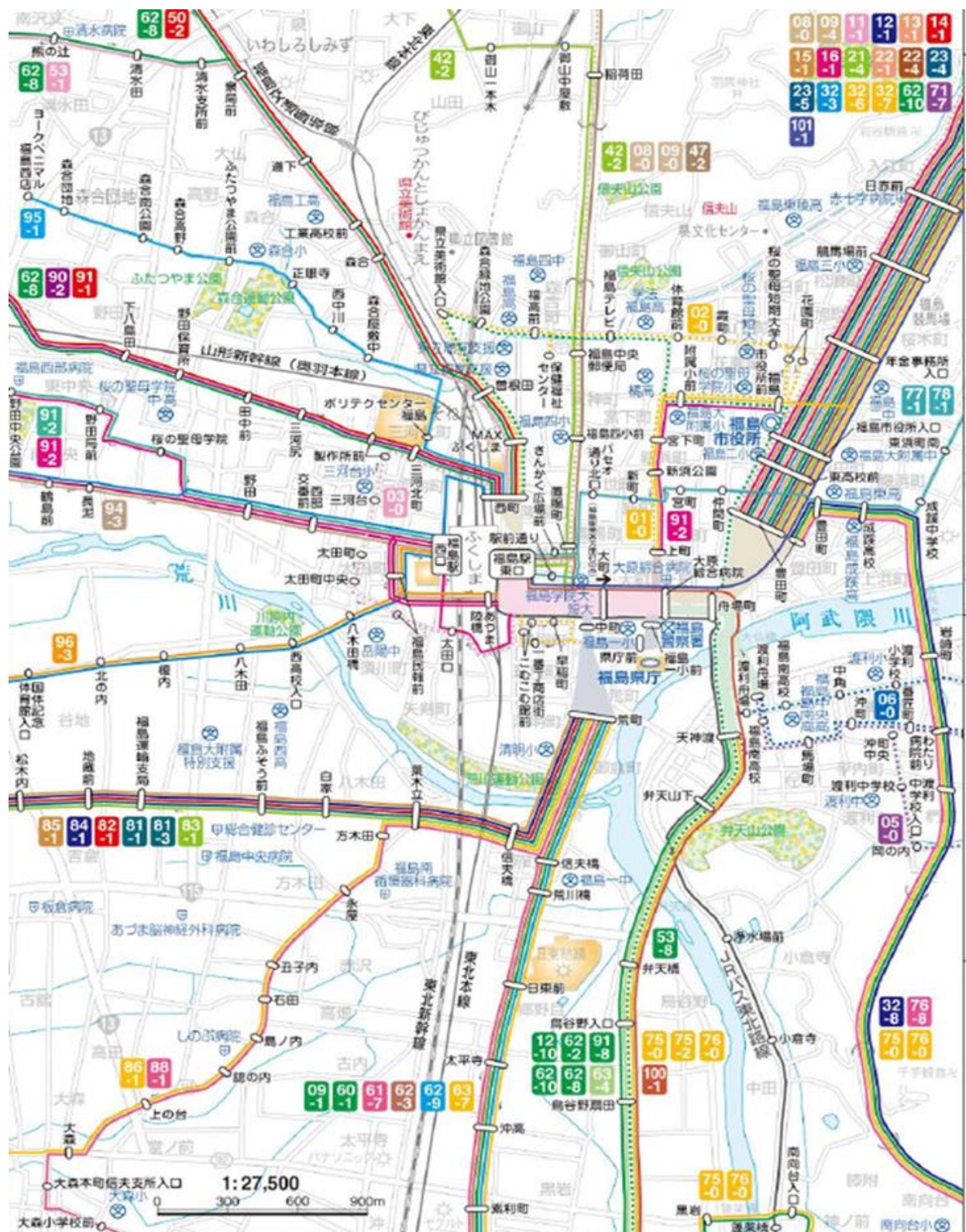
出典：福島市交通政策課

＜バス１日平均乗降客数＞



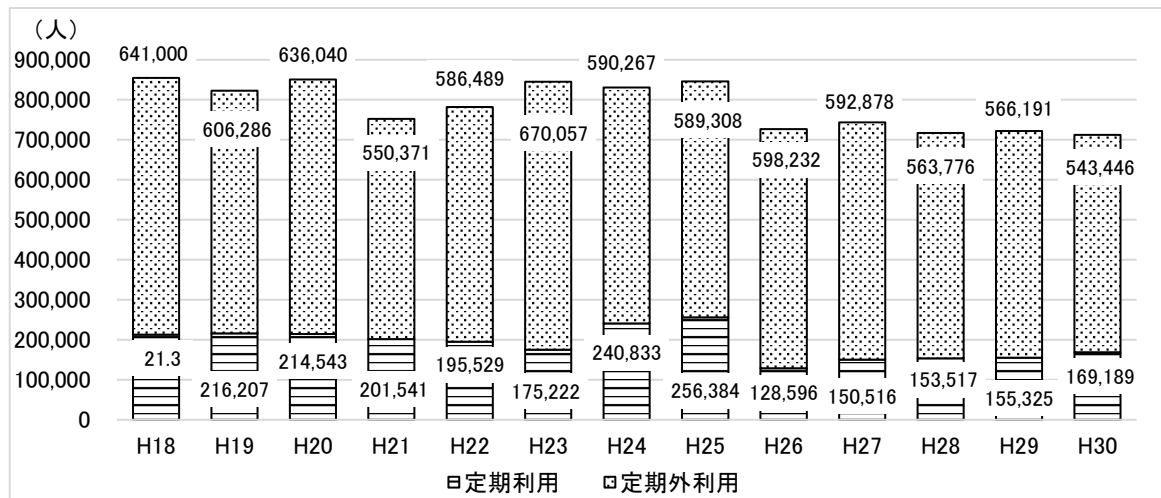
出典：福島市交通政策課

＜市内路線バス路線図＞



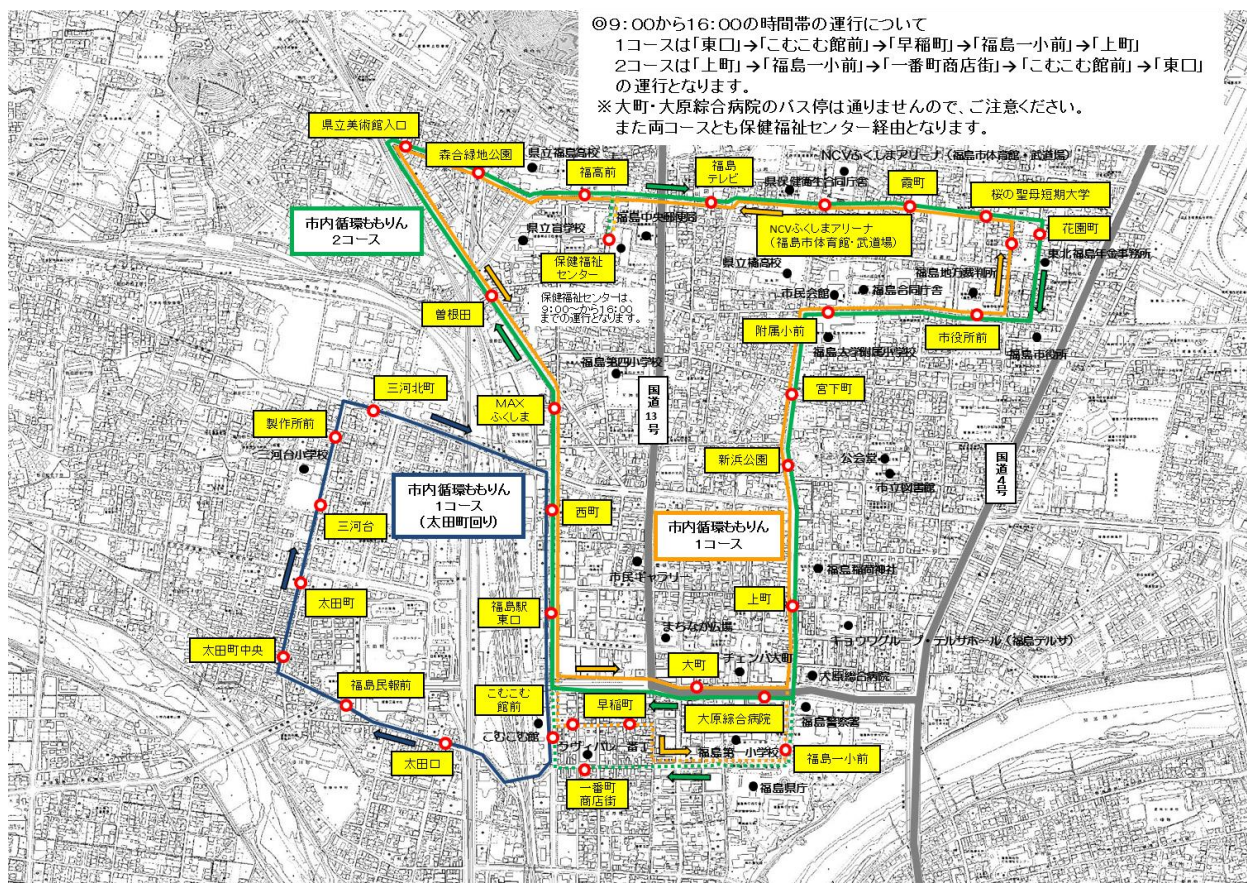
出典：バス路線案内 BUS MAP
 社団法人福島県バス協会 福島交通ホームページ

<循環バス年間乗降者数（定期利用・定期外利用別）>



出典：福島市交通政策課

<市内循環バス「ももりんバス」路線図>



出典：福島市交通政策課

【駐車場・低未利用地】

市中心部の共通サービス券使用可能駐車場は42ヶ所ある。令和元年度の共通駐車券利用件数において、大型店及び各時間帯の利用件数は平成29年に比べ減少している。

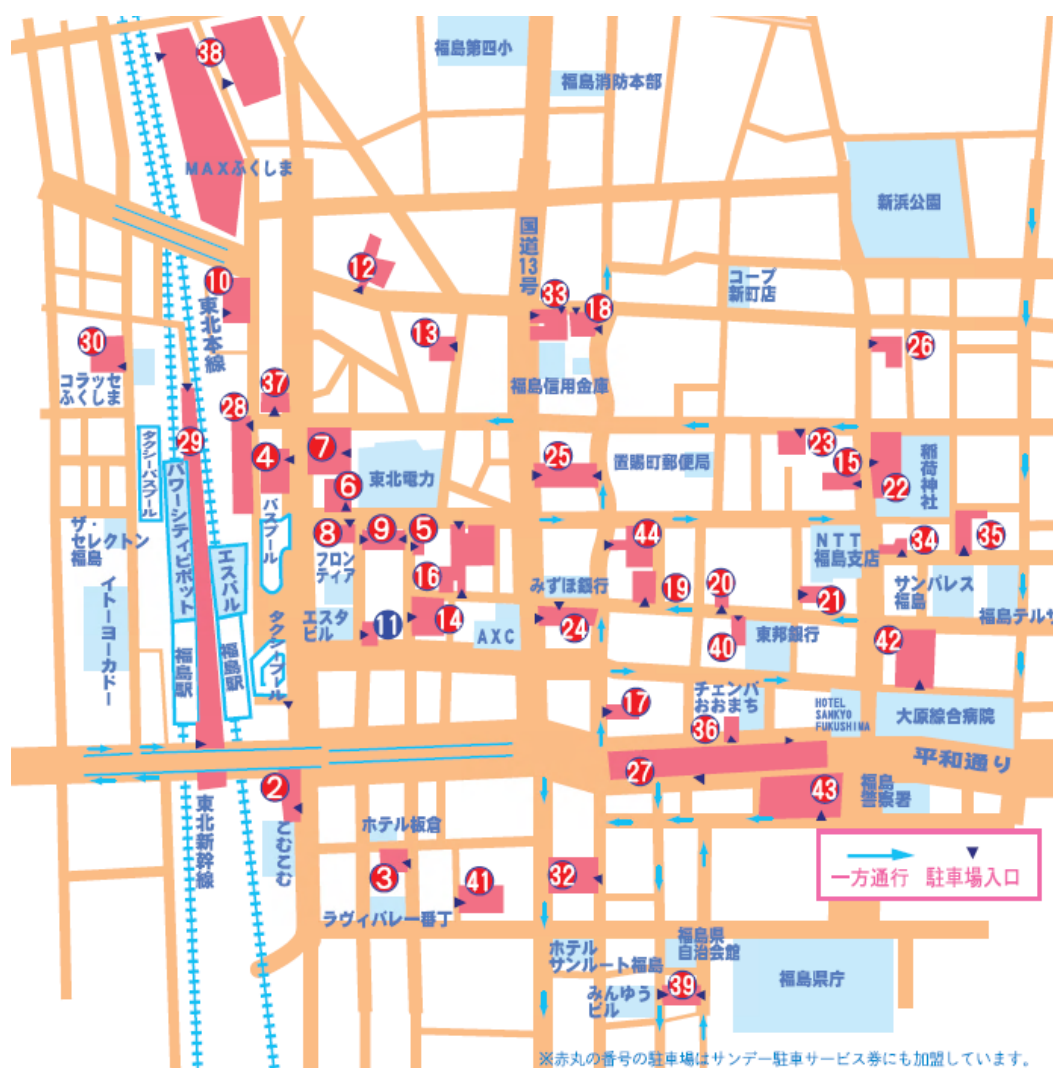
低未利用地は徐々に増加し続けており、令和元年の時点で34ヶ所まで増加している。

＜共通駐車券利用件数＞

	大型店計	30分券	60分券	2時間券	合 計
平成29年度	533,522	503,855	2,564	87,520	1,127,461
平成30年度	485,534	500,176	1,754	81,824	1,069,288
令和元年度	441,209	464,473	2,214	73,310	981,206
計	1,460,265	1,468,504	6,532	242,654	3,177,955

出典：株式会社まちづくりセンター

＜共通サービス券使用可能駐車場の分布＞



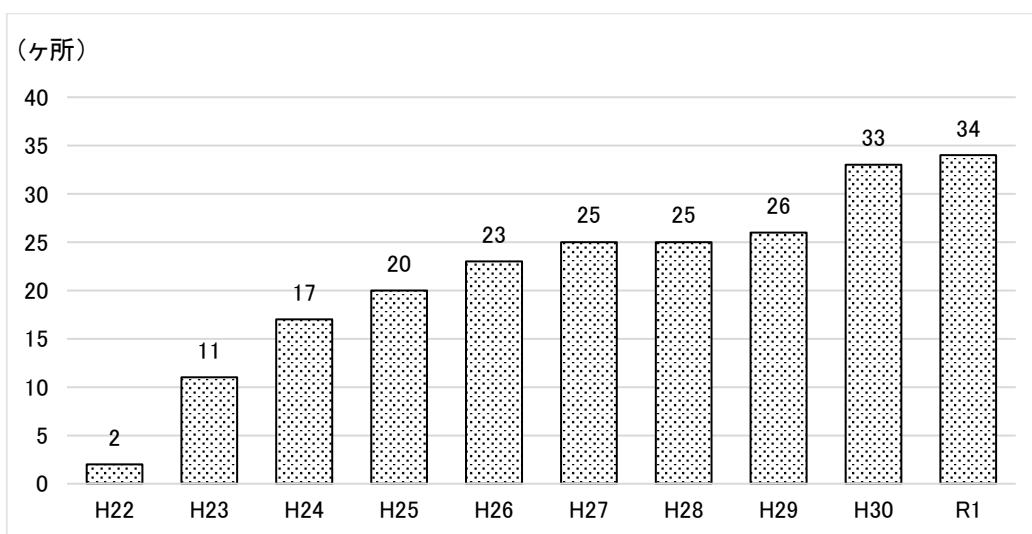
出典：株式会社福島まちづくりセンターホームページ

名称	入庫台数(台)	時間	名称	入庫台数(台)	時間
② エスパル福島駐車場	150	24時間	②③ タイムズ福島新町第2	40	24時間
③ 駅前大平ガレージ	50	AM8:00~PM9:00	②④ 本町パーキング	28	24時間
④ ベリカンパーク福島	67	24時間	②⑤ ぽーきんぐバセオ	135	24時間
⑤ リパーク福島栄町第3	22	24時間	②⑥ ベル・パーク	30	24時間
⑥ 佐平パーキング	160	24時間	②⑦ 平和通り地下駐車場	154	AM7:00~PM10:00
⑦ 帝北パーキング	200	24時間	②⑧ バラカ福島駅前駐車場	125	24時間
⑧ NBFユニックスビル駐車場	154	24時間	②⑨ リパーク福島駅西口ビボット	500	24時間
⑨ 国際パーキング	88	24時間	③⑩ コラッセ福島駐車場	140	24時間
⑩ 福島キャピタルフロント駐車場	298	24時間	③⑪ サンライズパーキング	70	24時間
⑪ 福島トヨタビル駐車場	18		③⑫ ダイヤパーク万世町	56	24時間
⑫ バラカ福島市陣場町第4いげた駐車場	20	24時間	③⑬ ダイヤパーク上町	13	24時間
⑬ パートナー福島陣場町パーキング	34	24時間	③⑭ 宮前パーキング	98	24時間
⑭ バラカ福島市栄町第一駐車場	60	24時間	③⑮ ダイヤパーク福島大町	10	24時間
⑮ タイムズ福島新町第3	30	24時間	③⑯ ハルヨシパーキング栄町	42	24時間
⑯ パーキングトーホー	97	24時間	③⑰ MAXふくしまパーキング	986	24時間
⑰ Dパーキング福島市本町第1	37	24時間	③⑱ 福島市中央第2駐車場・中町	18	24時間
⑱ サガミ駐車場	30	AM8:00~AM1:00	④① タイムズ福島大町	7	24時間
⑲ ファーストパーク福島置賜町第3	48	24時間	④② 一番町パーキング	197	24時間
⑳ 船山パーキング24	16	24時間	④③ 上町まちなかパーキング	363	24時間
㉑ バラカ福島市大町第2駐車場	56	24時間	④④ 大町まちなかパーキング	144	24時間
㉒ 福島市中央駐車場	83	24時間	④⑤ ファーストパーク福島置賜町第4	44	24時間
合計				4,918	

出典：株式会社福島まちづくりセンターホームページ

＜中心市街地内中心部6地区における低未利用地数の推移＞

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年
本町		2	2	3	4	4	4	4	5	5
大町		4	5	7	6	8	8	8	9	9
置賜町	1	2	3	4	4	4	4	4	4	5
新町		1	3	3	6	6	6	7	9	9
万世町	1	1	2	2	2	2	2	2	4	4
栄町		1	2	1	1	1	1	1	2	2
合計	2	11	17	20	23	25	25	26	33	34



出典：福島市都市計画課

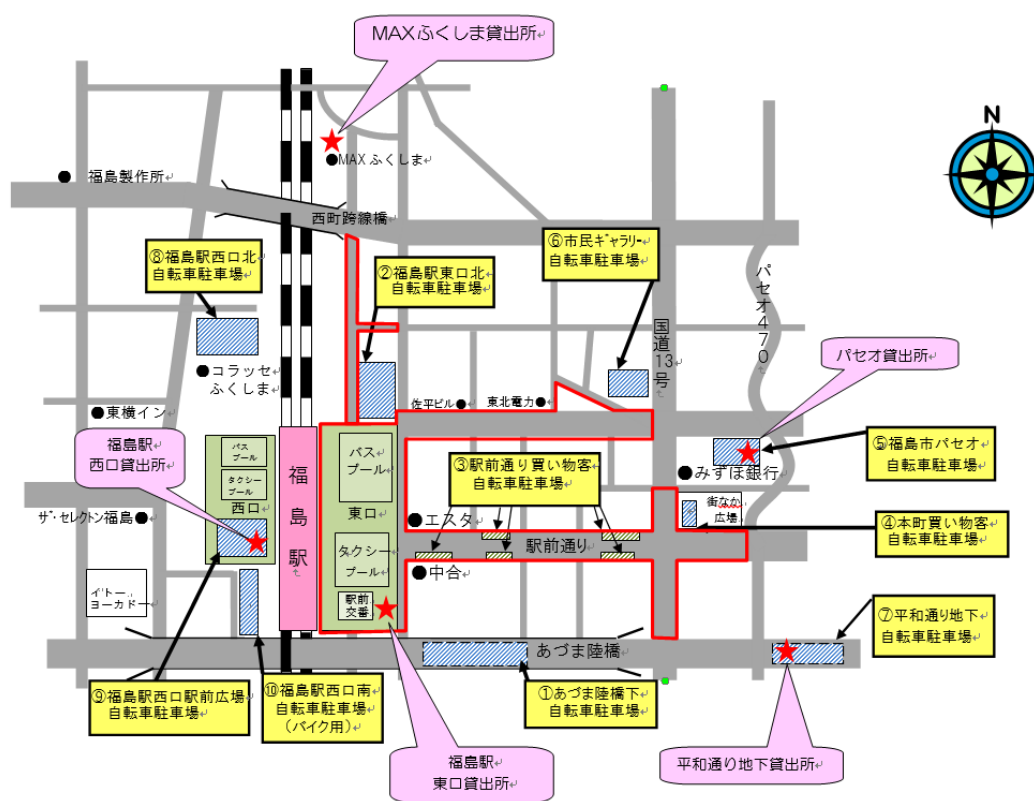
【駐輪場】

福島駅より1km圏内には10ヶ所の駐輪場が設置されており、収容台数は4,762台である。なお、24時間営業の駐輪場が全体の約9割であり、時間を問わず多くの来街者が利用できる状態となっている。また、中心部では平成14年度からレンタサイクル事業を実施しており、現在貸出所が5箇所設置されている。

＜中心部内駐輪場（福島駅より1km圏内）＞

	施設数		規 模	
	箇所数	割合	駐輪台数	割合
営業時間限定	4箇所	40%	510台	10.70%
24時間営業	6箇所	60%	4,252台	89.30%
駐輪場総数	10箇所	100%	4,762台	100%

出典：福島市



【都市計画】

中心部は市街化区域内に位置し、殆どが商業地域、近隣商業地域、工業地域、第一種住居地域に指定されている。福島駅西口周辺は地区計画に指定され、商業・業務施設等が密集する福島駅東口周辺は高度利用地区に指定されている。また福島駅東口周辺から国道4号にかけての一部の地区37.6haが防火地域に指定され、他の中心部全域は、ほぼ準防火地域に指定されている。

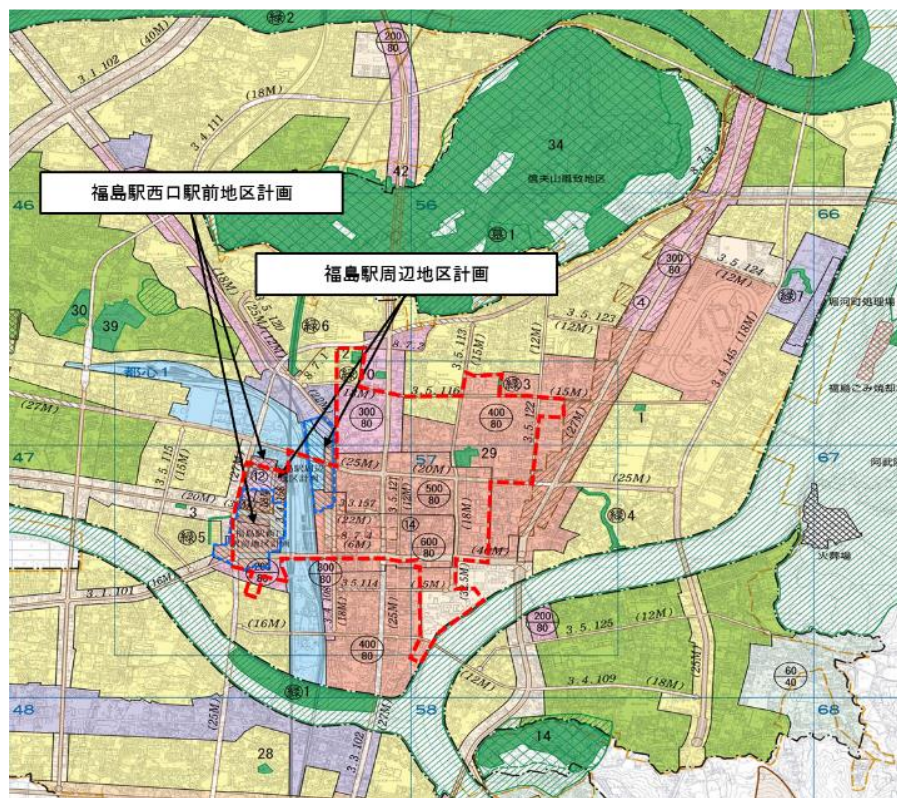
福島駅西口の一部の区域5.7haは土地区画整理事業により基盤整備が行われ、平成8年に完了している。

中心市街地内の都市計画道路は、現在、曾根田町桜木町線、仲間町春日町線道路事業は整備中となっている。

国道13号やレンガ通り、並木通り、文化通り、栄町置賜町線などで電線類地中化による歩道整備（バリアフリー化）が行われ、福島都心地区コミュニティゾーン形成事業などが推進されている。

都市公園は、新浜公園（1.0ha）、森合公園（0.2ha）の2公園が整備され、緑地は霞町緑地（0.06ha）、森合町緑地（0.25ha）が整備されている。本市の下水道計画の下水道計画処理区域面積は4,349haあり、その内令和元年度の供用区域面積は3,917haで、多くの地区で整備が進んでいる。

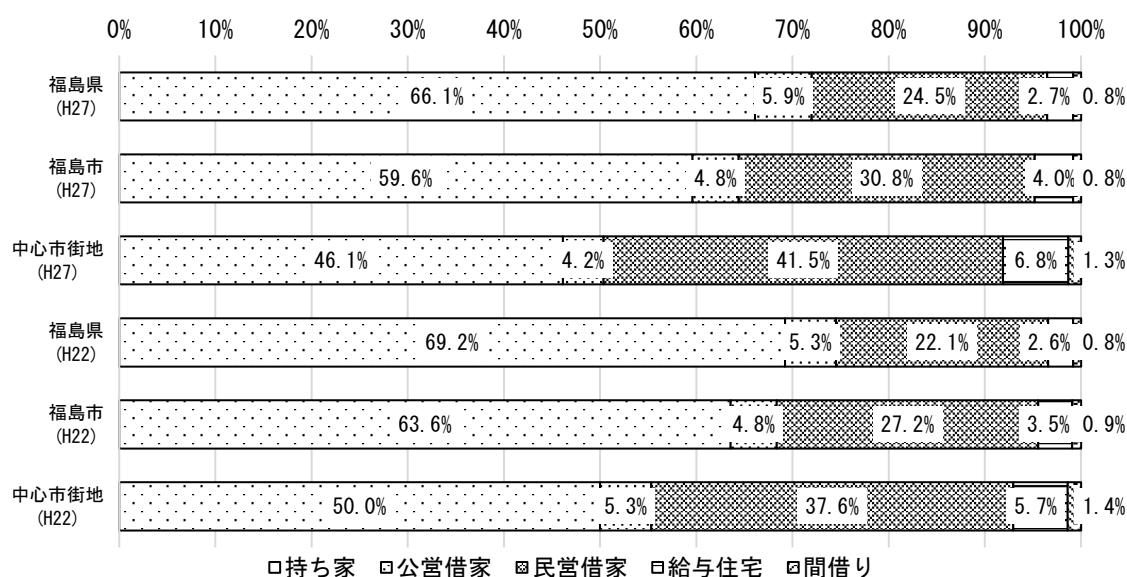
福島駅周辺には福島駅西口駅前地区計画（10.5ha）及び福島駅周辺地区計画10.0ha）が決定され、福島市の新しい玄関口として、個性豊かで魅力ある商業業務街の形成とゆとりある都市空間の形成、並びに交通基盤等の都市機能の充実を図り、商業文化の活性化と都市アメニティの創出によって快適な都心が創造された。



【住宅】

福島市の住宅形態として持ち家の割合は、平成 22 年の 63.6%に対し、平成 27 年は 59.6%と減少し、公営借家は 4.8%で同率、民営借家は平成 22 年の 27.4%に対し、平成 27 年は 30.8%と増加、給与住宅は平成 22 年の 3.5%に対し、平成 27 年は 4.0%と増加している。中心市街地の住宅形態として持ち家の割合は平成 22 年の 50.0%に対し、平成 27 年は 46.1%と減少し、公営借家も平成 22 年の 5.3%に対し、平成 27 年は 4.2%と減少、民営借家は平成 22 年の 37.6%に対し、平成 27 年は 41.5%と増加、給与住宅は平成 22 年の 5.7%に対し、平成 27 年は 6.8%と増加している。

<住宅形態の比較>



<住宅形態の比較（平成 27 年）>

住宅形態	福島県		福島市		中心市街地	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
住宅に住む一般世帯	714,250	100.0%	119,486	100.0%	5,174	100.0%
主世帯	708,630	99.2%	118,550	99.2%	5,106	98.7%
持ち家	471,851	66.1%	71,232	59.6%	2,387	46.1%
公営借家	42,471	5.9%	5,728	4.8%	219	4.2%
民営借家	174,941	24.5%	36,820	30.8%	2,148	41.5%
給与住宅	19,367	2.7%	4,770	4.0%	352	6.8%
間借り	5,620	0.8%	936	0.8%	68	1.3%

出典：国勢調査（平成 27 年）

<住宅形態の比較（平成 22 年）>

住宅形態	福島県		福島市		中心市街地	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
住宅に住む一般世帯	711,348	100.0%	111,467	100.0%	4,906	100.0%
主世帯	705,440	99.2%	110,434	99.1%	4,839	98.6%
持ち家	492,458	69.2%	70,880	63.6%	2,453	50.0%
公営借家	37,540	5.3%	5,332	4.8%	261	5.3%
民営借家	157,149	22.1%	30,314	27.2%	1,846	37.6%
給与住宅	18,293	2.6%	3,908	3.5%	279	5.7%
間借り	5,908	0.8%	1,033	0.9%	67	1.4%

出典：国勢調査（平成 22 年）

< 中心市街地における集合住宅の景観届出状況（平成 26～令和元年度） >

	建物名称	年度	場所	入居戸数	完了日
1	レジデンシャル福島大町	R 元年度	大町 78-4	44 戸	R1. 9. 6
2	グランフォセット新町	R 元年度	新町 90-5 他	48 戸	R1. 9. 30
3	グラン・クレール	R 元年度	太田町 74-1 ほか	19 戸	R1. 11. 5
4	グランフォセット福島駅西口	R 元年度	三河南町 17-1 ほか	31 戸	R2. 3. 13
6	(仮) 万世町マンション	R2 年度	万世町 33 ほか	104 戸	R3. 1. 31
7	(仮) レーベン福島万世町	R3 年度	万世町 23 番 1 ほか	48 戸	R3. 12. 27
8	(仮) レーベン福島 THE MID TOWER	R3 年度	新浜町 34- 1 の一部 ほか	87 戸	R4. 1. 31

景観届出基準 建築物・・・高さ 10 メートル又は建築面積 1, 000 m²を超えるもの

出典：福島市都市計画課

< 借上市営住宅 >

	団地名	戸数	場所	入居開始日	用途	構造階数	補助事業名
1	曾根田団地	25	曾根田町 7-30	H16. 4. 1	住宅専用	RC 造 7 階	借上市営住宅
2	早稲町団地（ラヴィバレー番町）	40	早稲町 4-16	H16. 8. 1	住宅・事務所 （3 階：一部事務所、 3～10 階：住宅）	鉄骨造 10 階	借上市営住宅
				H16. 9. 1	1, 2 階のコンベンションを除く床を TMO が取得 TMO 取得分：1, 2 階 （食料品、飲食店、クリニック） オーナー取得分：コンベンション		一番丁商店街活性化拠点整備事業（リノベーション補助）
3	中町団地	40	中町 1-12	H17. 4. 1	1～3 階：薬局、クリニック、駐車場 4～10 階：住宅	鉄骨造 10 階	優良建築物等整備事業
4	新町団地	18	新町 7-24	H17. 8. 1	1～3 階：事務所等 4～9 階：住宅	RC 造 9 階	借上市営住宅
計		123					

出典：福島市都市計画課

＜中心市街地と中心市街地外、全市との人口、世帯の伸び率＞

単位：人、世帯

			平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
人口	中心市街地	実数	8,929	8,875	8,848	8,789	8,622	8,579
		伸び率	1.000	0.994	0.991	0.984	0.966	0.961
	中心市街地外	実数	268,176	268,389	267,566	265,504	263,583	261,473
		伸び率	1.000	1.000	0.995	0.988	0.981	0.973
	全市	実数	284,948	285,026	283,493	281,458	279,307	277,133
		伸び率	1.000	1.000	0.995	0.988	0.980	0.973
世帯数	中心市街地	実数	4,802	4,746	4,854	4,850	4,791	4,810
		伸び率	1.000	0.988	1.023	0.999	0.988	1.004
	中心市街地外	実数	110779	112318	113444	113701	114130	114516
		伸び率	1.000	1.015	1.021	1.023	1.027	1.031
	全市	実数	119,634	121,308	122,078	122,360	122,770	123,163
		伸び率	1.000	1.014	1.020	1.023	1.026	1.029

出典：住民基本台帳データ（各年 10 月 1 日）

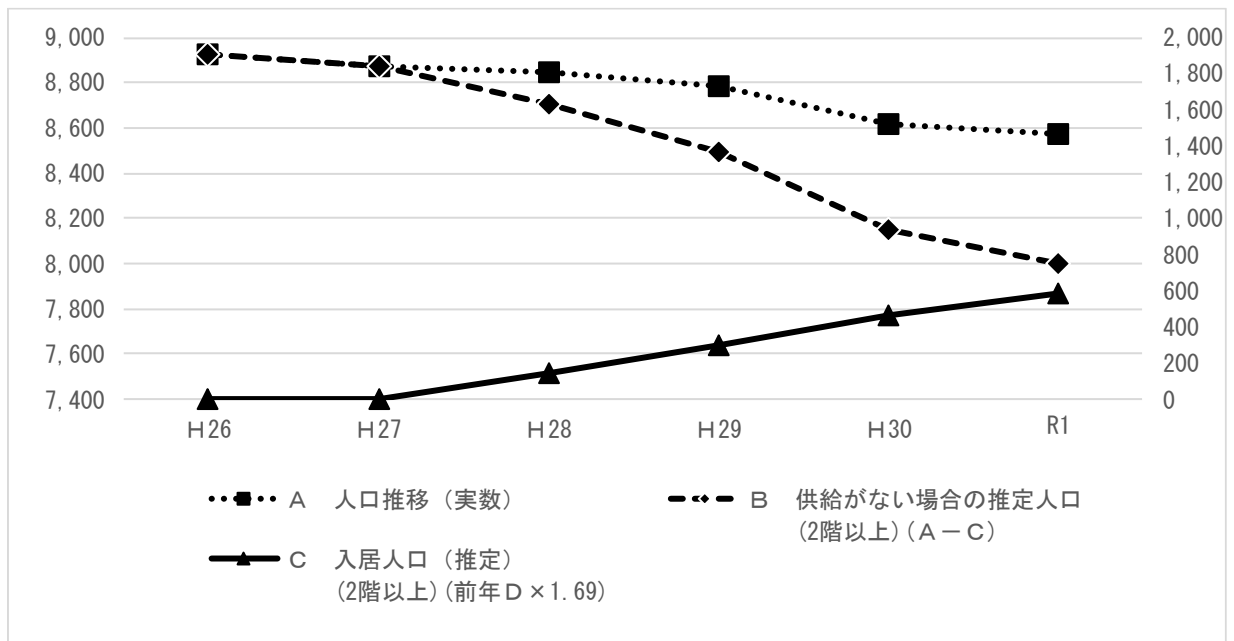
＜中心市街地人口の推移における共同住宅供給の寄与＞

単位：人

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
A 人口推移（実数）	8,929	8,875	8,848	8,789	8,622	8,579
B 供給がない場合の推定人口 （2 階以上）（A－C）	8,929	8,875	8,848	8,789	8,622	8,579
C 入居人口（推定） （2 階以上）（前年 D × 1.69）	0	0	0	0	0	0
D 供給戸数（累計） （2 階以上）（前年 D ＋ 当年 E）	0	0	0	0	0	142
E 供給開始戸数 （2 階以上）	0	0	0	0	0	142

出典：福島市都市計画課

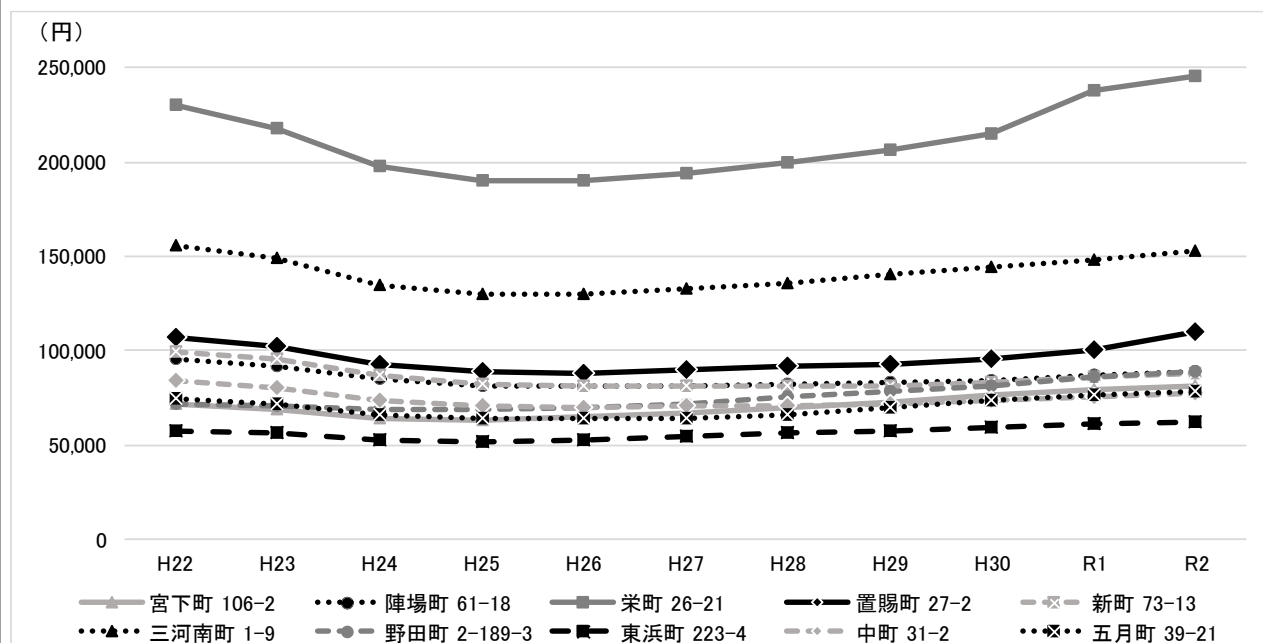
＜中心市街地における人口と共同住宅入居人口の推移＞



【地価】

中心市街地の地価は、東日本大震災以後下落を続け平成 25～26 年に底をついたのちに上昇に転じ、以後毎年上昇を続け令和元年にはほぼ震災前の水準にまで回復している。

＜中心市街地及び周辺地価の推移＞

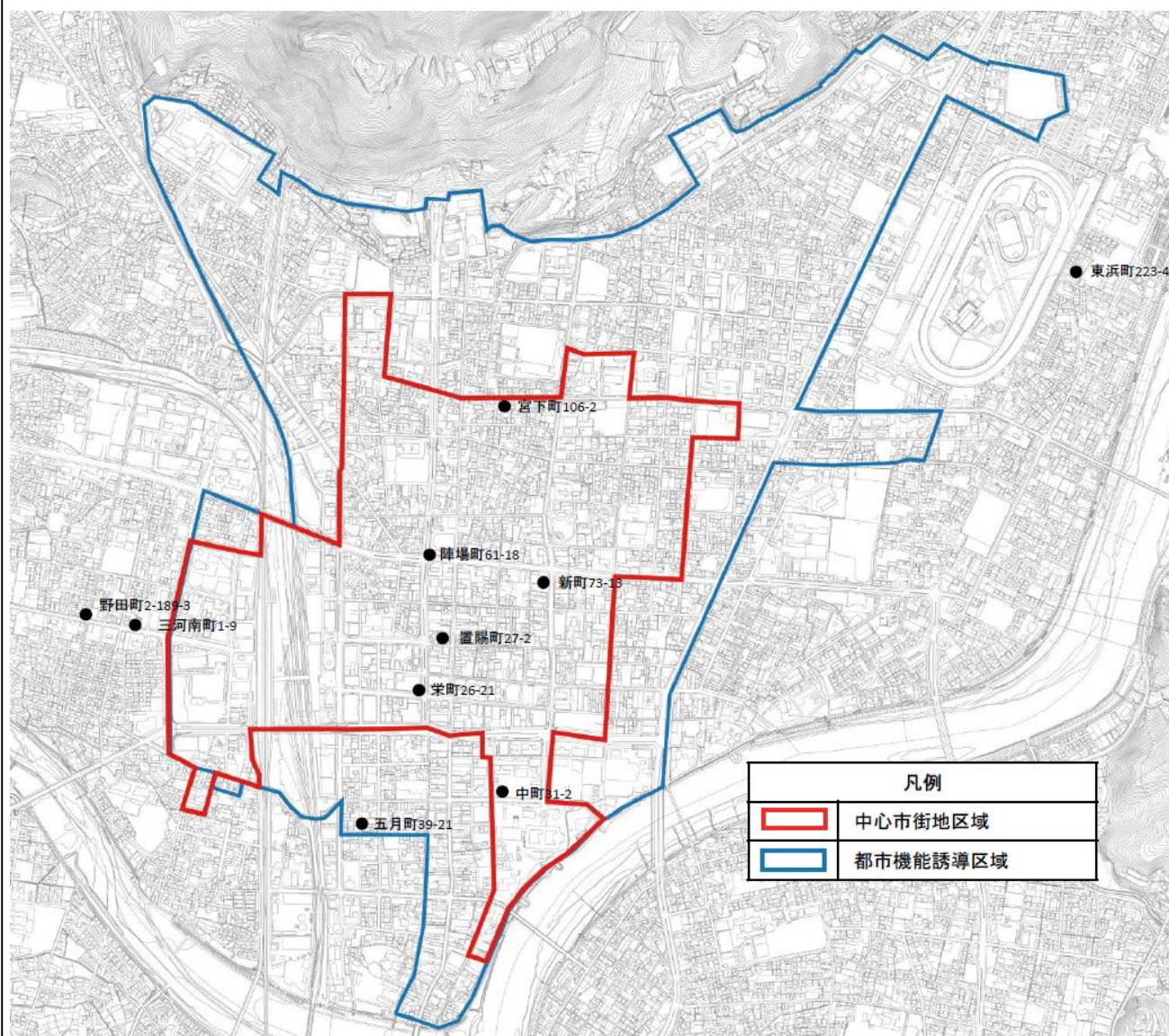


出典：国土交通省地価公示（調査地点は令和 2 年時点）

区分	調査地点	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
中心市街地内	宮下町 106-2	68,500	64,200	63,000	64,400	66,800	69,500	72,600	76,500	79,000	81,200	82,600
	陣場町 61-18	91,900	84,700	81,200	81,100	81,500	82,200	82,800	84,300	86,400	88,500	88,000
	栄町 26-21	218,000	198,000	190,000	190,000	194,000	200,000	206,000	215,000	238,000	245,000	240,000
	置賜町 27-2	102,000	92,500	88,500	88,200	89,900	91,300	93,000	95,900	100,000	110,000	108,000
	新町 73-13	95,400	86,400	82,400	80,800	80,800	81,100	81,500	83,000	85,800	87,900	87,300
中心市街地周辺	三河南町 1-9	149,000	135,000	130,000	130,000	133,000	136,000	140,000	144,000	148,000	153,000	154,000
	野田町 2-189-3	70,500	68,500	68,500	69,300	71,300	75,000	78,000	81,000	85,500	88,600	90,400
	東浜町 223-4	55,800	52,300	51,100	52,100	53,900	55,900	57,600	59,300	60,700	61,700	61,900
	中町 31-2	80,300	73,500	70,500	70,000	70,500	71,000	71,500	73,000	75,400	77,600	77,900
	五月町 39-21	71,900	66,100	63,900	63,500	64,000	66,000	70,000	73,200	76,000	78,300	79,600

出典：国土交通省地価公示（調査地点は令和 2 年時点）

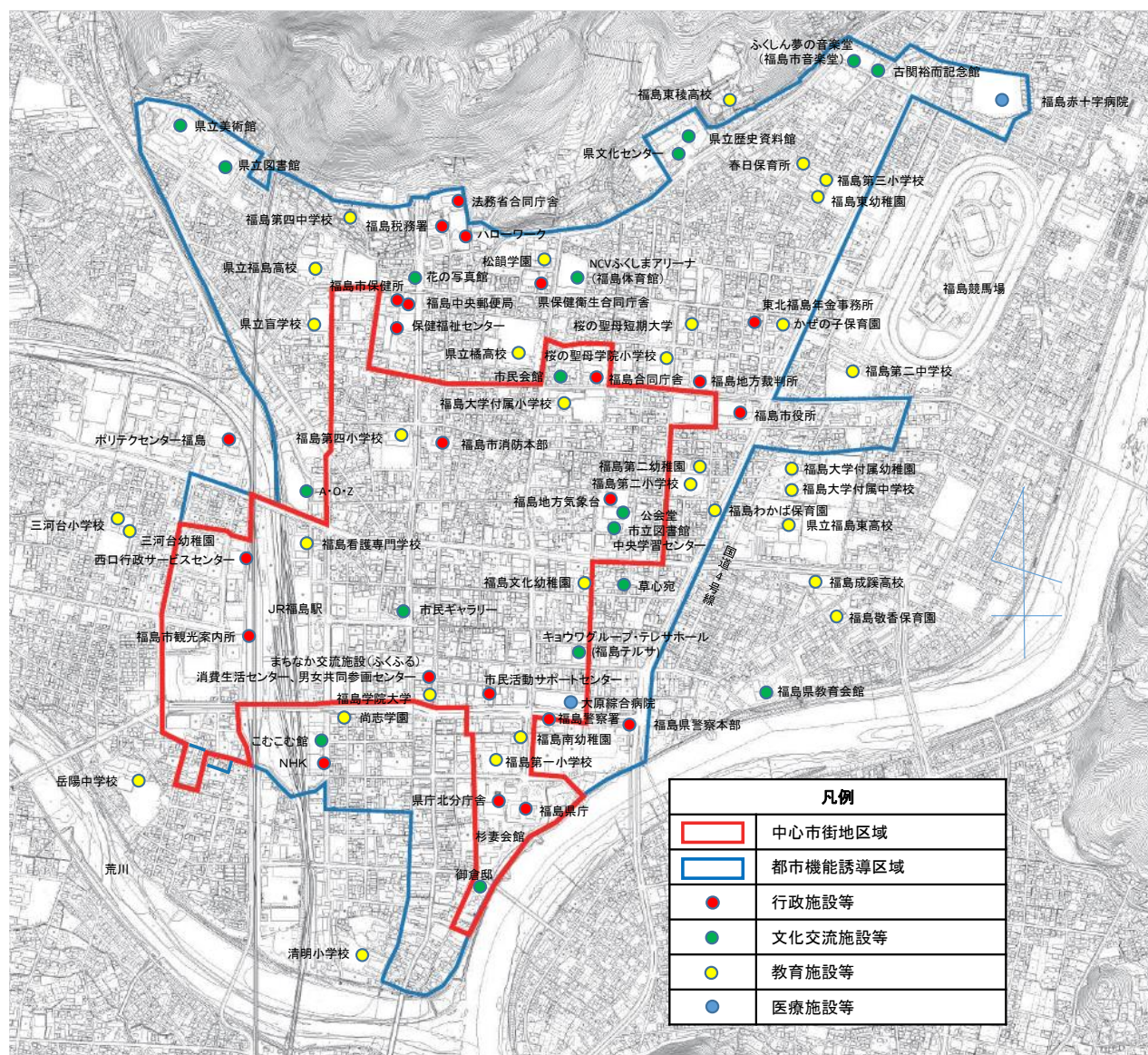
<地価公示地点>



【公共・公益施設】

本市の中心市街地には、県庁、市役所、福島地方裁判所、福島合同庁舎などの行政・司法施設の他、中央郵便局、教育・文化、医療福祉などの多くの公共公益施設が立地している。

＜公共公益施設位置図＞



(3) 地域住民のニーズ等の把握・分析

① 「消費購買動向調査結果（第14回 平成30年3月）」（福島市）

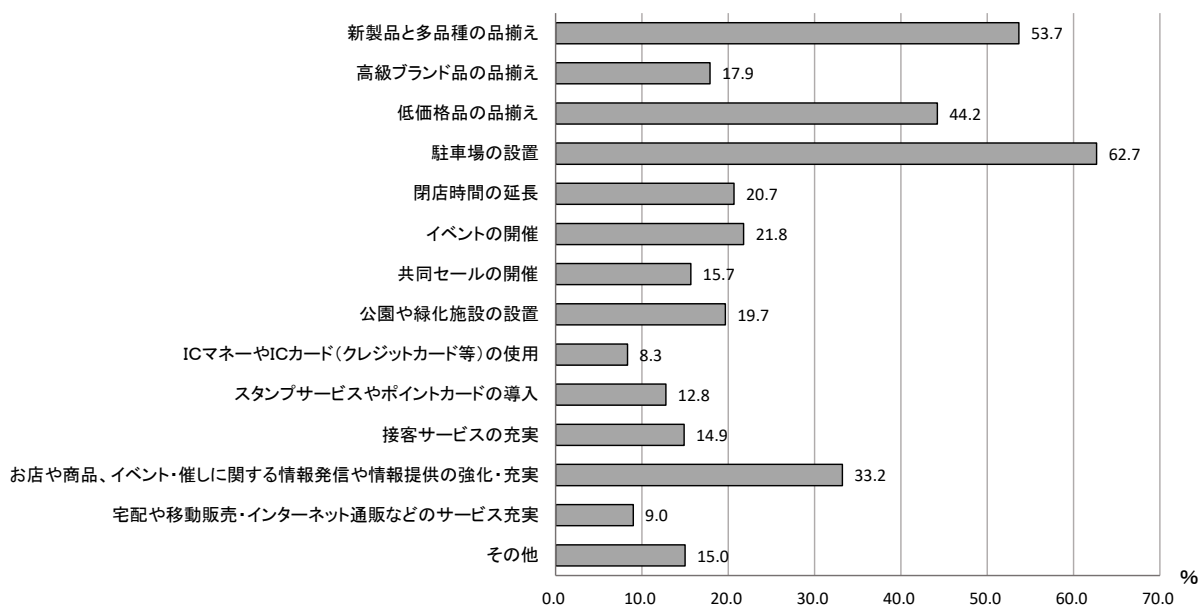
平成30年12月に福島市商工観光部商業労政課が実施した「福島市消費購買動向調査」から、中心市街地に対する市民の意向などを抜粋し整理した。

配布数：3,044票（調査範囲は福島市全域、調査票によるアンケート調査）
回収数：938票（回収率30.8%）

○中心市街地の商店街に対する要望

中心市街地の商店街に対する要望は、全体で見ると「駐車場の設置」62.7%が最も多く、以下、「新製品と多品種の品揃え」53.7%、「低価格品の品揃え」44.2%、「お店や商品、イベント・催しに関する情報発信や情報提供の強化・充実」33.2%が順に続く。特に「駐車場の設置」と「新製品と多品種の品揃え」に対する要望は多い。

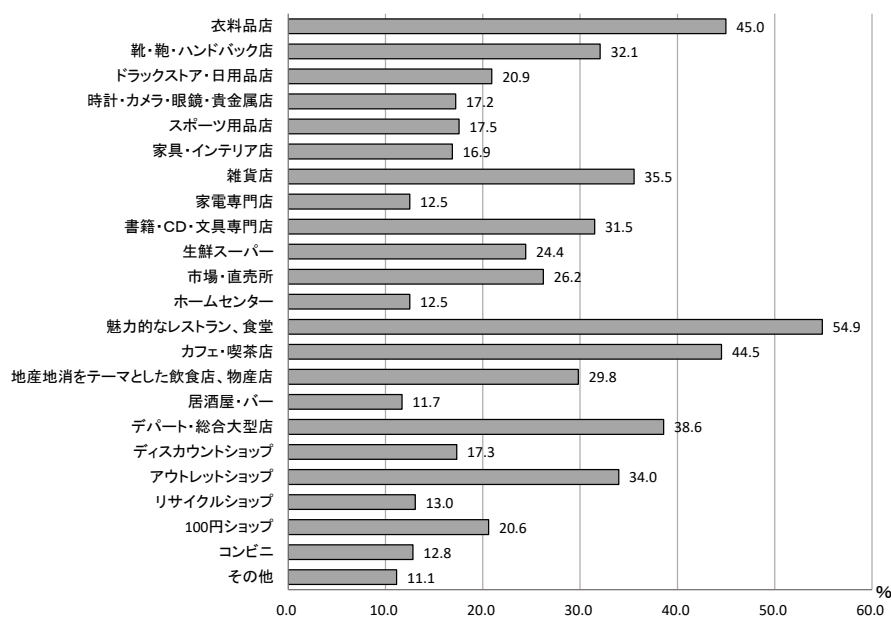
<中心市街地の商店街に対する要望（複数回答）>



○中心市街地商店街への希望店舗

中心市街地商店街に希望する店舗は、全体で見ると「魅力的なレストラン、食堂」が54.9%で最も多い。以下、「衣料品店」45.0%、「カフェ・喫茶店」44.5%、「デパート・総合大型店」38.6%、「雑貨店」35.5%、「アウトレットショップ」34.0%、「靴・鞄・ハンドバック店」32.1%の順に続く。

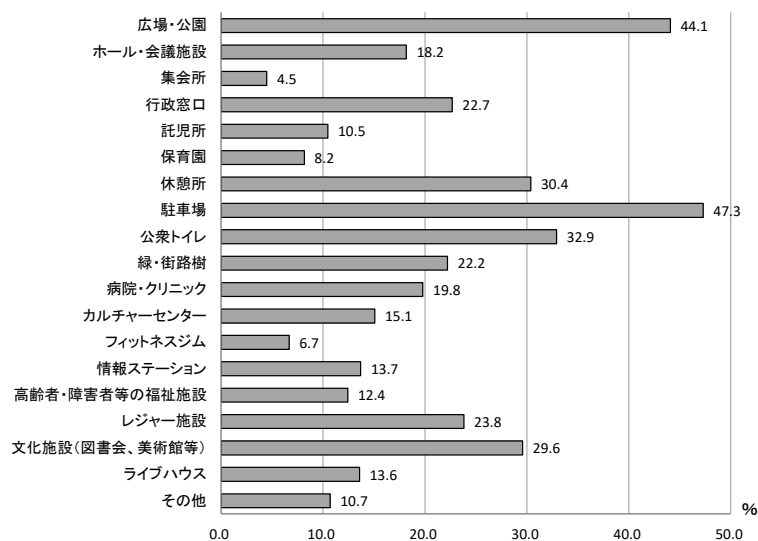
＜中心市街地商店街への希望店舗（複数回答）＞



○中心市街地商店街への希望施設

中心市街地商店街に希望する施設は、全体で見ると最も多いのが「駐車場」47.3%である。以下、「広場・公園」44.1%、「公衆トイレ」32.9%、「休憩所」30.4%、「文化施設（図書館、美術館等）」29.6%の順に続く。

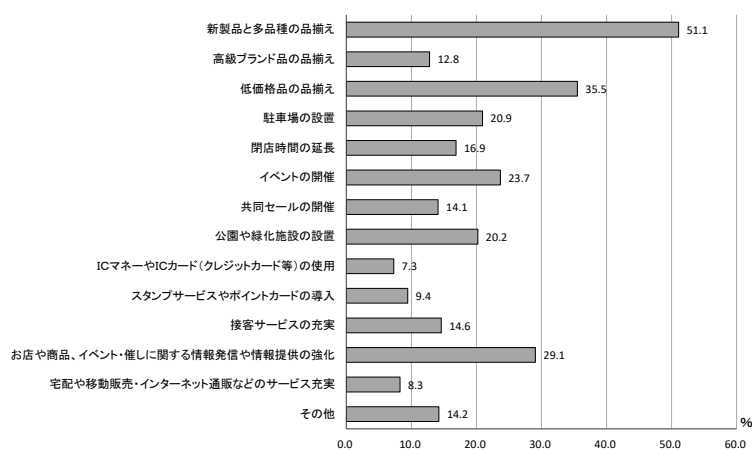
＜中心市街地商店街への希望施設（複数回答）＞



○居住地区の商店街等に対する要望

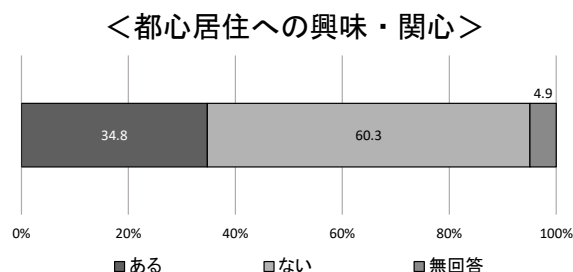
全体で見ると、居住地区の商店街等に対する要望で最も多いのは、「新製品と多品種の品揃え」51.1%である。以下、「低価格品の品揃え」35.5%、「お店や商品、イベント・催しに関する情報発信や情報提供の強化・充実」29.1%、「イベントの開催」23.7%、「駐車場の設置」20.9%、「買物の途中でなどで休める公園や緑化施設」20.2%が順に続く。

＜居住地区の商店街に対する要望（複数回答）＞



○都心居住への関心等

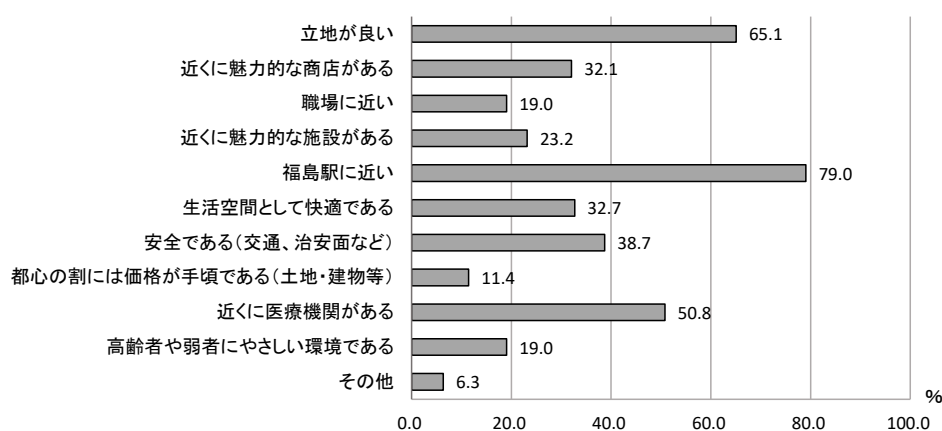
全体で見ると、都心居住への興味や関心が「ある」は34.8%で、興味や関心が「ない」は60.3%だった。



○都心居住の魅力点

都心居住に興味や関心が「ある」と答えた回答者の都心居住の魅力点（複数回答）は、全体で見ると最も多いのが「福島駅に近い」79.0%である。以下、「立地が良い」65.1%、「近くに医療機関がある」50.8%、「安全である（交通、治安面など）」38.7%、「生活空間として快適である」32.7%、「近くに魅力的な商店街がある」32.1%の順に続く。

＜都心居住に興味や関心のある方の都心居住の魅力点（複数回答）＞



② 「福島市中心市街地活性化に向けたアンケート調査結果（令和元年8月）」（福島市）

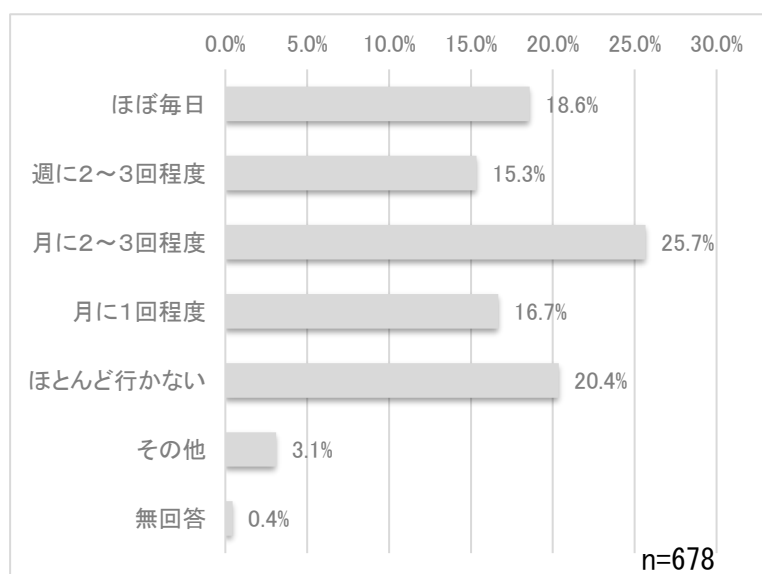
令和元年8月に実施した「福島市中心市街地活性化に向けたアンケート調査」から、中心市街地に対する市民の意向などを抜粋し整理した。

配布数：2,000票（調査範囲は福島市全域、調査票によるアンケート調査）

回収数：678票（回収率33.9%）

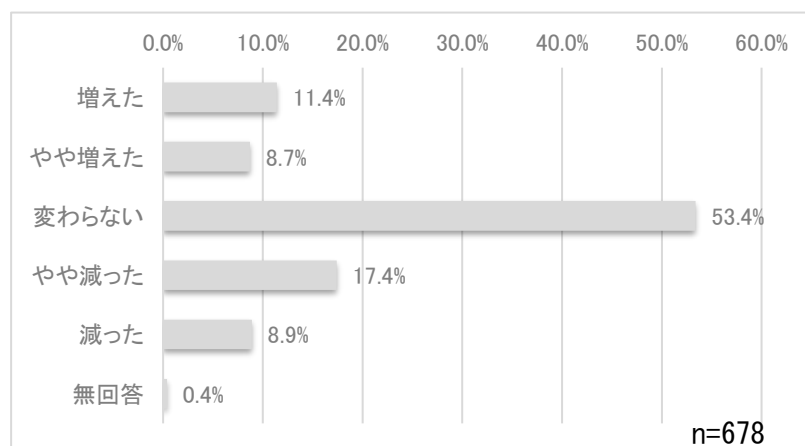
○中心市街地への来訪頻度

中心市街地への来訪頻度について、最も多かったのは「月に2～3回」の25.7%となり、次いで「ほとんど行かない」の20.4%となった。



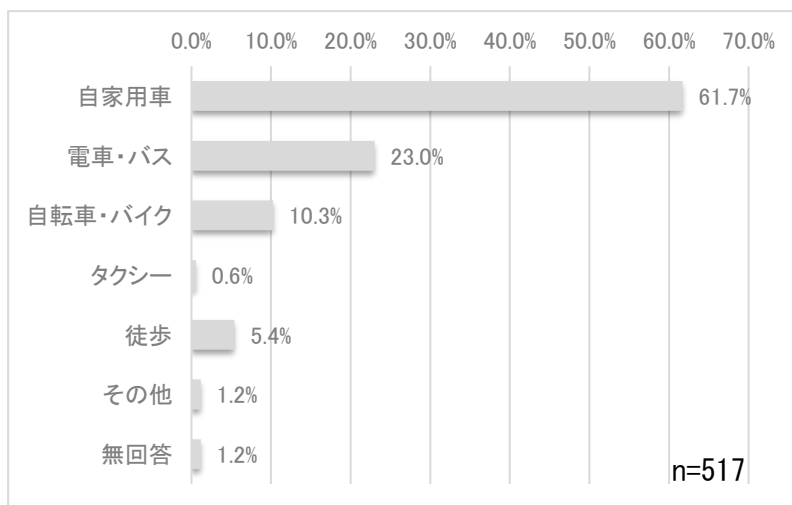
○平成27年から5年間の中心市街地への来訪頻度の変化

中心市街地に出かける頻度の変化について、最も多くなったのは「変わらない」の53.4%となった。来訪頻度が増えたという回答に比べ、減ったという回答が上回った。



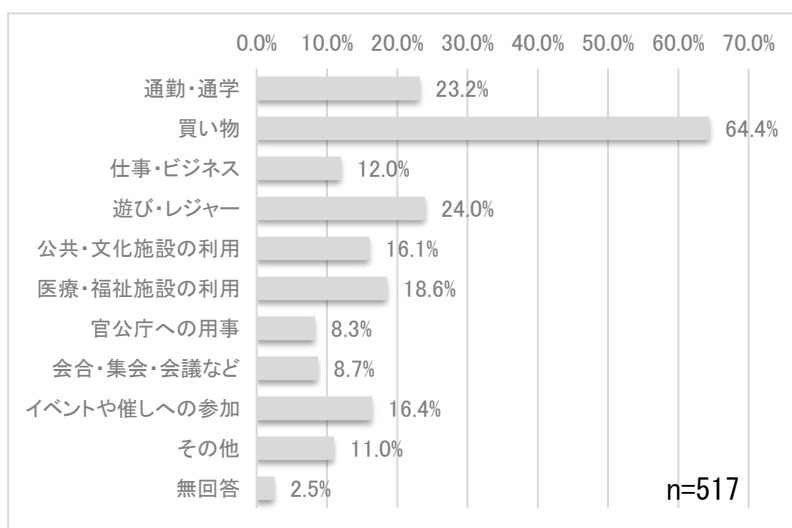
○中心市街地に出かける際の交通手段

中心市街地に出かける手段について、最も多かったのは「自家用車」の61.7%となり特に多くなった。「タクシー」で訪れる割合は0.6%と低かった。



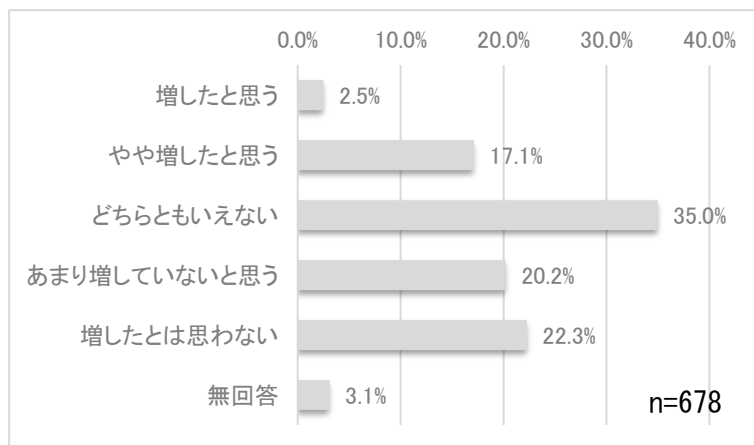
○中心市街地に出かける目的

中心市街地に出かける目的について、最も多かったのは「買い物」の64.4%となり、次いで「遊び・レジャー」の24.0%、「通勤・通学」の23.2%となった。



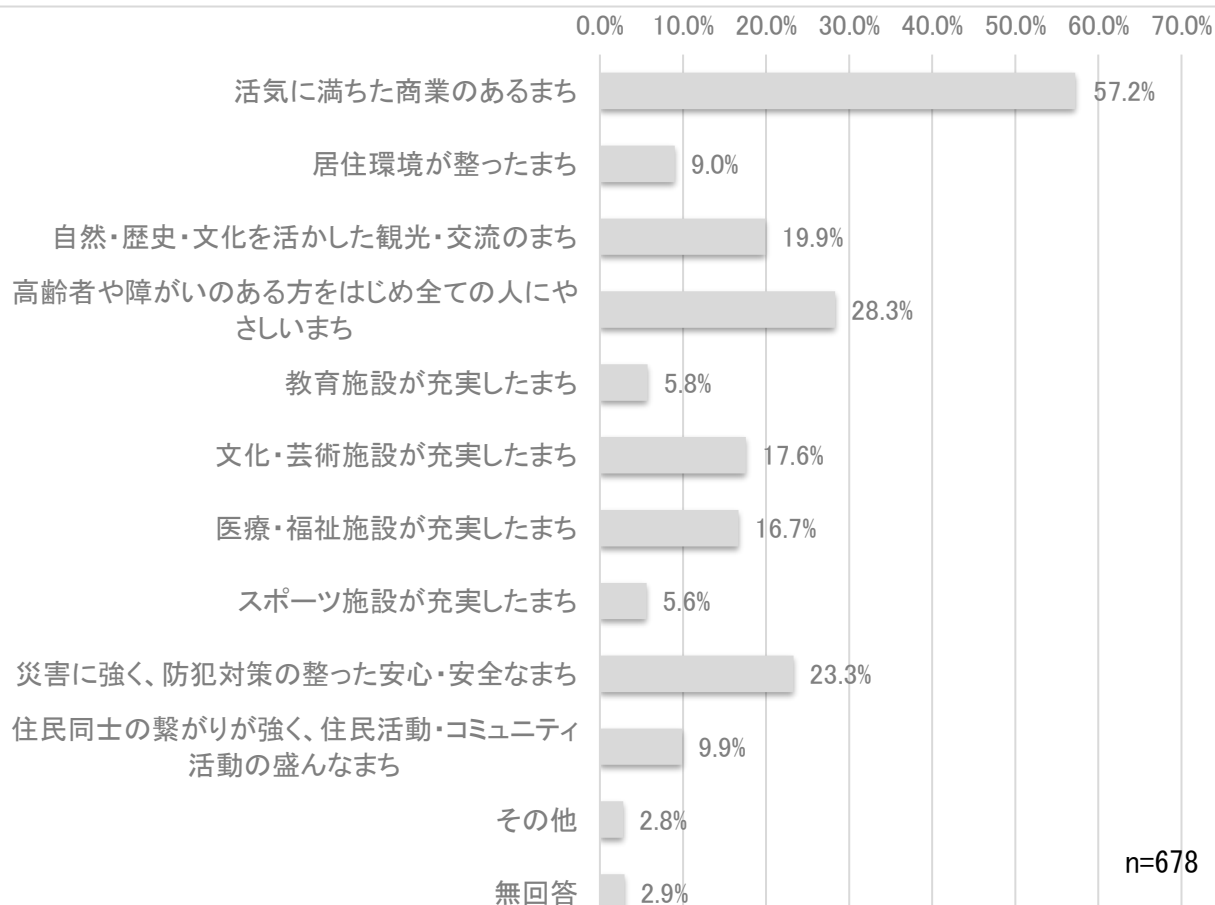
○過去5年間での中心市街地のにぎわいの変化

中心市街地のにぎわいの変化について、最も多かったのは「どちらとも言えない」の35.0%となり、「増したとは思わない・あまり増していないと思う」という意見が、「増した・やや増したと思う」という意見を上回った。



○中心市街地の理想の姿

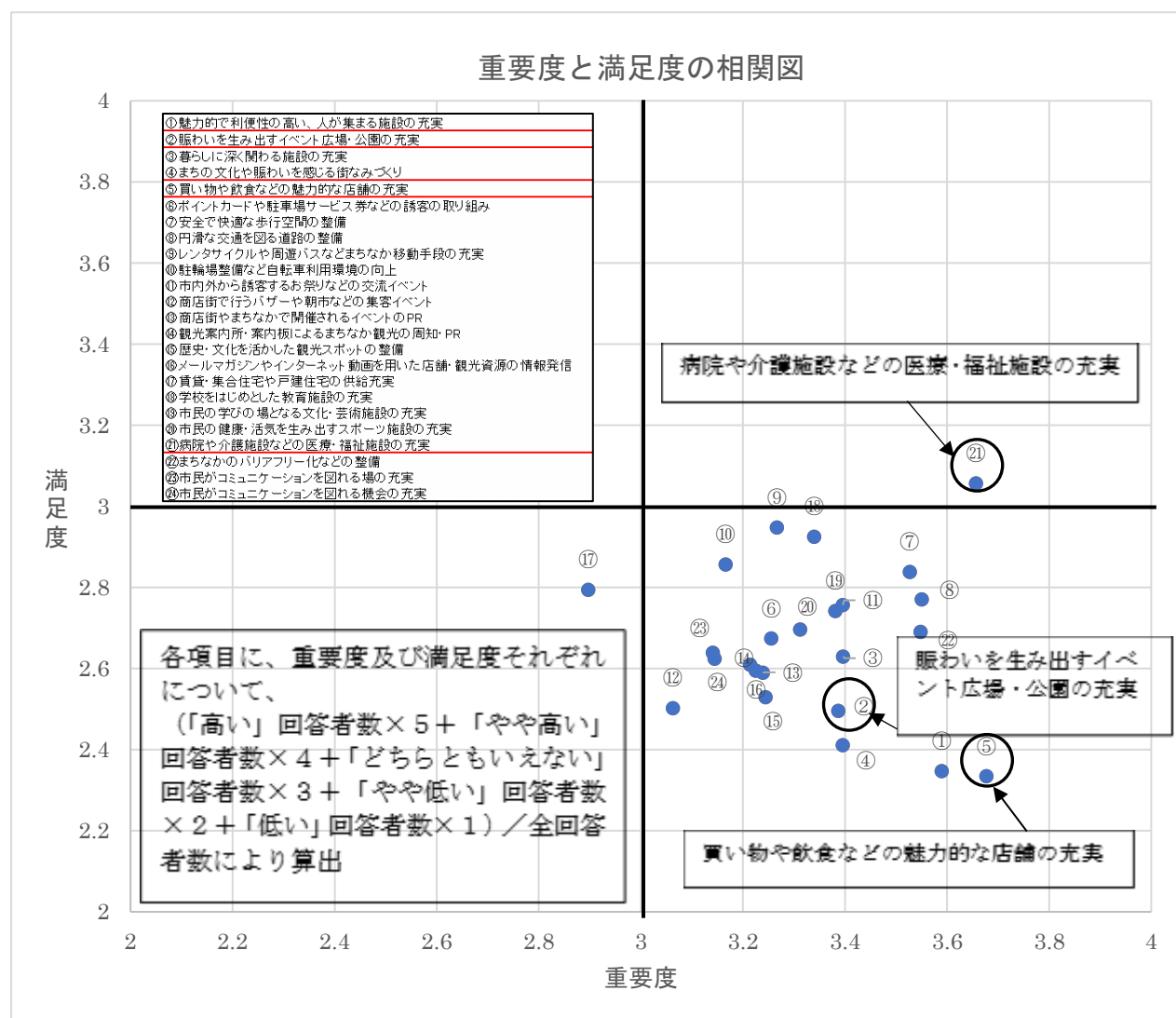
理想と思う中心市街地の姿について、最も回答が多かったのは「活気に満ちた商業のあるまち」の57.2%となり、次いで「高齢者や障がいのある方をはじめ全ての人にやさしいまち」の28.3%となった。「教育施設が充実したまち」「スポーツ施設が充実したまち」は5%程度と低くなった。



○中心市街地のまちづくりの重要度と満足度

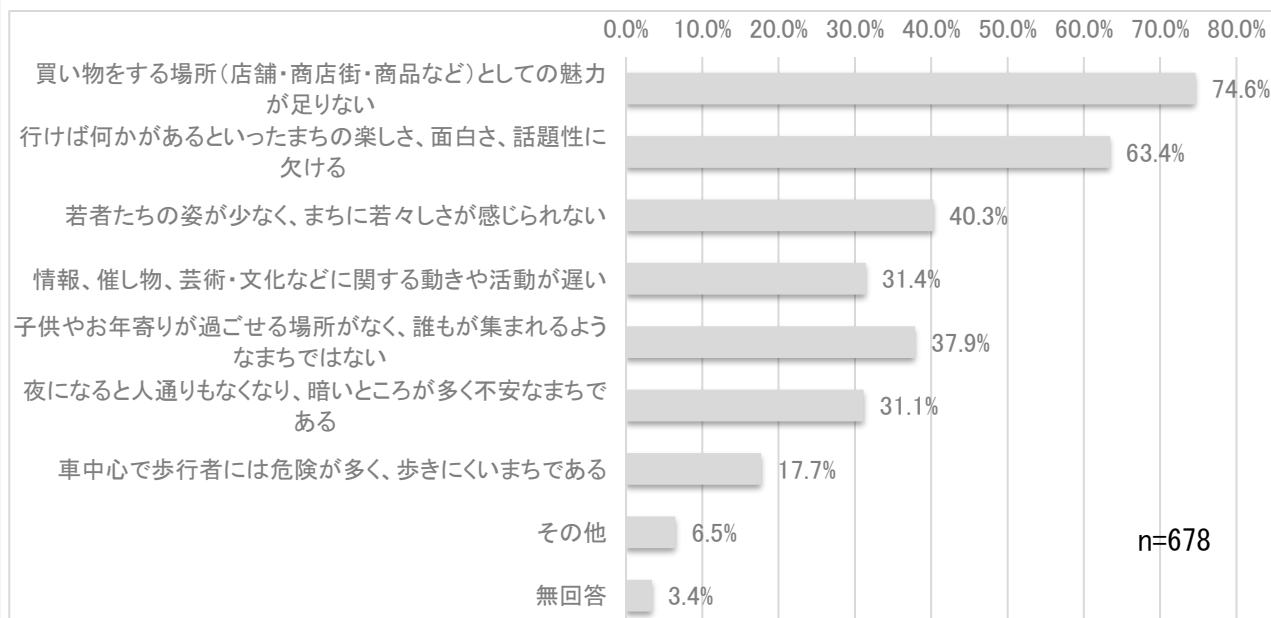
中心市街地のまちづくりに対する重要度と満足度の傾向として「病院や介護施設などの医療・福祉施設の充実」は、重要度及び満足度ともに高くなっている。このことは、前計画の大原総合病院と福島赤十字病院移転新築及び早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業都市福利施設の充実が影響したと考えられる。

また、「魅力的で利便性が高い、人が集まる施設の充実」、「賑わいを生み出すイベント広場・公園の充実」、「まちの文化や賑わいを感じる街なみづくり」、「買い物や飲食などの魅力的な店舗の充実」について、重要度は高いが、満足度は低くなっている。



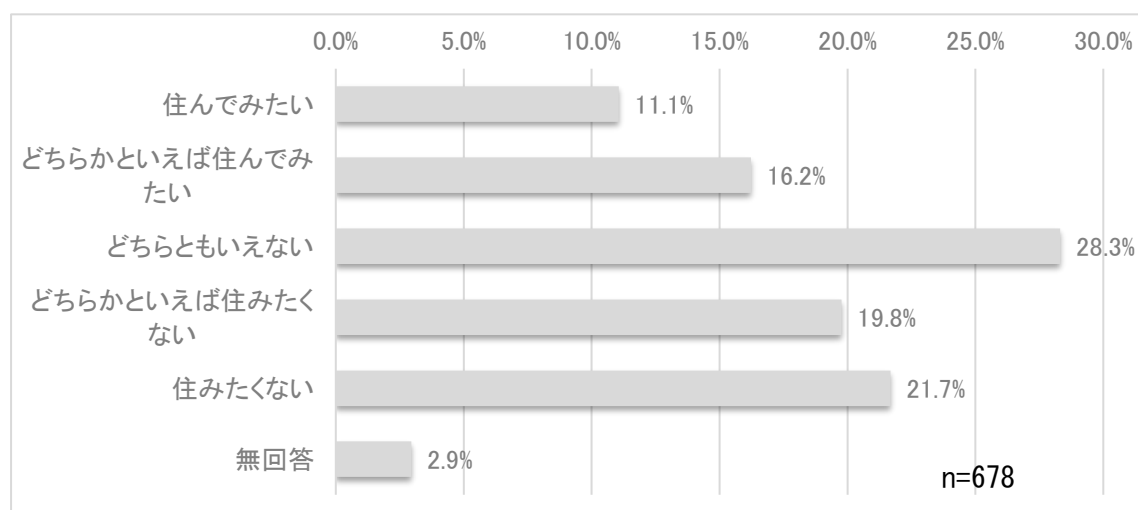
○中心市街地の改善点

中心市街地で改善すべきことについて、最も多かったのは「買い物をする場所（店舗・商店街・商品など）としての魅力が足りない」の74.6%となり、次いで「行けば何かがあるといったまちの楽しさ、面白さ、話題性に欠ける」の63.4%となった。



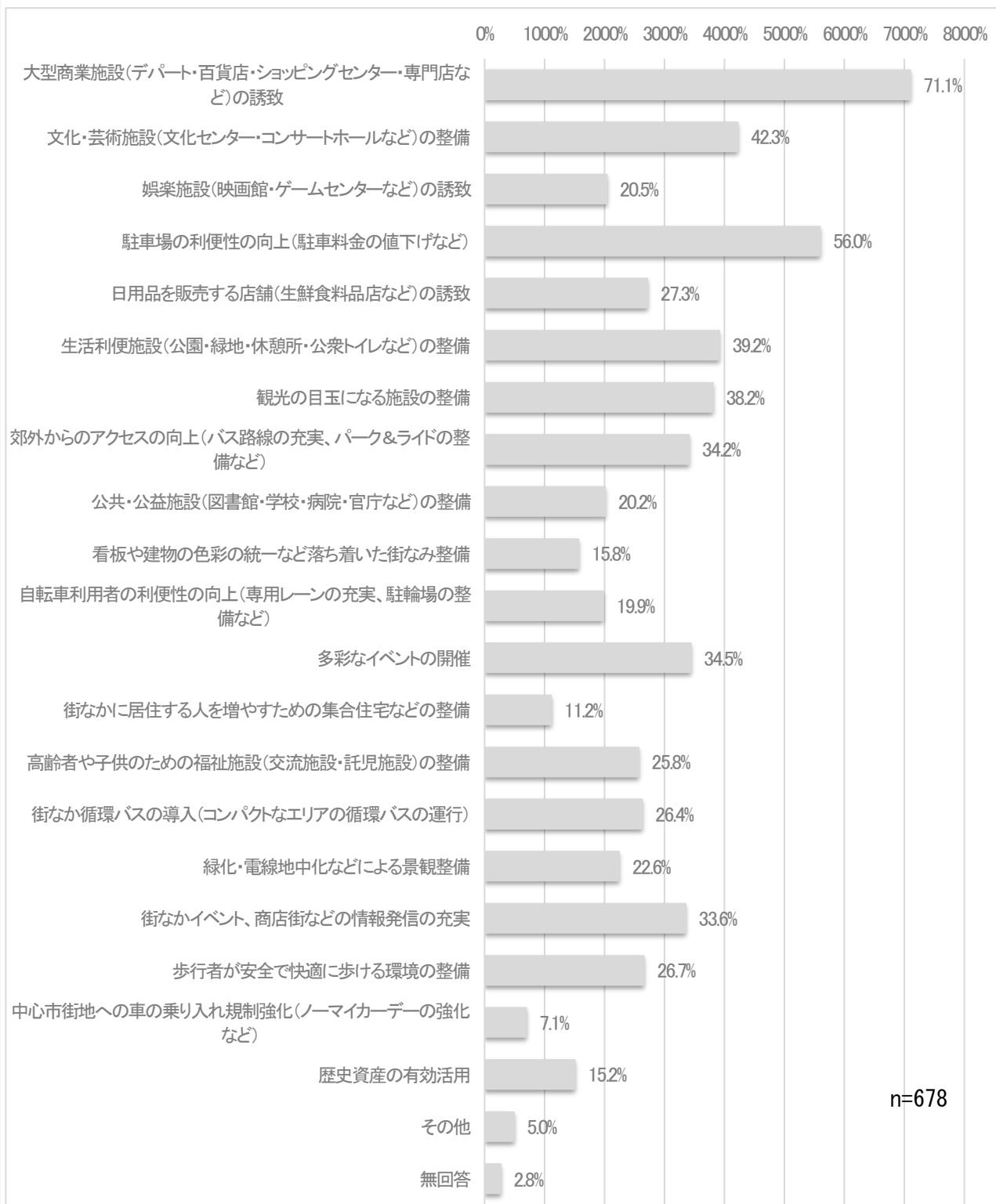
○中心市街地への居留意向

中心市街地への居留意向について、最も多くなったのは「どちらともいえない」の28.3%となり、次いで「住みたくない」の21.7%となった。



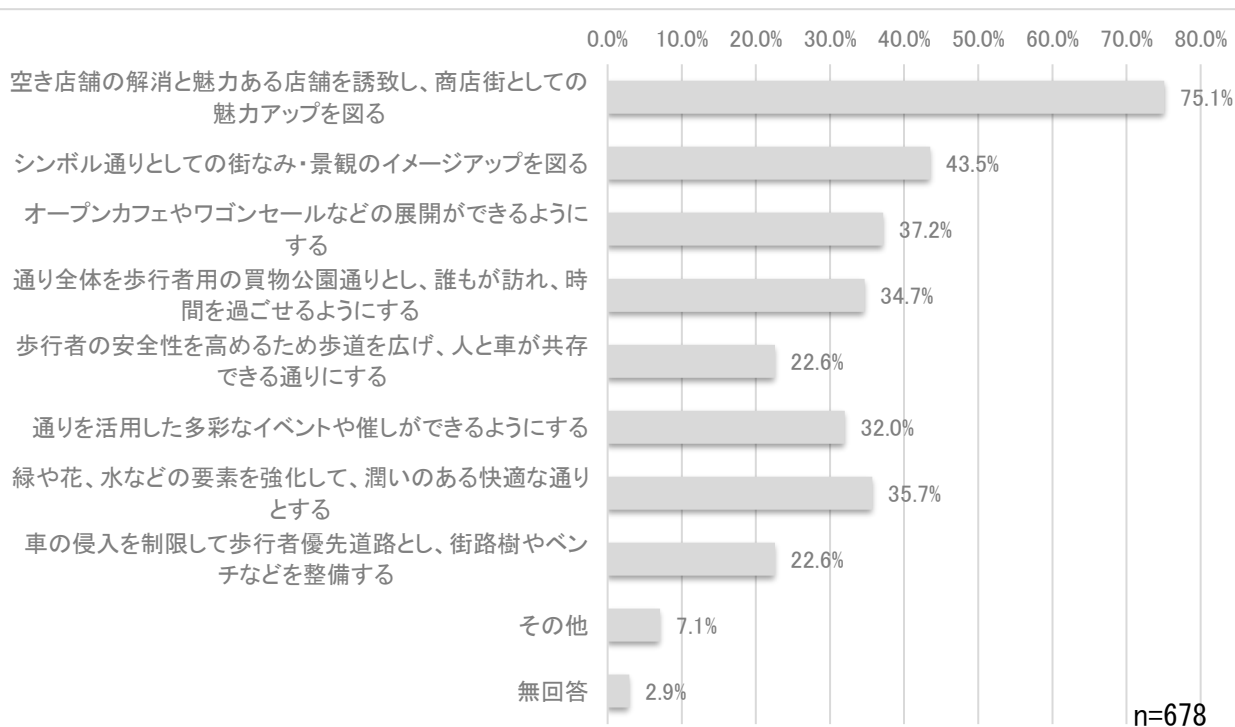
○中心市街地のにぎわい創出のために必要な取組み

中心市街地のにぎわい創出のために必要な取組みについて、最も回答が多かったのは「大型商業施設（デパート・百貨店・ショッピングセンター・専門店など）の誘致」の71.1%となり、次いで「駐車場の利便性の向上（駐車料金の値下げなど）」の56.0%となった。最も低かったのは「中心市街地への車の乗り入れ規制強化（ノーマイカーデーの強化など）」の7.1%となった。



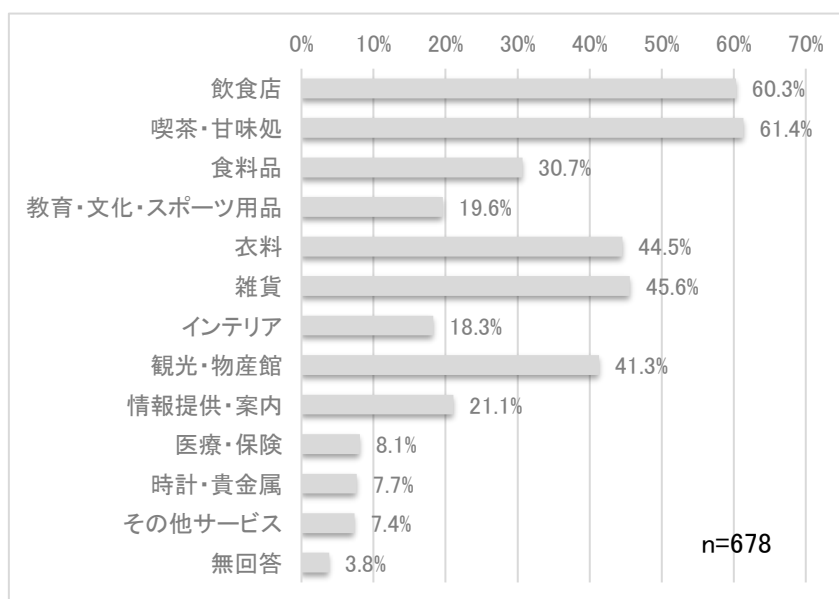
○駅前通りをふくしまの顔にふさわしいものにする取組み

駅前通りをふくしまの顔にふさわしくする取組みについて、最も多かったのは「空き店舗の解消と魅力ある店舗を誘致し、商店街としての魅力アップを図る」の75.1%となり、次いで「シンボル通りとしての街なみ・景観のイメージアップを図る」の43.5%となった。



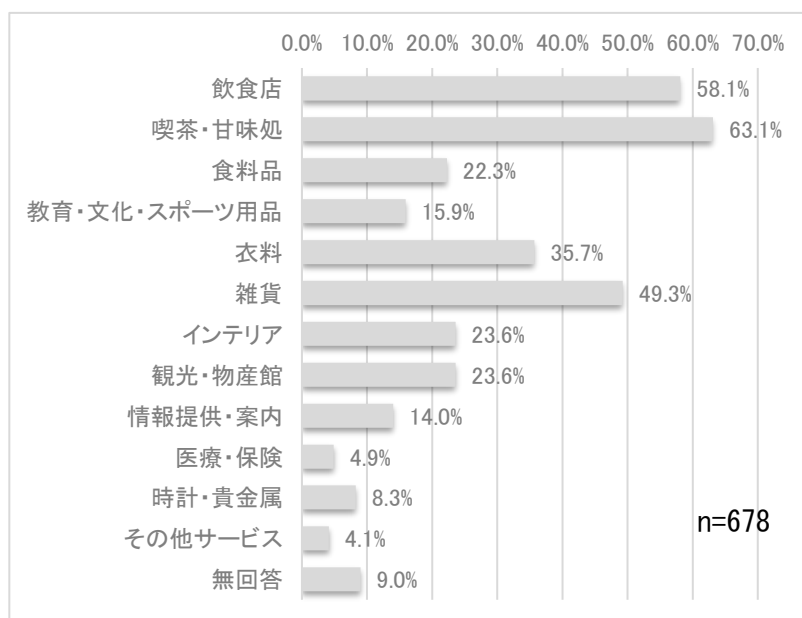
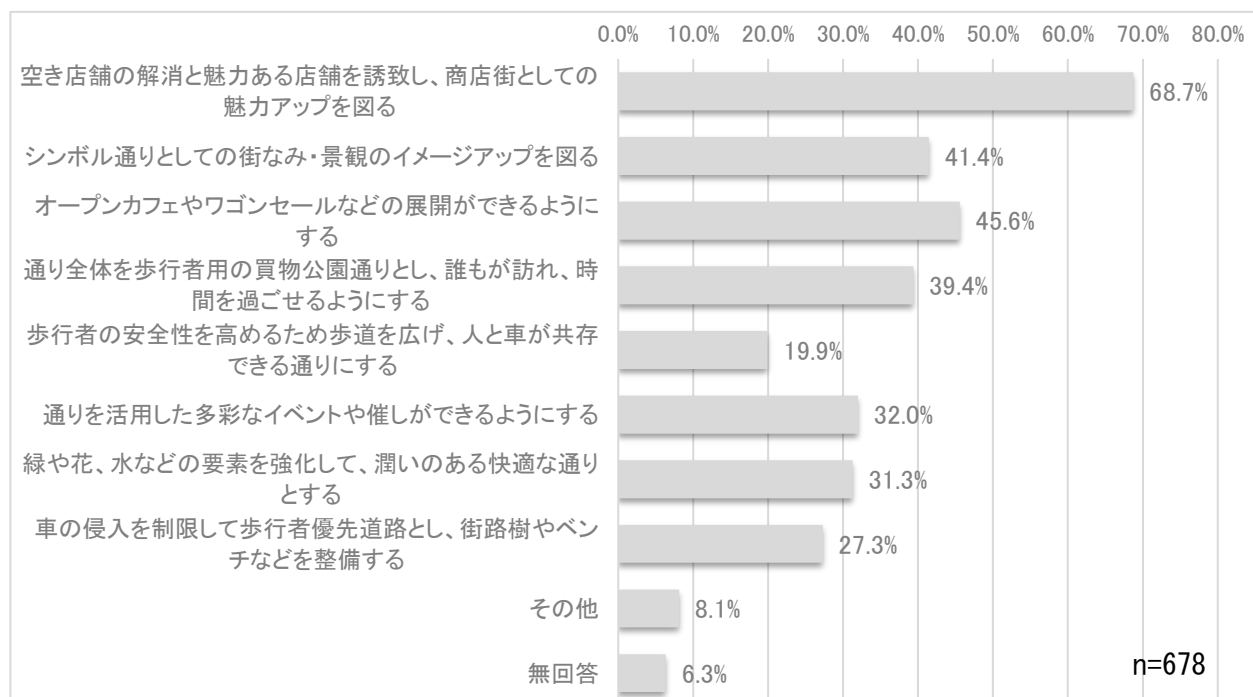
○駅前通りにほしい店

駅前通りにどのようなお店がほしいかについて、最も多かったのは「喫茶・甘味処」の61.4%となり、次いで「飲食店」の60.3%となった。「医療・保健」「時計・貴金属」は10%以下と低くなった。



○パセオ通りをふくしまの顔にふさわしいものにする取組み

パセオ通りをふくしまの顔にふさわしいものにする取組みについて、最も多かったのは「空き店舗の解消と魅力ある店舗を誘致し、商店街としての魅力アップを図る」の68.7%となり、次いで「オープンカフェやワゴンセールなどの展開ができるようにする」の45.6%となった。最も低かったのは「歩行者の安全性を高めるため歩道を広げ、人と車が共存できる通りにする」の19.9%となった。



○パセオ通りにほしい店

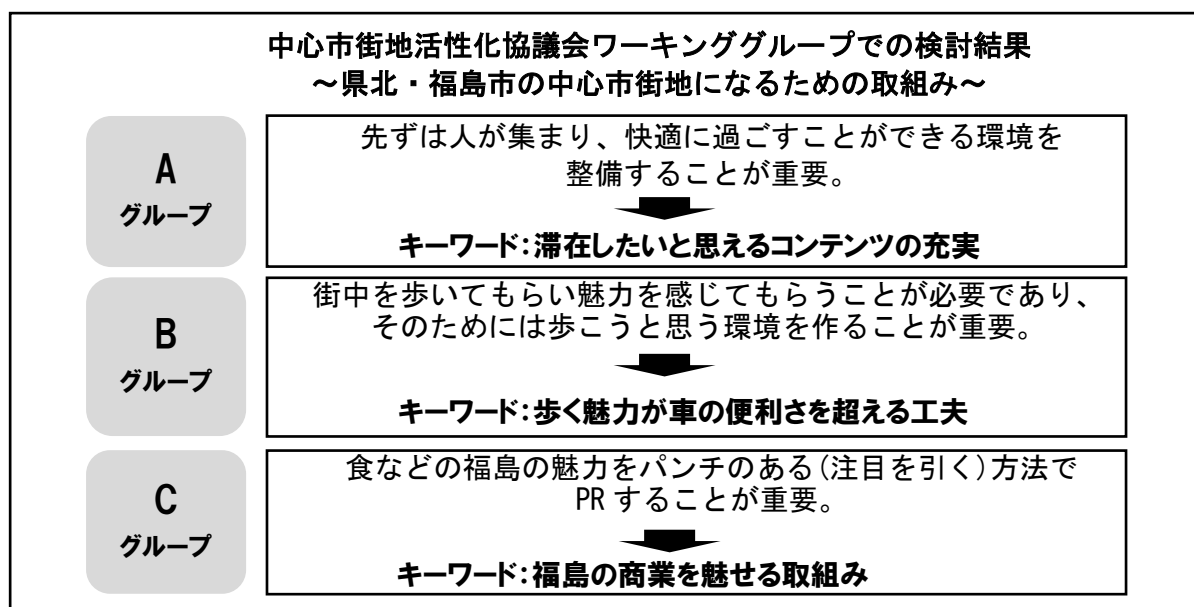
パセオ通りにほしいお店について、最も多かったのは「喫茶・甘味処」の63.1%となり、次いで「飲食店」の58.1%となった。

③ 「令和元年度福島市中心市街地活性化協議会ワーキンググループ報告書」（福島市）

第3期中心市街地活性化基本計画策定に関し、市民の目線に立った活性化の取組みを検討し、次期計画に反映するためにワーキンググループを実施した。このワーキンググループは福島市中心市街地活性化協議会の下部組織として位置づけ、コーディネーター及びアドバイザーとして学識経験者を2名、委員として民間事業者、まちづくり会社、地域住民、学生等で構成している。

○ワーキンググループの結果概要

ワーキンググループにおいて、市民アンケートやこれまでの取組みから客観的に分析を行うとともに、「風格ある県都を目指すまちづくり構想」から市民の目線に立った中心市街地活性化の取組みを検討したところ、ハード整備よりも既存ストック施設や資源を活用したソフト事業を望む声が多く上げられた。



④ 「平成30年度（仮称）街なか広場に関するアンケート調査結果」（福島市）

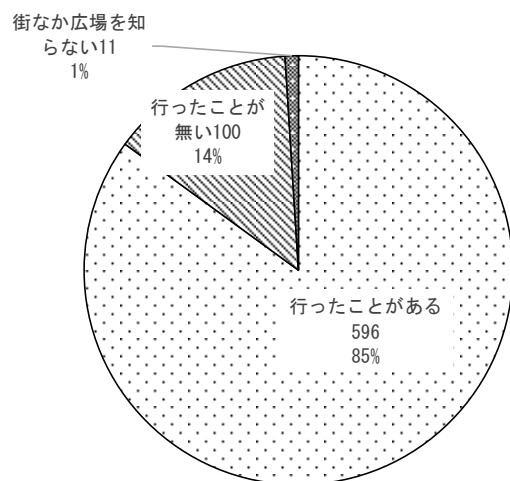
平成30年12月から平成31年1月に実施した新まちなか広場整備検討に関する「（仮称）街なか広場に関する意識調査」から、中心市街地に対する市民の意向などを抜粋し整理した。

配布数：2,951票（調査範囲は福島市全域、調査票によるアンケート調査）

回収数：797票（回収率27%）

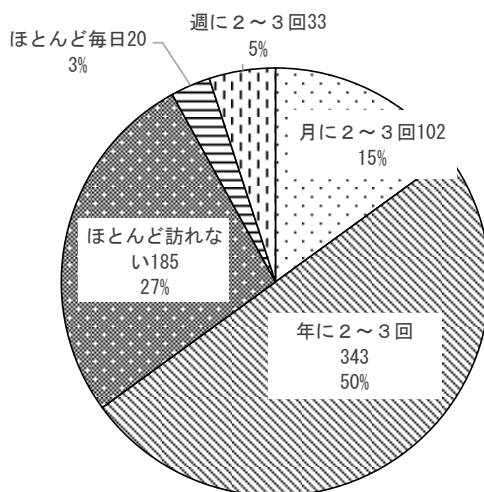
○（仮称）街なか広場への訪問有無

「行ったことがある」が最も割合が高く、596名で全体の約85%だった。
約9割の方が、（仮称）街なか広場に行ったことがあることがわかった。



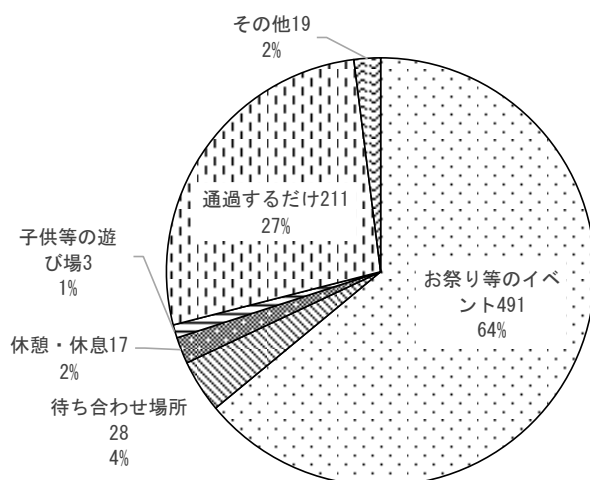
○（仮称）街なか広場への訪問頻度

（仮称）街なか広場を利用する頻度は、「年に2～3回」利用する方が最も多く、343名で全体の50%だった。次いで「ほとんど訪れない」が185名で全体の27%だった。
広場の利用頻度は、低いことがわかった。



○（仮称）街なか広場の利用目的

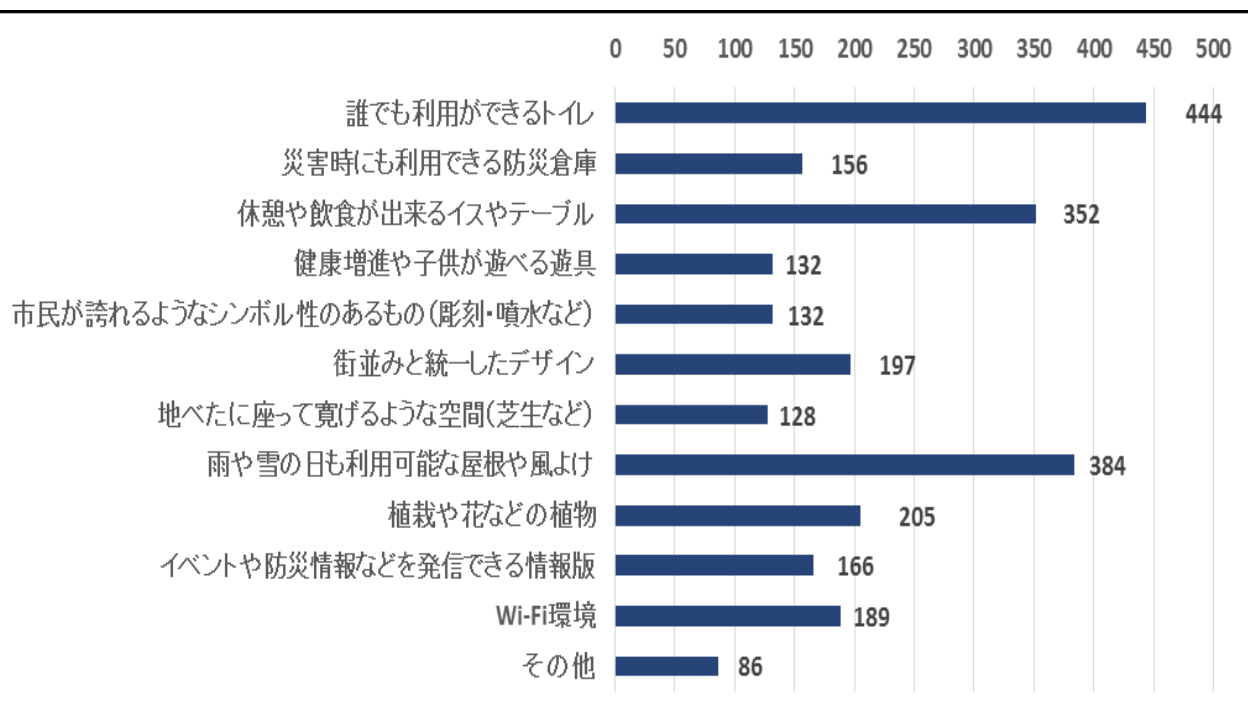
「お祭り等のイベント」で利用された方が最も多く491名で全体の64%だった。
イベント開催時以外は「通過するだけ」など利用している方が少ないことがわかった。



○（仮称）街なか広場の再整備に必要なもの

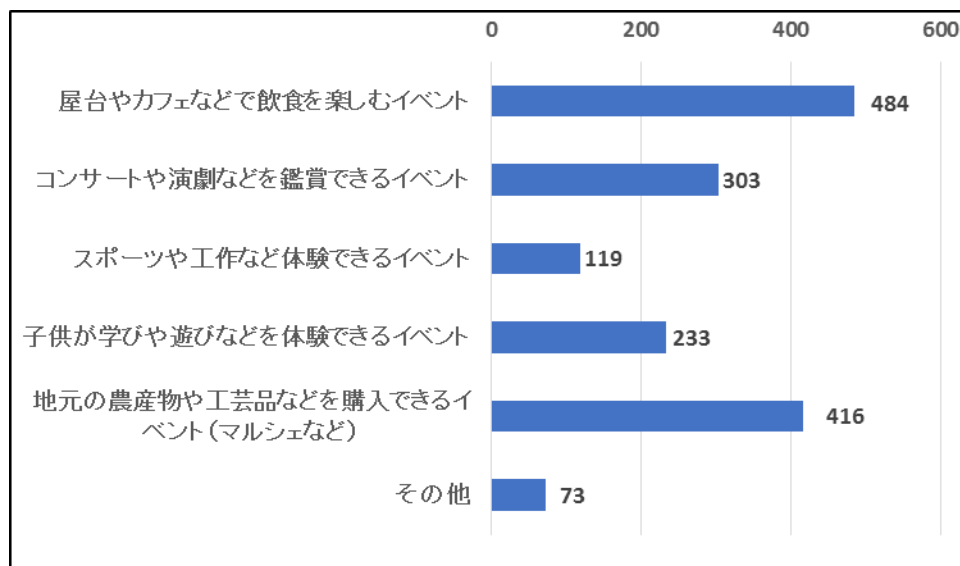
（仮称）街なか広場の再整備にあたり、必要と思うことは、「誰でも利用ができるトイレ」が最も多く、444名で全体の17%だった。次いで「雨や雪の日も利用可能な屋根や風よけ」が多く384名で全体の15%だった。

トイレや屋根など設備関係の要望が多いことがわかった。



○（仮称）街なか広場の再整備に必要なイベント

（仮称）街なか広場の再整備にあたり、必要と思うイベントについては、「屋台やカフェなどで飲食を楽しむイベント」が最も多く、484名で全体の30%だった。次いで「地元の農産物や工芸品などを購入できるイベント（マルシェなど）」が多く416名で全体の26%だった。



(4) これまでの中心市街地活性化に関する取組みの検証

①市町村独自の計画や直近の認定基本計画等の概要

福島市の中心市街地は、モータリゼーションの進行によりロードサイド型商業店舗の増加等による市街地から郊外への外延化及び空洞化、歩行者通行量の減少、中心市街地の高齢化の進行などを背景として、活性化が必要とされる状況であったため、平成10年10月に旧基本計画を策定し、中心市街地の活性化に取り組んできた。

その後、平成18年の中心市街地活性化法の改正を受け、「福島市中心市街地活性化基本計画」を平成22年3月に策定し、その後、第2期計画（前計画）を平成27年4月に策定した。前計画では、「ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり」をコンセプトに、集客拠点づくりと回遊環境の向上のため「賑わいの創出」と、人が暮らし交流できる生活環境の向上のため「快適居住の促進」を目標として設定した。

前計画で掲げた76事業のうち、29事業は完了し、48事業（うちソフト34事業）は実施中である（令和2年8月現在）。

【前計画の概要】

項 目	概 要
計画期間	平成27年4月から令和3年3月まで（6年）
区域面積	約297ha
基本コンセプト	～ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり～
基本方針	基本方針1：集客拠点づくりと回遊環境の向上 ①拠点施設の整備 ②魅力の向上 ③回遊環境の整備 ④イベントの連携・情報発信 ⑤まちなか観光の推進 基本方針2：人が暮らし交流できる生活環境の向上 ①居住の推進 ②医療・福祉施設の整備 ③交流環境の整備
計画事業	76事業

【目標指標と目標値】

目標	目標指標	基準値（H26）	目標値（R2）	最新値（R1）
目標1 賑わいの創出	歩行者・自転車通行量	34,918人/日	35,970人/日	35,409人/日
	新規出店舗数	22店舗	25店舗	42店舗
目標2 快適居住の促進	居住人口	16,750人	16,820人	16,043人
	文化・交流施設利用者数	2,330,327人/年	2,524,700人/年	2,142,328人/年

※2期計画に係る目標値

②事業等の進捗状況

【前計画における事業及び実施状況 4章市街地の整備改善事業】 22事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
1	腰浜町町庭坂線道路事業	整備延長 L=189m、W=25m	H18～H29	福島市	完了
2	高質空間形成施設・腰浜町町庭坂線	植栽・緑化施設等整備	H26～H29	福島市	完了
3	杉妻町早稲町線道路事業	整備延長 L=240m、W=15m	H27～R3	福島市	実施中
4	曾根田町桜木町線道路事業 (宮下町工区)	整備延長 L=346m、W=15m	H23～R6	福島市	実施中
5	太平寺岡部線道路事業 (御山町工区)	整備延長 L=450m、W=25m	H23～R6	福島市	実施中
6	上町地区周辺道路整備事業	市道杉妻町御山町線 整備延長 L=120m、W=20m 市道舟場町山下町線 整備延長 L=140m、W=9.5m	H26～R1	福島市	完了
7	仲間町春日町線道路事業	整備延長 L=180m、W=10.8m	H27～R3	福島市	実施中
8	入江町桜木町線道路整備事業	整備延長 L=500m、W=12m	H26～R5	福島市	実施中
9	入江町8号線道路整備事業	整備延長 L=40m、W=15m	H27～H30	福島市	完了
10	福島駅新東西自由通路整備検討会設置	実現化に向けた検討、協議	H27～R2	福島市	実施中
11	福島都心中央土地区画整理事業	施行面積 0.7ha	H10～R2	福島市	完了
12	福島駅前通り等整備推進会設置	整備計画の検討、利活用の検討	H20～R1	中心市街地 活性化協議 会分科会	完了
13	街なか広場整備検討会設置	整備計画の検討、利活用の検討	H21～H30	中心市街地 活性化協議 会分科会	完了
14	福島駅前広場情報板設置事業	大型マルチビジョン、デジタルサイネー ジの設置	H30～R1	福島市	完了
15	福島駅東口地区市街地再開発 事業	商業、オフィス、ホテル、マンション、 公益施設、公共空間、立体駐車場等	R1～R8	福島駅東口 市街地再開 発準備組合	実施中
16	福島駅西口大庇美装化事業	西口駅舎出入り口ひさしの改修	H30～R1	福島市	完了
17	案内サイン整備事業（多言語 化）	案内板の改修	H30～R1	福島市	完了

18	新まちなか広場整備事業	「賑わいの拠点」「市民の交流拠点」「回遊軸の拠点」として整備	R2～R3	福島市	実施中
19	福島駅前公衆無線LAN環境整備事業	Wi-Fi設備	R1	福島市	完了
20	古関裕而を活かしたまちづくり事業	古関裕而記念館リニューアル整備 古関裕而ストリート整備	R1～R2	福島市	完了
21	まちなか交流スペース事業	情報発信・交流・活動拠点や休憩スペースの提供	R1～	福島市	完了
22	福島駅前広場情報板運営事業	情報発信	R2～	福島市	実施中

【前計画における事業及び実施状況 5章都市福祉施設を整備する事業】 13事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
23	五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業	市役所新庁舎西棟内に市民が利用できる多目的ホール及び託児スペースを設ける	H22～R6	福島市	実施中
24	早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業	クリニック、透析センター、有料老人ホーム、分譲住宅、店舗、立体駐車場の複合施設整備	H22～H29	(株)グリーンアカデミー 医療法人社団敬愛会	完了
25	上町地区暮らし・にぎわい再生事業	立体駐車場、供給処理施設、外構整備 S造、免震構造	H24～R1	(一財)大原記念財団	完了
26	霞町地区暮らし・にぎわい再生事業	福島体育館複合施設の整備	H27～H30	福島市	完了
27	八島町地区暮らし・にぎわい再生事業	医療施設の整備 S造、免震構造 地上7階建、病床数296床	H29～H30	福島赤十字病院	完了
28	上町地区都市機能立地支援事業	医療施設の整備 S造、免震構造 地上10階建、病床数353床	H27～H29	(一財)大原記念財団	完了
29	文化交流施設整備事業(福島市写真美術館)	福島市写真美術館の復旧整備	H27～R3	福島市	実施中
30	「こむこむ館」運営事業	こむこむ館学習、プラネタリウム、イベントワークショップ、地域連携事業等の開催	H17～	福島市	実施中
31	福島体育館整備事業	福島体育館の整備	H27～H30	福島市	完了
32	駅前通り地区再開発の検討	再開発事業計画の検討	H27～H30	福島市	完了
33	駅周辺賑わい交流施設整備検討会設置	検討会の設置	H27～R1	福島市	完了
34	児童公園周辺整備事業	駐車場整備、トイレ整備、管理棟整備等	H27～R1	福島市	実施中

35	栄町地区都市再構築型優良建築物等整備事業	教育施設の整備、地上8階、地下1階、オープンスペースの整備	H28～R2	福島県 福島市	実施中
----	----------------------	-------------------------------	--------	------------	-----

【前計画における事業及び実施状況 6章街なか居住の推進のための事業】 4事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
36	家賃助成事業	家賃に対する助成制度等の導入	H26～	福島市	実施中
37	借上市営住宅供給促進事業	借上げ市営住宅の提供	H14～	福島市	実施中
38	太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業	店舗、飲食店、賃貸住宅 19戸 地上5階	H30～R1	(有)アスク	完了
39	新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業	分譲住宅（2～4LDK、87戸）、クリニック、立体駐車場	R1～R3	新浜町地区 再開発ビル 建設協議会	実施中
再掲	早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業	クリニック、透析センター、有料老人ホーム、分譲住宅、店舗、立体駐車場の複合施設整備	H22～H29	(株)グリーン アカデミー 医療法人社 団敬愛会	完了

【前計画における事業及び実施状況 7章商業の活性化のための事業】 28事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
40	福島駅前通りリニューアル整備事業	アーケード撤去、ファサード整備 整備区間 L=265m	H27～H28	福島駅前通り商店街振興組合 福島駅前通りリニューアル推進会 民間事業者 福島市	完了
41	中心市街地イルミネーション事業	福島駅東口駅前広場周辺及びパセオ470でイルミネーションを実施	H20～	光のしずく 事業実行委員会	実施中
42	ふくしま山車祭り・わらじまつり開催事業	中心市街地において市内各地区の山車を集結させるイベントとわらじまつりの実施	S45～	ふくしま山車祭り実行委員会 福島のみつり運営委員会	実施中

43	ふくしま花のまち推進事業	春の花見シーズンに観光客を中心市街地に誘導するイベント等の実施	H15～	福島商工会議所 福島交通(株) 福島市 福島市商店街組合 JR 東日本	実施中
44	ふくしま街なかイベント情報発信事業	①イベント等の情報の収集・発信 ②街なかイベントカレンダー等の作成・配布	H16～	新しい風ふくしま懇談会	実施中
45	街なかにぎわい創出事業	「チェンバおおまち」におけるチャレンジショップ出店者への経営指導及び街なかへの出店誘導、年3回のイベント開催	H16～	(株)福島まちづくりセンター	実施中
46	まちなか店舗経営力向上支援事業	新規創業者などの街なかの店舗に対する経営指導	H18～	福島市	実施中
47	創業応援利子補給事業	融資利子への補助	H27～	福島市	実施中
48	福島市男女共生セミナー開催事業	外部講師を招いての男女共生セミナーやアトラクション等の開催	H23～	福島市 ふくしま市女性団体連絡協議会 男女共同参画センター 使用団体連絡協議会	実施中
49	栄町地区商業施設整備事業	福島駅前地区の賑わいの創出と安全安心なまちづくりのための調査及び施設整備	H27	(株)中合	完了
50	商店街「朝市」開催事業	中心市街地における朝市の開催	H20～	福島の商業再発見実行委員会	実施中
51	福島市観光案内所、観光圏案内所運営事業	観光コンベンション協会案内所の運営	H21～	(社)福島市観光コンベンション協会	実施中
52	ふくしま中心街区ぶらっとWebTV運営事業	店舗情報を発信するサイトの運営	H20～	(株)ぶらっとWeb放送	実施中

53	ブラットショップ運営事業	地元の特産品やキャラクター商品の販売	H19～	民間事業者	完了
54	ふくしま屋台村運営事業	地産地消の促進及び若手経営者の起業支援を目的とした屋台村の運営	H17～	ふくしま屋台村(株)	実施中
55	御倉邸運営事業	①旧日本銀行役宅と一体となった公園整備 ②「おぐら茶屋」の運営、イベント開催	H15～	福島市 御倉町かい わいまちづ くり協議会	実施中
56	福島城下まちづくり事業	城下町であった地域特性を生かしたも てなし・やすらぎ空間の創出	H14～	福島城下ま ちづくり協 議会	実施中
57	商店街空き店舗対策事業	空き店舗への出店者への家賃補助	H12～	(株)福島ま ちづくりセン ター	実施中
58	街なか広場イベント活用事業	街なかで行うイベントに対し広場を提 供	H11～	福島市	実施中
59	中心市街地共通ポイントカード事業	ポイントカードの発行	H9～	(株)福島ま ちづくりセン ター	実施中
60	中心市街地共通駐車サービス券事業	大型店・商店街等の共通駐車券の発行	H7～	(株)福島ま ちづくりセン ター	実施中
61	女性が輝くまちづくり推進事業	講座の開催	H26～	福島市	実施中
62	中心市街地活性化イベント開催事業	中心市街地内の回遊性向上を図るイベ ント等の実施	H23～	福コン実行 委員会 福島駅前元 気プロジェ クト委員会 福島市商店 街連合会 ふくしま情 熱通り実行 委員会	実施中
63	商業者等売上増加・販路拡大支援事業	売上増加を図る取組への補助	H30～	福島市	実施中
64	震災復興パネル展開催事業	中心市街地における震災復興パネル展 及びイベントの開催	R2～	福島市	実施中

65	「若手事業者対象」街なか空き店舗リノベーション支援事業	中心市街地の空き店舗に出店する「若手事業者」へのリノベーション費用の補助	R2～	福島市	実施中
66	古閑裕而を活かしたまちづくり事業	街なか等古閑裕而誘客事業 「古閑裕而ままち・ふくしま」まちなか回遊事業	R2～	福島市	実施中
67	福島の食を買って・食べて・楽しむ太田町マルシェストーリー事業	インバウンドを見据えたマルシェ事業	R1	福島市 太田町商店街 株式会社追分	完了

【前計画における事業及び実施状況 8章一体的に推進する事業】 9事業

	事業名	事業内容	事業期間	事業主体	実施状況
68	福島駅周辺自転車駐車場整備促進事業	整備計画の策定	H27～H29	福島市	完了
69	中心市街地活性化支援バス社会実験	周遊バスの社会実験	H27～R3	福島市	実施中
70	福島市中心市街地地区事業効果分析	歩行者・自転車通行量調査 調査地点数 9地点	R2	福島市	完了
71	自転車利用環境総合整備事業	自転車専用レーンの設置	H19～	国 福島県 福島市	実施中
72	駅前通り買い物客自転車駐車場整備事業	自転車駐車場の再配置	H27～H29	福島市	完了
73	レンタサイクル事業	レンタサイクル貸出所 5箇所	H14～	福島市	実施中
74	「福島バスまつり」開催事業	バス利用促進イベントの開催	H20～	福島バスまつり実行委員会	実施中
75	中心市街地活性化交通支援事業	街なか循環バス運行に対する助成	H16～	福島市 福島交通(株)	実施中
76	古閑裕而を活かしたまちづくり事業	メロディーバス車両架装購入事業	R1～R2	福島市	実施中

【主な事業の成果 目標１：賑わいの創出に寄与する事業】

○上町地区暮らし・にぎわい再生事業

（実施主体：（一財）大原記念財団）

項 目	概 要
事業実施期間	平成 24 年度～平成 30 年度【済】
事業概要	中心市街地にある総合病院を、地域医療を支えるため先進医療導入した拠点病院として整備する。 (地上 10 階建、病床数 353 床、立体駐車場 420 台、平面駐車場 180 台)
事業効果 及び評価	平成 30 年 1 月に大原総合病院が開院し、192,000 人/年の集客効果が生まれ、県庁通りの計測地点では、歩行者・自転車通行量の目標値 320 人/日に対し、515 人/日と 195 人/日が増加したのみならず、周辺の賑わいや回遊性の向上に寄与した。

○早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業

（実施主体：（株）グリーンアカデミー、医療法人社団敬愛会）

項 目	概 要
事業実施期間	平成 22 年度～平成 29 年度【済】
事業概要	医療施設を整備するとともに、併設して有料老人ホーム、分譲住宅、立体駐車場、店舗等の複合施設を整備する。 (地上 14 階建て 分譲住宅 45 戸、有料老人ホーム 46 戸)
事業効果 及び評価	平成 28 年 12 月に医療・福祉施設・分譲住宅の複合施設が完成し、こむこむの計測地点では、歩行者・自転車通行量の目標値 84 人/日に対し、311 人/日と 227 人/日が増加したのみならず、周辺の賑わいや回遊性の向上に寄与した。

○まちなか交流スペース事業

(実施主体：福島市)

項 目	概 要
事業実施期間	令和元年度【済】
事業概要	「旧東口行政サービスコーナー」を「まちなか交流スペース（愛称ふくふる）」にリニューアル整備する。 (情報発信・交流・活動拠点や休憩スペースの提供)
事業効果 及び評価	ふくふるリニューアル後、施設利用者が年間 14,129 人となり、市民がまちなかへの来街機会の拡大を図ったことで街なか広場計測地点の歩行者・自転車通行量の増加に貢献している。

○古閑裕而を活かしたまちづくり事業（古閑裕而ストリート整備事業）

(実施主体：福島市)

項 目	概 要
事業実施期間	令和元年度～令和２年度【実施中】
事業概要	駅前通りからレンガ通りを古閑裕而ストリートとして整備する。 (ストリート楽曲再生装置等の整備)
事業効果 及び評価	駅前通り～レンガ通りを古閑裕而ストリートとし、楽曲再生装置やロゴフラッグで装飾し、古閑裕而にまつわる出会いがたっぷりのワクワク、あふれるストリートにしたことで、歩行者・自転車通行量の増加を見込んでいる。

○古閑裕而を活かしたまちづくり事業（街なか等古閑裕而誘客事業）

(実施主体：福島市)

項 目	概 要
事業実施期間	令和２年度～【実施中】
事業概要	花観光スタンプラリーと古閑裕而氏を活かした観光コンテンツの取組みを行う。 (チラシ配布（情報誌とタイアップ）、スタンプラリー)
事業効果 及び評価	市内商業のPRと花観光スタンプラリーと連携した取組を行うことでの周辺の賑わいや回遊性の向上を見込んでいる。

○創業応援利子補給事業

(事業主体：福島市)

項 目	概 要
事業実施期間	平成 27 年度～【実施中】
事業概要	創業にかかる融資の利子全額を補助する。
事業効果 及び評価	5 カ年の中心市街地の創業者に対する融資利子への補給件数は 77 件となり、新規出 店舗数の目標値 25 店舗に対して 52 件と増加するなど、新規出店舗数の増加に貢献 している。 (年間補給件数 H27:5 件、H28:11 件、H29:17 件、H30 : 17 件、R1 : 27 件)

【主な事業の成果 目標 2：快適居住の促進に寄与する事業】

○早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業

(実施主体：(株) グリーンアカデミー、医療法人社団敬愛会)

項 目	概 要
事業実施期間	平成 22 年度～平成 29 年度【済】
事業概要	医療施設を整備するとともに、併設して有料老人ホーム、分譲住宅、立体駐車場、店 舗等の複合施設を整備する。 (地上 14 階建て 分譲住宅 45 戸、有料老人ホーム 46 戸)
事業効果 及び評価	平成 28 年 12 月、医療・福祉施設・分譲住宅の複合施設が完成し、45 戸の分譲住宅 が販売発表と同時に即売され、周辺の賑わいや回遊性の向上に寄与した。

○新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業

(実施主体：新浜町地区再開発ビル建設協議会)

項 目	概 要
事業実施期間	令和元年度～令和 3 年度【実施中】
事業概要	バリアフリーの分譲マンションと併設してクリニックの複合施設を整備する。 (地上 19 階建て 分譲住宅 87 戸、クリニック、立体駐車場整備)
事業効果 及び評価	令和 4 年 1 月末に複合施設が完成し、87 戸の分譲住宅が整備され 150 人の居住人口 の増加が見込まれる。

○文化交流施設整備事業（福島市写真美術館）

（実施主体：福島市）

項 目	概 要
事業実施期間	平成 27 年度～令和 3 年度【実施中】 〔認定基本計画：平成 27 年度～令和 3 年度〕
事業概要	東日本大震災で被災した「福島市写真美術館」の復旧整備を行う。
事業効果 及び評価	令和 3 年の再オープンに向け順調に進行しており、完了時には、13,150 人の施設利用者数の増加を見込んでいる。

○霞町地区暮らし・にぎわい再生事業

（実施主体：福島市）

項 目	概 要
事業実施期間	平成 27 年度～平成 30 年度【済】
事業概要	東日本大震災で被災した「福島体育館」において、新たに交流の場となる多目的スペース等を設置する再生整備を行う。
事業効果 及び評価	平成 30 年 10 月の福島体育館（複合施設）が完成し、半年間で 38,690 人の集客効果が生まれたことにより、施設利用者数の目標値 3,356 人/年に対し、35,334 人が増加し賑わいや回遊性の向上に寄与した。

○古関裕而を活かしたまちづくり事業（古関裕而記念館リニューアル整備事業）

（実施主体：福島市）

項 目	概 要
事業実施期間	令和元年度～令和 2 年度【実施中】
事業概要	古関裕而記念館の展示設備等のリニューアル整備を行う。 （展示計画の策定、企画展示、常設展示設備）
事業効果 及び評価	令和元年度の入館者が前年比の約 2 倍以上に推移し約 30,000 人／年以上の施設利用者数の増加を見込んでいる。

○古関裕而を活かしたまちづくり事業（古関裕而メロディーバス車両架装購入事業）

（実施主体：福島市）

項 目	概 要
事業実施期間	令和元年度～令和 2 年度【実施中】
事業概要	古関裕而記念館とバス運行の連携により、回遊性の向上を図るためにメロディーバス（架装バス）を購入する。
事業効果 及び評価	メロディーバス車両架装購入後の運行を交通事業者と連携することで古関裕而記念館を初めとした文化・交流施設利用者の増加に期待する。

③目標の達成状況

目標 1 賑わいの創出

①歩行者・自転車通行量

計画で掲げていた目標の達成状況をみると、令和元年度の数値は、目標値を下回っているが基準値よりは上回る結果となった。

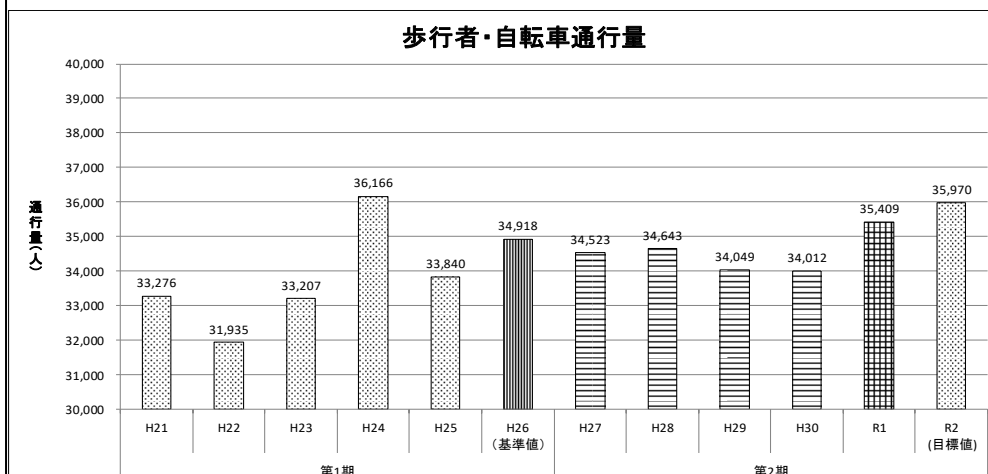
令和元年度は、福島県立医科大学保健科学部等の工事が要因となり、一部の調査地点では減少傾向となっているが、それ以外の調査地点では増加傾向となっている。

その増加傾向は、県庁通り沿いの空き店舗を活用した「古閑裕而まちなか青春館」の開館や古閑裕而氏のイラストを装飾等による商店街の盛り上がりも要因と考えられる。

基準値 (H26 年度)	目標値 (R2 年度)
34,918 人/日	35,970 人/日



最新値 (R1 年度)
35,409 人/日



年	通行量 (人)
H26	34,918 (基準値)
H27	34,523
H28	34,643
H29	34,049
H30	34,012
R1	35,409
R2	—
R2	35,970 (目標値)

※調査方法：毎年 7 月（午前 8 時から午後 7 時までの 11 時間）（毎年 1 回）

※調査主体：福島市

※調査対象：歩行者及び自転車通行者

②新規出店舗数

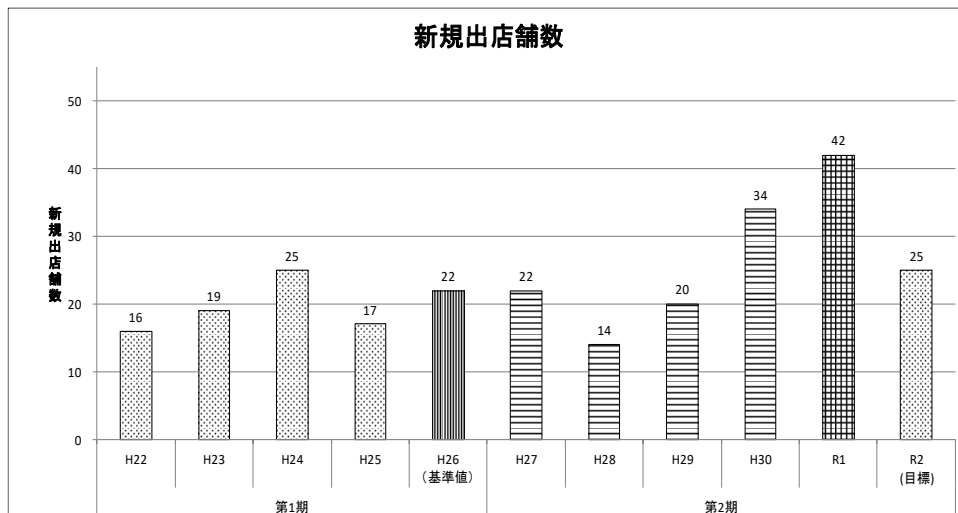
計画で掲げていた目標の達成状況をみると、令和元年度の数値は、目標値を上回る結果となった。

福島駅前通りリニューアルや大原総合病院による高度医療の充実などの都市機能の集積で目標達成に繋がったことが要因と考えられる。

基準値 (H26 年度)	目標値 (R2 年度)
22 店舗	25 店舗



最新値 (R1 年度)
42 店舗



年	新規出店舗 (店舗)
H26	22 (基準値)
H27	22
H28	14
H29	20
H30	34
R1	42
R2	—
R2	25 (目標値)

※調査方法：毎年 11 月（毎年 1 回）

※調査主体：福島市

※調査対象：中心市街地の 6 地区（本町、大町、置賜町、新町、万世町、栄町）

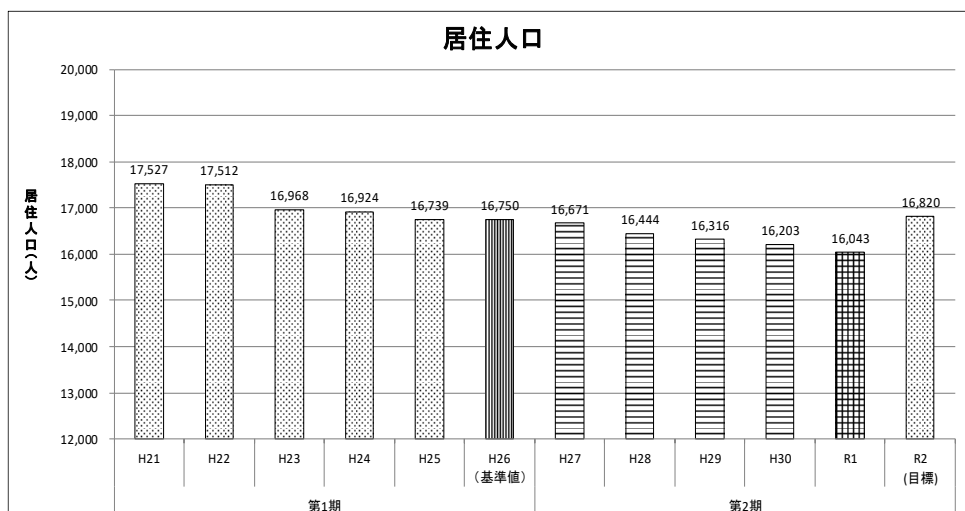
目標 2 快適居住の促進

③居住人口

計画で掲げていた目標の達成状況をみると、令和元年度の数値は、目標値を下回る結果となった。

東日本大震災による原発事故等の影響により、子供を持つ家庭を中心に空間線量が低い市外・郊外（県外）に避難しているのが要因と考えられる。

基準値 (H26 年度)	目標値 (R2 年度)	最新値 (R1 年度)
16,750 人	16,820 人	16,043 人



年	居住人口 (人)
H26	16,750 (基準値)
H27	16,671
H28	16,444
H29	16,316
H30	16,203
R1	16,043
R2	—
R2	16,820 (目標値)

※調査方法：住民基本台帳から中心市街地を含む町会別の人口集計
※調査主体：福島市
※調査対象：第2期中活基本計画エリア（297ha）

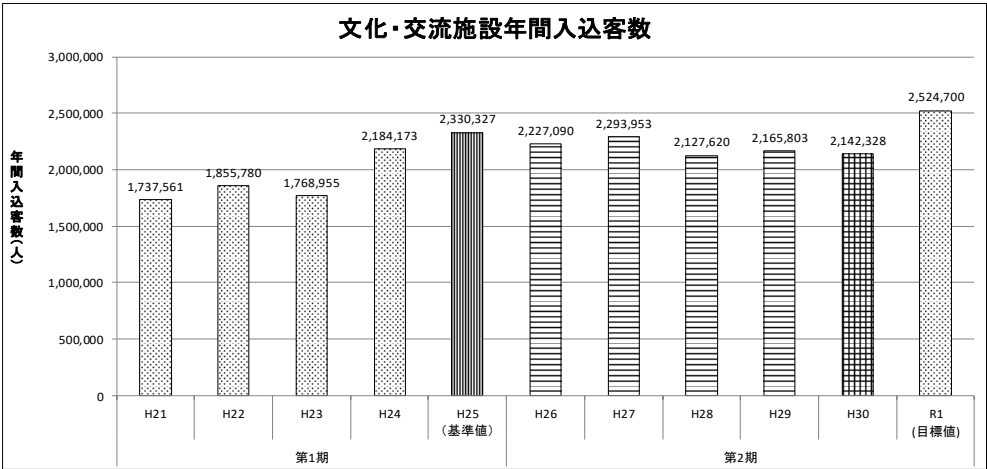
④文化・交流施設利用者数

計画で掲げていた目標の達成状況をみると、令和元年度の数値は、目標値を下回る結果となった。

NHK連続テレビ小説（朝ドラ）「エール」の放映開始以降、古関裕而記念館の入館者が前年比の約2倍以上になるなど効果が現れ始めている。

また、古関裕而記念館のリニューアルやメロディーバスの周遊による連携した取組みにより、利用者の増加に期待する。

基準値 (H26 年度)	目標値 (R2 年度)		最新値 (H30 年度)
2,330,327 人/年	2,524,700 人/年	▶	2,142,328 人/年



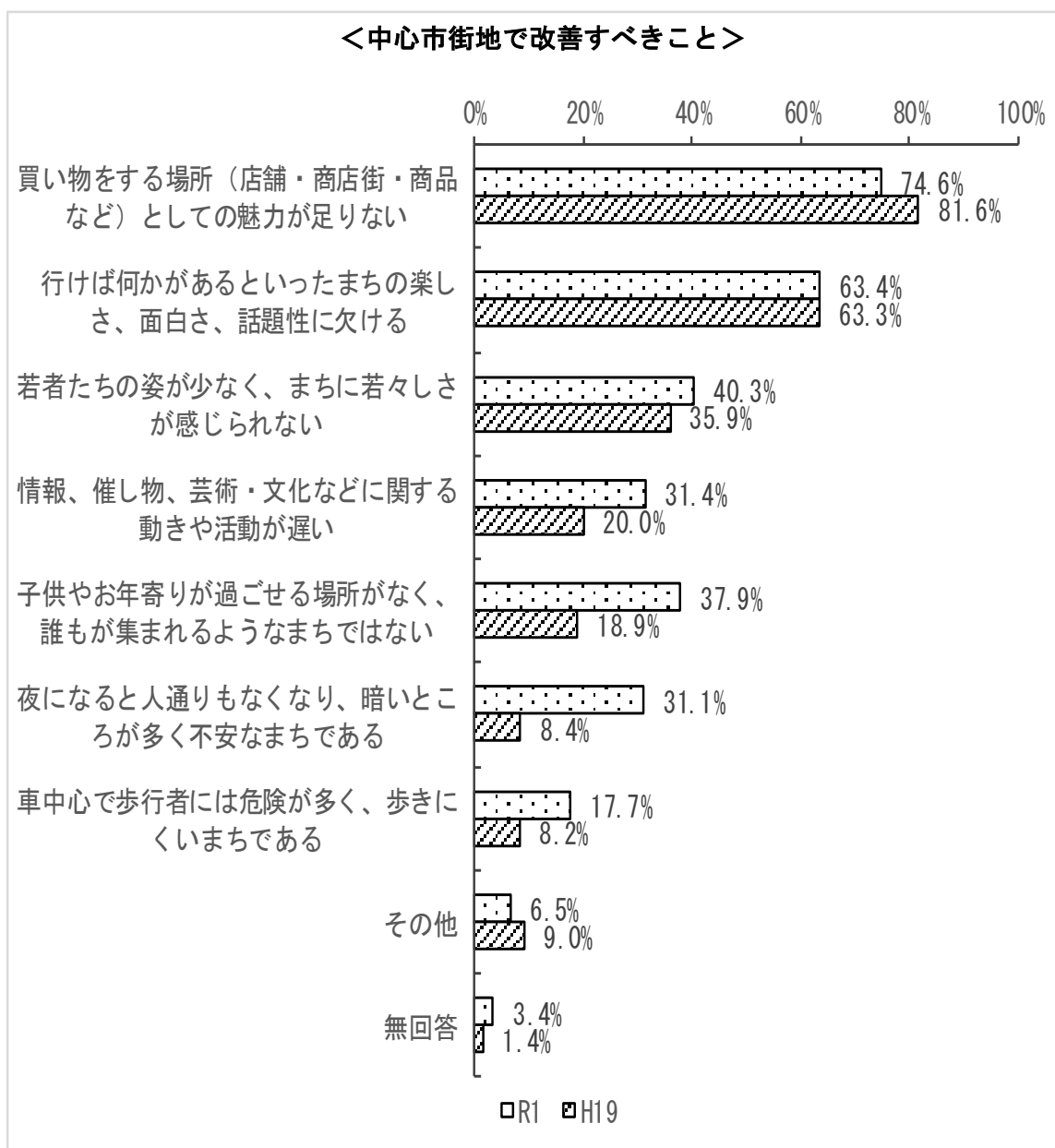
※調査方法：前年度末の年間入込客数
※調査主体：福島市
※調査対象：第2期中活基本計画エリア（297ha）

年	年間入込客数 (人)
H25	2,330,327 (基準値)
H26	2,227,090
H27	2,293,953
H28	2,127,620
H29	2,165,803
H30	2,142,328
R1	—
R2	2,524,700 (目標値)

④定性的評価

○計画期間前後における地域住民の意識の変化

- ・中心市街地で改善すべきことは、過去に実施した市民アンケート（以下、前回）と市民アンケート（以下、今回）から（表-4）「買い物をする場所としての魅力が足りない」が前回 81.6%、に対し 74.6%「行けば何かがあるといったまちの楽しさ、面白さ、話題性に欠ける」が前回 63.3%に対し 63.4%と前回と同じ評価となっている。
- ・「情報、催し物、芸術・文化などに関する動きや活動が遅い」、「子供やお年寄りが過ごせる場所がなく、誰もが集まれるようなまちではない」、「夜になると人通りもなくなり、暗いところが多く不安なまちである」、「車中心で歩行者には危険が多く、歩きにくいまちである」などが前回に比べ改善すべきが増加した。



○中心市街地活性化協議会の意見

※直近のフォローアップに関する報告における、中心市街地活性化協議会の意見

協議会を年１回開催し、分科会においては、県庁通りリニューアル検討会を構成する県庁通商店街振興組合主催のイベントを支援するなどして、中心市街地の諸課題に取り組んでいる。

また、前計画の実情を踏まえ、第２期基本計画の目標指標の達成に必要な個別事業や活性化事業の進捗等を管理しながら官民が連携して取り組んでおり、新たな事業を加えて６６の活性化事業を着実に実施している。

中心市街地の事業者からは第１期基本計画以降、賑わいが少しずつ回復しているとの声も頂いており、本計画が概ね順調に推移しているものと評価している。

市が公表した「風格ある県都を目指すまちづくり構想」と福島駅東口地区市街地再開発準備組合が進めている「福島駅東口地区第一種市街地再開発事業」を踏まえて、今後、持続して賑わう中心市街地のまちづくりに関する市長との懇談会を開催するとともに、第３期基本計画の策定にあたり市民の目線から望ましい活性化への取組みを検討し、基本計画に反映させるため、旅客運送事業者、商店街、女性経営者、大学生等によるワーキンググループを計５回開催した。

懇談会等で寄せられた意見は、今後の中心市街地活性化基本計画や市街地再開発事業に反映されるよう努めていくこととしている。

現在でも東日本大震災及び原発事故後による風評被害等の影響が大きく残っており、目標指標の達成に至っていないことから、引き続き復興・創生を図り、中心市街地の再生を持続的かつ確実なものとするため、官民が一層連携して集中的・効果的に取組みを行うことにより、都市機能の強化と経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進して参りたい。

（５）中心市街地活性化の課題

課題１：広域拠点性を発揮する集客機能の強化

中心市街地内の集客施設である公会堂の休館、駅前の中合福島店とホテル辰巳屋の相次ぐ閉店による駅前の魅力＝吸引力低下の影響を受け、中心市街地に市民や県北地域から来訪する機会が減っている。

多くの人々が昼夜を通じ賑わい、文化芸術活動が活発な県都及び福島圏域の拠点にふさわしい中心市街地に向けて、圏域内における高次都市機能（商業・業務・コンベンション・文化・交流などの機能）の集積・強化が必要である。

こうしたまちの魅力が高まることで、区域外から中心市街地に移住してくる人の増加も期待される。

課題２：まちのに賑わいと活力を生み出す商業機能等の強化

これまで、南北・東西軸形成に主眼をおいた街なかに賑わいを創出させる集客拠点整備や回遊性拡大、安全安心な都市居住を図る高度医療施設整備、店舗の経営支援等に取り組んできたが、依然として中心市街地における商業環境等の魅力向上に対する市民要望は高い。

中心市街地が、地域経済をけん引する拠点としての本来の役割を高めていくうえでは、老朽化した既存店舗のリノベーションや低未利用地・空き店舗などの商店街に内在する様々な資源の活用について、街なかに往来する市民や学生等の人材が参画することで、産官学連携等による事業化や起業・進出のフィールドとして機能することが求められる。

こうした事業化や起業等の活動を通じて、昼夜・平休日を問わない新たなまちの魅力づくり（エリア価値）を高め、賑わいやわくわくする商店街へと再生させることでまち全体としての機能や空間の多様性を広げ、駅前百貨店などの集客施設「点」から線「軸」、エリア「面」へとまちの持つ価値が広がることが期待される。

(6) 中心市街地活性化の方針（基本的方向性）

中心市街地の概要・現状

- 平成 29 年 8 月末に中合福島店二番館、令和元年 8 月に併設しているホテル辰巳屋が閉店。更には令和 2 年 8 月末には中合福島店が閉店したことで人の流れが変わった。
- 空き店舗や低未利用地の増加が進む中、1 期計画から取り組んでいる共通駐車券や共通ポイントカード事業等のほか各種支援事業等の効果から新規出店舗者数も増えている。
- 駅前再開発事業を機に、商業支援措置を拡充し、老朽化店舗のリニューアルの支援を行い魅力向上につなげるとともに、買い物客等の誘引につなげ、人の流れを面的に広げることが課題となっている。

中心市街地に対する市民意向

- 令和元年度に実施した市民アンケート（15 歳以上の市民 2,000 票配布、有効回収 666 票、回収率 33.3%）によると、中心市街地のまちづくりに対する重要度と満足度の傾向として「病院や介護施設などの医療・福祉施設の充実」は、重要度及び満足度ともに高くなっている。
- 一方で、「魅力的で利便性が高い、人が集まる施設の充実」、「賑わいを生み出すイベント広場・公園の充実」、「まちの文化や賑わいを感じる街なみづくり」、「買い物や飲食などの魅力的な店舗の充実」重要度は高いが、満足度は低くなっている。

これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証・反省点

- 1 期～2 期計画の大原総合病院移転新築や福島県立医科大学保健科学部等の拠点整備と併せ、駅前通りのリニューアル整備事業や沿線の修景整備及び年間を通した賑やかし（ソフト事業）により、東西誘導軸が形成され、全体に自転車・歩行者通行量の増加、新規出店数の増加につながっている。
大原総合病院・福島赤十字病院の移転新築や早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業の整備により、市民アンケートでは「病院や介護施設などの医療・福祉施設の充実」が高く評価されているが、地価が高いことや敷地が狭い、近くにスーパーがない、道路が狭いなどの問題指摘がある。
太田町地区や新浜町地区、借上市営住宅の供給や民間建設が進んでいるものの、居住人口減少の歯止めがかかっておらず、取組みが求められる。

中心市街地活性化の課題

課題 1：広域拠点性を発揮する集客機能の強化

- ⇒ 中心市街地内の集客施設の休館、閉店による駅前の求心力・魅力低下による影響を受け、中心市街地に市民や県北地域からの来訪する機会が減っている。
- ⇒ 多くの人々が昼夜を通じ賑わい、交流活動が活発な県都及び福島圏域の拠点にふさわしい中心市街地に向けて、圏域内の他地域とは差別される高次都市機能（商業・業務・コンベンション・文化・交流などの機能）の集積・強化が必要である。
- ⇒ こうしたまちの魅力が高まることで、区域外から中心市街地に移住してくる人の増加も期待される。

課題 2：まちのにぎわいと活力を生み出す商業機能等の強化

- ⇒ 依然として商業環境等中心市街地全体の魅力向上への市民要望は高い。
- ⇒ 中心市街地が、地域経済をけん引する拠点としての本来の役割を高めていくうえでは、商店街における産官学連携等による事業化や起業・進出のフィールドとして機能することが求められる。
- ⇒ こうした事業化や起業等の活動を通じて、昼夜・平休日を問わない新たなまちの魅力づくり（エリア価値）を高め、わくわくする商店街へと再生させることで駅前百貨店などの集客施設「点」から線「軸」、エリア「面」へとまちの持つ価値が広がることが期待される。

基本方針

基本方針 1

チャンスをつかみ新たなステージへ飛躍する県都の風格と活力ある都心づくり

基本方針 2

まちのストックと人材を活かした賑わいの商業地づくり

基本方針１：チャンスをつかえ新たなステージへ飛躍する県都の風格と活力ある都心づくり

百貨店やホテル、中心市街地の多くの老朽化した市民利用施設等の再編をチャンスと捉えて、子どもから高齢者までの多世代が都心居住し、多様なニーズに応えられる高次都市機能を充実させる。また、令和2年3月から放映開始された連続テレビ小説「エール」を契機とした福島市名誉市民の作曲家古関裕而氏を活かしたまちづくりを「古関裕而のまちふくしまシンフォニー（※）」として、3つの楽章に分けて官民総ぐるみで盛り上げ、中心市街地から県都としてエールを送るのにふさわしい社会・経済活動、広域交流が生み出され新たなステージへと飛躍する広域拠点を目指す。

※第1楽章 古関裕而に触れ・親しむ

第2楽章 古関裕而のまち・ふくしまのまちづくり

第3楽章 古関裕而レガシーを活かした新たな文化・観光振興

基本方針２：まちのストックと人材を活かした賑わいの商業地づくり

まちの既存ストック（資源）の活用と交流を核としたエリアマネジメントによるエリアの価値向上を図るため、増加する低未利用地・空き店舗等の有効活用の検討を図るとともに、花や音楽などをモチーフ（又はテーマ）とした統一感のある通りの魅力づくりや賑わい創出のアイディアを持ち備えて、なおかつやる気に溢れる大学生や若者等の人材を発掘し参画を得ながら起業・創業を促すとともに、新技術の活用の検討や街なかを居心地よく歩きたくなるような回遊性の向上に向けた商業地再生の取組みを強化し魅力向上を目指す。

＜目指すべき将来のまちの姿＞

＜風格ある県都を目指すまちづくり構想＞

- （１） **広域的**な拠点地区として**活力**のあるまちづくり
- （２） **魅力的**で**賑わい**のあるまちづくり
- （３） まちを**楽しみ**、すごせるシンボル軸・**回遊空間**づくり
- （４） **快適**で住みやすいコンパクトなまちづくり
- （５） みんなが参画し、**連携**するまちづくり

基本方針１：チャンスをつかえ新たなステージへ飛躍する**県都の風格**と**活力**ある都心づくり

基本方針２：まちのストックと人材を活かした**賑わい**の**商業地**づくり

＜目指すべき将来の中心市街地（まち）の姿＞

県北、福島圏域、そして福島県全体の拠点にふさわしい風格ある県都の中心市街地として、ふくしまの多様な人やまち、文化が集約され活発な交流が生まれることで、経済活力をけん引し賑わいが創出されるまちを目指します

県都の風格を賑わいと快適さで彩る文化の香り高いまち

風格ある県都を目指すまちづくり構想

～福島市中心市街地における将来ビジョン及び公共施設の戦略的再編整備に関する方向性～

■ 基本的な考え方

県北全体さらには県下全体に貢献できる風格ある県都を目指し、以下の5つを基本方針にまちづくりを推進します。

- (1) 広域的な拠点地区として活力のあるまちづくりを推進します
- (2) 魅力的で賑わいのあるまちづくりを推進します
- (3) まちを楽しみ、すごせるシンボル軸・回遊空間づくりを推進します
- (4) 快適で住みやすいコンパクトなまちづくりを推進します
- (5) みんなが参画し、連携するまちづくりを推進します



福島駅前周辺エリア

広域的な拠点地区として活力のあるまちづくりの推進

- 県都及び福島圏域の拠点地区にふさわしい高次の都市機能の集積・強化を図ります
- ◇公会堂と市民会館の機能の複合化により、福島駅東口地区市街地再開発事業(仮称)と連携し、再開発予定地内でのコンベンションホールなどの整備を目指します

アミューズメント機能
(既存)



快適で住みやすいコンパクトなまちづくりの推進

- 安全安心で快適にすごせるバリアフリーな環境づくりに努めます
- 生活に必要な都市機能確保し、街なか居住を推進します
- 高齢者などに配慮し、街なかでの移動や街なかと郊外部間の公共交通手段の充実、街なかの移動を模索します
- 必要な駐車場は確保しつつ、パーク＆バスライドによる移動を模索します

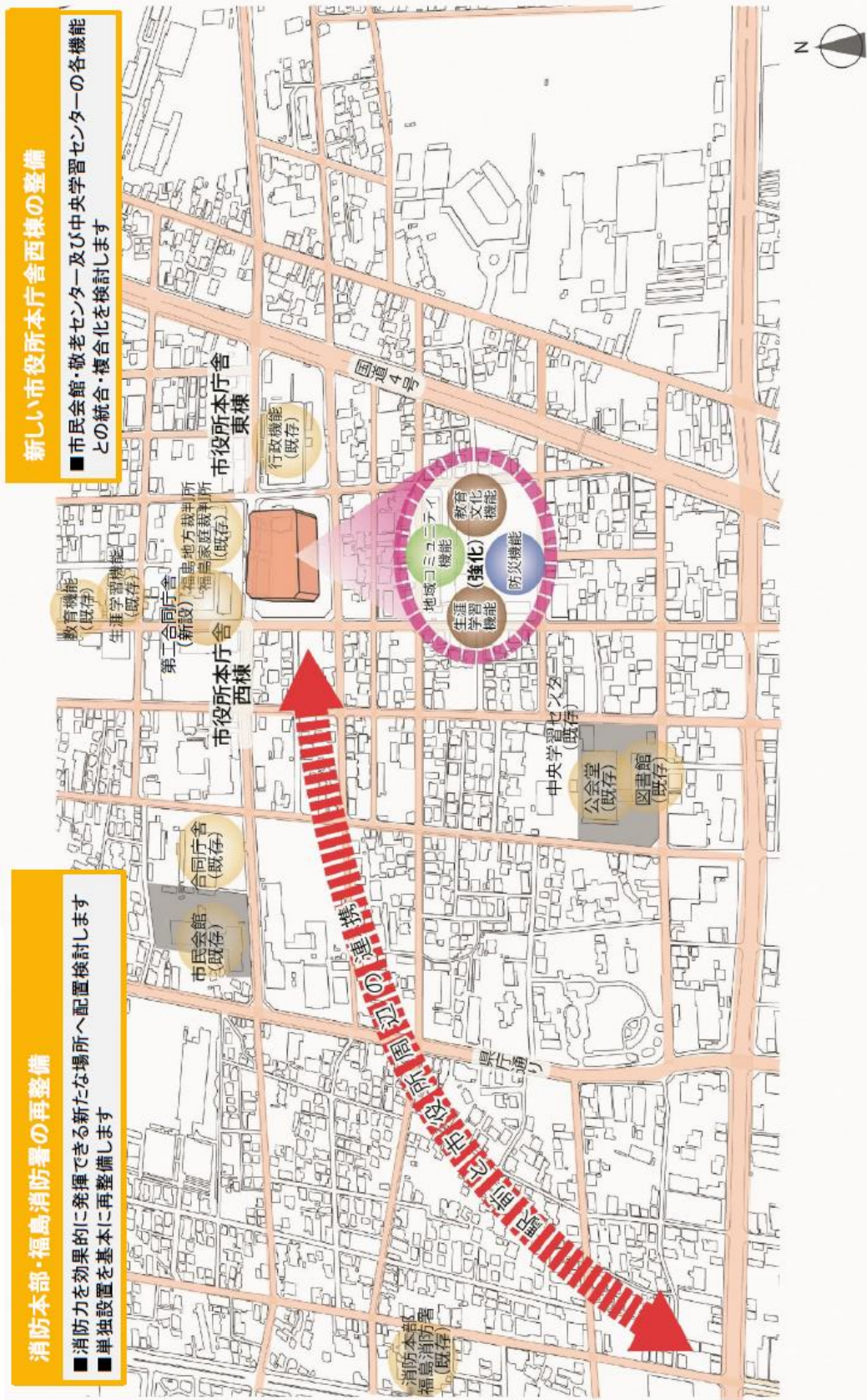
まちを楽しむ、すごせるシンボル軸・回遊空間づくりの推進

- 東西のシンボル軸を形成し、イベントストリートとしても活用できる魅力的な道路や歩行空間などを整備します
- ◇花や音楽など、本市の個性を生かして文化的で美しい街並みや歩行空間の形成
- ◇安全快適にすごせるバリアフリーな環境づくり
- ◇賑わい拠点として新まちなか広場を整備
- ◇東京オリンピック・パラリンピック大会の開催も念頭にいったシティドレッシングやふくしまの顔づくりの実施

魅力的で賑わいのあるまちづくりの推進

- 花や音楽など本市の個性を生かした文化的で美しい街並みの形成を図ります
- 多様なイベントの充実を図ります
- 商業施設間の連携などソフト面の充実を図ります
- 花見山や信夫山などの自然、福島城下の歴史的遺産などの文化資産、福島競馬場などを活用した街なか観光を推進します

市役所周辺エリア



2. 中心市街地の位置及び区域

[1]位置

位置設定の考え方
福島市は福島県の県都であり、県北地域における行政、業務、商業、通勤・通学等の中心都市である。 福島駅東口周辺を中心とする中心市街地は、県庁や市役所などの行政施設や日本銀行福島支店等の金融機関、業務・商業施設が立地し、県北地域の中心として繁栄した地域である。また福島駅西口周辺は東北新幹線の開業に伴い新たな駅前地区として整備している地域である。 本計画における中心市街地は、前計画に引き続き、新計画においても、ＪＲ福島駅を中心に、県北地域、福島市の中心的地域であり、福島市の旧市街地内を範囲とする。

(位置図)



[2]区域

区域設定の考え方

前期計画の南北・東西軸線の取組みを新計画の主要事業である「福島駅東口地区第一種市街地再開発事業、福島駅前交流・集客拠点施設整備事業」及び「新まちなか広場整備事業」で広域拠点の集客機能を強化し、東西軸線が再強化されることによる波及効果で中心市街地のエリア価値向上地区を稼げる商店街とする包括的な支援による取組みを図る。

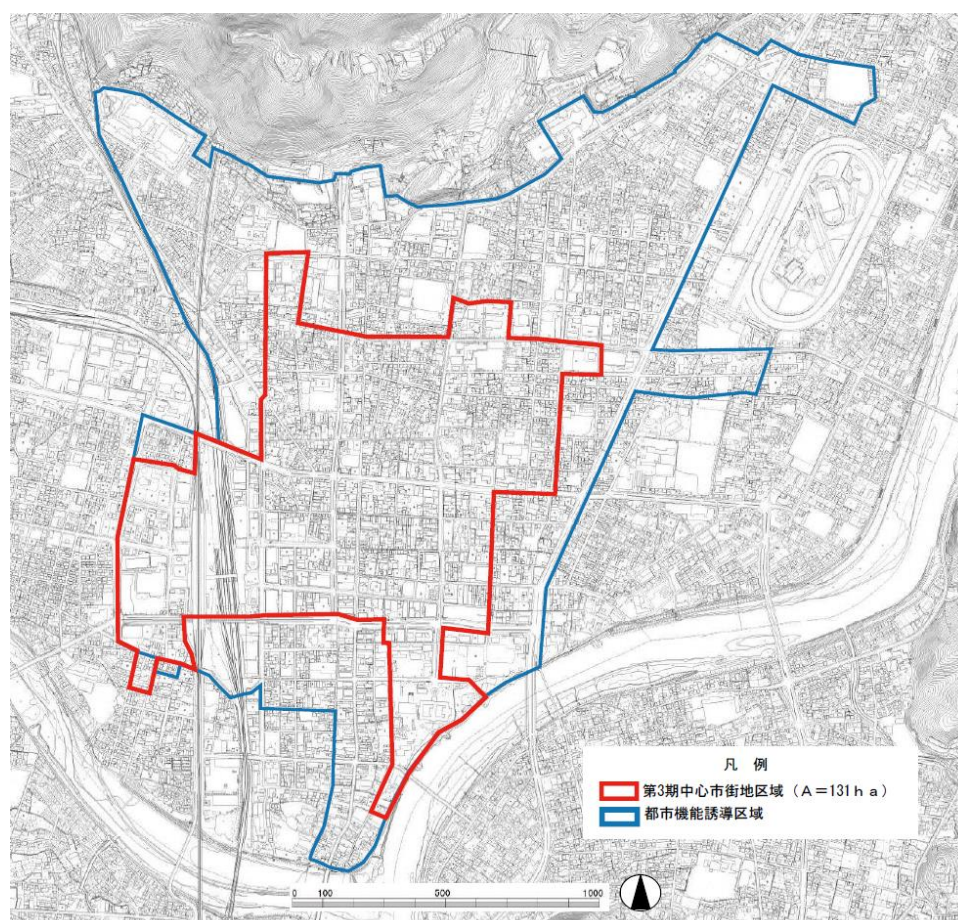
更には、新たな東西軸線の賑わいを駅西口方面へ延伸させ、連携を強化するため「福島駅周辺の在り方検討」と「中心市街地の市民利用施設再編整備の検討」も進める。

また、福島市公共施設等総合管理計画を踏まえ公共施設の質と量の最適化や防災機能の強化を図るため、引き続き、市民交流機能として市民会館ホール機能、敬老センター機能、そして中央学習センター機能が統合・複合化された市民センター整備事業を進める。

以上により、前計画における事業成果を活かしながらも、新計画においては前計画の区域を再検証し、活性化への寄与に関連性の低い地域を除外し、まちの活力や賑わい、居住環境についてより効率的に魅力向上を図り、効果的な取り組みによる都市機能の基盤強化と経済活動の向上を総合的かつ一体的に推進すべき区域として、131ha を中心市街地活性化区域として位置付ける。

(前計画区域：297ha)

(区域図)



[3] 中心市街地の要件に適合していることの説明

要 件	説 明																				
第 1 号要件 当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること	(1) 商業の集積 中心市街地 131ha は、市全体面積の 0.17%であるが、平成 28 年の経済センサスにおける中央地区では、小売業事業所数では市全域の 29.3%、売り場面積では 26.3%、従業者数では 23.8%、年間販売額では 20. %を占めている。 <商業の集積状況> <table><tr><th></th><th>市全域</th><th>うち中央地区</th><th>シェア</th></tr><tr><td>小売業事業所数</td><td>2,488 事業所</td><td>729 事業所</td><td>29.3%</td></tr><tr><td>売り場面積</td><td>373,944 ㎡</td><td>98,240 ㎡</td><td>26.3%</td></tr><tr><td>従業者数</td><td>18,421 人</td><td>4,380 人</td><td>23.8%</td></tr><tr><td>年間販売額</td><td>364,460 百万円</td><td>75,543 百万円</td><td>20.7%</td></tr></table> 資料) 平成 28 年経済センサス (2) 公共公益施設の集積 中心市街地内には、福島県庁や市役所、地方裁判所などを始めとする行政司法施設の他、市立図書館、公会堂、保健福祉センターなどの公共施設が集積している。また、地域医療の中核を担う大原総合病院や、災害拠点病院である福島赤十字病院を始めとした医療機関や福島県立医科大学及び福島学院大学の駅前キャンパスなど、主要な公益施設が集積している。 (3) 公共交通機関の集積 中心市街地内には東北新幹線・山形新幹線、ＪＲ東北本線・奥羽本線、阿武隈急行、福島交通飯坂線の乗降駅である福島駅があり、１日当たりの平均乗降客数が各線の合計で 37 千人になる。 ＪＲ福島駅周辺は、市内路線バスの起終点や他都市と連絡する高速バスが発着し、１日当たりの平均乗降客数が合計 17 千人であり、福島駅は市内における公共交通の主要な交通結節点である。 (4) 歴史的 position 付け 戦国時代以降、江戸時代まで城下町が形成され、この頃から養蚕業を中心とする商業で栄え、明治以降は県庁などの行政施設や日本銀行の東北第 1 号の支店、師範学校の開設により、県北地域における政治経済、教育等の拠点となり、中心的位置付けにある。		市全域	うち中央地区	シェア	小売業事業所数	2,488 事業所	729 事業所	29.3%	売り場面積	373,944 ㎡	98,240 ㎡	26.3%	従業者数	18,421 人	4,380 人	23.8%	年間販売額	364,460 百万円	75,543 百万円	20.7%
	市全域	うち中央地区	シェア																		
小売業事業所数	2,488 事業所	729 事業所	29.3%																		
売り場面積	373,944 ㎡	98,240 ㎡	26.3%																		
従業者数	18,421 人	4,380 人	23.8%																		
年間販売額	364,460 百万円	75,543 百万円	20.7%																		

第 2 号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずる恐れがあると認められる市街地であること	(1) 商業活動の停滞 市の商業統計調査（平成 19 年から 28 年の市全体及び中央地区）より比較。 小売業事業所数は、市全体は 6.7%減少しているが、中央地区は 12.0%の減少となっている。 売り場面積は市全体で 3.9%減少しているが、中央地区は 2.7%減少している。なお、市全体に占める中央地区の売り場面積割合は 26.0%から 26.3%に増加している。 一方で、従業者数は、市全体で 1.8%減少しているが、中央地区は 9.8%減少している。 年間商品販売額は、市全体で 14.1%増加しているが、中央地区では 1.1%減少しており、中心市街地での商業活動が停滞していると考えられる。 (2) 空洞化の進行 空き店舗調査地区における空き店舗数は、平成 27 年度の 69 店舗から増加し、令和元年度では 87 店舗となっているが、地区によりばらつきがみられる。 空き店舗数が多い新町、大町、万世町ではテナントビルが建ち並ぶ栄町や本町などに比べ小規模な店舗が多く、これらが地区によるばらつきの要因と想定される。 また、駐車場や更地などの低未利用地は、平成 22 年の 2 ケ所から令和元年には 34 箇所まで増え、空洞化が進行している。 (3) 伸び悩む歩行者・自転車通行量 中心市街地内の歩行者・自転車通行量は、平日・休日ともに減少傾向にあるが、特に休日については令和 2 年には「古閑裕而まちなか青春館」が開館したことなどから若干持ち直したものの、全体的にはホテル辰巳屋、中合福島店の閉店の影響により減少傾向が大きい状況にある。 (4) 人口減少と高齢化の進行 中心市街地の人口は、自然動態が減少を繰り返し、社会動態は平成 26 年から平成 27 年までは人口が僅かに増加したものの、その後減少に転じ、令和元年には平成 26 年（8,929 人）の 3.9%減の 8,579 人となっている。 また、中心市街地の 65 歳以上の人口比率は、平成 27 年からの 5 年間で 1.4 ポイント増加し、高齢化率は 30.7%となっており、市全体の 29.6%を上回っている。
--	--

第 3 号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること	(1) 既往計画との整合性 「福島市総合計画基本構想（2011-2020）」では、都市機能の郊外拡散を抑え、中心市街地活性を推進し、コンパクトで効率的なまちづくりとにぎわいの回復を図るとし、中心市街地において、教育・文化・医療・福祉・情報・商業・交通・行政・居住など、様々な都市機能について、民間と行政が連携を図りながら整備・誘導に努めるとしている。 また、信夫山や阿武隈川などの身近な自然環境や歴史・文化資源などを生かし、奥行きと広がりがあり回遊性の高い、県都に相応しい風格とにぎわいのある中心市街地の創出に努めるとしている。 「福島市総合計画後期基本計画 2016-2020」では、集客拠点づくりと回遊環境の向上に向けて、にぎわい交流をはじめとする拠点施設を整備するとともに、空き店舗の活用や新規創業支援等によるまちの魅力向上、道路や交通環境整備による回遊環境の整備、各種イベントの開催を進めるとしている。 更に、人が暮らし交流できる生活環境の向上に向けて、住宅供給による居住の推進や、医療・福祉施設整備を進めるとしている。 また、本市では平成 30 年 12 月 25 日に、中心市街地における将来ビジョンや公共施設の再編整備に関する基本的な方向性を示すグランドデザインとして、「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を独自に策定し、中心市街地におけるまちづくりの基本的な考え方として、中心市街地を県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点とし、県北全体さらには県下全体に貢献できる風格ある県都を目指すまちづくりを進めていくために、交流・集客拠点の整備や多様な都市機能の集積・強化に向けて、公共施設の戦略的な再編整備を行うとともに、民間との連携を図りながら、5つの基本方針「広域的な拠点地区として活力のあるまちづくりの推進」、「魅力的で賑わいのあるまちづくりの推進」、「まちを楽しみ、すごせるシンボル軸・回遊空間づくりの推進」、「快適で住みやすいコンパクトなまちづくりの推進」、「みんなが参画し、連携するまちづくりの推進」を掲げている。 本市の中心市街地は、県北地域における政治経済、教育等の拠点であり、また城下町としての歴史的・文化的な資源が集中しており、これらの資源を有効に活用することにより、県都としてまた県北地域を代表する市として、文化・社会活動の発展や観光誘客などに寄与することとなる。 (2) 商圈の状況 「第 16 回消費購買動向調査結果（平成 28 年度）」によると、福島市の商圈人口は 3,286 千人になる。また、商圈構造は、「背広・スーツ」等の買回性や「家電製品」が近隣の 13 市町村に及び、広域商圈都市である福島市への集中度が高い。
---	---

3. 中心市街地の活性化の目標

(1) 中心市街地活性化の目標

＜目指すべき将来の中心市街地（まち）の姿＞

県都の風格を賑わいと快適さで彩る文化の香り高いまち

＜中心市街地活性化の目標＞

目指すべき将来の中心市街地（まち）の姿を具現化する目標として、駅前の再開発事業等をチャンスと捉え、世代を問わず市内外からの人々が集い交流し、新たなステージへ飛躍する県都の風格と活力ある都心づくりを目指すとともに、通りごとのストックを有効に活用しながら個性を磨き上げることで、まちの魅力を高め、昼夜を通じて賑わいが感じられる商業地への再生を目指す。

広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生

(2) 計画期間の考え方

本計画の計画期間は、令和3年4月から事業実施の効果が現れると見込まれる令和9年1月までの5年10か月とする。

(3) 目標指標の設定の考え方

「目標 広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」の達成状況を的確に把握する指標として、

- ①文化芸術活動、イベント等の活発化に伴う人々の往来につながる各種事業効果を計測するための指標として『休日の歩行者・自転車通行量』を目標指標として設定する。
- ②まちの魅力向上に伴って、区域外からまちなかに移住してくる人々の増加が期待されることから、これを計測する指標として『居住人口の社会増減数』を設定する。
- ③魅力づくりや賑わい創出のアイディアを持ち備えてなおかつ、やる気に溢れる人材の参画を得る指標として『まちづくり活動に参画する学生数』を設定する。
- ④新しい商店街ならではの魅力を活用した具体的なマーケティングを把握する指標として『計画掲載事業を活用した出店数』を設定する。

■目標指標と目標値（数値はまるめ）

目標	目標指標	基準値	目標値
目標 広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生	①休日の歩行者・自転車通行量	13,690 人/日 (R2)	16,400 人/日 (R8)
	②居住人口の社会増減数	-12 人/年 (H27～R1 平均)	44 人/年 (R3～R8 平均)
	③まちづくり活動に参画する学生数 (計画掲載事業)	一人 (R1)	350 人 (R3～R8 累計)
	④計画掲載事業を活用した出店数	一店舗 (R1)	18 店舗 (R3～R8 累計)

①休日の歩行者・自転車通行量

調査方法：休日（日曜日）の1日間の午前8時～午後7時（11h）までの通行量を測定
(悪天候の場合等には予備日にて調査)

調査月：各年7月

調査主体：市

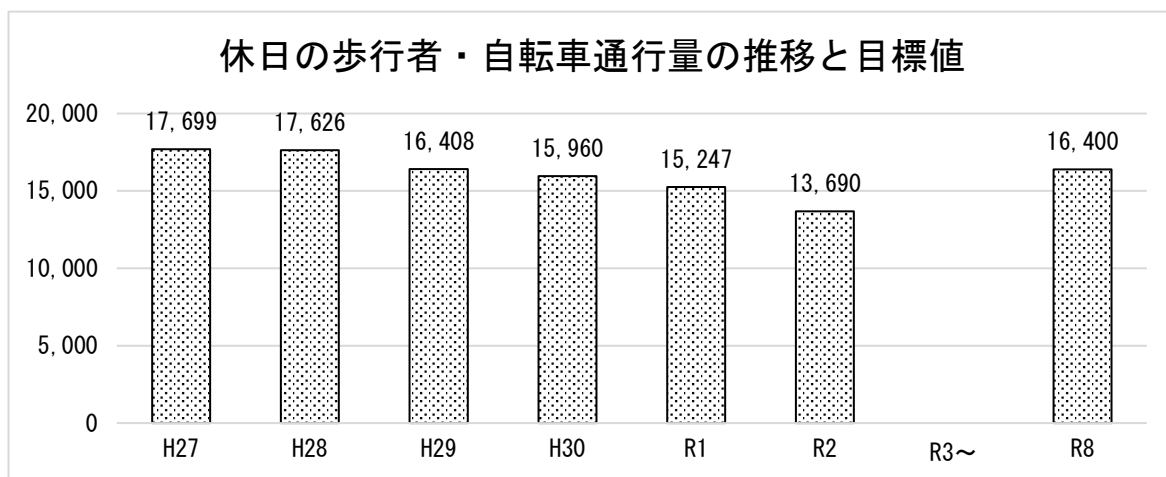
調査対象：中心市街地エリア内計7カ所

駅前通り、街なか広場前、パセオ通り、レンガ通り、並木通り、文化通り、県庁通り
における自転車及び歩行者の通行量

算出方法：休日（日曜日）の通行量

目標指標	基準値 (R2)	推計値 (トレンド推計値) (R8)	目標値 (R8)	事業による 増加数※
休日の歩行者・自転車 通行量	13,690 人/日	13,244 人/日	16,414 人/日	3,170 人/日

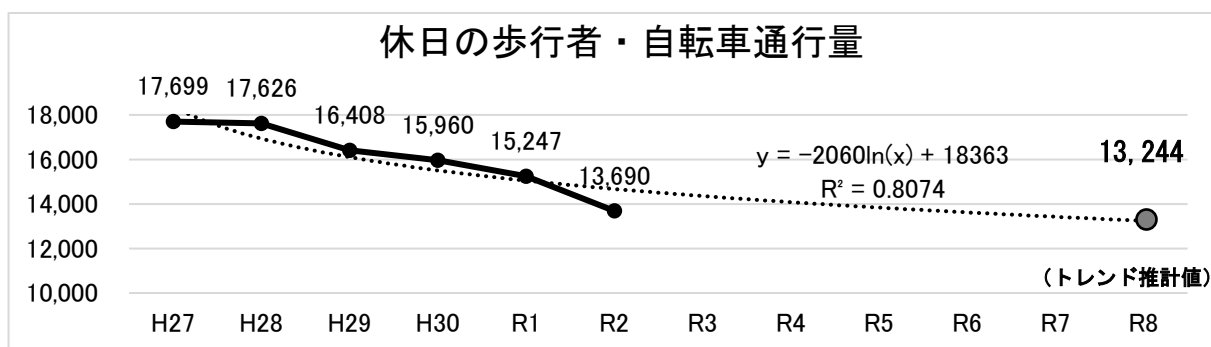
※「事業による増加数」は推計値（R8）を基準とした増加数



a. 目標年度の推計値

H27～R2における数値に基づくトレンドの推計を行い、R8の推計値を 13,244 人/日とした。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (基準値)	R8 (推計値)
休日の歩行者・自転車 通行量(人/日)	17,699	17,626	16,408	15,960	15,247	13,690	13,244



b. 事業による効果

ア. 福島駅東口地区第一種市街地再開発事業、福島駅前交流・集客拠点施設整備事業による効果

商業、マンション、公益施設等の整備（実施時期R1～R8）により来館者の増加が見込まれ、2,756人/日の増加が見込まれる。

福島駅東口地区第一種市街地再開発事業による効果

＝公益施設利用者による増加数（2,454 人/日）＋居住者による増加数（302 人/日）
＝2,756 人/日

①公益施設（大ホール、会議室等）による増加数

- ・公益施設利用者数：320,000 人/年
- ・休日 1 日あたり利用者数＝320,000 人/年/365 日×（7/2（1 週間の半分））＝3,068 人/日
- ・自動車利用以外の利用者数＝3,068 人/日×0.4（市民アンケートより）＝1,227 人/日
- ・駅前通り笑笑前の歩行者・自転車通行量増加数（往復）＝1,227 人/日×2＝2,454 人/日

②居住者による増加数

- ・住宅建設戸数：105 戸
- ・105 戸×1.8 人/戸（令和元年の中心市街地の世帯当たり人員）×0.8（令和 8 年時点の入居率）＝151 人
- ・駅前通りの歩行者・自転車通行量増加数（往復）＝151 人/日×2＝302 人/日

③商業施設利用者による増加数

- ・商業床による増加分については、中合福島店（店舗面積 15,683 m²）の閉店（R2）に入れ替わるものとして捉え、「a. 目標年度の推計値」の中に含むものとする。

イ. 新まちなか広場整備事業による効果

まちなか広場の整備（屋根、トイレ、倉庫等：実施時期R2～R3）により、270人の増加が見込まれる。

①新まちなか広場整備事業による効果＝ 270 人/日

- ・休日の年間利用者人数（イベント来場者数）：87,697 人/年（平成 30 年）
- ・新まちなか広場整備事業により、市民からの要望が多い屋根やトイレが整備されることに加えて、屋台などの飲食を楽しむイベント等により広場を積極的に利用してもらうことで、現在の 1.2 倍※の利用者数を見込む。

（※希望的数字を見込む）

令和 8 年における休日の年間利用者数＝87,697 人/年×1.2＝105,236 人/年

- ・休日の年間利用者増加数＝105,236 人/年－87,697 人/年＝17,539 人/年
- ・休日 1 日当たりの利用者増加数＝17,539 人/年÷130 日（平成 30 年の休日数）

＝135 人/日

- ・新まちなか広場前の歩行者・自転車通行量増加数（往復）＝135 人/日×2＝270 人/日

②まちなか交流施設（ふくふる）の年間利用者数（R1 14,129 人/年）も一体的な運営を図ることとして捉え「a. 目標年度の推計値」の中に含むものとする。

ウ 古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）による効果

中心市街地の買い物や点在するドラマロケ地等を巡礼するメロディーバスの運行（支援措置実施時期R2～R3）の継続により、144人の増加が見込まれる。

古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）による効果＝144人/日

・メロディーバス1日あたり利用者人数：36人×1/7（※）×14本/日＝72人

・歩行者・自転車通行量増加数（往復）＝72人/日×2＝144人/日

c. フォローアップの考え方

毎年7月に歩行者・自転車通行量の計測を行い、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

②居住人口の社会増減数

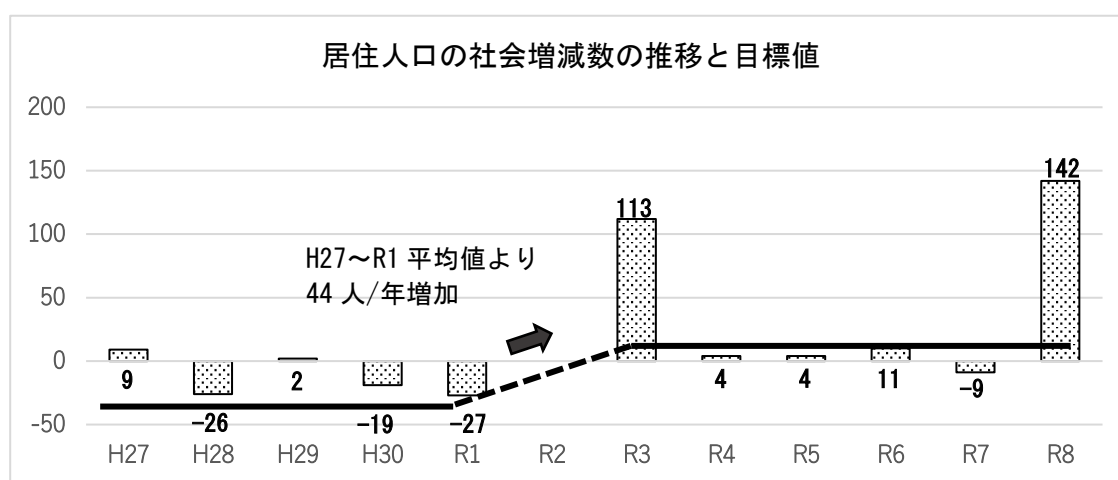
調査方法：住民基本台帳から年間の増減数を集計

調査月：各年1月

調査主体：市

調査対象：中心市街地

目標指標	基準値 (H27～R1平均)	目標値 (R3～R8平均)
居住人口の社会増減数	-12 人/年	44 人/年



H27～R1の平均値を基準値とし、これに各事業効果を積み上げ目標値を定める。

a. 基準値

	H27	H28	H29	H30	R1	基準値 (H27～R1の平均)
居住人口の社会増減数(人/年)	9	-26	2	-19	-27	-12

※推計人口の中央地区（中央+野田町）の範囲と計画区域の範囲で面積案分し算出

b. 事業による効果

ア. 福島駅東口地区第一種市街地再開発事業（実施時期R1～R8）による効果

住宅の整備（実施時期R1～R8）により、151人の増加が見込まれる。

福島駅東口地区市街地再開発事業による効果＝151人

- ・住宅建設戸数：105戸
- ・105戸×1.8人/戸（令和元年の中心市街地の世帯当たり人員）×0.8（令和8年時点の入居率）＝151人

イ. 新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業（実施時期R1～R3）による効果
分譲住宅の整備（実施時期R1～R3）により、157人の増加が見込まれる。

新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業による効果＝157人

- ・住宅建設戸数：87戸
- ・令和3年時点の入居者数＝87戸×1.8人/戸×0.8（令和3年時点の入居率）＝125人
- ・令和4年時点の入居者数＝87戸×1.8人/戸×0.9（令和4年時点の入居率）＝141人
- ・令和5年時点の入居者数＝87戸×1.8人/戸×1.0（令和5年時点の入居率）＝157人

ウ. 太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業による効果
賃貸住宅の整備（実施時期R5～R6）により、29人の増加が見込まれる。

太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業による効果＝29人

- ・住宅建設戸数：16戸
- ・令和6年時点の入居者数＝16戸×1.8人/戸×0.8（令和6年時点の入居率）＝23人
- ・令和7年時点の入居者数＝16戸×1.8人/戸×0.9（令和7年時点の入居率）＝26人
- ・令和8年時点の入居者数＝16戸×1.8人/戸×1.0（令和8年時点の入居率）＝29人

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
基準値（H27～R1の平均）（人/年）	-12					
福島駅東口地区第一種市街地再開発事業による増加数（人/年）	0	0	0	0	0	151
新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業による増加数（人/年）	125	16	16	0	0	0
太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業による増加数（人/年）	0	0	0	23	3	3
合 計	113	4	4	11	-9	142
6年間の平均	44					

c. フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年確認し、居住人口に大きく寄与する事業が令和3年度以降に完成することから、効果が発現される令和3年度より毎年フォローアップを実施するとともに、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

③まちづくり活動に参画する学生数

調査方法：商店街の店舗や魅力を創出するアイデアを募るための指標を学生の参画人数とする。

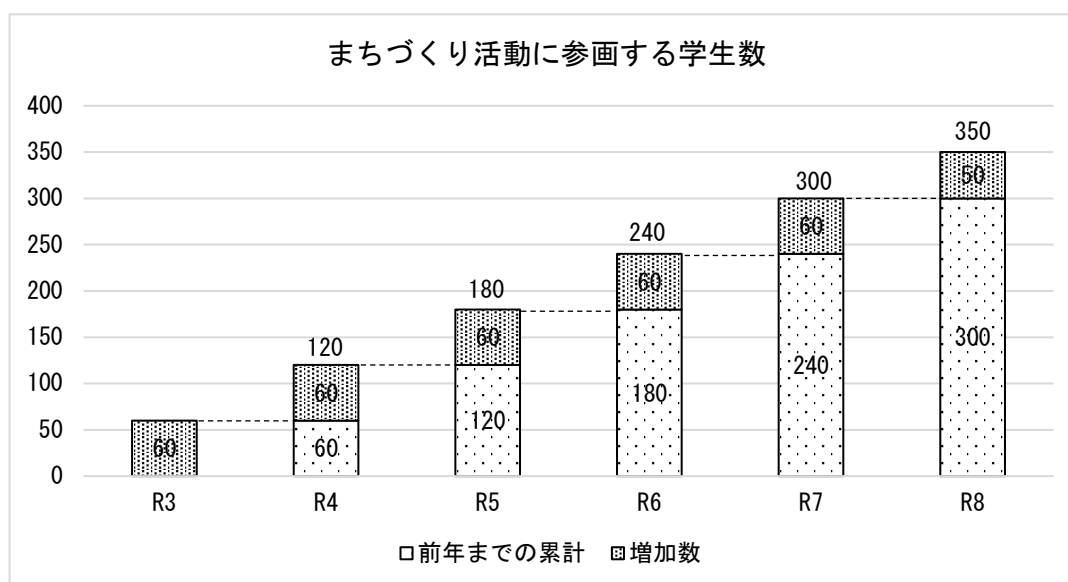
調査月：各年3月

調査主体：市

調査対象：福島大学、福島県立医科大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学等の学生

目標指標	基準値 (R1)	目標値 (R3～R8 累計)
まちづくり活動に参画する学生数 (計画掲載事業)	一人	350 人

※R3～R8 累計による計測とするため、一人となる。



※計画期間が5年10か月であるため、最終年に当たる令和8年の目標数は50人とする。

《参考指標》

目標指標	R3	R4	R5	R6	R7	R8
中心市街地全般の 活動人数（累計）	60 人 (120 人)	120 人 (240 人)	180 人 (360 人)	240 人 (480 人)	300 人 (600 人)	350 人 (700 人)

※上段：計画掲載事業に参画する学生数

a. 基準値

商店街の日に行うイベントの企画コンテストや計画掲載事業の取組みに参画する学生数を積み上げ、目標値を定める。

b. 事業による効果

ア. 商店街エリア価値向上支援事業による効果

学生まちなかイメージupコンテスト事業、商店街の日イベントコンテスト事業（実施時期R3～R8）で、学生等がまちづくり活動に参画する人数の増加を見込む。

イ. 計画掲載事業による効果

各種事業で学生がまちづくり活動に参画する人数の増加を見込む。

c. フォローアップの考え方

事業実施を予定する令和3年度より毎年フォローアップを実施するとともに、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

福島大学、福島県立医科大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学等の学生を対象とした、「学生まちなかイメージupコンテスト事業」や11月3日（文化の日）の「商店街の日」に合わせた「商店街の日イベントコンテスト事業」等を通して、学生がまちづくり活動に参画する人数を把握する。

・毎年60人を5年10か月間で350人の参画を目標とする。

④計画掲載事業を活用した出店数

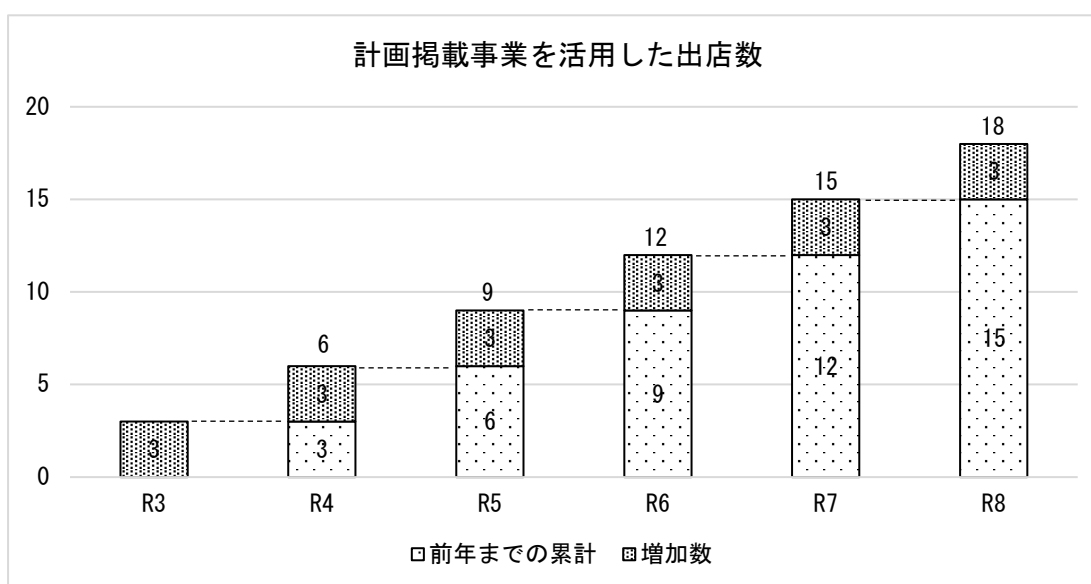
調査方法：エリア価値向上地区で「商店街エリア価値向上支援事業」を活用し、出店した数により把握する。

調査月：各年3月

調査主体：市

調査対象：調査方法と同じ

目標指標	基準値 (R1)	目標値 (R3～R8 累積)
計画掲載事業を活用した出店数	一店舗	18 店舗



《参考指標》

目標指標	H27	H28	H29	H30	R1
総店舗数	855 店舗	853 店舗	856 店舗	847 店舗	840 店舗
貸出可能空き店舗数 /空き店舗数	20 店舗 /69 店舗	23 店舗 /72 店舗	17 店舗 /64 店舗	28 店舗 /76 店舗	25 店舗 /87 店舗
低未利用地	25 ヶ所	25 ヶ所	26 ヶ所	33 ヶ所	34 ヶ所

※空き店舗調査地区（6地区）の空き店舗数と貸出可能空き店舗数※と計画掲載事業を活用した出店数を街の活性化を見る身近な指標として調査する。

- ・参考指標（総店舗数、貸出可能空き店舗数、空き店舗数、低未利用地）は、各年12月に調査。
- ・計画掲載事業を活用した出店数は、各年3月に調査。

※貸出可能空き店舗数とは、空き店舗等を利用希望者に対しテナント募集等の掲示による意思表示をしている店舗。

a. 基準値

「商店街エリア価値向上支援事業」が令和3年度からの事業なので一店舗とする。

b. 事業による効果

ア. 商店街エリア価値向上支援事業による効果

エリア価値向上地区内の出店について、6年間で毎年3店舗の活用を見込む。

商店街エリア価値向上支援事業

- ・「商店街エリア価値向上支援事業」等による効果を6年間で 18 店舗 の増加を想定する。
= 3 店舗 × 6 年 = 18 店舗

	R3	R4	R5	R6	R7	目標値 (R8)
商店街エリア価値向上支援事業 (店舗/年)	3	6	9	12	15	18

c. フォローアップの考え方

事業の進捗状況について毎年確認しフォローアップを実施するとともに、必要に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

<カテゴリー別基本方針図>

==== 基本計画における基本方針・目標指標と活性化事業 ====

基本コンセプト

県都の風格を賑わいと快適さで彩る文化の香り高いまち

【活性化基本方針】

チャンスを捉え新たなステージへ飛躍する県都の
風格と活力ある都心づくり

回遊環境の整備

- ・ 曽根田町桜木町線道路事業（宮下町工区）
- ・ 仲間町春日町線道路事業
- ・ 福島駅周辺の在り方検討会設置
- ・ まちなか人流データ活用事業
- ・ 中心市街地共通駐車サービス券事業
- ・ パークアンドライド事業
- ・ パークアンドライド社会実験
- ・ 福島駅周辺自転車駐車場整備事業
- ・ シェアサイクルポート整備事業
- ・ 古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの運行）
- ・ バリアフリーマスタープラン推進事業
- ・ 中心市街地活性化支援バス社会実験
- ・ シェアサイクル推進事業

交流環境の整備

- ・ 福島駅東口地区第一種市街地再開発事業
- ・ 新まちなか広場整備事業 ・ まちなか交流施設運営事業
- ・ ポケットパーク整備事業
- ・ 御倉町地区公園（御倉邸）賑わい空間再整備事業
- ・ 市民センター整備事業
- ・ （五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業）
- ・ 福島駅前交流・集客拠点施設整備事業
- ・ 福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業
- ・ 福島駅前交流・集客拠点施設運営検討
- ・ 中心市街地の市民利用施設再編整備
- ・ 商店街エリア価値向上支援事業（再掲）
- ・ 震災復興パネル展開催事業



まちなか居住の推進

- ・ 福島駅東口地区第一種市街地再開発事業（再掲）
- ・ 万世町地区複合施設の検討
- ・ 太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業
- ・ 新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業
- ・ 上町北地区分譲住宅等整備事業
- ・ 家賃助成事業・借上市営住宅供給促進事業

まちのストックと人材を活かした
賑わいの商業地づくり

商店街の魅力向上

- ・ 商店街エリア価値向上支援事業
- ・ 専門店の技やこだわりを楽しめるクラフト・モール整備事業
- ・ 商店街「朝市」開催事業
- ・ ふくしま屋台村運営事業
- ・ 中心市街地共通ポイントカード事業



まちなか観光の推進

- ・ 福島駅前広場情報板運営事業
- ・ 商店街エリア価値向上支援事業（再掲）
- ・ 中心市街地イルミネーション事業
- ・ ふくしま山車祭り・わらじまつり開催事業
- ・ 中心市街地活性化イベント開催事業
- ・ 古閑裕而を活かしたまちづくり事業（来街者の消費を促す仕組みづくり）
- ・ 街なか賑わい創出事業
- ・ 福島駅前軽トラ市開催事業
- ・ 結・ゆい・フェスタ開催事業
- ・ ふくしまシティハーフマラソン事業
- ・ カラス対策事業 ・ ふくしま防災体験フェア開催事業
- ・ ふくしままちなか音楽祭事業
- ・ 福島市観光案内所、観光案内所運営事業
- ・ まちなか広場イベント活用事業
- ・ みんなの活躍応援事業
- ・ ふくしま街なかイベント情報発信
- ・ 道路空間活用事業 ・ （仮称）憩い空間創出事業
- ・ 「福島バスまつり」開催事業

既存資源を活用した魅力向上

- ・ 信夫山ストリートの魅力創出の検討
- ・ 街なかの地域資源を活用した街コス開催事業
- ・ ふくしま花のまち推進事業
- ・ 御倉邸運営事業
- ・ 福島城下まちづくり事業

目標：広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生

目標指標①

休日の歩行者・自転車
通行量

目標指標②

人口の社会増減数

目標指標③

まちづくり活動に
参画する学生数

目標指標④

計画掲載事業を
活用した出店数

＜中心市街地活性化の主な事業＞

中心市街地活性化に向け、官民協働で各事業を展開し、互いに連携させることでまちの活性化を図っていく。

福島駅東口地区第一種市街地再開発事業

当該計画地は、商業、業務、行政等の都市機能が集積する福島駅東口の駅前に位置しており、交通と賑わいの拠点、行政の中心としての立地特性を有している。

本事業では、都市基盤の整備や土地の高度利用を促進し、官民連携による再開発事業により、都市機能の充実、賑わいの創出などを図り、県都ふくしまの顔となる市街地再開発事業を目指す事業である。

【整備概要】

商業、オフィス、ホテル、マンション、
公益施設、公共空間、立体駐車場等の整備



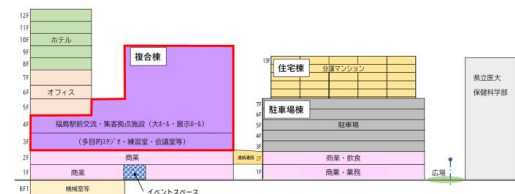
完成イメージ

福島駅前交流・集客拠点施設整備事業

福島駅東口地区第一種市街地再開発事業と連携し再開発ビル内に交流・集客拠点を官民連携で整備することで交流人口の拡大を図り中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。

【整備概要】

公益施設の整備



イメージ

新まちなか広場整備事業

多様なイベントの開催や日常の憩いの場の提供、文化的で美しい街並みや歩行空間の形成、指定緊急避難場所としての防災機能を併せ持つことにより、まちなかの「賑わいの拠点」「市民の交流拠点」「回遊軸の拠点」「防災広場」として位置づけるもので、隣接する「ふくふる」（様々な世代や立場の人々が集い、ほっとひと息つけるくつろぎの場やつながりの場として親しまれている）と一体となって、中心市街地の集客や回遊性の向上に寄与する事業である。

【整備概要】

広場の整備、屋根、
トイレ、倉庫等



新まちなか広場完成イメージ

市民センター整備事業

市民会館・敬老センター・中央学習センターの機能を統合・複合化した「市民交流機能」、「議会機能」、市民安全・安心のための「防災機能」を備えた、市民に身近で、より一層愛着をもって、利用される施設となるよう整備するもので、中心市街地の安心・安全な居住環境の向上と賑わいの創出に寄与する事業である。

【整備概要】

市民交流機能、
防災機能、
議会機能、
行政機能の整備



市民センター外観パース

専門店の技やこだわりを楽しめるクラフト・モール整備事業

県庁通り商店街において、独自の技やこだわりのある専門店の多さ、街区の基調であるレトロ感や古閑裕而氏の曲調を生かし、商店街を工房街（クラフト・モール）に見立て整備し演出する。

県庁・大原総合病院からの集客、来街者の顧客化の促進と、専門店ならではの技やこだわりをテーマとしたソフト事業の活発な展開を行うとともに、県庁通り商店街の建物や老朽化したアーケード等のリニューアルを行う事業である。

【整備概要】

- ①クラフト・モール作り事業
- ②クラフトマン作り事業
- ③クラフト・モール演出事業
- ④クラフト・モール・メンバー作り事業
- ⑤運営組織強化事業



アーケードリニューアル

商店街エリア価値向上支援事業

新たな魅力をエリアマネジメントにより創出し、街なかの価値を向上させ、空き店舗等の活用や通りの魅力づくり、やる気溢れる若者等のまちづくり活動の参画による中心市街地の賑わい創出と商店街の活性化に寄与する事業である。

【整備概要】

エリアマネジメントによる、街なかの価値向上を実施

<計画事業一覧>

分類	No.	事業名	事業種別		事業主体	支援措置	事業実施期間								実施状況		
			ハード	ソフト			官	民		R3	R4	R5	R6	R7	R8	新規	継続
市街地の整備改善のための事業	5	福島駅周辺の在り方検討会設置		●	◎	(2)-①	R2～									■	
	48	ポケットパーク整備事業	●		◎	(2)-①	R5～R6								■		
	49	御倉町地区公園(御倉邸)賑わい空間再整備事業	●		◎	(2)-①	R7								■		
	1	曾根田町桜木町線道路事業(宮下町工区)	●		◎	(2)-②	H23～R6									■	
	2	仲間町春日町線道路事業	●		◎	(2)-②	H27～R3									■	
	3	福島駅東口地区第一種市街地再開発事業	●		◎	(3)	R1～R8									■	
	4	新まちなか広場整備事業	●		◎	(3)	R2～R3									■	
	6	まちなか交流施設運営事業		●	◎	(4)	R2～									■	
	7	福島駅前広場情報板運営事業		●	◎	(4)	R2～									■	
	8	信夫山ストリートの魅力創出の検討		●	◎	(4)	R2～									■	
第4章 小 計			6	4	9	1									2	8	
都市福利施設を整備する事業	9	市民センター整備事業(五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業)	●		◎	(2)-①	H22～R6									■	
	10	福島駅前交流・集客拠点施設整備事業				(2)-①	R5～R8										
		福島駅前交流・集客拠点施設整備事業	●		◎	(4)	R1～R4									■	
	57	福島駅東口地区暮らし・にぎわい再生事業	●			(2)-①	R8									■	
	11	福島駅前交流・集客拠点施設運営検討		●	◎	(4)	R3～R8									■	
	12	中心市街地の市民利用施設再編整備検討		●	◎	(4)	R1～									■	
第5章 小 計			3	2	4	1									4	1	
街なか居住の推進のための事業	13	太田町地区市街地住宅供給型優良建築等整備事業	●		◎	(1)	R7～R8									■	
	14	新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業	●		◎	(2)-②	R1～R3									■	
	15	家賃助成事業		●	◎	(2)-②	H26～									■	
	16	万世町地区複合施設の検討	●		◎	(4)	R6～R8									■	
	17	借上り営住宅供給促進事業		●	◎	(4)	H14～									■	
	58	上町北地区分譲住宅等整備事業	●		◎	(4)	R5～R8									■	
第6章 小 計			4	2	2	4									3	3	
商業の活性化のための事業	18	街なかの地域資源を活用した街コス開催事業		●	◎	(2)-①	R3～R8									■	
	19	商店街エリア価値向上支援事業															
		①中心市街地起業家チャレンジ応援事業		●		◎		R3～									■
		②学生まちなかイメージUPコンテスト事業		●		◎		R3～									■
		③商店街の日イベントコンテスト事業		●		◎		R3～									■
		④各個店をつなぎ合わせるボトムアップ型の共同販促事業		●		◎		R3～									■
		⑤商店街と異業種等の連携による新規出店舗支援事業		●		◎		R3～									■
		⑥街なかチャレンジショップ支援事業		●		◎		R3～									■
		⑦まちなか店舗経営力向上支援事業		●		◎		R3～									■
		⑧商店街空き店舗対策事業		●		◎	(2)-①	R3～									■
		⑨創業応援利子補給事業		●		◎		R3～									■
		⑩商業者等売上増加・販路拡大支援事業(削除)		●		◎		R3									■
		⑪街なか空き店舗出店支援事業		●		◎		R3									■
		⑫街なか再生リノベーション事業		●		◎		R4～									■
		⑬街なか若者活動促進事業		●		◎		R4～									■
		⑭まちなか店舗等現況調査		●		◎		H21～									■
		⑮まちなかブランド化推進事業		●		◎		R7～									■
	20	中心市街地イルミネーション事業		●		◎	(2)-①	H20～								■	
	21	ふくしま山車祭り・わらじまつり開催事業															
		①ふくしま山車祭り		●		◎	(2)-①	H19～									■
②わらじまつり			●		◎		S45～									■	
22	ふくしま花のまち推進事業																
	①ふくしま花のまちフェスティバル事業		●		◎	(2)-①	H15～									■	
	②まちなか周遊バス運行事業(削除)		●		◎		H19～R3									■	
	③フラワーバスケット事業		●		◎		H19～									■	
	④ふくしまウェルカムチケット事業		●		◎		H20～									■	
	⑤街なか商業誘客事業(削除)		●		◎		R1～R3									■	

23	中心市街地活性化イベント開催事業		●		◎	(2)-①	H25～											■	
	①福島駅前元氣プロジェクト開催事業		●		◎		R2～												■
	②ふくしま情熱通り運営事業		●	◎			R5～R8												■
	③街なかテーマパーク事業		●	◎	◎		R5～R8												■
	④にぎわい創出事業		●	◎	◎		R5～R8												■
	⑤まちなか創造市民運動推進事業		●	◎	◎		R5～R8												■
	⑥商店街等活性化イベント支援事業		●	◎	◎		R5～R8												■
24	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（街なか等古閑裕而誘客事業）		●	◎		(2)-①	R2～											■	
50	街なか賑わい創出事業																		
	①街なか交流館イベント企画事業		●	◎		(2)-①	R5～R8											■	
	②街なか賑わい創出プロジェクト		●	◎	◎		R5～R8											■	
51	福島駅前軽トラ市開催事業		●	◎		(2)-①	R5～R8											■	
52	結・ゆい・フェスタ開催事業		●	◎		(2)-①	R5～R8											■	
53	ふくしまシティハーブマラソン事業		●	◎		(2)-①	R5～R8											■	
54	カラス対策事業		●	◎		(2)-①	R5～R8											■	
59	ふくしま防災体験フェア開催事業		●	◎		(2)-①	R5～R8											■	
60	（仮称）憩い空間創出事業～吾妻通り社会実験～		●	◎	◎	(2)-①	R6～R7											■	
61	ふくしままちなか音楽祭事業		●	◎		(2)-①	R5～R8											■	
62	まちなか人流データ活用事業		●	◎		(2)-①	R7～R8											■	
25	震災復興パネル展開催事業		●	◎		(3)	R2～R3											■	
35	みんなの活躍応援事業		●	◎		(3)	H26～R5											■	
26	専門店の技やこだわりを楽しめるクラフト・モール整備事業		●		◎	(4)	R2～R5											■	
27	商店街「朝市」開催事業		●		◎	(4)	H20～											■	
28	福島市観光案内所、観光案内所運営事業		●		◎	(4)	H21～											■	
29	ふくしま屋台村運営事業		●		◎	(4)	H17～											■	
30	御倉邸運営事業		●		◎	(4)	H15～											■	
31	福島城下まちづくり事業		●		◎	(4)	H14～											■	
32	まちなか広場イベント活用事業		●	◎		(4)	H11～											■	
33	中心市街地共通ポイントカード事業		●		◎	(4)	H9～											■	
34	中心市街地共通駐車サービス券事業		●		◎	(4)	H7～											■	
36	ふくしま街なかイベント情報発信事業		●		◎	(4)	H16～											■	
37	道路空間活用事業		●		◎	(4)	R3～R8											■	
55	学生イベント企画相談事業		●		◎														

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1]市街地の整備改善の必要性

①現状分析

中心市街地は、古くから、商業、文化、行政などの施設が集積する場所として栄え、本市の玄関口として福島駅を中心に発展してきた。

老朽化した駅前通りのリニューアルや大原総合病院の移転新築等が前計画期間中に完了したことで、一部の調査地点では自転車・歩行者通行量の増加につながっている一方で、前計画期間内に音楽、演劇、舞踊の鑑賞会や講演会をはじめ、市民芸術活動発表の場として多くの団体に利用されてきた公会堂の休館や地域経済を支えてきた市内唯一の百貨店である中合福島店、ホテル辰巳屋等の相次ぐ閉店の状況により、今後、自転車・歩行者通行量は減少傾向になることが予想される。

しかしながら、福島駅東口地区第一種再開発事業と新まちなか広場リニューアル整備の2つのシンボリックな事業と、休止していた市民センター整備事業を着手したことにより、徐々にではあるが、にぎわいの芽が見え始めている。

市民センター整備事業と合わせ、市役所を結ぶ重要な路線の混雑緩和や安全な歩行空間の整備を図るため、周辺の道路事業を進める必要がある。

また、中心市街地に立地する老朽化した公共施設の再編整備についても、福島市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえつつ、中心市街地の賑わいを考慮し真に必要な機能の選択や統合・複合化を進めるなど、持続可能な量と質への転換を検討することが課題となっている。

②事業の必要性

未整備になっている都市計画道路の整備は、快適性や利便性を向上させ、歩行者・自動車通行量を増やし、街なかに来街者を中心市街地に導く上で重要であるため、引き続き整備を推進する。

前計画において、南北・東西軸の人の動きを街なかに導き滞在させるには、商業の弱点があるため、福島駅東口地区第一種市街地再開発事業を核に東西軸の集客機能の強化を図る必要がある。

来街者を街なかへと回遊させる仕組みづくりの一つとして、「賑わいの拠点」「市民の交流拠点」「回遊軸の拠点」を基本方針とした新まちなか広場の整備を図る。

また、県都の玄関口として、ふくしまの顔にふさわしい福島駅周辺の在り方を関係機関と検討する必要がある。

③フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置づけされた取組みの進捗状況を調査した上で、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 5</u> 福島駅周辺の在り方検討会設置 <u>内容</u> 駅利用者の利便性向上、交通結節点機能強化の検討 JR 福島駅コンコースを通行できる社会実験の実施 <u>実施時期</u> 令和 2 年度～	福島市	県都の玄関口として、ふくしまの顔となるよう駅利用者の利便性向上及び交通結節点機能について、鉄道・バス等の事業者と検討を進める。 位置づけ 東西一体的なまちづくり（東西の連携強化）に必要な新たな東西自由通路を計画するための事業に位置付けられる。 必要性 駅東西の交流人口拡大につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和 6 年 10 月～令和 9 年 1 月	区域内
<u>事業名 48</u> ポケットパーク整備事業 <u>内容</u> イベント等に活用可能なポケットパークを整備する。 <u>実施時期</u> 令和 5 年度～令和 6 年度	福島市	位置づけ 閉鎖された公共施設をポケットパークとして再整備し、イベント等に活用されることにより目標「賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 来訪者の増加につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地再活性化特別対策事業 <u>実施時期</u> 令和 5 年度～令和 6 年度	
<u>事業名 49</u> 御倉町地区公園（御倉邸）賑わい空間再整備事業 <u>内容</u>	福島市	位置づけ 当該公園は、観光地として多くの利用者がおり、さらに地元のまちづくり団体や商店街等によるイベントが開催される賑わいと交流の空間	<u>支援措置</u> 中心市街地再活性化特別対策事業 <u>実施時期</u>	

イベント等に活用されているウッドデッキ等を含む賑わい空間の再整備 <u>実施時期</u> 令和 7 年度		となっている。 ウッドデッキや景観に配慮した竹塀、照明等が設置されている賑わい空間を再整備し、更なるイベント等の活用が促進されることにより、新たなコミュニティの形成に繋がり、目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 観光客など来訪者の増加につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	令和 7 年度	
--	--	--	---------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 1</u> 曾根田町桜木町線道路事業 (宮下町工区) <u>内容</u> 整備延長 L=346m W=15m <u>実施時期</u> 平成 23 年度～ 令和 6 年度	福島市	市役所新庁舎建設に伴い、現在の一方通行による混雑緩和を図り、中心市街地北部における市役所と駅方面とのアクセス強化と回遊性の向上に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 防災・安全交付金（道路事業（街路）） <u>実施時期</u> 令和 3 年度～ 令和 6 年度	
<u>事業名 2</u> 仲間町春日町線道路事業 <u>内容</u> 整備延長 L=180m W=10.8m <u>実施時期</u> 平成 27 年度～ 令和 3 年度	福島市	(都)腰浜町町庭坂線と市役所を結ぶ重要な路線であるとともに、第二小学校の通学路に指定されている本路線を整備することにより、都心東地区の交通ネットワーク機能が強化され、周辺道路の混雑緩和、安全な歩行空間が確保されることで、回遊性の向上に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 防災・安全交付金（道路事業） <u>実施時期</u> 令和 3 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 3 福島駅東口地区第一種市街地再開発事業 <u>内容</u> 商業、オフィス、ホテル、マンション、公益施設、公共空間、立体駐車場等の整備 <u>実施時期</u> 令和元年度～令和 8 年度	福島駅東口地区市街地再開発組合	当該計画地は、商業、業務、行政等の都市機能が集積する福島駅東口の駅前に位置しており、交通と賑わいの拠点、行政の中心としての立地特性を有している。 本事業では、都市基盤の整備や土地の高度利用を促進し、官民連携による再開発事業により、都市機能の充実、賑わいの創出などを図り、県都ふくしまの顔となる市街地再開発事業を目指す。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） <u>実施時期</u> 令和 3 年度～令和 8 年度	 イメージ
事業名 4 新まちなか広場整備事業 <u>内容</u> 広場の整備 屋根、トイレ、倉庫等 <u>実施時期</u> 令和 2 年度～令和 3 年度	福島市	多様なイベントの開催や日常の憩いの場の提供、文化的で美しい街並みや歩行空間の形成、指定緊急避難場所としての防災機能を併せ持つことにより、街なかの「賑わいの拠点」「市民の交流拠点」「回遊軸の拠点」「防災広場」として位置づけるもので、隣接する「ふくふる」（様々な世代や立場の人々が集い、ほっとひと息つけるくつろぎの場やつながりの場として親しまれている）と一体となって、中心市街地の集客や回遊性の向上に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 防災・安全交付金（都市防災総合推進事業） <u>実施時期</u> 令和 2 年度～令和 3 年度	 街なか広場  新まちなか広場完成イメージ

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 6</u> まちなか交流施設運営事業 <u>内容</u> 施設愛称（ふくふる）の活用及び運営の検討 <u>実施時期</u> 令和 2 年度～	福島市	様々な世代や立場の人々が集い、ほっとひと息つけるくつろぎの場やつながりの場として活用されることで、隣接する新まちなか広場と一体となって中心市街地の集客や回遊性の向上に寄与する事業である。	 ふくふる	
<u>事業名 7</u> 福島駅前広場情報板運営事業 <u>内容</u> 大型マルチビジョンとデジタルサイネージを活用した情報発信 <u>実施時期</u> 令和 2 年度～	福島市	福島駅前広場の情報板で市内の観光情報やイベントなどの様々な情報を提供し中心市街地の賑わいに繋げる事業である。	 大型マルチビジョン  デジタルサイネージ	
<u>事業名 8</u> 信夫山ストリートの魅力創出の検討 <u>内容</u> IOT の活用検討 <u>実施時期</u> 令和 2 年度～	福島市	中心市街地にいながらも市のシンボルである信夫山の情報提供方法を検討する。		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

① 現状分析

中心市街地は、少子高齢化が進んでおり、地域の相互扶助機能が低下し、社会的な繋がりが希薄化するなど、地域社会の変容が目立っている。また、核家族化の進展や女性の社会参加、ライフスタイルの変化などにより、出生率が低い状況にあることや市全体の年少人口も低い水準にあり、これにともなう少子化の進行は、将来における人口の減少や、地域社会の活力の低下など、大きな問題となっている。

中心市街地が対象学区に中学校はないが、福島市立第一小学校、第二小学校、第四小学校、福島大学附属小学校、福島学院大学福島駅前キャンパス、福島看護専門学校、福島県立医科大学保健科学部等があり、教育施設が多く立地している。

また、文化施設も市民会館、市立図書館、中央学習センター、コラッセふくしま、市民ギャラリー、御倉邸、男女共同参画センター等も立地している。

都心居住を推進するため、前計画では大原総合病院の移転新築による高度医療の充実等により、賑わいが促進された。他にも中心市街地の周辺には、こむこむ館、福島市保健福祉センター、福島市保健所、福島市写真美術館、福島県中央児童相談所、福島市青少年センター等も立地している。

更には、前計画で早稲町地区暮らし・にぎわい再生事業と上町地区暮らし・にぎわい再生事業、上町地区都市機能立地支援事業・霞町地区暮らし・にぎわい再生事業等が完了したことで新たな集客施設や市民サービス機能等の向上に寄与した。

今後、中心市街地に立地する老朽化した公共施設の再編整備を福島市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえつつ、中心市街地の賑わいを考慮し真に必要な機能の選択や統合・複合化を進めるなど、持続可能な量と質へ転換し、中心市街地での暮らしやにぎわいづくりに繋がる取組みに展開する必要がある。

② 事業の必要性

市民会館・敬老センターや公会堂、中央学習センター、図書館等の公益施設の老朽化が著しく、これら公益施設の再整備が喫緊の課題となっており、これらの一部について、現在計画が進められている市民センター整備事業や福島駅東口地区第一種市街地再開発事業への複合化により、ワンストップで利用できる施設の再整備を推進している。

その他の公益施設についても中心市街地への集客性の向上や賑わい創出に寄与するように公共施設の再編整備についても検討する必要がある。

③ フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置づけた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

・該当なし

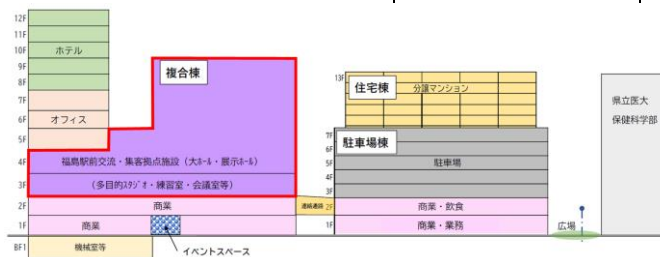
(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 9</u> 市民センター整備事業（五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業） <u>内容</u> 市民交流機能、防災機能、議会機能、行政機能の整備 <u>実施時期</u> 平成 22 年度～令和 6 年度	福島市	市民会館・敬老センター・中央学習センターの機能を統合・複合化した「市民交流機能」、「議会機能」、市民安全・安心のための「防災機能」を備えた、市民に身近で、より一層愛着をもって、利用される施設となるよう整備するもので、中心市街地の安心・安全な居住環境の向上と賑わいの創出に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（五老内町地区）） <u>実施時期</u> 令和 3 年度～令和 6 年度	
<u>事業名 10</u> 福島駅前交流・集客拠点施設整備事業 <u>内容</u> 公益施設の整備 <u>実施時期</u> 令和元年度～令和 8 年度	福島市 福島駅東口地区市街地再開発組合	福島駅東口地区第一種市街地再開発事業と連携し再開発ビル内に交流・集客拠点を官民連携で整備することで交流人口の拡大を図り中心市街地の賑わいの創出に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地再活性化特別対策事業 <u>実施時期</u> 令和 5 年度～令和 8 年度	



イメージ

<u>事業名 57</u> 福島駅東口地区 暮らし・にぎわい 再生事業 <u>内容</u> 公益施設の取得 <u>実施時期</u> 令和元年度～ 令和8年度	福島市 福島駅東 口地区市 街地再開 発組合	福島駅東口地区第一種市街地再開 発事業と連携し再開発ビル内に交 流・集客拠点を官民連携で整備する ことで交流人口の拡大を図り中心 市街地の賑わいの創出に寄与する 事業である。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総 合交付金事業 （福島駅東口地 区暮らし・にぎ わい再生事業） <u>実施時期</u> 令和8年度	
--	------------------------------------	--	---	--



(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

・該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

・該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 11</u> 福島駅前交流・集 客拠点施設運営検 討 <u>内容</u> 公共施設と公共空 間の効果的活用の 検討 <u>実施時期</u> 令和3年度～ 令和8年度	福島市 福島駅東 口地区市 街地再開 発組合	福島駅東口地区第一種市街地再開 発事業との連携により、整備される 福島駅前交流・集客拠点施設やアト リウム空間等の中心市街地への集 客や回遊性向上の効果的な活用促 進について検討する。		

<u>事業名 12</u> 中心市街地の市民 利用施設再編整備 検討 <u>内容</u> 公共施設の再編検 討 <u>実施時期</u> 令和元年度～	福島市	中心市街地に立地する老朽化した公共施設の戦略的な再編整備の検討を行う。		
--	-----	-------------------------------------	--	--

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業
及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

① 現状分析

借上市営住宅の施策や民間マンションの供給等により、一部地域では増加傾向も見られるが、中心市街地全体の居住人口は微減の状況が続いており、市民アンケート調査においても中心市街地での居住に対する意向や関心は高いとは言えない状況となっている。

② 事業の必要性

今後、少子高齢化の更なる進行が予測される中、中心市街地は、道路や下水道などの都市基盤施設が充実していることから、将来的な市の財政状況の厳しさを踏まえると、中心市街地内に定住人口を更に誘導することが、社会資本ストック活用の観点からも財政的負担を軽減させることにつながる。

このため、これらの現状を踏まえた都心居住の推進・居住環境の向上に関する事業として、太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業や、前計画から継続して実施している新浜町地区優良再開発型優良建築物整備事業、家賃助成事業、借上市営住宅供給促進事業を引き続き取り組む。

中心市街地に立地する老朽化した公共施設の再編整備を福島市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえつつ、中心市街地の居住環境の向上を考慮しながら真に必要な機能の選択や統合・複合化を進めるなど、持続可能な量と質への転換を検討し集客性の向上や賑わい創出に寄与するような再編整備を検討する。

③ フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置付けた取組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 13 太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業 <u>内容</u> 1 階 店舗、 2～5 階 賃貸住宅 <u>実施時期</u> 令和 7 年度～ 令和 8 年度	(有)アスク	令和元年に整備された複合施設のはす向かいに新たな店舗を兼ねた住居を整備することで、周辺の商店街の賑わいに寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地共同住宅供給事業 <u>実施時期</u> 令和 7 年度～ 令和 8 年度	 イメージ

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

・該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 14 新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業 <u>内容</u> 分譲住宅（2～4LDK、87 戸）、クリニック、立体駐車場 RC 造、地上 19 階建 <u>実施時期</u> 令和元年度～ 令和 3 年度	新浜町地区再開発ビル建設協議会	当該計画地は戸建て住宅やマンション、アパートが混在する住宅街に位置し、周辺には市役所、市立図書館、学校など公共施設が多い地域である。人口減少や高齢化による衰退を背景に店舗の減少や空き地増加が目立っている。 このような状況からバリアフリーの分譲マンション及び都市福利施設を整備することにより、中心市街地の住環境の向上に大きく寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金（優良再開発型優良建築物等整備事業 共同化タイプ（新浜町地区）） <u>実施時期</u> 令和 3 年度	 イメージ

<u>事業名 15</u> 家賃助成事業 <u>内容</u> 家賃の助成制度等 <u>実施時期</u> 平成 26 年度～	福島市	地域優良賃貸住宅制度や優良建築物等整備事業の導入、既存民間賃貸住宅の活用、居住施設と業務施設の複合化により、若者、中堅所得層から高齢者に至る多様な年代の人々の街なかへの居住を促進する。特に高齢者に対する地域優良賃貸住宅(高齢者型)の助成による民間事業促進や家賃助成制度等により、街なか居住人口の増加に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)公的賃貸住宅家賃低廉化事業 <u>実施時期</u> 平成 26 年度～	
--	-----	--	---	--

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

・該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 16</u> 万世町地区複合施設の検討 <u>内容</u> 店舗・共同住宅・併設駐車場整備 <u>実施時期</u> 令和 6 年度～ 令和 8 年度	(株)エスケークーポレーション	現在営業している3店舗と入居していない住居、隣接する元銀行を一体的な建替えにより、店舗を兼ね備えた住居と立体駐車場を整備することで商店街の賑わいに寄与する複合施設を検討する。		
<u>事業名 17</u> 借上市営住宅供給促進事業 <u>内容</u> 借上げ市営住宅 <u>実施時期</u> 平成 14 年度～	福島市	利便性の高い街なかでの生活の場を確保し、若者から高齢者に至る多くの人が住い、住み続けることができる「まちづくり」の一環として、土地所有者等が中心市街地に建設した賃貸住宅を市営住宅として借上げることにより、定住人口の確保と賑わいに寄与する事業である。 今後は、民間活力を導入した住		

		宅供給手法なども検討する。		
<u>事業名58</u> 上町北地区分譲住宅等整備事業 <u>内容</u> 分譲住宅（3～4LDK、98戸） タワーパーキング RC造、地上15階建 <u>実施時期</u> 令和5年度～ 令和8年度	株式会社 東北パートナーズ リアルエステート	位置づけ 共同住宅と駐車場を整備し、街なかの居住人口と来街者が増えることにより、目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 街なか居住者の増加につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」、目標指標②「居住人口の社会増減数」の増加に寄与するため。		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1]経済活力の向上の必要性

①現状分析

中心市街地は小売業の商店数、従業者数、年間商品販売額、売場面積などの割合が高いことから、商業の中心地といえる。

しかし、市内で唯一の百貨店であった中合福島店やホテル辰巳屋、駅構内の遊戯施設等の相次ぐ閉店により、中心市街地の小売業が停滞する傍ら、郊外の小売業への買い物依存度が高まっている状況である。

また、中心市街地における商業の傾向を見ると、小売業の商店数をはじめ、従業者数や年間商品販売額についても減少傾向にある。

アンケート調査による中心市街地のまちづくりに対する重要度と満足度の傾向として、「魅力的で利便性が高い、人が集まる施設の充実」、「賑わいを生み出すイベント広場・公園の充実」、「買い物や飲食などの魅力的な店舗の充実」の重要度は高いものの満足度は低い状況となっている。

一方では、これまでに年間を通した賑やかし（ソフト事業）を継続的に開催し、一時的な賑わいは生まれているが、イベントのマンネリ化等から中心市街地の滞留時間の増加や、休日の歩行者・自転車通行量の増加につながらず、賑わいの効果が薄れてきている。

今後、中心市街地としてより多くの来街者に訪れてもらい、長時間滞留してもらうためには、新たな商業等の魅力を発掘・提供するとともに、「わくわく・ドキドキ」するようなイベントを開催し、「中心市街地に行けば何か楽しいことがある。」という期待感から来街者に感じてもらえるような新しい魅力創出が求められている。

②事業の必要性

来街者などの回遊・滞留性を促進するため、福島駅東口地区第一種市街地再開発事業を核に高次都市機能の充実により、関係人口の拡大を図るとともに新たな魅力による街なかの価値を向上させるため、既存店舗や空き店舗等の活用に対する支援や通りの魅力づくりをやる気溢れる若者等のまちづくり活動の参画により取組む必要がある。

③フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置付けた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 18 街なかの地域資源を活用した街コス開催事業 <u>内容</u> 街なかコスプレイベントの開催 <u>実施時期</u> 令和3年度～令和8年度	ふくしま街コス実行委員会	「ふくしま街コス実行委員会」と市が協同で新まちなか広場やパセオ通りを中心に地域資源を活用したアニメ等のコスプレイベントを開催する。また、商店の協力を得て、コスプレ衣装のままでも飲食や買い物ができ、商店街を上げた雰囲気づくりをすることで中心市街地の賑わい創出と商店街の活性化に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和3年4月～令和9年1月  コスプレイベント	区域内
事業名 19 商店街エリア価値向上支援事業 <u>内容</u> エリアマネジメントによる、街なかの価値向上を実施 <u>実施時期</u> ①令和3年度～	①(株)福島まちづくりセンター	新たな魅力をエリアマネジメントにより創出し、街なかの価値を向上させ、空き店舗等の活用や通りの魅力づくり、やる気溢れる若者等のまちづくり活動の参画による中心市街地の賑わい創出と商店街の活性化に寄与する事業である。 ①中心市街地起業家チャレンジ応援事業 エリアマネージャーによる事業継続へのトータルサポートとして、中心市街地で新たに起業を目指している者、起業間もない者に対し、起業塾の実施や、悩み相談などのケアを行う。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> ①令和3年4月～令和9年1月	区域内

②令和３年度～	②㈱福島 まちづくり センター	②学生まちなかイメージＵＰコン テスト事業 中心市街地の商店街と関わりの少 ない学生等の目線でまちなかイメ ージＵＰのアイデアに対する取組 みを支援するため、学生まちなか イメージＵＰコンテストを運営す る。	②令和３年４月 ～令和９年１月	区域内
③令和３年度～	③㈱福島 まちづくり センター	③商店街の日イベントコンテスト 事業 「商店街の日」にちなんだイベン トを①学生まちなかイメージＵＰ コンテストで選ばれた企画の取組 みを支援する。	③令和３年４月 ～令和９年１月	区域内
④令和３年度～	④㈱福島 まちづくり センター	④各個店をつなぎ合わせるボトム アップ型の共同販促事業 類似店舗が持つ既存顧客の相乗効 果で既存客数と来店頻度を上げ、 新規顧客数を増やす取組みを支援 するため、勉強会の開催やコンサル ティングを実施する。	④令和３年４月 ～令和９年１月	区域内
⑤令和３年度～	⑤㈱福島 まちづくり センター	⑤商店街と異業種等の連携による 新規出店舗支援事業 新たな商品分野を広げるため、異 業種コラボレーションにより、新 規出店舗を増やす取組みを支援す るため、交流会の開催やコンサル ティングを実施する。	⑤令和３年４月 ～令和９年１月	区域内
⑥令和３年度～	⑥㈱福島 まちづくり センター	⑥街なかチャレンジショップ支援 事業 中心市街地の交流・情報拠点とし て「チェンバおおまち」を位置づ け、チャレンジショップ出店者へ の経営指導及び中心市街地への出	⑥令和３年４月 ～令和９年１月	区域内

⑦令和３年度～	⑦(株)福島 まちづくり センター	店誘導、年3回のイベント開催を支援する。 ⑦まちなか店舗経営力向上支援事業 創業者が中心市街地へ出店しやすい環境を整備するため、中心市街地の新規創業者などの商業店舗に経営指導を実施する。	⑦令和３年４月 ～令和９年１月	区域内
⑧令和３年度～	⑧(株)福島 まちづくり センター 福島商工 会議所 福島市	⑧商店街空き店舗対策事業 空き店舗に出店を希望する商業者に対し、出店しやすい環境を整えるため家賃の一部を補助する。	⑧令和３年４月 ～令和９年１月	区域内
⑨令和３年度～	⑨福島市	⑨創業応援利子補給事業 創業を目指す熱意ある方を応援するため、創業にかかる融資の利子全額を補助する。	⑨令和３年４月 ～令和９年１月	区域内 外
⑪令和３年度～	⑪福島市	⑪街なか空き店舗出店支援事業 空き店舗等を活用し、出店又は事務所等の開設を行う事業者に対し、リノベーション費用の一部を補助する。	⑪令和３年４月 ～令和４年３月	区域内
⑫令和４年度～	⑫福島市	⑫街なか再生リノベーション事業 空き店舗等を活用し、出店又は事務所等の開設を行う事業者に対し、リノベーション費用等の一部を補助する。 位置づけ 空き店舗を活用した新規創業者の出店誘導により、空き店舗数の減少につなげ、目標「賑わいと活力ある	⑫令和５年４月 ～令和９年１月	区域内

⑬令和 4 年度～	⑬(株)福島 まちづく りセンタ ー	商業地の再生」に資する事業に位置づけられる。 必要性 街なかにおける出店の増加につながり、目標指標④「計画掲載事業を活用した出店数」の増加に寄与するため。 ⑬街なか若者活動促進事業 学生等によるイベント開催の支援、学生等を対象としたイベントの開催およびこれらを通してまちづくり活動に参画する人材を育成する。 位置づけ 学生をはじめとした若者団体の中心市街地における活動を支援することにより、目標「賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 若者のまちづくり活動への参画と人材の育成につながり、目標指標③「まちづくり活動に参画する学生数」の増加に寄与するため。	⑬令和 5 年 4 月 ～令和 9 年 1 月	区域内
⑭平成 21 年度～	⑭福島市	⑭まちなか店舗等現況調査 まちなかの空き店舗や新規出店舗、低未利用地などの現況を調査し、推移や動向など分析する。 位置づけ まちなかの店舗等現況調査は、家賃補助やリノベ補助等の空き店舗対策事業の内容検討や、新たな活性化施策の検討のための基礎資料として活用しており、エリアや業態別による店舗誘導など空き店舗対策に大きな役割を果たしており、目標「広域的な交流の活性化と賑わい	⑭令和 6 年 4 月 ～令和 9 年 1 月	区域内

⑮令和 7 年度～	⑮福島市	と活力ある商業地の再生」に資する事業に位置づけられる。 必要性 街なか回遊性の向上や来訪者の増加につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。 ⑮まちなかブランド化推進事業 商店街の担い手を育成するとともに、商店街の魅力の掘り起こしと発信によりブランド化を推進することで、街なかの継続的な賑わいを創出する。 1. 付加価値づくり 志ある街人とイベーター等の「交流会」、商店街のあり方や活性化などの「セミナー」を通して、街なかの商店街を担う人材を発掘し育成する。 2. 付加価値の伝達 街なかの歴史や雰囲気・人柄等の魅力発信や、街なか店舗の体験講座による魅力発見・体験機会の提供などを行う。 位置づけ まちなかの商店街等地域メンバーの意欲向上、交流機会の提供と、まちなかの地域資源の発掘・調査により、“まちなかのブランド化”につなげていくため、目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置づけられる。 必要性 街なかの回遊性の向上や来訪者の増加、空き店舗の減少などによる付加価値の高まりによりまちなか	⑮令和 7 年 4 月～令和 9 年 1 月	区域内
-----------	------	--	------------------------	-----

		の集客力の向上につなげ、目標値の「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。		
<u>事業名 20</u> 中心市街地イルミネーション事業 <u>内容</u> 東口駅前広場周辺及びパセオ470でイルミネーションを実施 <u>実施時期</u> 平成20年度～	光のしずく事業実行委員会	福島駅東口駅前広場とパセオ通りを中心にイルミネーションを装飾することで話題性を提供し、中心市街地に来街者を呼び込み賑わいの創出と商店街の活性化に寄与する事業である。 また、パセオ470のイルミネーションは「光のしずく事業」の主催者と新たな演出について検討する。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和3年12月～ 令和9年1月	区域内
				
<u>事業名 21</u> ふくしま山車祭り・わらじまつり開催事業 <u>内容</u> 市内各地区の山車を集結させるイベントとわらじまつりの実施 <u>実施時期</u> ①平成19年度～ ②昭和45年度～	①ふくしま山車祭り実行委員会 ②福島のみまつり運営委員会	①ふくしま山車祭り 市内各地の伝統あるお祭りの山車38台が駅前に一同に集結して練り歩く勇壮な祭りとして、地域文化の継承とインバウンド効果を図った中心市街地の交流人口の拡大と賑わいの創出に寄与する事業である。 ②わらじまつり 江戸時代から300余年の伝統を有する「信夫三山暁まいり」に由来する伝統ある福島の祭りである。長さ12m重さ2tの日本一の大わらじを約100人の担ぎ手が勇壮に会場を練り歩く。 また、令和元年には、福島市出身の音楽家である大友良英氏の総合プロデュースにより、「わらじおどり」をリニューアルした。 フィナーレでは、踊りの飛び入り	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和3年5月～ 令和8年8月	区域内
				山車祭り

		参加を実施し、踊り手と観客の一体感、高揚感を高める取り組みを行っている。 さらに、近年は首都圏におけるイベントへ参加するなど、県外での認知も広まり、観光客の増加や中心市街地の交流人口の拡大と賑わい創出に寄与する事業である。		
<u>事業名 22</u> ふくしま花のまち推進事業 <u>内容</u> 春の花見シーズンに観光客を中心市街地に誘導するイベント等の実施 <u>実施時期</u> ①平成 15 年度～	①福島商工会議所	①ふくしま花のまちフェスティバル 福島市の春の観光名所である「花見山」には、毎年4月の1ヶ月間で全国から25万人を越える観光客が来福しており、その大半は花見山観光のみで帰っている状況にある。これらの観光客を中心市街地へ誘導するため、企業、商店街、各種団体などの関係機関が一体となり、花をテーマとしたイベントを展開し、中心市街地の交流人口の拡大を図るとともに、賑わいの創出にも寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> ①令和 3 年 4 月～令和 8 年 9 月	区域内
③平成 19 年度～	③福島市商店街組合	③フラワーバスケット事業 JR福島駅東口・西口駅前広場・福島駅前通りなど中心市街地の各通りの街路灯等に市と地元団体が協	③令和 3 年 4 月～令和 8 年 9 月	福島駅東口花時計



福島駅東口花時計

④平成 20 年度～	④福島商 工会議所 JR 東日本	カしてフラワーバスケットを設置し、来街者や観光客に「花のまちふくしま」をPRする。中心市街地の通りの魅力向上により、来街者の増加や回遊性の向上に寄与する事業である。 ④ふくしまウェルカムチケット事業 大規模な飲食店が無い中心市街地において、点在する飲食店をひとつの飲食施設と捉えて、JR 東日本の東京ー福島、仙台ー福島間の格安切符とタイアップしてセットで優待食事券（額面1,000円）を発行し、消費拡大と賑わいの創出に寄与する事業である。	 フラワーバスケット ④令和 3 年 4 月 ～令和 8 年 9 月	
<u>事業名 23</u> 中心市街地活性化イベント開催事業 <u>内容</u> 中心市街地内の回遊性向上を図るイベント等の実施 <u>実施時期</u> ①平成 25 年度～	①ふくしま駅前元気プロジェクト委員会	①福島駅前元気プロジェクト開催事業 “福島の人々の「笑顔」「活気」で地元を元気にする”をスローガンとして、四季に合わせた中心市街地のイベントを年 4 回開催することで、賑わいの創出に寄与し中心市街地の活性化を図る事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> ①令和 3 年 4 月 ～令和 9 年 1 月	区域内

②令和2年度～	②ふくしま情熱通り実行委員会	②ふくしま情熱通り運営事業 駅前通り周辺のエリア一帯を「ふくしま情熱通り」と名付け、月1回定期的に歩行者天国を実施。青空市場等のイベントや市民ワークショップ、地元企業のPR等を通じて、市内外の人と人の交流・つながりを創出する。	②令和3年4月～令和9年1月	区域内
③令和4年度～	③福島市	③街なかテーマパーク事業 ミニ遊園地や体験型アミューズメントを中心としたイベントを街なかで開催する。 位置づけ 中心市街地への誘客を促し、商店街を盛り上げ、賑わいを創出することにより、目標「賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 中心市街地への誘客につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	③令和5年4月～令和9年1月	区域内
④令和4年度～	④福島市	④にぎわい創出事業 福島駅東口地区市街地再開発事業の工事着工に伴って設置された仮囲いを活用した、子どもたちや学生等が参画する賑わい創出イベント等の企画・運営を支援し、新たな集客場所を設ける。 位置づけ 再開発工事期間中の福島駅東口周辺の賑わいが失われるおそれがある中、集客場所を設け、街なかの回遊性向上や関係・交流人口の増加が図られることで、目標「賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業	④令和5年4月～令和9年1月	区域内



街なかテーマパーク

⑤平成 13 年度～	⑤福島市	に位置付けられる。 必要性 街なかでの学生による活動や街なかへの誘客が促進され、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加、目標指標③「まちづくり活動に参画する学生数」の増加に寄与するため。 ⑤まちなか創造市民運動推進事業 市民等との共創によるイベントを開催する。 位置づけ 「まちづくり」への市民参画を得るため、中心市街地における市民等との共創によりイベントに取り組み、中心市街地の活性化を図ることで、目標「賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 市民主導のもと多様な主体によるイベント開催が継続的に実施されることで、中心市街地への誘客につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	⑤令和 5 年 4 月～令和 9 年 1 月	区域内
⑥平成 28 年度～	⑥福島市	⑥商店街等活性化イベント支援事業 中心市街地をはじめとした地域経済の活性化や各地域の商店街等の賑わい創出を目的として開催するイベント等を支援する。 位置づけ 中心市街地への誘客を促し、商店街を盛り上げ、賑わいを創出することにより、目標「賑わいと活力ある商	⑥令和 5 年 4 月～令和 9 年 1 月	区域外



福島うまいもの市

		業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 中心市街地への誘客につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。		
<u>事業名 24</u> 古関裕而を活かしたまちづくり事業(街なか等古関裕而誘客事業) <u>内容</u> 情報誌と連携した取組み <u>実施時期</u> 令和2年度～	福島市	古関裕而氏を活かしたまちづくり「古関裕而のまち・ふくしまシンフォニー」の様々な継続的な取組みと新たな展開により、賑わい創出を図る。 また、古関裕而氏を中心とした観光コンテンツの創出により中心市街地や市内小売店等のPRをすることで市内商業の振興を図るとともに、花観光スタンプラリーを活用した取組みとの連携を図ることで、中心市街地への来街者の増加と活性化に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和3年4月～ 令和9年1月	区域内
<u>事業名 50</u> 街なか賑わい創出事業 <u>内容</u> 街なか交流館(エスタビル地下1階)を拠点とした街なかの賑わい創出。プロジェクト参加団体によるイベント情報の共有、発信、調整等の実施 <u>実施時期</u> ①令和4年度～	①(株)福島まちづくりセンター	①街なか交流館イベント企画事業 街なか交流館(エスタビル地下1階)管理運営業務において、自主イベントを企画・実施する。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> ①令和5年4月～令和9年1月	区域内

②令和4年度～	②福島市	位置づけ 「街なか交流館」を中心市街地における賑わい創出の拠点とし、古閑裕而のまち福島市や県北地域の観光の魅力を発信するとともに、市民が交流、活動する場などとして活用することで、目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 駅前の交流人口拡大につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。 ②街なか賑わい創出プロジェクトプロジェクト参加団体によるイベントなど街なかの賑わいづくりに関する情報の共有・発信のほか、賑わい創出事業の促進・調整を行う。 位置づけ 中心市街地で実施されるまちづくり・賑わいづくり活動やイベントなどが一体的に見える化され、まちづくり主体間の連携が促進されることで、目標「賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 イベントへの集客増や若者のまちづくり活動への参画にもつながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」、目標指標③「まちづくり活動に参画する学生数」の増加に寄与するため。	福島市 ESTA 街なか交流館 街なか交流館 ②令和5年4月～令和9年1月	区域内
----------------	-------------	---	--	------------

事業名 51 福島駅前軽トラ市開催事業 <u>内容</u> 中心市街地商店街のメイン通りを歩行者天国にして農産物や6次化商品の販売イベントを開催する。 <u>実施時期</u> 令和2年度～	福島市	<u>位置づけ</u> ふくしまの農産物の魅力発信のため、生産者と消費者が直接触れ合える軽トラ市を地元商店街の協力を得てまちなかで開催することにより、目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 <u>必要性</u> 福島駅東口駅前再開発により中心市街地の店舗数が一時的に減少したことから、中心市街地の魅力として定期的に開催し、来場者の回遊・滞留性を高め、イベント周辺店舗への誘客につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和5年4月～ 令和9年1月	区域内
事業名 52 結・ゆい・フェスタ開催事業 <u>内容</u> 中心市街地の商店等を巻き込んだ多文化共生推進のイベントを開催する。 <u>実施時期</u> 平成15年度～	福島市国際交流協会	<u>位置づけ</u> 中心市街地の商店等の協力を得て、国際的な雰囲気づくりにより在住外国人との共生意識（多文化共生意識）の醸成が促進されることで目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 <u>必要性</u> 入国緩和政策等により増加する在住外国人にも親しみのある中心市街地を目指すことで、商店等における外国人受入意識の向上や駅前交流人口の増加につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和5年4月～ 令和9年1月	区域内



福島駅前軽トラ市



結・ゆい・フェスタ

<u>事業名 53</u> ふくしまシティ ハーフマラソン 事業 <u>内容</u> 中心市街地を駆け抜けるマラソン大会を開催する。 <u>実施時期</u> 令和5年度～	ふくしま シティハ ーフマラ ソン実行 委員会	<u>位置づけ</u> これまで開催してきた市民健康マラソンを、県都ふくしまの中心市街地を駆け抜けるシティマラソンにリニューアルする。県外・市外からの来訪の機会を創出し、商店街等と連携してレース参加者や来街者がまちなかを回遊する取組みと一体的に行うことにより、目標「広域的な交流の活性化」に資する事業に位置付けられる。 <u>必要性</u> 来訪者の増加につなぎ、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和5年4月～ 令和9年1月 ふくしまシティハーフマラソン	区域内 外
<u>事業名 54</u> カラス対策事業 <u>内容</u> 福島駅東口にカラス追い払いのため音声再生装置を設置する。 <u>実施時期</u> 令和4年度～	福島市	<u>位置づけ</u> 福島駅東口を拠点とするカラスに対し、広場のフン害対策として「だまくらカラス」音声再生装置を設置し、広場内へのカラスの飛来を抑制することで、目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 <u>必要性</u> 県都の顔である福島駅東口の快適な滞留空間を創出することで、福島駅前のイメージアップにつなぎ、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与する	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和5年4月～ 令和9年1月 「だまくらカラス」設置状況	区域内

<u>事業名 59</u> ふくしま防災体験フェア開催事業 <u>内容</u> 子ども連れの方向けの企画を組み合わせた中心市街地活性化のためのイベントを実施する。 <u>実施時期</u> 令和5年度～	福島市	位置づけ 会場のまちなか広場は、「賑わいの拠点」、「市民の交流拠点」、「回遊軸の拠点」、「防災広場」として位置付けている。そこで、市が主体となり、子ども連れの方向けの企画を組み合わせた体験型の防災イベントを実施し、中心市街地への誘客と賑わいの創出、併せて市民へ「防災広場」としての役割認識が図られ、目標「賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置付けられる。 必要性 中心市街地への誘客につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和6年7月～令和8年8月	区域内
<u>事業名 60</u> （仮称）憩い空間創出事業～吾妻通り社会実験～ <u>内容</u> 「日常的な憩いの空間創出」と新たな道路空間の利活用を検討する社会実験を行う。 <u>実施時期</u> 令和6年度～	福島市	位置づけ 街なかに人が集まるポイントとなる「日常的な憩いの空間創出」を検討するため、駅前通り～まちなか広場～パセオ通りの賑わい動線と近接し、比較的自動車通行量が少ない福島駅東口の吾妻通りをフィールドとした「歩きたくなるみち」としての事業に位置付けられる。 必要性 駅前の交流人口拡大につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和6年4月～令和8年3月	区域内
<u>事業名 61</u> ふくしままちなか音楽祭事業 <u>内容</u> 中心市街地内に	福島市	位置づけ 中心市街地に複数の演奏会場を設置し、ゲスト及び市内外の一般公募出演者による演奏ステージを実施することにより、多くの来場者で賑	中心市街地活性化ソフト事業 令和7年4月～令和9年1月	区域内

複数の演奏会場を設置し、様々なジャンルの歌や演奏を来街者が楽しみ交流できる音楽祭を開催する。 <u>実施時期</u> 令和5年度～		わうほか、音楽による賑わいの創出、飲食利用による商業の活性化、内外の交流人口の拡大につながるため、目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置づけられる。 必要性 中心市街地への誘客につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。		
<u>事業名 62</u> まちなか人流データ活用事業 <u>内容</u> まちなかに設置したカメラの映像から通行量を分析し、オープンデータ化する。 <u>実施時期</u> 令和7年度～	福島市	位置づけ まちなかに設置したカメラの映像から年間を通して通り毎の通行量や性別、年齢等の属性をAIにより分析し、3D都市モデルと合わせてホームページ等でオープンデータ化することにより、データを活用した新規出店の発現や、より効果的なイベントの計画や開催など、新たな民間投資の促進に繋がるため、目標「広域的な交流の活性化と賑わいと活力ある商業地の再生」に資する事業に位置づけられる。 必要性 新規出店やイベント開催による中心市街地への誘客につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。 また、中心市街地地域外から区域内への人の流れ及び通行量を調査することで、区域内におけるイベントの開催場所や時期、新規出店の場所や業種の検討に活用され、区域内外における回遊性の向上につながり、中心市街地活性化が図られるため。	中心市街地活性化ソフト事業 令和7年4月～ 令和9年1月	区域内外

- (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
・該当なし

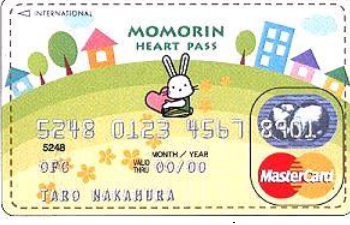
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 25</u> 震災復興パネル展開催事業 <u>内容</u> 中心市街地における震災復興パネル展及びイベントの開催 <u>実施時期</u> 令和 2 年度～ 令和 3 年度	福島市	震災の記憶や復興の軌跡、新たなまちづくりの方向性を国内外に発信するとともに、これまでの支援に対する感謝を伝えることを目的に、震災復興パネル展及び関連イベントを中心市街地（駅周辺の公共施設など）で開催する。 県外の方にも何度も足を運んでいただけるように2～3ヶ月程度で会場及び展示内容を変更し、インバウンド対策の観点も踏まえた展示内容とするため、説明文について英語等多言語化にも対応する。 さらに、パネル展開催会場を古関裕而メロディーバスの運行路線上に設定することで多くの方にパネル展に足を運んで頂けることに繋がり、本来の目的の達成や古関裕而メロディーバスとまちなかイベント等の相乗効果を図り、中心市街地への来訪者の増加、賑わい創出、商業の活性化にも寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 震災復興特別交付税 <u>実施時期</u> 令和 3 年度	区域内
 「震災復興パネル展」				
<u>事業名 35</u> みんなの活躍応援事業 <u>内容</u> 講座の開催 <u>実施時期</u> 平成 26 年度～ 令和 5 年度	福島市	「女性が活躍できるまち」の実現を目指して、その実現のための課題や地域の課題等について、女性がそれぞれの知識や経験を生かし、具体的な取り組みを政策提言できるスキルを身に付け、市へ政策提言書を提出することにより、女性の声を市政に反映できる仕組みづくり、女性が活躍できる環境づくりを推進する。	<u>支援措置</u> 地域女性活躍推進交付金 <u>実施時期</u> 令和 3 年度～ 令和 5 年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 26</u> 専門店の技やこだわりを楽しめるクラフト・モール整備事業 <u>内容</u> ①クラフト・モール作り事業 ②クラフトマン作り事業 ③クラフト・モール演出事業 ④クラフト・モール・メンバー作り事業 ⑤運営組織強化事業 <u>実施時期</u> 令和2年度～令和5年度	県庁通り商店街振興組合	県庁通り商店街において、独自の技やこだわりのある専門店の多さ、街区の基調であるレトロ感や古閑裕而氏の曲を生かし、商店街を工房街（クラフト・モール）に見立て整備し演出する。 県庁・大原総合病院からの集客、来街者の顧客化の促進と、専門店ならではの技術やこだわりをテーマとしたソフト事業の活発な展開を行うとともに、県庁通り商店街の建物や老朽化したアーケード等のリニューアルを行う。	 アーケードリニューアル	
<u>事業名 27</u> 商店街「朝市」開催事業 <u>内容</u> 朝市の開催 <u>実施時期</u> 平成24年度～	福島市商店街連合会	商店街専門店の逸品や目玉商品販売を定例的な催しとし各店舗のPRによる販売力の向上と来街者の増加に寄与する事業である。	 朝市	
<u>事業名 28</u> 福島市観光案内所、観光圏案内所運営事業 <u>内容</u> 案内所の運営 <u>実施時期</u> 平成21年度～	(社)福島市観光コンベンション協会	「また来たくなる『花もみもある』ふくしま」をテーマに、観光客や市民に情報を発信する。「おもてなし」の拠点としてJR福島駅構内の新幹線改札口前に観光案内所と事務所を設置した。これまでお土産を展示販売する場所が少なかったが、福島市の玄関口に設置・	 J R 福島西口観光案内	

		運営することにより、多くの人々に対するアンテナショップとして賑わいの創出に寄与する事業である。		
<u>事業名 29</u> ふくしま屋台村 運営事業 <u>内容</u> 地産地消の促進及び若手経営者の起業支援を目的とした屋台村の運営 <u>実施時期</u> 平成 17 年度～	ふくしま屋台村(株)	福島食材に拘ったメニューを提供することで地産地消を促進するとともに、新たに飲食店を営むことやさらに事業を拡大させることを夢見る情熱ある若手経営者のための起業支援に取り組むことで、中心市街地に新しい魅力を作り出し、賑わいや活性化を図る。期間により店舗の入替えを行い、“卒業生”に中心市街地内に店舗をオープンさせることや福島競馬場との連携したイベントなど、年間を通じて様々なイベントを実施し来街者の増加と魅力・回遊性向上に寄与する事業である。		屋台村
<u>事業名 30</u> 御倉邸運営事業 <u>内容</u> 旧日本銀行支店長役宅と一体となった運営、イベント開催 <u>実施時期</u> 平成 15 年度～	NPO 法人 御倉町かいわいまちづくり協議会	中心部の南地区は江戸時代から阿武隈川の舟運が盛んに行われ、福島の経済発展に重要な役割を果たした地区であった。ここには日本銀行福島支店の前身である福島出張所が明治32年に東北で初めて開設され、昭和2年には瓦葺平屋の支店長役宅が建てられた。平成12年に市が買収し、御倉町地区公園として整備し一般に開放している。その公園では、地域住民が中心となって軽食や土産物などを販売する「おぐら茶屋」の運営、様々なイベントを開催しており、中心市街地における来街者の増加、回遊性の向上に寄与する事業である。 （令和元年度～指定管理者）		おぐら茶屋

<u>事業名 31</u> 福島城下まちづくり事業 <u>内容</u> 城下町であった地域特性を生かしたもてなし・やすらぎ空間の創出 <u>実施時期</u> 平成 14 年度～	福島城下まちづくり協議会	中心部の南地区は江戸時代に福島城が築かれた地区であり、奥州街道の南の玄関口として今も尚、多くの土蔵・米蔵や町家などが現存するなど、阿武隈川の舟運を中心に発展した城下町の趣を色濃く残している地区である。このような地区の特性を生かし地区内の老舗や歴史資源を活用して、地区住民や市内外から訪れる人たちが見て、歩き楽しめるまちづくりを図り、賑わいの創出に寄与する事業である。主な取組として、ガイドマップ作成・案内看板の設置・統一デザインによる暖簾のシンボル化・店先もてなし木札設置・お休み処（ベンチ）の設置・ポイントラリーの開催等がある。	 お休み処
<u>事業名 32</u> まちなか広場イベント活用事業 <u>内容</u> まちなかで行うイベントに対し広場を提供 <u>実施時期</u> 平成 11 年度～	福島市	「まちなか広場」を各団体等のイベントの場として貸し出している。フリーマーケット、演奏会、スポーツイベント、お祭りなど多彩なイベントが実施されており、中心市街地への集客を増加させるとともに交流の場、賑わいの創出に寄与する事業である。	 まちなか広場イベント
<u>事業名 33</u> 中心市街地共通ポイントカード事業 <u>内容</u> ポイントカードの発行 <u>実施時期</u> 平成 9 年度～	(株)福島まちづくりセンター	中心市街地の魅力あるまちづくりの一環として、共通ポイントカード（ももりんカード）を発行し、中心市街地での買物の際にポイントサービスを行い、割引サービスやイベント参加などの付加価値を与えることで商業の活性化を図る。また、抽選会や商店街と連動しながら各種イベントを開催し、カードの利用促進を図り賑わいの創出に寄与する事業である。	 ももりんハートパスカード

<u>事業名 34</u> 中心市街地共通 駐車サービス券 事業 <u>内容</u> 大型店・商店街等 の共通駐車券の 発行 <u>実施時期</u> 平成 7 年度～	(株)福島ま ちづくり センター	中心市街地に車で訪れる人々のた めに、大型店・商店街等の共通の 駐車サービス券システムを運営す る。買物・飲食・契約等をした際 に金額に応じて共通駐車券をもら えることで、様々な目的の来街者 の利便性を向上させ、賑わいの創 出に寄与する事業である。	 共通サービス券ロゴ	
<u>事業名 36</u> ふくしま街なか イベント情報発 信事業 <u>内容</u> イベント等の情 報の収集・発信 <u>実施時期</u> 平成 16 年度～	福島商工 会議所	中心市街地等におけるイベント等 の情報を収集し、ホームページに より情報を発信し、街なかの賑わ いの創出と回遊性の向上及び活性 化を図る。		
<u>事業名 37</u> 道路空間活用事 業 <u>内容</u> 道路の占用を活 用したイベント 等の開催 <u>実施時期</u> 令和 3 年度～ 令和 8 年度	(株)福島ま ちづくり センター	道路空間を活用して、オープンカ フェやマルシェ、フリーマーケッ トなどの各種イベント等を実施 し、賑わいを創出する。	 パセオ通り	
<u>事業名 55</u> 学生イベント企 画相談事業 <u>内容</u> 街なかでイベン ト開催を企画す る学生のための	福島商工 会議所	位置づけ 学生をはじめとした若者団体の中 心市街地における活動を支援す ることにより、目標「賑わいと活力あ る商業地の再生」に資する事業に位 置付けられる。		

相談窓口を設置 実施時期 令和4年度～		必要性 若者のまちづくり活動への参画と人材の育成につながり、目標指標③「まちづくり活動に参画する学生数」の増加に寄与するため。	 学生イベント企画相談事業
------------------------------------	--	--	---

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1]公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

①現状分析

福島駅前周辺は、都市基盤の整備や都市サービス機能、街なか居住の推進、商業活性化に向けた取組みなどにより、高い利便性を備えた本市の中心市街地である。

福島駅は、東北新幹線及び山形新幹線、ＪＲ東北本線及び奥羽本線、阿武隈急行、福島交通飯坂線の結節駅であるとともに福島駅を起点・終点とする路線バスが運行しており、本市の多様な都市機能や広域交通結節点の機能を有し、多核ネットワーク型都市機能の拠点となっている。しかし、近年のモータリゼーションとバス利用離れにより、乗車人員の推移は年々減少傾向にある。

古関裕而氏がモデルの連続テレビ小説「エール」の放送を機とした古関裕而を活かしたまちづくり「古関裕而のまち・ふくしまシンフォニー」を行政・民間・ＮＰＯなど市全体が一体となって「まちの魅力向上」や「賑わい創出」の取組みについても進めている。

こうした連続テレビ小説「エール」放映を契機としたドラマロケ地等の古関裕而ゆかりの地を繋ぐ周遊ルートを確立し、中心市街地の回遊性をいかに高めるかが課題となっている。

これらの地域資源を活かし、歩いて楽しい中心市街地とするためにも交通利便性向上の取組みが求められている。

②事業の必要性

福島駅前東口周辺と古関裕而ゆかりの地を活かす交通利便性向上の充実を図り、来街者の回遊性・滞留性を促進していく必要がある。

③フォローアップの考え方

フォローアップについては、毎年度末に本計画に位置付けた取り組みの進捗状況を調査したうえで、必要に応じて事業の促進などの改善策を講じるものとする。

[2]具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

・該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 43 中心市街地活性化交通支援事業 内容 街なか循環バス運行に対する助成 実施時期 平成 16 年度～	福島市、福島交通(株)	位置付け 市内循環バスは、市民の間には気軽に利用できる公共交通機関として定着し、また市内の公共交通網の中で二次交通として大きな役割を果たしており、目標「広域的な交流の活性化」に資する事業に位置づけられる。 必要性 市全体の公共交通機関の利便性確保のために必要不可欠な路線であるとともに、街なか回遊性の向上につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和 6 年 4 月～令和 9 年 1 月	区域内外
事業名 44 パークアンドライド社会実験 内容 パークアンドライド駐車場から公共交通、シェアサイクル等を利用して街なか人に呼び込むための社会実験を実施する。 実施時期 令和 3 年度～令和 4 年度	福島市地域公共交通活性化協議会	位置づけ 中心市街地の外縁部に確保した駐車場から、公共交通やシェアサイクル、徒歩でも街なかと往来できるようにすることで、目標「広域的な交流の活性化」に資する事業に位置づけられる。 必要性 街なか回遊性の向上や滞在時間の増加につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	支援措置 中心市街地活性化ソフト事業 実施時期 令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月	



パークアンドライド社会実験

<u>事業名 56</u> パークアンドライド事業 <u>内容</u> 公共交通、シェアサイクル等を利用して街なかに人を呼び込むためのパークアンドライドを実施する。 <u>実施時期</u> 令和5年度～	福島市地域公共交通活性化協議会	<u>位置づけ</u> 中心市街地の外縁部に確保した駐車場から、公共交通やシェアサイクル、徒歩でも街なかと往来できるようにすることで、目標「広域的な交流の活性化」に資する事業に位置づけられる。 <u>必要性</u> 街なか回遊性の向上や滞在時間の増加につながり、目標指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和5年4月～令和9年1月	区域内外
<u>事業名 45</u> 福島駅周辺自転車駐車場整備事業 <u>内容</u> 福島駅周辺における自転車駐車場整備のための調査、整備計画の策定および基本設計を実施する。 <u>実施時期</u> 令和4年度～令和6年度	福島市	<u>位置づけ</u> 中心市街地の交通結節点である福島駅の近傍に自転車駐車場を整備することで、目標「広域的な交流の活性化」に資する事業に位置づけられる。 <u>必要性</u> 区域外から中心市街地へ自転車で訪れる来街者の自転車駐車場を整備することで、街なか回遊性と自転車利用環境の向上が図られ、指標①「休日の歩行者・自転車通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和4年4月～令和7年3月	区域内
<u>事業名 61</u> 福島駅周辺自転車駐車場整備事業 <u>内容</u> 福島駅周辺における自転車駐車場整備のための実施設計および工事を実施する。	福島市	<u>位置づけ</u> 中心市街地の交通結節点である福島駅の近傍に自転車駐車場を整備することで、目標「広域的な交流の活性化」に資する事業に位置づけられる。 <u>必要性</u> 区域外から中心市街地へ自転車で訪れる来街者の自転車駐車場を整備することで、街なか回遊性と自転	<u>支援措置</u> 中心市街地再活性化特別対策事業 <u>実施時期</u> 令和6年度～令和8年度	区域内

<u>実施時期</u> 令和 6 年度～ 令和 8 年度		車利用環境の向上が図られ、指標① 「休日の歩行者・自転車通行量」の 増加に寄与するため。		
<u>事業名 46</u> シェアサイクル ポート整備事業 <u>内容</u> シェアサイクル 利用者の利便性 向上のためサイ クルポートを整 備する。 <u>実施時期</u> 令和 4 年度	福島市	<u>位置づけ</u> 中心市街地での回遊性の向上に寄 与するシェアサイクルの更なる利 便性向上を図るため、サイクルポ ートを整備し、利用頻度が増加す ることで、目標「広域的な交流の活性化」 に資する事業に位置づけられる。 <u>必要性</u> 雨及び雪による自転車の劣化を防 止し、快適に利用できるようにす ることで、利用頻度の向上につな がり、指標①「休日の歩行者・自転車 通行量」の増加に寄与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地再活 性化特別対策事 業 <u>実施時期</u> 令和 4 年度	区域内
			 整備イメージ	
<u>事業名 47</u> 古関裕而を活か したまちづくり 事業(メロディー バスの運行) <u>内容</u> 古関裕而ストリ ートを巡回する 運行 <u>実施時期</u> 令和 4 年度～	福島市	<u>位置付け</u> 中心市街地の買い物や点在するド ラマロケ地等を巡るツールとして、 古関コンテンツを繋ぐ周遊ルート で音楽をモチーフとしたメロディ ーバスを運行することで、目標「広 域的な交流の活性化と賑わいと活 力ある商業地の再生」に資する事業 に位置づけられる。 <u>必要性</u> 街なか回遊性の向上や来訪者の増 加につながり、目標指標①「休日の 歩行者・自転車通行量」の増加に寄 与するため。	<u>支援措置</u> 中心市街地活性 化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和 6 年 4 月～ 令和 9 年 1 月	区域外
			 メロディーバス	
<u>事業名 64</u> シェアサイクル 推進事業 <u>内容</u> シェアサイクル	福島市	バスや鉄道交通を補完する移動手 段として、電動アシスト付き自転車 とスマートフォンによる IOT を活用 し、決められた場所ならどこでも返 却可能なシェアサイクルを推進し、	<u>支援措置</u> 中心市街地活性 化ソフト事業 <u>実施時期</u> 令和 7 年 4 月～	区域外

<u>実施時期</u> 令和３年度～		中心市街地の活性化に寄与する事業である。 中心市街地区域外へもポートを設置し、区域外から区域内への人の流れをすることで区域内の活性化に資するほか、区域内外の回遊性向上に資する。	令和９年１月	
-----------------------	--	---	--------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 63</u> シェアサイクル推進事業（再掲） <u>内容</u> シェアサイクル <u>実施時期</u> 令和３年度～	福島市	バスや鉄道交通を補完する移動手段として、電動アシスト付き自転車とスマートフォンによる IOT を活用し、決められた場所ならどこでも返却可能なシェアサイクルを推進し、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> デジタル田園都市国家構想交付金 <u>実施時期</u> 令和５年度～ 令和６年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

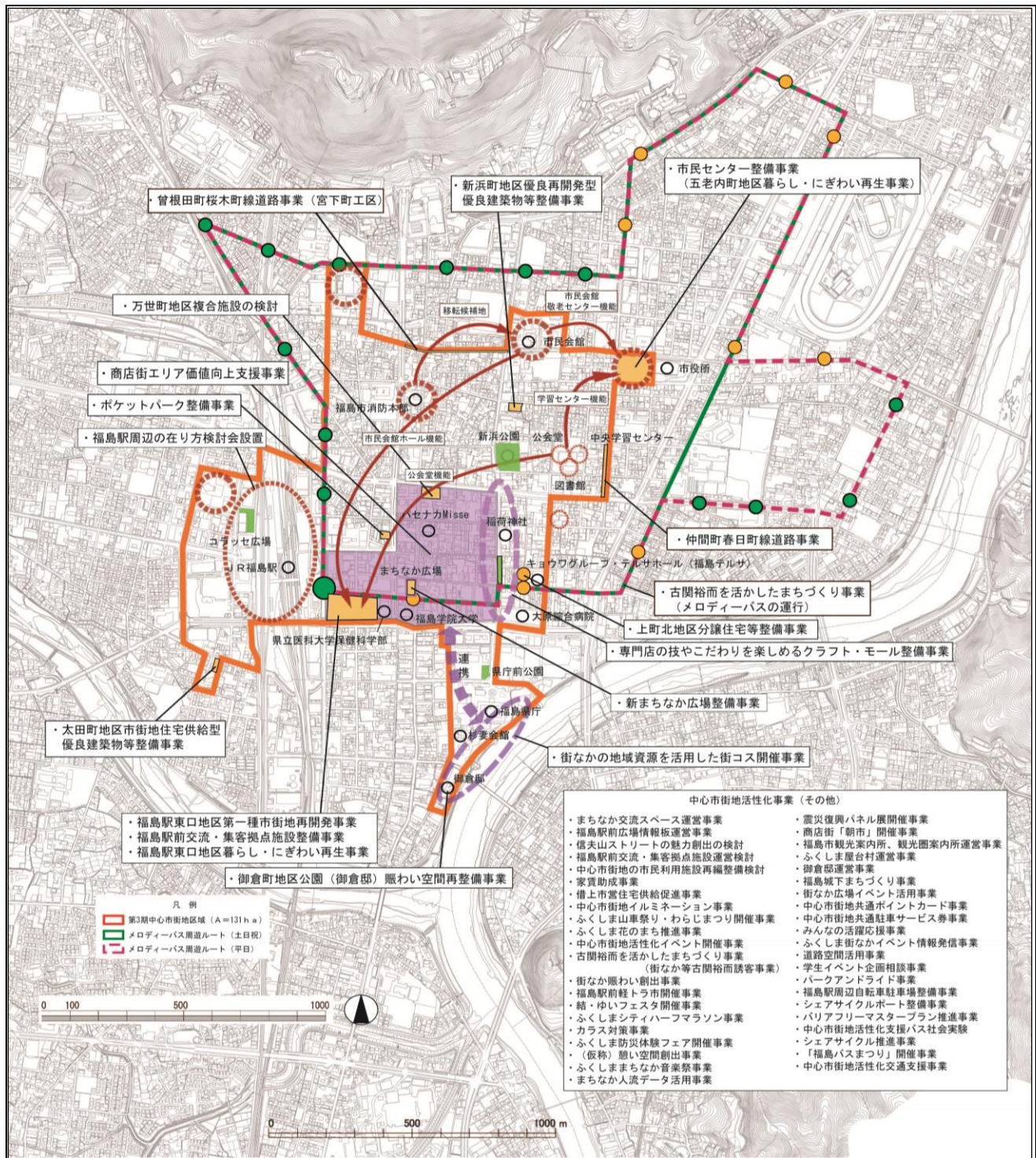
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 38</u> 古関裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの実証運行） <u>内容</u> 古関裕而ストリートを巡回する実証運行 <u>実施時期</u> 令和２年度～ 令和３年度	福島市	中心市街地の買い物や点在するドラマロケ地等を巡るツールとして、古関コンテンツを繋ぐ周遊ルートで音楽をモチーフとしたメロディーバスを実証運行することで、中心市街地の回遊性の向上に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 地方創生推進交付金 <u>実施時期</u> 令和３年度  メロディーバス	

<u>事業名 39</u> バリアフリーマスタープラン推進事業 <u>内容</u> 計画策定 <u>実施時期</u> 令和 2 年度～	福島市	高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するため、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すバリアフリーマスタープラン、および基本構想を策定する。	<u>支援措置</u> 地域公共交通調査等事業 (地域公共交通バリアフリー化調査事業) <u>実施時期</u> 令和 2 年度～	
<u>事業名 40</u> 中心市街地活性化支援バス社会実験 <u>内容</u> 周遊バス等の社会実験 <u>実施時期</u> 平成 27 年度～	福島市	市内循環線を中心として、中心市街地における医療施設や公共施設への使用状況から路線の見直しを行うほか、区域外の公共交通空白地域に既存公共交通と接続する「小さな交通」の実証運行を行っている。 引き続き、より効果的な運行路線の検討を行い、中心市街地へのアクセス向上を図り、来街者を増加させることで中心市街地の活性化に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 地方創生推進交付金 <u>実施時期</u> 令和 2 年度～ 令和 3 年度	 ラッピングバス
<u>事業名 41</u> シェアサイクル推進事業 (再掲) <u>内容</u> シェアサイクル <u>実施時期</u> 令和 3 年度～	福島市	バスや鉄道交通を補完する移動手段として、電動アシスト付き自転車とスマートホンによる I O T を活用し、決められた場所ならどこでも返却可能なシェアサイクルを推進し、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	<u>支援措置</u> 地方創生推進交付金 <u>実施時期</u> 令和 3 年度～ 令和 4 年度	 シェアサイクル

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>事業名 40</u> 中心市街地活性化支援バス社会実験 <u>内容</u> 周遊バス等の社会実験 <u>実施時期</u> 平成 27 年度～ 令和元年度 令和 4 年度～	福島市	市内循環線を中心として、中心市街地における医療施設や公共施設への使用状況から路線の見直しを行うほか、区域外の公共交通空白地域に既存公共交通と接続する「小さな交通」の実証運行を行っている。 引き続き、より効果的な運行路線の検討を行うほか、中心市街地へのアクセス向上を図り、来訪者を増加させることで中心市街地の活性化に寄与する事業である。	 ラッピングバス	
<u>事業名 42</u> 「福島バスまつり」開催事業 <u>内容</u> バス利用促進イベントの開催 <u>実施時期</u> 平成 20 年度～	福島バスまつり実行委員会	バス等の公共交通機関の利用促進や交通安全などの普及啓発、中心市街地の活性化を目的に(社)福島県バス協会を事務局とし県・市・商工会議所・商店街連合会・交通事業者で構成した実行委員会が「福島バスまつり」を開催し多くの来場者で賑わっている。今後も継続して事業を開催することにより、公共交通機関の利用促進や中心市街地活性化に寄与する事業である。	 バスまつり	

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等	
-----------------	--

(1) 市町村の推進体制の整備等

本市では、都市政策部都市計画課が中心市街地活性化事業を総括し、商業活性化事業等については商工観光部商工業振興課において推進しており、関係部局との連携を図りながら、基本計画の取りまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

① 中心市街地整備庁内推進会議の設置

中心市街地活性化を推進するため、全庁的な検討組織として、部長級以上の職員（13名）で構成する「福島市中心市街地整備庁内推進会議」を設置し、基本計画の策定に係る検討会議を随時開催している。

役 職	備 考
副市長	委員長
危機管理監	
政策調整部長	
総務部長	
農政部長	
財務部長	
商工観光部長	
市民・文化スポーツ部長	
環境部長	
健康福祉部長	
こども未来部長	
建設部長	
都市政策部長	
教育部長	

○福島市中心市街地整備庁内推進会議開催経過

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

回数	開催日時	場所	内容
第5回	平成22年5月20日	庁議室	地方税の不均一課税に伴う措置に伴う変更について (曾根田ショッピングセンター整備事業、仲見世整備事業)
第6回	平成23年11月24日	庁議室	基本計画の変更申請について (大原総合病院新築移転計画)

第 7 回	平成 26 年 8 月 18 日	庁議室	第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の策定方針（案）について 策定にあたっての推進組織について 策定スケジュールについて
第 8 回	平成 26 年 11 月 17 日	庁議室	第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）について パブリックコメントの実施について
第 9 回	平成 27 年 2 月 2 日	庁議室	パブリックコメントの結果について 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について
第 10 回	平成 27 年 4 月 2 日	庁議室	第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定報告について
第 11 回	令和 2 年 8 月 27 日	庁議室	第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定に向けた取組みについて
第 12 回	令和 2 年 10 月 1 日	庁議室	第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）について
第 13 回	令和 2 年 11 月 24 日	庁議室	パブリック・コメントの結果について 計画素案の修正内容について 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について 協議経過及び今後の予定について

② 中心市街地整備庁内推進会議幹事会の設置

中心市街地整備庁内推進会議の下部組織として、中心市街地活性化に資する各種事業を所管する各部の次長及び課長級職員（30名）で構成する「福島市中心市街地整備庁内推進会議幹事会」を設置し、各事業の調整及び関係機関との連絡調整に関すること等について検討会議を随時開催している。

所 属	職 名	備 考
危機管理室	危機管理室次長	
政策調整部	政策調整課長、地域共創課長	
総務部	男女共同参画センター所長	
財務部	管財課長、財政課長、財産マネジメント推進課長、公共建築課長	
商工観光部	産業雇用政策課長、にぎわい商業課長、コンベンション推進課長、観光交流推進室次長	
農政部	農業振興課長	
市民・文化スポーツ部	生活課長、定住交流課長、スポーツ振興課長、文化振興課長	
環境部	環境課長	

健康福祉部	健康づくり推進課長	
こども未来部	こども政策課長	
建設部	路政課長、道路建設課長	
都市政策部	都市政策部次長、都市計画課長、交通政策課長、開発建築指導課長、公園緑地課長、市街地整備課長、住宅政策課長	
教育委員会	教育総務課長	

○福島市中心市街地整備庁内推進会議幹事会開催経過

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

回数	開催日時	場所	内容
第 7 回	平成 22 年 5 月 17 日	厚生ホール和室	中心市街地活性化基本計画の変更申請について (曾根田ショッピングセンター整備事業、仲見世整備事業)
第 8 回	平成 23 年 11 月 22 日	持ち回り	中心市街地活性化基本計画の変更申請について (大原総合病院新築移転事業)
第 9 回	平成 26 年 2 月 18 日	本庁 5 階 501 会議室	中心市街地活性化基本計画第 2 期計画の策定について 1. 現計画の取り組み及び進捗状況について 2. 指標評価について 3. 第 2 期計画策定について 4. 第 2 期計画策定に向けた今後のスケジュールについて
第 10 回	平成 26 年 8 月 27 日	本庁 9 階 904 会議室	中心市街地活性化基本計画第 2 期計画素案の概要について 1. 基本コンセプト及び基本的な方針(案)について 2. 第 2 期計画活性化事業(案)について 3. 計画区域設定の考え方について 4. 第 2 期計画による回遊イメージについて 5. 第 2 期計画(案)の目標及び指標について 6. 目標指標に関わる主な活性化事業について 7. 今後のスケジュールについて
第 11 回	平成 26 年 11 月 11 日	本庁 9 階 904 会議室	第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画(素案)について 1. 中心市街地の現状について 2. 福島市中心市街地活性化基本計画(前計画)の総括について 3. 新たな中心市街地活性化基本計画における基本方針について 4. 新たな中心市街地活性化基本計画の区域について

			5. 拠点施設と回遊イメージについて 6. 中心市街地活性化個別事業（案）について 7. 福島市中心市街地活性化基本計画概要図（案）について 8. 新たな基本計画の目標及び指標について 9. 今後のスケジュールについて
第 12 回	平成 27 年 1 月 21 日	本庁 9 階 908 会議室	1. 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）に係るパブリックコメントの実施結果について 2. 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について 3. 今後のスケジュールについて
第 13 回	平成 29 年 6 月 20 日	本庁 5 階 501 会議室	[報告] ・第 2 期中心市街地活性化基本計画の重要な変更について 中間年におけるフォローアップ報告について [議題] ・今後の中活事業の見通しについて
第 14 回	平成 30 年 6 月 22 日	—	[報告] ・第 2 期中心市街地活性化基本計画（第 2 回変更）について ・中間年における（平成 29 年度）フォローアップ報告について
第 15 回	令和元年 5 月 9 日	本庁 7 階 研修室	[報告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画（第 3 回）の認定について ・中間年における（平成 30 年度）フォローアップ報告について [議題] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画策定の取組みについて
第 16 回	令和元年 11 月 18 日	本庁 7 階 701 会議室	[議題] ・第 2 期中心市街地活性化基本計画期間変更（延長）に伴う内閣府ヒアリング結果について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の取組みについて
第 17 回	令和 2 年 2 月 12 日	本庁 7 階 701 会議室	[協議] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画の新規事業検討について
第 18 回	令和 2 年 6 月 1 日	書面開催	[報告] ・第 2 期中心市街地活性化基本計画期間変更（第 4 回変更）について [協議] ・中間年における（令和元年度）フォローアップ報告について ・第 3 期中心市街地活性化基本計画について
第 19 回	令和 2 年 8 月 20 日	本庁 7 階 701 会議室	[協議] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画の認定に向けて

第 20 回	令和 2 年 9 月 23 日	本庁 7 階 701 会議室	[協議] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリックコメントの実施について
第 21 回	令和 2 年 11 月 18 日	書面開催	・第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリック・コメント結果について ・計画認定までのスケジュールについて
第 22 回	令和 3 年 6 月 7 日	書面開催	・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定について ・福島市中心市街地整備庁内推進会議設置要綱の改正について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップ報告について
第 23 回	令和 4 年 6 月 3 日	書面開催	・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の第 1 回変更認定について ・福島市中心市街地整備庁内推進会議設置要綱の改正について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 3 年度定期フォローアップ報告について
第 24 回	令和 5 年 6 月 8 日	書面開催	・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の第 2 回変更認定について ・福島市中心市街地整備庁内推進会議設置要綱の改正について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 4 年度定期フォローアップ報告について
第 25 回	令和 6 年 6 月 6 日	書面開催	・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の第 3 回変更認定について ・福島市中心市街地整備庁内推進会議設置要綱の改正について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 5 年度定期フォローアップ報告について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項				
(1) 福島市中心市街地活性化協議会の概要				
平成19 年10 月19 日に福島市中心市街地活性化協議会が設立され、以後定期的に運営委員会や全体会を開催し前計画の推進に取り組むとともに、新計画の策定に向けて議論を重ねてきた。				
福島市中心市街地活性化協議会構成団体・委員（令和6 年度）				
No.	団体名等	役職名	氏 名	協議会役職
1	福島商工会議所	会頭	渡邊 博美	会 長
2	福島商工会議所	副会頭	坪井 大雄	
3	(株)福島まちづくりセンター	代表取締役社長	小林 勇一	副会長
4	福島商工会議所	専務理事	安達 和久	
5	(株)福島まちづくりセンター	専務取締役	本田 政博	
6	福島市	商工観光部長	杉内 剛	
7	福島市	都市政策部長	森 雅彦	
8	福島市商店街連合会	会長	小河日出男	監 事
9	福島駅前通り商店街振興組合	理事長	大関 宏之	
10	仙台ターミナルビル(株)エスパル福島	店長	鹿野 千秋	
11	東日本旅客鉄道(株)福島統括センター	所長	静 徹也	
12	福島交通(株)	執行役員福島支社長	久保 彰	
13	阿武隈急行(株)	代表取締役専務	新関 勝造	
14	福島地区外シ協同組合	理事長	大村 雅恵	
15	(一財)大原記念財団	総務部長	鏡 敬文	
16	(株)東邦銀行	取締役頭取	佐藤 稔	
17	(株)福島銀行	取締役社長	加藤 容啓	
18	福島信用金庫	理事長	樋口 郁雄	
19	ふくしま未来農業協同組合	福島地区役員代表	伊藤 壮一	
20	福島商工会議所 中心市街地活性化委員会	委員長	小河日出男	
21	〃	副委員長	草野 健	
22	福島商工会議所青年部	会長	安部 茂	
23	福島商工会議所女性会	会長	須藤 康子	
24	福島市商店街連合会青年部	会長	森藤 洋紀	
25	(公社)福島青年会議所	理事長	大和田 諒	
26	ふくしま市女性団体連絡協議会	会長	小澤 和枝	
27	(学)福島学院	理事長・学長	桜田 葉子	
28	認定特定非営利活動法人 ふくしま NPO ネットワークセンター	副理事長	菅野 真	監 事
29	中央東地区自治振興協議会	会長	渡辺 豊	
30	中央西地区自治振興協議会	会長	江川 純子	

31	福島市老人クラブ連合会	副会長	阿部 國治	
32	(福)福島市社会福祉協議会	常任理事	菊田 悟	
33	(学)桜の聖母短期大学	学長	西内みなみ	
34	東日本電信電話(株)福島支店	支店長	畠山 良平	
35	(株)いちい	代表取締役社長	伊藤 信弘	
36	(大)福島県立医科大学 保健科学部	学部長	矢吹 省司	

(2) 協議会開催状況

前計画認定以降、これまでの開催状況は以下のとおり。

<福島市中心市街地活性化協議会>

回数	開催日時	場所	内容
第8回	平成22年5月19日	福島商工会議所 8階会議室	[協議事項] ・平成21年度事業報告並びに収支決算(案)について ・平成22年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について [報告事項] ・中心街区(重点エリア)における活性化プロジェクト支援事業報告について ・中心市街地活性化講演会来場者アンケートの結果について [講演] ・全国の認定計画の進捗状況及び効果について
第9回	平成22年11月12日	コラッセふくしま 5階特別会議室	[説明] ・「(仮称)仲見世整備事業の概要及び進捗状況について」 ・「曾根田ショッピングセンター再生事業の概要及び進捗状況について」 ・「曾根田ショッピングセンター4階A・O・Z(ア・オウ・ゼ)の概要について」
第10回	平成23年11月21日	コラッセふくしま 5階特別会議室	[説明] ・「大原綜合病院の移転リニューアルについて」 [報告] ・平成22年度事業報告について [議題] ・役員改選について ・平成23年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について ・福島市中心市街地活性化基本計画の変更について(大原綜合病院)
第11回	平成24年11月22日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・平成23年度事業報告について [議題] ・平成24年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について ・福島市中心市街地活性化基本計画のフォローアップの報告について ・県庁通りリニューアル検討会の設置について [講演] ・最近の中心市街地の動向と課題

第12回	平成26年2月28日	福島商 工会議 所 8階会 議室	[議 題] ・役員改選について ・平成26年度事業計画（案）について ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画について ・福島駅前通り整備計画について [説明・講演] ・中心市街地活性化／商店街振興に係る補助事業について
第13回	平成26年8月29日	コラッ セふく しま 5階特 別会議 室	[議 題] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画策定の考 え方について ・今後のスケジュールについて
第14回	平成26年11月14日	コラッ セふく しま 5階特 別会議 室	[議 題] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画素案及び その概要について
第15回	平成27年1月28日	コラッ セふく しま 8階会 議室	[議 題] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画（案）に ついて意見書（案）について
第16回	平成27年6月29日	コラッ セふく しま 5階特 別会議 室	[議 題] ・役員の選任について ・規約の一部改正について ・平成26年度事業報告について ・平成27年度事業計画（案）について [説 明] ・福島駅周辺まちづくり計画検討調査について ・福島駅前通りリニューアル整備計画について ・大原総合病院移転リニューアル計画の現状につい て ・経済産業省の支援施策 中心市街地活性化及び商 業支援について
第17回	平成28年5月31日	コラッ セふく しま 8階会 議室	[報 告] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フ ォローアップ報告について [議 題] ・平成27年度事業報告について ・平成28年度事業計画（案）について [説 明] ・福島駅前通りリニューアル整備の現状について ・保健医療従事者の新たな養成施設に係る基本計画 の概要について ・立地適正化計画について ・大原総合病院移転リニューアル整備の現状につい て ・福島市コンベンション基礎調査について ・商店街・まちなかインバウンド促進支援事業につ いて

第 18 回	平成 28 年 12 月 21 日	コラッセふくしま 5 階特別会議室	[議 題] ・第 2 期中心市街地活性化基本計画の変更について ・変更スケジュールについて ・変更に関する意見書について [説 明] ・福島駅前通りリニューアル整備事業の現状について ・福島市立地適正化計画の策定状況について ・暮らしにぎわい再生事業「早稲町地区」の進捗状況について ・地域商業活性化関連予算について
第 19 回	平成 29 年 6 月 26 日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて [議 題] ・平成 28 年度事業報告について ・平成 29 年度事業計画（案）について ・役員の選任について [説 明] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画における各種事業の状況について
第 20 回	平成 30 年 6 月 27 日	福島商工会議所 会議室	[議 題] ・平成 29 年度事業報告について ・平成 30 年度事業計画（案）について [報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
第 21 回	平成 31 年 1 月 21 日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・アドバイザー就任について ・「風格ある県都を目指すまちづくり構想」について [議 題] ・福島市中心市街地活性化基本計画の変更について
第 22 回	令和元年 6 月 18 日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の計画変更（第 3 回）認定について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について [議 題] ・平成 30 年度事業報告について ・令和元年度事業計画（案）について ・役員改選について [その他] ・「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえた取り組みについて ・（第 2 期）福島市中心市街地活性化基本計画の期間延長について ・（第 3 期）福島市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取り組みについて
第 23 回	令和 2 年 6 月 25 日	書面開催	[報 告] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の計画変更（第 4 回）認定について [議 題] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フ

			フォローアップ報告について
第 24 回	令和 2 年 9 月 24 日	ウェディングエルティ	[議 題] ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画（素案）について [報 告] ・ 内閣府ヒアリング結果について
第 25 回	令和 2 年 11 月 27 日	福島商工会議所 会議室	・ 第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリック・コメント結果について ・ 福島市中心市街地活性化協議会による意見書について ・ 計画認定までのスケジュールについて
第 26 回	令和 3 年 6 月 24 日	ウェディングエルティ	[報告] ・ 第3期福島市中心市街地活性化基本計画の認定について ・ 第2期福島市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップ報告について [議題] ・ 令和2年度事業報告について ・ 令和3年度事業計画（案）について ・ 役員改選について
第 27 回	令和 3 年 12 月 8 日	書面開催	[議題] ・ 認定基本計画の計画変更（第 1 回）について ・ 変更に関する協議会による意見書について
第 28 回	令和 4 年 4 月 27 日	書面開催	[議題] ・ 認定基本計画の令和 3 年度定期フォローアップ報告について ・ 中心市街地活性化基本計画の取組み等に対する意見の提出について
第 29 回	令和 4 年 6 月 20 日	ウェディングエルティ	[報告] ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画のフォローアップ報告について [議題] ・ 令和 3 年度事業報告について ・ 令和 4 年度事業計画（案）について [説明] ・ 福島駅東口再開発事業について
第 30 回	令和 4 年 12 月 22 日	書面開催	[議題] ・ 認定基本計画の計画変更（第 2 回）について ・ 変更に関する協議会による意見書について
第 31 回	令和 5 年 5 月 2 日	書面開催	[議題] ・ 認定基本計画の令和 4 年度定期フォローアップ報告について ・ 中心市街地活性化基本計画の取組み等に対する意見の提出について
第 32 回	令和 5 年 6 月 21 日	コラッセふくしま 5 階小研修室	[報告] ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画第 2 回変更認定について ・ 第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 4 年度定期フォローアップ報告について [議題] ・ 令和 4 年度事業報告について ・ 令和 5 年度事業計画（案）について ・ 規約の一部改正について ・ 役員改正について [説明]

			・「(株)文化堂ビルの再建と県庁通り商店街の取組」 ・「移住・転入女性が暮らしやすいまちづくりから市街地活性化を考える」
第 33 回	令和 5 年 12 月 26 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の計画変更（第 3 回）について ・変更に関する協議会による意見書について
第 34 回	令和 6 年 5 月 9 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の令和 5 年度定期フォローアップ報告について ・中心市街地活性化基本計画の取組み等に対する意見の提出について
第 35 回	令和 6 年 5 月 24 日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画第 3 回変更認定について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 5 年度定期フォローアップ報告について [議題] ・令和 5 年度事業報告について ・令和 6 年度事業計画（案）について [説明] ・「再開発事業について」
第 36 回	令和 6 年 6 月 17 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の計画変更（第 4 回）について ・変更に関する協議会による意見書について
第 37 回	令和 6 年 12 月 26 日	書面開催	[議題] ・認定基本計画の計画変更（第 5 回）について ・変更に関する協議会による意見書について

<福島市中心市街地活性化協議会 運営会議>

回数	開催日時	場所	内容
第 14 回	平成 22 年 5 月 17 日	福島商工会議所 8 階 会議室	[協議事項] ・平成 21 年度事業報告並びに収支決算（案）について ・平成 22 年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・認定福島市中心市街地活性化基本計画について [報告事項] ・中心街区（重点エリア）における活性化プロジェクト支援事業報告について ・中心市街地活性化講演会来場者アンケートの結果について
第 15 回	平成 26 年 5 月 15 日	福島商工会議所 8 階 会議室	[議 題] ・第 1 期基本計画のフォローアップの報告について ・第 2 期基本計画の概要について ・福島駅前通りリニューアルに向けたアーケード撤去手法について
第 16 回	平成 26 年 6 月 26 日	福島商工会議所 8 階 会議室	[議 題] ・内閣府ヒアリング結果について（計画エリア、目標指標、活性化事業、計画案全般について） ・第 2 期計画区域の設定について ・目標指標について ・第 2 期計画活性化事業について
第 17 回	平成 26 年 7 月 23 日	福島商工会議	[議 題] ・第 2 期計画概要案について

		所 8 階会 議室	
第 18 回	平成 26 年 10 月 27 日	福島商 工会議 所 8 階会 議室	[議 題] ・ 第 2 期基本計画の区域設定の変更について ・ 第 2 期基本計画活性化事業の個別事業について ・ 今後のスケジュールについて
第 19 回	平成 26 年 11 月 6 日	福島商 工会議 所 8 階会 議室	[議 題] ・ 第 2 期基本計画（素案）について
第 20 回	平成 27 年 1 月 19 日	福島商 工会議 所 8 階会 議室	[議 題] ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 第 2 期基本計画（案）について ・ 意見書（案）について
第 21 回	平成 27 年 4 月 17 日	チェン バおも まち 3 階会議 室	[報 告] ・ 第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定につ いて [議 題] ・ 第 1 期基本計画の最終フォローアップについて ・ 福島市中心市街地活性化協議会会長の取り扱いにつ いて ・ 次回の福島市中心市街地活性化協議会の開催につ いて
第 22 回	平成 27 年 5 月 26 日	コラッ セふく しま 8 階会 議室	[協議事項] ・ 第 1 期基本計画の最終フォローアップ報告につい て [議 題] ・ 平成 27 年度福島市中心市街地活性化協議会の開 催について ・ 平成 26 年度事業報告及び収支決算（案）について ・ 平成 27 年度事業計画（案）及び収支予算（案）に ついて ・ 規約の一部改正について ・ 委員の改選について ・ 役員の選任について
第 23 回	平成 28 年 4 月 27 日	福島商 工会議 所 会議室	[議 題] ・ 平成 27 年度事業報告及び収支決算について ・ 平成 28 年度事業計画（案）及び収支予算（案）に ついて ・ 第 2 期基本計画の定期フォローアップ報告につい て ・ 平成 28 年度福島市中心市街地活性化協議会の開 催について
第 24 回	平成 28 年 11 月 30 日	コラッ セふく しま 8 階会 議室	[議 題] ・ 中心市街地活性化基本計画の変更について ・ 変更に伴うスケジュール及び協議会の開催につい て ・ 協議会での話題紹介について
第 25 回	平成 29 年 4 月 28 日	福島商 工会議 所 会議室	[議 題] ・ 平成 28 年度事業報告及び収支決算について ・ 平成 29 年度事業計画（案）及び収支予算（案）に ついて ・ 第 2 期基本計画の変更認定について

			・第2期基本計画の定期フォローアップ報告について ・平成29年度福島市中心市街地活性化協議会の開催について
第26回	平成30年2月21日	—	[議 題] ・第2期中心市街地活性化基本計画の一部変更について
第27回	平成30年4月26日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の変更認定について [議 題] ・平成29年度事業報告及び収支決算について ・平成30年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて
第28回	平成30年11月29日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・福島市の2つの委員会（公共施設再編整備、中心市街地将来ビジョン）の現状と今後の予定について [議 題] ・「福島駅東口再開発における参加型まちづくり」の開催について ・中活協議会の視察について
第29回	平成30年12月26日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・風格ある県都を目指すまちづくり構想（青写真）について [議 題] ・第2期計画変更内容（第3回）について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の考え方について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画のスケジュールについて
第30回	平成31年4月23日	福島商工会議所 会議室	[報 告] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画（第3変更）認定について [議 題] ・平成30年度事業計画（案）及び収支決算について ・平成31年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・役員改選について ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の取組みについて ・平成31年度福島市中心市街地活性化協議会の開催について [その他] ・「ふくしまの顔づくり事業」について ・「風格ある県都を目指すまちづくり構想」を踏まえた取り組みについて
第31回	令和元年8月9日	福島商工会議所 会議室	[議 題] ・第3期中心市街地活性化基本計画策定に向けた「ワーキンググループ」の設置について ・先進地視察会の開催について ・まちづくり講演会の開催について
第32回	令和2年5月18日	書面開催	[報 告] ・第2期福島市中心市街地活性化基本計画の計画変更（第4回）認定について

			[議 題] ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について
第 33 回	令和 2 年 8 月 5 日	福島商工会議所 会議室	[議 題] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画の策定について
第 34 回	令和 2 年 9 月 17 日	福島商工会議所 会議室	[協 議] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリックコメントの実施について
第 35 回	令和 2 年 11 月 17 日	福島商工会議所 会議室	・第 3 期中心市街地活性化基本計画（素案）のパブリック・コメント結果について ・福島市中心市街地活性化協議会による意見書について ・計画認定までのスケジュール
第 36 回	令和 3 年 4 月 26 日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の認定について [議題] ・令和 2 年度事業報告及び収支決算について ・令和 3 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・役員改選について ・第 2 期福島市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップ報告について
第 37 回	令和 3 年 11 月 29 日	福島商工会議所 会議室	[議題] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画の変更概要について ・今後のスケジュールについて
第 38 回	令和 4 年 4 月 26 日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画 第 1 回変更認定について [議題] ・令和 3 年度事業報告及び収支決算について ・令和 4 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップ報告について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の取り組みについて ・令和 4 年度福島市中心市街地活性化協議会（総会）の開催について
第 39 回	令和 4 年 12 月 19 日	福島商工会議所 会議室	[議題] ・第 3 期中心市街地活性化基本計画の第 2 回変更概要について ・今後のスケジュールについて
第 40 回	令和 5 年 4 月 25 日	福島商工会議所 会議室	[報告] ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画 第 2 回変更認定について [議題] ・令和 4 年度事業報告及び収支決算について ・令和 5 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・規約の一部改正について ・役員改選について ・第 3 期福島市中心市街地活性化基本計画の令和 4

			年度定期フォローアップ報告について ・令和5年度福島市中心市街地活性化協議会（総会）の開催について
第41回	令和5年10月6日	福島商工会議所会議室	[議題] ・令和5年度福島駅東口エリアまちづくり研究会について
第42回	令和5年12月25日	福島商工会議所会議室	[議題] ・第3期中心市街地活性化基本計画の第3回変更概要について ・今後のスケジュールについて
第43回	令和6年4月26日	福島県商工会議所連合会室	[報告] ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画 第3回変更認定について [議題] ・令和5年度事業報告及び収支決算について ・令和6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について ・第3期福島市中心市街地活性化基本計画の令和5年度定期フォローアップ報告（案）について ・令和6年度福島市中心市街地活性化協議会（総会）の開催について
第44回	令和6年12月20日	福島県商工会議所連合会室	[議題] ・第3期中心市街地活性化基本計画の第5回変更概要について ・今後のスケジュールについて

(3) 様々な主体との懇談会開催

中心市街地活性化に向け、各団体等との懇談会を以下の通り開催し、課題や問題点、要望等について意見交換を行い、本計画策定の参考とした。

月 日	団体名等	出席者数
平成19年12月13日	中心市街地商業者(1部)	20名
平成19年12月17日	中心市街地商業者(2部)	24名
平成20年 1月11日	まちづくり団体	21名
〃	交通事業者	20名
平成20年 1月23日	中心市街地大型店	16名
平成20年 2月 4日	大学等	17名
平成20年 2月14日	駐車場経営者	28名
〃	都市プランナー(建築士)	20名
平成20年 2月21日	商店街連合会青年部	25名
平成20年 5月22日	中心市街地商店会	26名
平成21年 1月20日	商店街連合会	12名
平成21年 7月 2日	商店街振興組合	13名
平成22年 2月26日	商店街振興組合	17名
平成22年 3月 5日	商店街振興組合	14名

平成 22 年 3 月 26 日	商店街振興組合	16 名
平成 22 年 4 月 22 日	商店街振興組合	16 名
平成 22 年 6 月 17 日	商工振興会	20 名
平成 22 年 7 月 7 日	商工振興会	20 名
平成 22 年 7 月 21 日	商工振興会	12 名
平成 23 年 2 月 23 日	商店街振興組合	19 名
平成 23 年 2 月 24 日	商工振興会	15 名
平成 23 年 3 月 10 日	商工振興会	32 名
平成 24 年 2 月 16 日	商店街連合会・商店街振興組合	40 名
平成 24 年 6 月 5 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 6 月 20 日	商店街振興組合	16 名
平成 24 年 7 月 19 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 9 月 27 日	商店街振興組合	12 名
平成 24 年 11 月 13 日	商店街振興組合	11 名
平成 25 年 3 月 11 日	商店街振興組合	8 名
平成 26 年 11 月 27 日	まちづくり団体	23 名
平成 27 年 1 月 20 日	まちづくり団体	24 名
令和元年 8 月 27 日（第 1 回）	ワーキンググループメンバー	21 名
令和元年 11 月 22 日（第 2 回）	ワーキンググループメンバー	19 名
令和元年 12 月 17 日（第 3 回）	ワーキンググループメンバー	18 名
令和 2 年 1 月 29 日（第 4 回）	ワーキンググループメンバー	14 名
令和 2 年 2 月 27 日（第 5 回）	ワーキンググループメンバー	17 名

(4) 法第 15 条各項の規定に適合していること

法第 15 条各項の規定に基づき、適合した組織を構成していることについては、以下の通り。

- ・ 第 1 項第 1 号の規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「福島商工会議所」、「株式会社まちづくりセンター」を組織の構成員としています。
- ・ 第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、「福島商工会議所」、「株式会社まちづくりセンター」を組織の構成員としています。
- ・ 第 3 項の規定に基づいて、公表を行っています。
- ・ 第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、学識者、交通事業者等を構成員として加えています。
- ・ 第 5 項の規定に基づき、協議会規約第 6 条各項で構成員について定めています。
- ・ 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関にオブザーバーとして協力を求めています。
- ・ 第 8 項の規定に基づき、関係団体・機関を構成員として加えています。
- ・ 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けています。
- ・ 第 10 項の規定に基づき、協議結果について尊重し、協議を図っています。
- ・ 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を協議会規約で定めています。

(5) 福島市中心市街地活性化協議会による意見書

福島市長 木 幡 浩 様

福島市中心市街地活性化基本計画(案)に
関する意見書

令和2年12月1日

福島市中心市街地活性化協議会

会長 渡 邊 博 美



福島市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記により意見書を提出します。

記

1. はじめに

福島市は、平成22年3月に福島市中心市街地活性化基本計画（以下、「第1期計画」）を策定され、『ふくしまの個性と魅力を発信する生活都心づくり』をコンセプトに、中心市街地の賑わいを再生するため、総合的な取り組みを展開されております。

また、平成23年3月の東日本大震災及び原発事故の影響により、人口の流出や来街者の減少が見受けられ、一日も早い復興・再生が強く求められていたなかで第1期計画に引き続き、第2期福島市中心市街地活性化基本計画（以下、「第2期計画」）を策定し、様々な施策に取り組んでこられました。

今般、第2期計画の期間満了に伴い、震災後の新しい未来に向けたまちづくりの考えのもと広域連携を視野に入れながら、中心市街地が担うべき役割に着目し、第3期福島市中心市街地活性化基本計画（案）（以下、「第3期計画（案）」）を策定されました。

福島市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）は、この第3期計画（案）を行政及び幅広い団体等の構成による委員によって、計画づくりを協働の観点から共に検討し、これまでの審議を踏まえ、第3期計画（案）に掲げる事項について、以下のとおり意見を提出いたします。

2. 本協議会の意見

第3期計画（案）は、基本コンセプトを『県都の風格を賑わいと快適さで彩る文化の香り高いまち』とし、「チャンスをつえ新たなステージへ飛躍する県都の風格と活力ある都心づくり」「まちのストックと人材を活かした賑わいの商業地づくり」の2つを基本方針として定められております。

本市においても本格的な人口減少・少子高齢化を迎えている中、中心市街地活性化へ向けた取り組みを止めることなく、更に回遊性の広がりを含め、民間開発の誘引を図るとともに、中心市街地における各種施策を展開することで、まちなか再生を持続的かつ確実なものとするのが喫緊の課題であります。

この中で策定された第3期計画（案）は、第2期計画において整備された大原総合病院、福島県立医科大学保健科学部や着手中の福島駅東口地区第一種市街地再開発事業、新まちなか広場整備事業など広域的な交流の活性化を促す拠点施設の整備を図り、新たな人の流れと呼び戻すための多様かつ参加型のソフト事業等を推進し、賑わいと活力ある商業地への再生を目標としているとともに学生等と共に取り組む産官学連携も盛り込まれていることは、中心市街地の具体的な施策となり活性化に繋がるものと考えます。

福島駅東口地区第一種市街地再開発事業による商業・居住・駐車場等の機能とコンベンション機能の複合施設が立地され、関係人口の拡大も期待できると考えられます。

また、居住環境の向上も図られ居住人口の増加も期待できると思われます。

これらのことから、協議会においては、第3期計画（案）の内容について妥当であると判断いたします。

なお、第3期計画（案）の推進にあたりましては、次の事項について十分配慮いただくことを望むものであります。

3. 配慮を望む事項

①スピード感をもった対応について

第3期計画（案）に記載された事業は、目標指標の達成はもちろん、中心市街地全体の賑わい創出に大きな影響を与えるものであることから、スピード感をもって実行されることを望みます。

②記載事業の進捗状況管理及び協議会への報告について

第3期計画（案）に記載された事業の進捗状況や目標指標の達成状況等を把握することは、関係者全員の意識統一を図る観点からも重要と思われます。必要な情報の収集やデータの分析はもちろんのこと、定期的な確認・検証・フォローアップを行いながら、事業の推進を図られることを望みます。

また、協議会としても、基本計画（案）の推進や中心市街地の活性化策について、今後も引き続き、各界・各層の関係者と連携を図りながら協議を行ってまいります。協議会に対し事業の進捗状況等について、都度ご報告を行って頂くことを望みます。

③活性化事業の追加・変更に対する迅速な計画の見直しについて

第3期計画（案）にできるだけ多くの民間事業が掲載されるよう意見の集約に努めてまいりましたが、事業内容の熟度不足や実施主体の未調整等の理由から掲載されなかったものもあります。これらの事業の熟度が高まり掲載可能なものになりしだい、迅速に第3期計画に追加いただき、計画の更なる充実を図っていただくことが望まれます。

④まちづくり団体等への支援について

第3期計画の推進にあたっては、商工会議所やまちづくりセンター、地域住民、商店街、NPO、関係団体などが一丸となって取り組むことが重要であります。

今後も、関係機関団体等のまちづくり活動や事業に対するご支援をお願いするとともに、引き続き協議会の運営や活動に対するご支援を賜りますよう望みます。

⑤県北地域の中心都市としての役割について

福島市は、県庁や市役所をはじめとする行政機能、工業団地等の産業基盤機能、教育・文化・医療・商業等の都市機能が集積しており、県北地域の中心としての役割を果たしております。

今回の第3期計画（案）を足掛かりとして、広域連携の基で土地利用や公共交通機関の強化を図るなど、更なる都市機能の強化を図り、民間投資を促進することで県都として、県北、福島圏域はもとより、福島県全体の発展に貢献を果たすことができる「ふくしまの顔」になることを望みます。

以 上

令和2年12月1日に、福島市中心市街地活性化協議会から福島市長にあて、「第3期福島市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書」が提出されました。



左）木幡浩福島市長、右）福島市中心市街地活性化協議会会長 渡邊博美

(6) 福島市中心市街地活性化協議会の規約

福島市中心市街地活性化協議会

規 約

(設置)

第1条 福島商工会議所及び株式会社福島まちづくりセンターは、「中心市街地の活性化に関する法律」(以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「福島市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(目的)

第3条 協議会は、地域における社会的・経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい魅力ある市街地の形成を図るため、その実施に必要な事項に係る協議を行うことを目的とする。

(公告の方法)

第4条 協議会の公告は、福島商工会議所、株式会社福島まちづくりセンター及び福島市のホームページを含めた広報への記載によりこれを行うものとする。

(事業)

第5条 協議会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整

イ 福島市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び、その実施に関し必要な事項についての意見提出

ロ 福島市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ハ 福島市中心市街地の活性化に関する構成員相互の意見及び情報交換

ニ 福島市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

ホ 中心市街地活性化のための勉強会、研修会及び情報交換

ヘ 協議会の構成員及び地域向けの情報発信

ト その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 次に掲げる中心市街地活性化に関する事業の調整

イ 市街地整備改善に関する事業

ロ 都市福利施設整備に関する事業

ハ 街なか居住促進に関する事業

ニ 商業活性化に関する事業

ホ 都市交通の整備に関する事業

ヘ その他中心市街地の活性化に関する事業

(構成員)

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 福島商工会議所
- (2) 株式会社福島まちづくりセンター
- (3) 福島市
- (4) 法第15号第4項及び第1号及び第2号の規定に該当する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(委員)

第7条 委員は、第6条各号に掲げるものが指名するものをもって充てる。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員が後任者を指名するものとし、任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(役員)

第8条 協議会に、会長1名、副会長若干名及び監事2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 役員の任期中に変更が生じた場合、任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会へ報告する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第11条 協議会の円滑な運営を図るために、協議会の下部組織として実務担当者による運営

会議を置く。

2 運営会議に委員長1名を置き、福島商工会議所専務理事をもって充てる。

3 運営会議の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会の設置）

第12条 協議会は、必要に応じて調査・研究するために分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（オブザーバー及びアドバイザーの設置）

第13条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためにオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

（事務局）

第14条 協議会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、福島商工会議所が処理する。

（経費の負担）

第15条 協議会の運営に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより、補助金及び負担金、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（解散）

第17条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、構成員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、協議会の承認を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付することができるものとする。

附則

1 この規約は、平成19年10月19日から施行する。

2 協議会設立時の委員の任期は、第7条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、協議会の承認を得て別に定める。

4 第13条（オブザーバー及びアドバイザーの設置）の改正規定は、平成27年6月29日から施行する。

5 第8条（役員）の改正規定は、令和5年6月21日から施行する。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1)客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

①福島市中心市街地活性化協議会における検討経過

1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針の（２）地域の現状に関する統計的なデータの把握において、統計的データの把握・分析を記載

②地域住民のニーズ等の把握・分析

1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針の（３）地域住民のニーズ等の把握・分析において、来街者アンケート調査に基づくニーズ等の把握・分析を記載

③これまでの中心市街地活性化に対する取組みの検証

1. 中心市街地活性化に関する基本的な方針の（４）これまでの中心市街地活性化に対する取組の検証において、前期計画における取組みの検証を記載

(2)様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

①パブリックコメントの実施

第3期福島市中心市街地活性化基本計画（案）について、広く市民等の意見を聴取するため、令和2年10月8日から令和2年11月9日までの33日間、市役所をはじめ、公共施設、ホームページ等を通じてパブリックコメントを実施した。

なお、寄せられた意見は、福島市ホームページ上で公表するとともに、分類して回答したものを別途公表している。

また、第3期福島市中心市街地活性化基本計画の作成段階から学識経験者、中心市街地の事業者及び市内大学に在学する学生を含めた市民及び商工会議所の職員を対象としたワークショップを複数回行い、市民等の意見も反映した。

(3)今後の推進体制について

第3期福島市中心市街地活性化基本計画に基づく事業及び設置の一体的推進にあたっては、中心市街地活性化協議会の構成員などにより実行委員会などを設置し、それぞれの事業計画の企画・調整を行う。また、中心市街地において各事業を総合的かつ一体的に展開するため、各事業実施者の連携を図りながら、事業を推進するものとする。

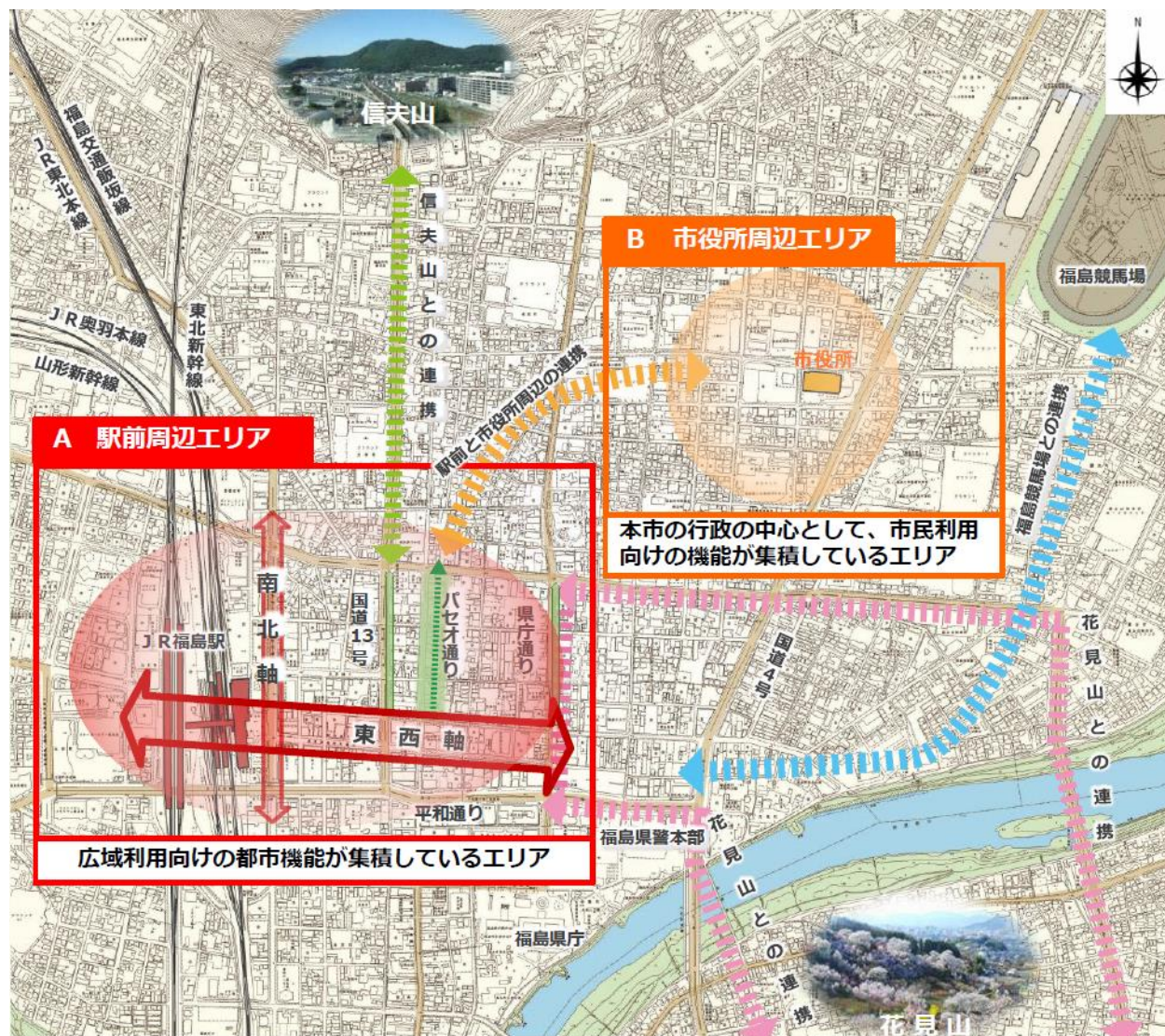
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 中心市街地への都市機能の集積のための方針

「福島市公共施設の戦略的再編整備検討委員会」と「福島市中心市街地における将来ビジョン検討委員会」からの提言を受け、中心市街地に立地する老朽化した公共施設の再編整備や中心市街地のにぎわい形成に向けた高次の都市機能の配置等に関する基本的な方向性を示した「風格ある県都を目指すまちづくり構想」及び福島市総合計画ならびに福島市都市計画マスタープランと整合を図りながら、都市機能の集積を図るものとしている。

また、まちづくり三法の見直しや福島県の商業まちづくりの推進に関する条例の制定に伴い、日常生活の利便性、中心市街地への商業施設の積極的な誘導と魅力向上、合理的な土地利用の促進等を示す、福島市商業まちづくり基本構想を策定した。



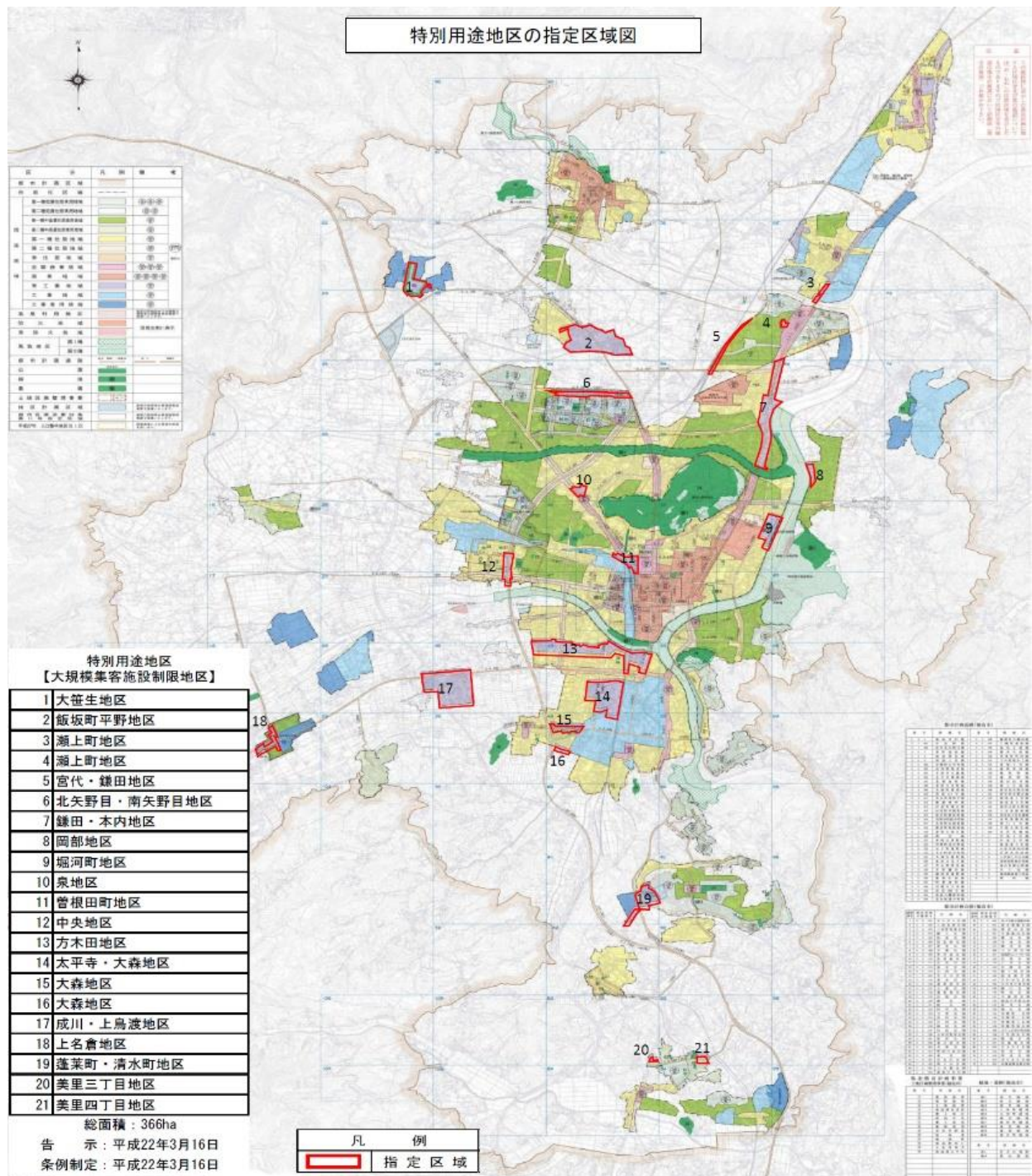
中心市街地機能強化エリア・動線軸

[2] 都市計画手法の活用

「準工業地域における大規模集客施設の立地規制に伴う特別用途地区」について、中心市街地への都市機能の集積を促進するため、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の都市計画決定と建築条例を施行する。

※建築物の延べ面積が10,000㎡を超える商業等の集客施設

- ・ 都市計画決定 平成22 年3 月16 日 都市計画変更告示
- ・ 建築条例施行 平成22 年3 月16 日 建築条例公布・施行



[3]都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

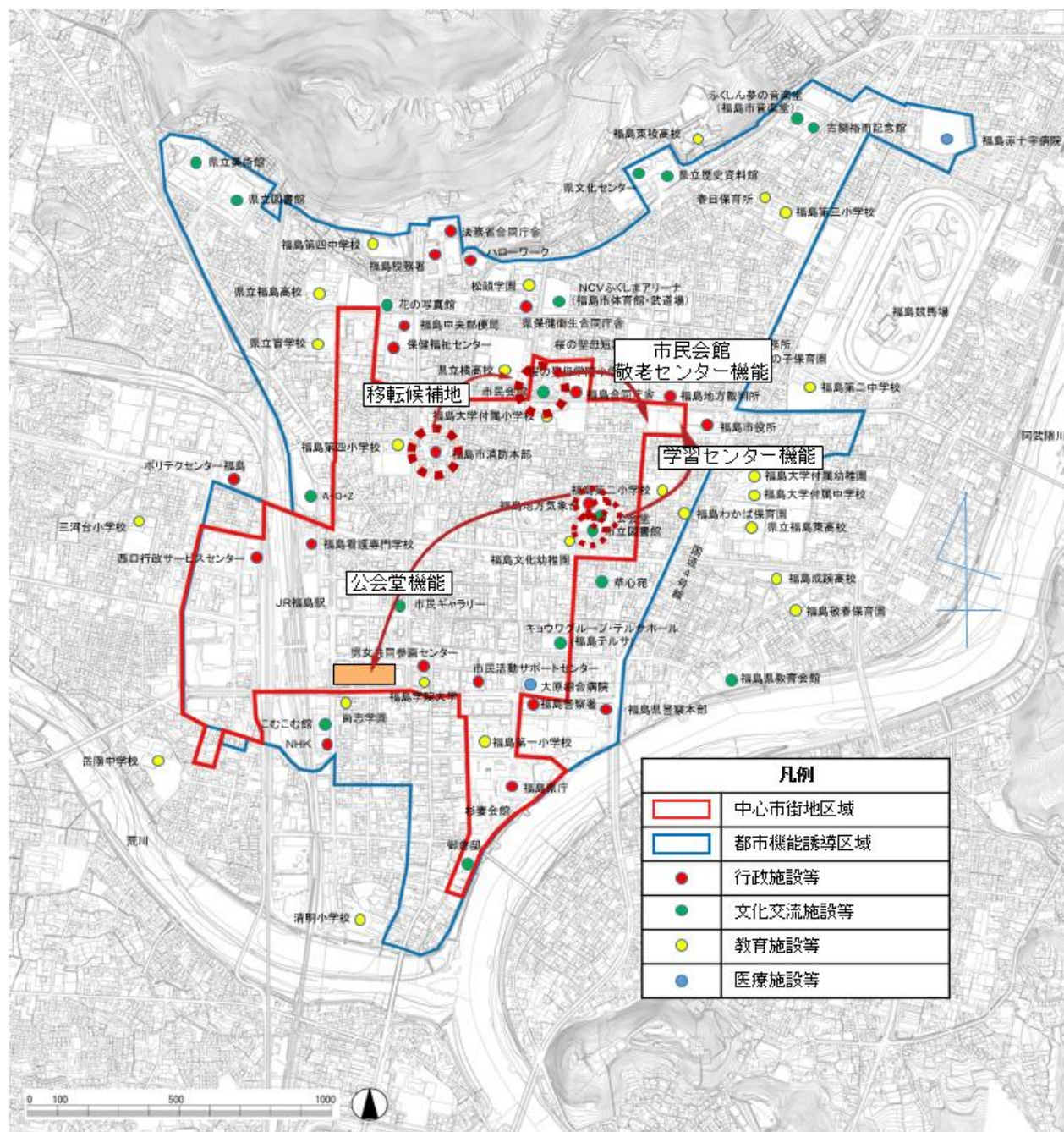
(1) 公共公益施設の状況

中心市街地には、公会堂、図書館本館、学習センター、市民会館や小中学校などの多くの公共施設が立地し、市民生活の中心として、また様々な集いと交流の場を担ってきた。

しかし、過去に建設された大半の公共施設はこれから更新時期を迎えることになる。

施設整備にあたっては、風格ある県都を目指すまちづくり構想と福島市公共施設等総合管理計画の基本方針を踏まえ、真に必要な機能の選択や統合・複合化の市民利用施設再編整備検討を進めるとともに既存ストックの有効活用のもとで、活性化を図る。

<中心市街地内の公共公益施設の立地状況>



(2) 主な市民利用施設再編整備検討

公会堂の機能及び市民会館機能の一部を統合し、コンベンション機能の強化と新たな交流・集客拠点として、福島駅東口地区第一種市街地再開発事業と連携し、コンベンションホールを検討し整備する。

また、市民センターは、市民会館・敬老センター・中央学習センターの機能を統合・複合化した「市民交流機能」・「議会機能」及び「防災機能」を備えた施設を整備する。

これらの中心市街地の市民利用施設の再編を検討し機能更新を図りつつ、活性化に向けての活用を図る。

< 中心市街地の老朽化した4施設の状況 >

施設名	公会堂（昭和34年竣工：築60年）	
施設基礎情報	所在地：福島市松木町 構造：地上3階・地下1階（SRC造） 延床面積：4,259㎡ 駐車場：45台 設備：ホール1,273席/楽屋控室4室	
施設概要	本市の集客施設の中核として長年親しまれてきたシンボリック施設で、演劇や舞台の鑑賞会、各種講演会をはじめ、市民芸術活動の発表の場として多くの団体に利用されてきた。	
施設現況	①施設老朽化により、平成30年3月末をもって休館 ②新耐震基準に不適合	
利用状況	年間利用者は約6万人、ホール平均稼働率21%	

施設名	市民会館（昭和46年竣工：築48年）	
施設基礎情報	所在地：福島市霞町 構造：地上6階・地下1階（RC造） 延床面積：6,547㎡ 駐車場：100台 設備：ホール×2 / 会議室×19 / 茶室茶道室×2 / 華道室 / 料理教室 / 音楽室	
施設概要	本市の基幹的集会施設として、長年市民の集会等にご利用されてきた。	
施設現況	①築46年経過により施設老朽化が進行 ②新耐震基準に不適合（避難所指定あり）	
利用状況	年間利用者は約19万人、全館平均稼働率42%	

施設名	図書館本館（昭和33年竣工：築61年）
施設基礎情報	所在地：福島市松木町 構造：地上3階（RC造） 延床面積：2,694㎡ 駐車場：20台 蔵書冊数：本館436,129冊 （H27末）全館910,241冊
施設概要	市民の教育と文化の振興を図るために設置され、図書館分館と各学習センター図書室を取りまとめる中央館としての機能を持つ。
施設現況	①築59年経過により施設老朽化が進行 ②新耐震基準に不適合
利用状況	年間利用者は約6.8万人（入館者16万人）



施設名	中央学習センター（昭和34年竣工：築60年）
施設基礎情報	所在地：福島市松木町 構造：地上3階・地下1階（RC造） （公会堂と合築） 延床面積：2,009㎡ 駐車場：26台 設備：講義室×5/和室×2/ホール×2
施設概要	市民の生涯にわたる学習活動を推進し、市民の教養の向上、生活文化の振興及び社会福祉の増進を図るために設置され、公民館事業や貸館等による生涯学習活動の支援を行う中央地区の地域コミュニティの中核施設で、優先的開設避難所でもある。学習センター相互の連絡調整を図る中央館としての機能も有する。
施設現況	①築59年経過により施設老朽化が進行 ②新耐震基準に不適合
利用状況	年間利用者は約5万人、平均稼働率40%



＜中心市街地と周辺の主な公共施設の状況＞

福島消防本部/福島消防署

所在地：福島市天神町（築 48 年）



【現況】

《行政系施設》

建物：地上 3 階（RC 造）/延床 1,445 m²/合築

機能：①消防庁舎（本部 5 課）及び福島消防署

②高機能消防指令システムによる、消防救急受付指令業務
（※システム更新：令和 8 年度）

ふくしん夢の音楽堂（福島市音楽堂）/働く婦人の家/勤労青少年ホーム

所在地：福島市入江町（築 35 年）



【現況】

《市民文化系施設/産業系施設》

建物：地上 3 階・地下 1 階（SRC 造）/延床 7,786 m²/合築

機能：①（音）：音楽ホール（1,002 席）ほか/年 15 万人利用

②（働）：講習室等 4 室/年 2.3 万人利用

③（勤）：談話室等 6 室/年 3.5 万人利用

草心苑

所在地：福島市仲間町



【現況】

《社会教育系施設》

建物：地上 2 階（木造）/延床 226 m²/寄附物件

機能：①茶室等 6 室

②年約 4 千人利用

③駐車台数 4 台

古関裕而記念館

所在地：福島市入江町（築 31 年）



【現況】

《市民文化系施設》

建物：地上 2 階（RC 造）/延床 656 m²/②に集約配置

機能：①名誉市民で作曲家・古関裕而の資料の収集・保存・
展示等を目的とした施設

②展示室ほか/年 1.5 万人利用

キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ） 所在地：福島市上町（築 25 年）



【現況】

《市民文化系施設》

建物：地上 6 階・地下 1 階（SRC 造）/延床 9,649 m²

機能：①ホール（473 席）、楽屋、会議室等 14 室

②年 14 万人利用

③福島駅徒歩圏に立地

産業交流プラザ（コラッセふくしま内） 所在地：福島市三河南町（築 17 年）	
	【現況】 《産業系施設》 建物：地上 13 階・地下 1 階（S 造） / 市延床 1,518 m² 県・市区分所有施設/図書館分館併設 機能：①展示室（288 m²）、レンタルオフィス、会議室等 8 室 ②年 9 万人利用/福島駅徒歩圏に立地
こむこむ館 所在地：福島市早稲町（築 14 年）	
	【現況】 《子育て支援系施設》 建物：地上 4 階・地下 1 階（SRC 造）/延床 9,886 m²/合築 （NHK 福島放送局）/図書館分館併設 機能：①ホール（296 席）、学習室、展示室等 13 室 ②年 27 万人利用/福島駅徒歩圏に立地
御倉邸 所在地：福島市御倉町（築 93 年）	
	【現況】 《公園施設》 建物：地上 1 階（木造）/延床 404 m²/旧日銀支店長役宅 機能：①和室、洋室等 6 室 ②年 2 万人利用/福島駅 1 km 圏に立地
写真美術館/市民ギャラリー 所在地：福島市森合町/福島市置賜町（築 96 年/築 45 年）	
	【現況】 《市民文化系施設》 建物：（写）地上 2 階（石造）/延床 404 m²/震災後休館 （市）地上 3 階（RC 造）/延床 844 m² 機能：①（写・市）ギャラリー等 ②（写）年 1.6 万人（※H20）/（市）年 8 千人 ③（市）福島駅徒歩圏に立地
アクティブシニアセンター・アオウゼ 所在地：福島市曽根田町（※民間所有 築 20 年）	
	【現況】 《市民文化系施設》 民間建物：地上 6 階（S 造）/複合ビル（商業・公共） 市借用 5,684 m²（全体 58,239 m²） 機能：①ホール（403 m²）、活動室、和室等 12 室 ②年 60 万人入館 ③福島駅徒歩圏に立地

[4]都市機能の集積のための事業等

前項4 から8 に記載した事業のうち、都市機能の集積への寄与が特に大きいと考えられる事業は以下のとおりである。

(表) 都市機能集積に拘る事業

番号		都市機能集積に係わる事業	概 要
4章市街地の整備改善のための事業	3	福島駅東口地区第一種市街地再開発事業	商業、オフィス、ホテル、マンション、公益施設、公共空間、立体駐車場等の整備
	4	新まちなか広場整備事業	広場の整備 屋根、トイレ、倉庫等
	7	福島駅前広場情報板運営事業	大型マルチビジョンとデジタルサイネージを活用した情報発信
5章都市福利施設を整備する事業	9	市民センター整備事業（五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業）	市民交流機能、防災機能、議会機能、行政機能の整備
	10	福島駅前交流・集客拠点施設整備事業	公益施設の整備
6章居住促進のための事業	13	太田町地区市街地住宅供給型優良建築物等整備事業	1 階 店舗、 2～5階 賃貸住宅（16戸）
	15	新浜町地区優良再開発型優良建築物等整備事業	分譲住宅（2～4LDK、87 戸）、 クリニック、立体駐車場 RC 造、地上 19 階建
7章商業活性化のための事業	18	街なかの地域資源を活用した街コス開催事業	街なかコスプレイベントの開催
	19	商店街エリア価値向上支援事業	エリアマネジメントによる、街なかの価値向上を実施
	24	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（街なか等古閑裕而誘客事業）	情報誌と連携した取組み
	26	専門店の技やこだわりを楽しめるクラフト・モール整備事業	①クラフト・モール作り事業 ②クラフトマン作り事業 ③クラフト・モール演出事業 ④クラフト・モール・メンバー作り事業 ⑤運営組織強化事業
	37	道路空間活用事業	道路の占用を活用したイベント
8章一体的な推進のための事業	38	古閑裕而を活かしたまちづくり事業（メロディーバスの実証運行）	古閑裕而ストリートを巡回する実証運行
	39	バリアフリーマスタープラン推進事業	計画策定

11. その他中心市街地の活性化に資する事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

基本計画に掲げた事業について、実践的・試行的な活動を行っているもの等を以下に記す。

(1) 街なか広場 テーブル・ベンチ設置社会実験

街なか広場が人々の自由に集う居場所となりうるかどうか、イベントの開催されていない日にテーブルとベンチを設置し自由に使える居心地の良い場所であるかの社会実験を実施している。

(2) 電動アシスト付き自転車を活用したシェアサイクル社会実験

中心市街地の回遊性向上を図るため、バスや鉄道交通を補完する移動手段として、電動アシスト付き自転車とスマートホンによるＩＯＴを活用し、決められた場所ならどこでも返却可能なシェアサイクルの導入に向けた社会実験の実施を検討する。

(3) 商店街における主体的な取組み

福島駅前通りとパセオ通りを隣接する商店がホコ天や路上テラスを設置し「新しい生活様式」を実践しながら市街地の賑わい創出するための取組みを実施している。

[2] 都市計画等との調和

(1) 都市マスタープラン

平成29年3月に策定した福島市都市マスタープランにおいて、中心市街地活性化について以下（抜粋）の様に位置付けている。

①土地利用に関する方針

【基本的な考え方】

- ・人口減少社会へ移行し、少子高齢化が進行する中であって都市の活力を維持増進することが重要です。そのため、市街地内の生活環境の向上と適切な土地利用の規制・誘導により地域ごとのコンパクトなまちづくりを進めます。
- ・地域公共交通との連携によるコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくりを目指します。
- ・既存の人口・都市機能・基盤集積を生かした効率的な都市経営と、特色ある自然・田園環境を活かした魅力あるまちづくりを進めるため、無秩序な市街地拡大を防止し、適切な市街地と都市計画区域の確保を図ります。
- ・都市的なサービス機能の強化、交流人口の増大等、まちの活性化に必要な機能の整備について、中心市街地などにおいて、都市基盤整備を進めます。
- ・雇用環境の充実を図るため、インターチェンジ周辺等の交通条件の優れた場所等において、周辺の良好な自然・田園環境の保全・活用を図るとともに、市街地以外の既存集落地の活力の維持・再生や農業振興との連携により定住環境の向上を図ります。

（商業・業務系の土地利用の方針）

- ・中心市街地における魅力と賑わい強化

（住居系の土地利用の方針）

- ・都心周辺の利便性や地域資源を生かした魅力ある居住機能の強化

（立地適正化計画に係る土地利用の方針）

- ・効率的な都市経営に資する立地適正化計画の検討

②道路・交通に関する方針

【基本的な考え方】

- ・本市と県内外の主要都市を広域的に結ぶ高規格幹線道路や、主要幹線道路の整備促進を図り、市内の各地域や拠点間を結ぶ幹線道路等については、必要性・まちづくりへの波及効果・優先度等を勘案しつつ、体系的に整備を進めます。
- ・道路施設の長寿命化等により効率的な維持・更新を図ります。
- ・各地域において、歩行者・自転車の利用環境の充実や安全性の確保、景観形成や沿道の賑わい確保等に留意した質の高い道路空間づくりなど、安全で快適な市民生活を支える道路整備を推進します。
- ・地球温暖化等の環境問題や高齢化社会への対応に有効な鉄道・バス等については、公共交

通ネットワークの充実や、ユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化などによる施設整備等により利用促進を図ります。

（歩行者・自転車のネットワーク整備の方針）

- ・ 中心市街地の賑わい・回遊を高める歩行者軸の強化

（駐車場整備の方針）

- ・ 中心市街地及び観光・レクリエーション拠点等における駐車場の適正な配置と整備
- ・ 中心市街地における自転車駐車スペースの適正な配置と管理の検討

③中心市街地活性化に関する方針

【基本的な考え方】

- ・ 中心市街地は、県都にふさわしい魅力あふれる広域的な拠点として、商業・業務・医療・介護福祉・コンベンション・教育文化・交流・情報発信・まちなか居住など都市機能の集積強化を図ります。
- ・ 既存施設や空き店舗等を活かしつつ、福島駅を中心とした賑わいある集客拠点の強化を図ります。
- ・ 循環バスや自転車等の利用促進も含めて、歩いて楽しめる回遊環境の充実を図ります。
- ・ 中心市街地の優れた交通条件や都市機能集積を生かし、まちなか居住を促進します。

（集客拠点と回遊環境の強化に係る方針）

- ・ 拠点施設の整備
- ・ まちなかの魅力の向上と賑わいの創出
- ・ 福島駅周辺の集客・回遊機能の強化
- ・ 回遊環境の強化

（都心居住の促進に係る方針）

- ・ 都心居住の促進
- ・ 医療・福祉施設の充実や交流環境の促進

（中心市街地活性化基本計画に基づく重点的な施策展開）

- ・ 持続的かつ確実なまちなか再生

（２）福島市立地適正化計画

平成31年3月に策定した福島市立地適正化計画は、福島市都市マスタープランに即すとともに関連計画と連携を図りながら進める。

[3]その他の事項

●地方版総合戦略について

平成 27 年 10 月に策定（令和 2 年 4 月に改定）した福島市総合戦略では、基本目標の中に「産業活力を向上させ、安心して働き続けられるまちへ」「人に選ばれ、活気あふれる魅力多いまちへ」「安心できる、住んでよかったと感じられるまちへ」を掲げて、具体的な施策・事業、重要業績指標（KPI）を以下のとおり設定している。

<基本目標 1：産業活力を向上させ、安心して働き続けられるまちへ>

【施策】にぎわいのある商店街づくり

・商店街空き店舗対策事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
中心市街地空き店舗数	77 店舗（H26 年度）	67 店舗（R2 年度）

・街なかにぎわい創出事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
チャレンジショップへの出店数	2 件（H26 年度）	5 件（R2 年度）

・街なか店舗経営力向上支援事業

・創業応援利子補給事業

・起業者育成事業

【施策】新たな交流の推進

・インバウンド推進事業

・観光客おもてなし向上事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
本市への外国人宿泊人数	4,632 人（H26 年）	26,900 人（R2 年）

・コンベンション誘致事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
コンベンション誘致件数	誘致件数 0 件、開催支援件数 35 件（H26 年度）	誘致件数 5 件、開催支援件数 40 件（R2 年度）

<基本目標 3：人に選ばれ、活気あふれる魅力多いまちへ>

【施策】地域資源を活かした交流の推進

・古閑裕而を活かしたまちづくり事業

・ロケツーリズム体制整備事業

＜基本目標４：安心できる、住んでよかったと感じられるまちへ＞

【施策】時代に合った社会基盤整備及び利活用

- ・ 公共施設等総合管理計画の推進
- ・ 暮らし・にぎわい再生事業等
- ・ 立地適正化計画推進事業
- ・ 公共交通と自転車による快適なまちづくり推進事業

重要業績評価指標（KPI）	基準値	目標値
中心市街地の居住人口	16,750 人（H26 年度）	16,820 人（R2 年度）
歩行者・自転車通行量	34,918 人/日（H26 年度）	35,970 人/日（R2 年度）
福島市管内路線バス福島市内乗車人員（年間）	5,013,000 人（H26 年度）	5,000,000 人（R2 年度）
福島駅交通飯坂線阿武隈急行線福島市内乗車人員（年間）	3,799,000 人（H26 年度）	3,800,000 人（R2 年度）

●中心市街地活性化基本計画と調和又は適合を図るべき各種計画の作成状況

計画名	作成年度
地方版総合戦略	平成 27 年 10 月策定 （令和 2 年 4 月改定）
地域再生計画 ふくしましごと創生プロジェクト ひとと地域が輝くまちづくりプロジェクト 売れるものづくり・ブランド力強化プロジェクト ウェルネスのまちふくしま創出プロジェクト ふくしま・わくわく生活実現支援プロジェクト 地域資源活用による観光交流しごと創出プロジェクト 地方を舞台とした映像作品から始まる関係人口の拡大と新たなふるさと創出計画	平成 28 年 8 月策定 平成 31 年 4 月策定 平成 31 年 4 月策定 平成 31 年 4 月策定 平成 31 年 4 月策定 令和 2 年 4 月策定 令和 2 年 4 月策定
福島市立地適正化計画	平成 31 年 3 月作成
地域公共交通網形成計画	平成 28 年 3 月作成
福島市交通バリアフリー基本構想	平成 16 年 5 月作成

・ 中心市街地活性化基本計画の区域図と立地適正化計画の都市機能誘導区域図について
立地適正化計画における都市機能誘導区域は中心市街地を包含している。

※両計画の区域図を別紙として記載

●地元ニーズの把握のための手法について

- ・ 令和元年 8 月に市民アンケートを実施し、中心市街地への来訪頻度や交通手段、来訪目的、過去 5 年間の活性化への評価、まちづくりに関する重要度と満足度、中心市街地で改善すべきこと、

必要な取組み、欲しい施設等について調査したところ、商業の魅力のほか、芸術・文化や子供やお年寄り向けの場所、緑や水などのうるおい空間、イベントの開催、歩行者や夜間の安全性への要望が多かった。

計画素案に係るパブリックコメントについては、内閣府との協議を踏まえ、令和 2 年 10 月に実施予定。

12. 認定基準に適合していることの説明

基 準	項 目	説 明
第 1 号基準 基本方針に適合 するものである こと	意義及び目標に関する事項	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
	認定の手續	認定申請は本市が行う。協議会の意見は、「9. (2) 中心市街地活性化協議会に関する事項」に記載
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載
	4 から 8 までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他の中心市街地の活性化に関する重要な事項」に記載。
第 2 号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な 4 から 8 までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載
第 3 号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」までに記載
	事業の実施スケジュールが明確であること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」から「8. 4 か

		ら 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に 推進する事業に関する事項」までに記載
--	--	---